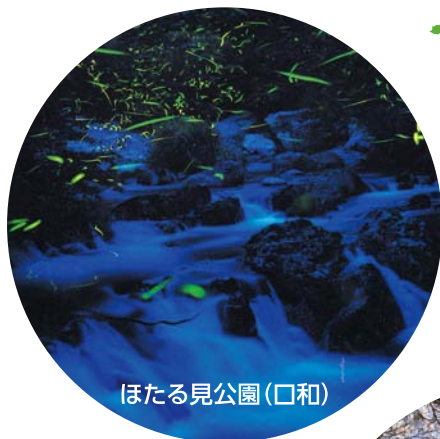


美しく輝く 里山共生都市

～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～

第2期庄原市長期総合計画

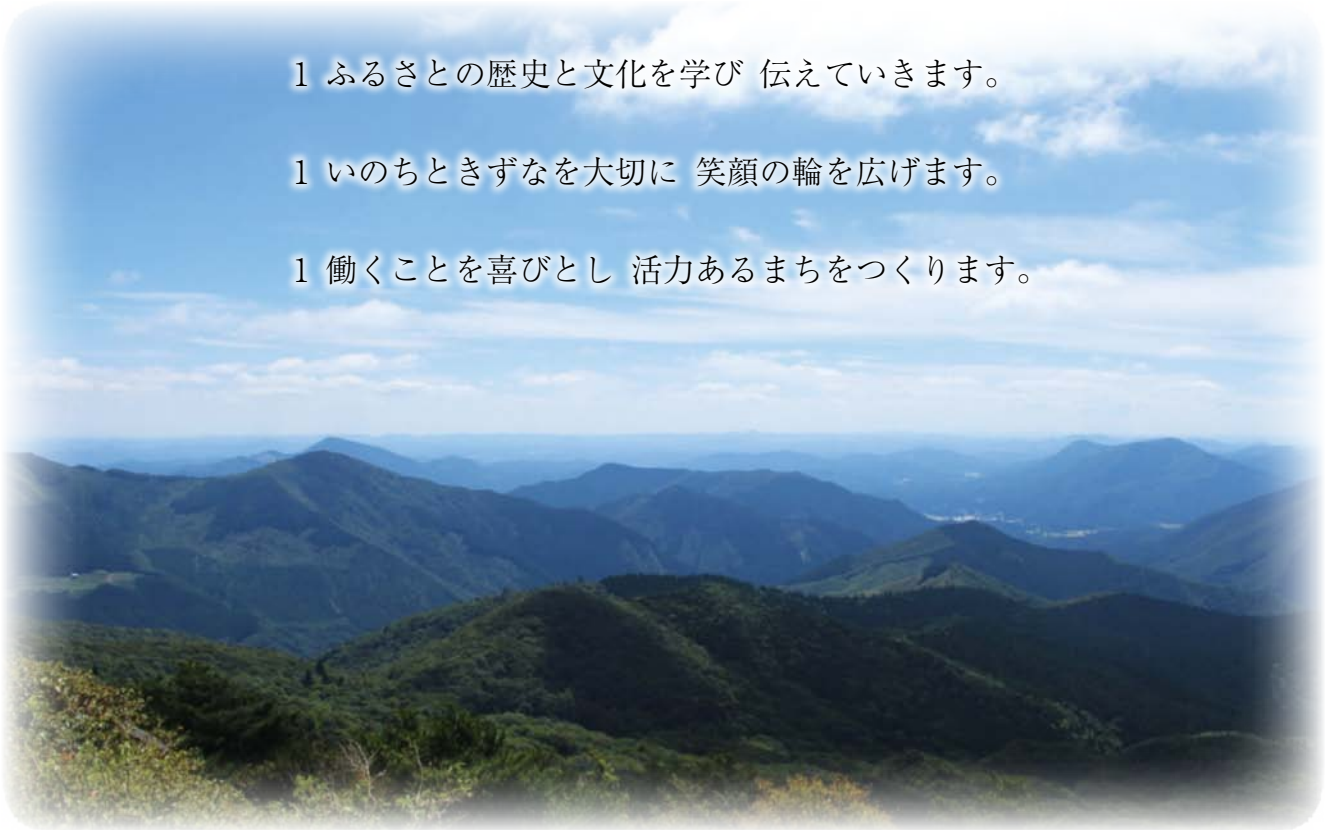


平成28年3月
庄原市

庄原市市民憲章

わたしたちの庄原市は、比婆の山々に囲まれた雄大な自然と、先人の知恵と努力によって築き上げられた歴史と文化をもつまちです。こうしたふるさとを次の世代に引き継ぎ、元気で住みよい地域づくりをすすめるために、この市民憲章を定めます。

- 1 健康なからだ と 豊かなところを ^{はぐく}育みます。
- 1 ふるさとを愛し さとやまの自然を 守ります。
- 1 ふるさとの歴史と文化を学び 伝えていきます。
- 1 いのちときずなを大切に 笑顔の輪を広げます。
- 1 働くことを喜びとし 活力あるまちをつくります。



市の花：サクラ



市内の随所に植えられるなど、古くから多くの市民になじみ親しまれています。

市の木：ブナ



市内を流れる西城川の水源地でもある中国山地に豊かなブナの純林を形成し、全国有数の天然記念物として大切にされています。

「美しく輝く 里山共生都市」の実現に向けて

本市は、平成17年3月、1市6町の合併により誕生し、以来、10年の月日が経過しました。この間、合併後はじめてとなる「第1期庄原市長期総合計画」を策定し、広大な市域を有する特性や課題に応じた政策および施策を展開する中で、市民の一体感の醸成と地域の一体的な発展に取り組んでまいりました。

一方、わが国においては、超高齢・人口減少社会の本格的な到来、世界的金融不況に端を発する経済情勢の悪化、また地震や局地的豪雨といった大規模災害への対応など、様々な課題が顕在化しており、とりわけ、地域経済や地域活力に多大な影響を及ぼす人口の減少は、本市の最重要課題であると認識しております。



こうした社会情勢を踏まえ、この度、第1期計画が終期を迎えるにあたり、市民の皆さんと夢や課題を共有しながら、人口減少をはじめとする様々な課題に立ち向かい、本市の新たな10年を創造するための指針として、「第2期庄原市長期総合計画」を策定いたしました。

この計画では、本市の魅力である四季折々に彩りを変える美しい自然環境や、人と自然が調和する里山の暮らしに改めて目を向け、守り、発展させ、そして次代へと継承する。さらに、家族や地域を愛する気持ちを育みながら、市民の皆さん、本市に縁のある皆さんなど、多くの方々に「いつまでも暮らし続けたい」「いつかは暮らしてみたい」「このまちが好き」と実感していただける庄原市を創造するという強い意思・願いを込め、将来像を「美しく輝く 里山共生都市 ～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～」と決めました。

本市におきましては、今後も人口の減少・少子高齢化の進行が見込まれるほか、財政面では、合併特例措置の終了に伴う普通交付税の減額など、取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予測されておりますが、広大な市域の中に所在する「人・自然・歴史・文化」などの多様な地域資源を最大限に活用し、本市の魅力向上に努めながら、将来像の実現に向け、一步一步着実に市政運営の歩みを進めてまいります。

市民の皆さんには、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査およびパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆さんをはじめ、熱心かつ慎重にご審議をいただきました審議会委員ならびに市議会議員の皆さんに対し、心より御礼申し上げます。

庄原市長 木山耕三

目次

第1章 基本事項

第1節 はじめに	2
1 計画の趣旨	2
2 計画策定の根拠	3
3 計画の構成	3
4 計画の対象期間	4
第2節 わが国の社会情勢	5
1 人口減少社会の到来	5
2 少子高齢化の進行	5
3 地方創生への取り組み	5
4 厳しい経済環境	5
5 産業構造の変化	5
6 就労形態の多様化	6
7 地域防災への要請	6
8 コンパクト&ネットワークの形成	6
9 老朽施設への対応	6
10 国際化の進展	6
第3節 本市の姿	7
1 概況	7
2 歴史・文化	9
3 人口・世帯数	12
4 産業	16
5 土地利用	21
6 社会基盤	22
7 医療	26
8 福祉	27
9 教育	28
10 財政(普通会計)	29
11 市民の声(住民アンケート)	32
第4節 第1期長期総合計画の検証	35
1 目標人口と実績	35
2 基本政策別・基本施策別の検証	36
3 重点戦略プロジェクトの検証	60
4 深刻な問題の検証	72
第5節 本市の最重要課題 ～人口の減少～	73
1 人口減少の影響	74
2 人口減少の要因	77

第2章 基本構想

第1節 はじめに ～推計数値および計画数値～	84
1 人口推計	84
2 財政規模の推計(普通会計)	86
第2節 基本理念と将来像 ～10年後の姿を描く～	87
1 基本理念	87
2 将来像	90
第3節 目標人口	92
1 定住人口	92
2 本市における定住施策の考え方	94
3 交流人口	95
第4節 長期ビジョン	97
1 機能を有する拠点区域の形成	97
2 一体感の醸成と一体的な発展	100
3 効果的な活用で輝く広大な区域	101
4 家族愛・地域愛・里山愛に支えられた未来	103
第5節 基本政策と基本施策	105
1 “絆”が実感できるまち(自治・協働・定住)	106
2 “にぎわい”が実感できるまち(産業・交流)	107
3 “快適な暮らし”が実感できるまち(環境・基盤・交通・情報)	108
4 “あんしん”が実感できるまち(保健・福祉・医療・介護)	109
5 “学びと誇り”が実感できるまち(教育・文化)	110
本市の最重要課題と基本構想の構成	111

第3章 基本計画

第1節 “絆”が実感できるまち(自治・協働・定住)……………	115
1 自治・協働の推進……………	115
2 人権尊重社会の実現……………	117
3 男女共同参画社会の実現……………	118
4 定住の促進……………	119
5 効果的・効率的な行財政運営……………	121
第2節 “にぎわい”が実感できるまち(産業・交流)……………	123
1 農林水産業の振興……………	123
2 商工業の振興……………	126
3 観光交流の推進……………	128
4 多文化交流の促進……………	130
第3節 “快適な暮らし”が実感できるまち(環境・基盤・交通・情報)……………	131
1 生活基盤の整備……………	131
2 生活環境の向上……………	133
3 生活の安全確保……………	135
4 環境衛生の充実……………	137
第4節 “あんしん”が実感できるまち(保健・福祉・医療・介護)……………	139
1 子育て支援……………	139
2 高齢者の自立支援……………	142
3 障害者の自立支援……………	144
4 地域福祉の向上……………	146
5 健康づくりの推進……………	147
6 医療の充実……………	149
7 社会保障制度の適正運営……………	150
第5節 “学びと誇り”が実感できるまち(教育・文化)……………	152
1 学校教育の充実……………	152
2 生涯学習・社会教育の充実……………	156
3 芸術・文化の推進……………	158
4 スポーツの推進……………	160
5 家庭・地域の教育力の向上……………	162

第4章 資料編

第1節 諮問・答申	166
第2節 関係法令等	167
第3節 策定体制	172
第4節 審議会委員名簿	173
第5節 策定経過	174
第6節 用語解説	176

第 1 章 基本事項

第1章 基本事項

第1節 はじめに

1 計画の趣旨

幕末・維新の先駆者である吉田松陰は、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に、夢なき者に成功なし。」と、成功を収めるには、夢を描き、計画を立て、実行することが大切であると説いています。

庄原市は、平成17(2005)年3月31日に、1市6町の合併により誕生し、以来、10年が経過しました。この間、「げんき」と「やすらぎ」のさとやま文化都市」を将来像とする第1期庄原市長期総合計画を策定するとともに、平成24(2012)年4月1日には、まちづくりにおける最高規範として庄原市まちづくり基本条例を施行し、市民と行政の協働による“まちづくり”に取り組んでいます。

10年前に描いた10年後の姿と現在を比較し、合併後のまちづくりを画一的に評価することはできませんが、今を生きる私たちには、先人から引き継いだ“ふるさと”を未来に継承するとともに、この地が「生まれた人が誇りを持ち」、「暮らす人がしあわせを感じ」、「訪れる人が喜びを享受できる」“ふるさと”であり続けられるよう努力することが求められています。

第2期庄原市長期総合計画は、こうした背景を踏まえ、市民と行政が夢や課題を共有しながら、第2期(10年後)の庄原市を創造するための指針として策定したものです。

なお、この計画は、庄原市における最上位の行政計画に位置づけます。

“まちづくり”の意味

庄原市まちづくり基本条例では、“まちづくり”を**市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動および事業**と定義しています。

一方で“まちづくり”は、「社会や地域を創造する」という意味をはじめ、道路や上下水道、情報基盤などの施設整備、行政サービスや事業運営の新たな仕組みづくりなどを意図して使用する場面も少なくありません。

この計画では、こうした多様な解釈も条例で定義する意味に含まれるものとして“まちづくり”と表現しています。

2 計画策定の根拠

基本構想の策定は、これまで地方自治法の規定により義務化されていましたが、平成23(2011)年の法律改正により、現在、策定義務は課されていません。

■ 改正前の地方自治法(抜粋)

第2条

- 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

しかしながら、市民と行政が手を携えて“未来のまち”を創るためには、目標とする「まちの姿」や、その実現に向けて取り組む基本政策などを整理する必要があることから、第2期庄原市長期総合計画は、庄原市まちづくり基本条例を根拠として策定したものです。

■ 庄原市まちづくり基本条例(抜粋)

(市長の責務)

第8条

- 2 市長は、市民の意向を尊重し、自らの判断と責任において必要な施策を選択し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するものとします。

(市民の参画と協働)

第10条

- 2 市は、市民参画のもとで基本構想、基本計画および各施策の基本となる計画の策定および見直しを行うものとします。

3 計画の構成

この計画は、基本事項、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。なお、実施計画は別冊で作成します。

【基本事項】

計画の趣旨や対象期間、社会背景、本市の現状、市民の声(アンケート結果)、第1期長期総合計画の検証結果(実績・成果・評価・課題)など、基本的な事項を整理しています。

【基本構想】

基本理念や将来像、目標人口や長期ビジョンなどを掲げるとともに、それらを実現するための分野別の基本政策および基本施策の項目を整理しています。

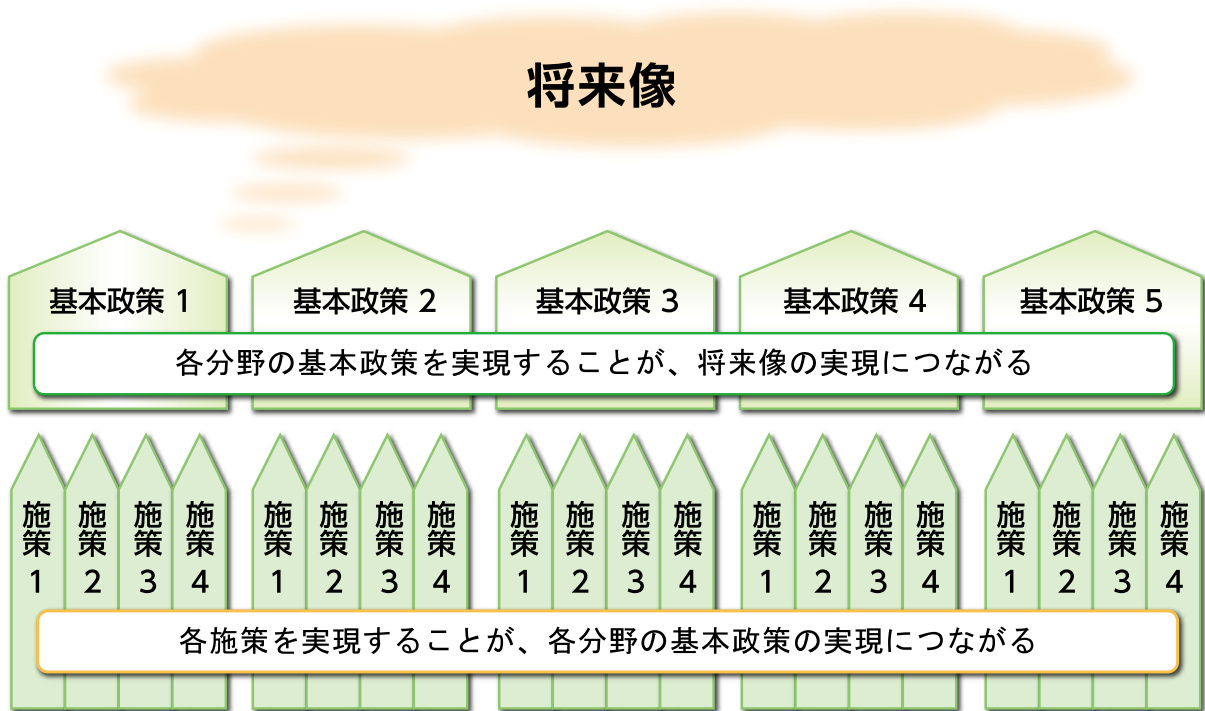
【基本計画】

基本政策を実現するための基本施策および具体的施策の概要、目標数値などを整理しています。

【実施計画】

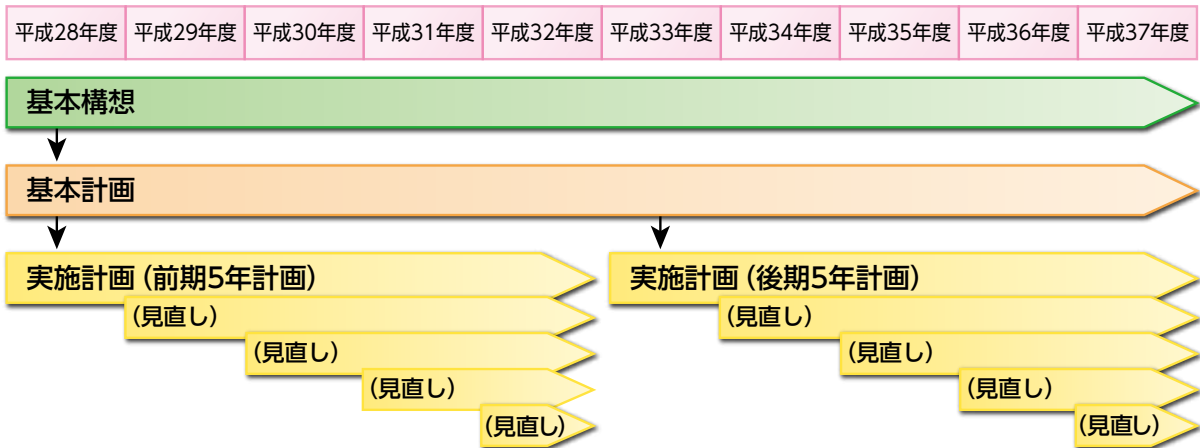
基本構想や基本計画の方向性に沿いつつ財政計画との整合を図り、各年度に実施する具体的な事業を整理しています。

■ 将来像と政策・施策の関係



4 計画の対象期間

基本構想・基本計画は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間を対象期間とし、実施計画は、前期5年・後期5年とし、毎年度見直しを行います。



第1章 基本事項 第1節 はじめに

第2章 基本構想

第3章 基本計画

第4章 資料編

第2節 わが国の社会情勢

1 人口減少社会の到来

わが国は本格的な人口減少社会を迎え、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、10年後の平成37(2025)年の人口は、現在より約700万人減の1億2,000万人余りになると見込まれています。

また、平成26(2014)年5月には、有識者で構成する日本創成会議が、「平成22(2010)年から平成52(2040)年までに、出産年齢の中心である20代から30代の女性人口が5割以上減少する市町村(全国で約半数の896市町村。庄原市も含まれる。)は、少子高齢化に拍車がかかり、将来的に行政機能が立ち行かなくなると消滅の可能性がある」と提言しています。

2 少子高齢化の進行

わが国の出生数は過去最低が続いており、平成26(2014)年は昭和40年代に比べて半減の約100万人となっています。少子化は、地域のみならず企業や国の将来にまで多大な影響を及ぼす深刻な問題として認識されており、行政支援の充実に加え、結婚、妊娠、子ども・子育て支援の重要性を社会全体で共有することが求められています。

一方、65歳以上の高齢者数は増加が続き、平成54(2042)年に3,878万人でピークを迎えるとともに、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加も推測されています。諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行する中、国は、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの構築を進めています。

3 地方創生への取り組み

国は、加速度的に進む人口減少や少子高齢化への対応、東京圏一極集中が指摘される人口流入の是正等を図るため、平成26(2014)年11月にまち・ひと・しごと創生法を制定するとともに、地方創生を最重点課題に掲げ、取り組みを強化しています。

4 厳しい経済環境

わが国の経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費や輸出の低迷などが影響し、景気は足踏みしています。また、中国等の海外経済事情によるリスクも懸念され、その環境は依然として厳しい状況にあります。

5 産業構造の変化

わが国の第一次産業は、従事者の減少や高齢化により、現場を取り巻く状況が厳しさを増す一方で、世界の食市場の拡大に伴う国内ニーズの変容、多様な主体の農業参入など、新たな風が吹きつつあることを背景に、付加価値を高める6次産業化や需要開拓による輸出促進などを進める動きが高まっています。

第二次産業の製造業においては、アベノミクス効果により業況改善の兆しがみえてきたものの、出荷の落ち込みや貿易収支の赤字拡大が続いています。こうした中、海外拠点における人件費の高騰等を契機に、国内での「ものづくり」を再評価する動きもあり、国内拠点の高度化と稼ぐ力の強化等に必要な人材の確保・育成が求められています。

サービス産業等の第三次産業では、外国人旅行客が年間1,000万人を超え、今後、年間2,000万人をめざす中、観光産業への注目が高まっています。また、近年、地域固有の資源を活用した体験型・交流型の旅行需要が増加しており、地域産業と連携した活性化が期待されています。

6 就労形態の多様化

わが国は、近年、働き方に関する意識の多様化、社会環境や産業構造の変化により、仕事と生活が両立しにくい現実に直面しています。

さらに、長期的な景気低迷も相まって非正規雇用が増加する一方、正規雇用者の長時間労働は高止まりが続くなど、働き方の見直しが課題となっています。仕事と生活の調和を意図するワーク・ライフ・バランスに取り組むとともに、子育てなどに配慮した労働環境の整備や、若者の就労支援などが求められています。

7 地域防災への要請

甚大な被害をもたらした平成23(2011)年の東日本大震災や平成26(2014)年の広島豪雨災害などを教訓として、自然災害に対する備えの強化が急務となっており、建築物の耐震化、防災インフラの整備のみならず、地域コミュニティにおける情報共有や防災力の強化など、ソフト面での防災・減災への取り組みがより重要となっています。

8 コンパクト&ネットワークの形成

わが国は、人口の減少や厳しい財政状況など、さまざまな制約に直面する中、国民の安心・安全を確保し、社会経済の活力を維持・増進することが課題となっています。

こうした背景を受け、行政や医療・福祉、商業などの各種機能を一定のエリアに集約化(コンパクト化)しつつ、各地域を交通や通信などのネットワークで結び、それぞれの都市の規模や機能に応じたコンパクト&ネットワークの都市づくりが、大都市から中山間地域まで、あらゆる地域に適用できる国土づくりの考え方として示されています。

9 老朽施設への対応

わが国では、公共施設等の老朽化対策も重要な課題となっており、今後も厳しい財政状況や人口減少による需要の変化が想定されることを踏まえ、早急な現状把握と長期的な視点をもった更新、統合・廃止および長寿命化に計画的に取り組み、財政負担の軽減・平準化や最適な施設配置を図ることが求められています。

10 国際化の進展

物流体制の発達や情報通信技術の飛躍的な発展により、経済活動のグローバル化が進み、地域発信での国際交流や商品販売等が可能な社会となっています。

また、こうした国際化の拡がりに伴い、今後より一層、国外都市や外国人との交流機会の増加が見込まれる中、国籍や言語、文化などの違いを認めあい、多様性を大切にする多文化共生の推進が要請されています。

第3節 本市の姿

1 概況

(1) 誕生

本市は、平成17(2005)年3月31日に、近隣の1市6町が新設合併し、誕生しました。

合併前の市町は、いずれも50年を超える歴史を刻み、西城町、東城町、口和町、高野町および比和町は、5町で比婆郡を、総領町は、甲奴町(現・三次市)、上下町(現・府中市)とともに甲奴郡を構成していました。

合併前の状況は、次のとおりです。

旧庄原市	昭和29(1954)年：1町6村が合併し、旧庄原市が誕生
旧西城町	昭和29(1954)年：1町1村が合併し、旧西城町が誕生
旧東城町	昭和30(1955)年：1町6村が合併し、旧東城町が誕生
旧口和町	昭和30(1955)年：2村が合併し、口和村 昭和35(1960)年：口和村が町制を施行し、旧口和町が誕生
旧高野町	昭和30(1955)年：2村が合併し、旧高野町が誕生
旧比和町	明治22(1889)年：5村が合併し、比和村 昭和8(1933)年：比和村が町制を施行し、旧比和町が誕生
旧総領町	昭和30(1955)年：2村が合併し、旧総領町が誕生

(2) 位置・面積

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する“県境のまち”であり、中国山地の山々に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平坦地に、複数の市街地と大小の集落を形成しています。

東西約53km、南北約42kmのおおむね四角形で、面積は香川県の3分の2に相当する1,246.49km²。広島県の約14%を占め、全国自治体の中で13番目、近畿以西では最大の広さ(平成27[2015]年4月1日現在)となっています。

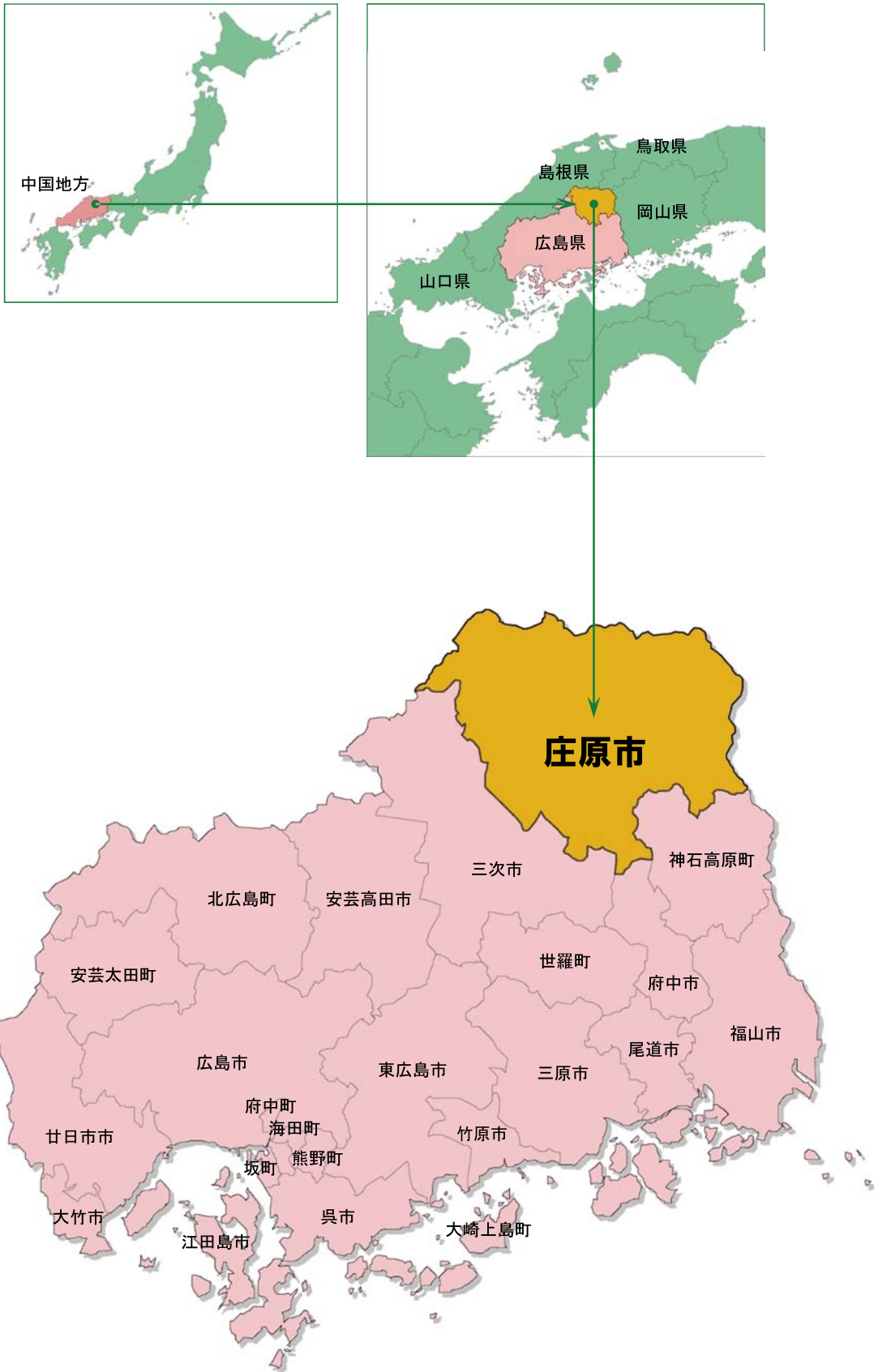
※ 本市の面積は1,246.60km²でしたが、測定方法および集計方法の変更に伴い、1,246.49km²に修正されました。

【平成27(2015)年3月6日 国土地理院公表】

方位等	経緯度	
東端	東経133° 19′ 0″	北緯34° 51′ 21″
西端	東経132° 45′ 48″	北緯34° 59′ 34″
南端	東経133° 6′ 38″	北緯34° 44′ 5″
北端	東経132° 53′ 18″	北緯35° 6′ 20″
市役所	東経133° 1′ 0″	北緯34° 51′ 28″

資料：国土地理院 世界測地計

■ 庄原市の位置図

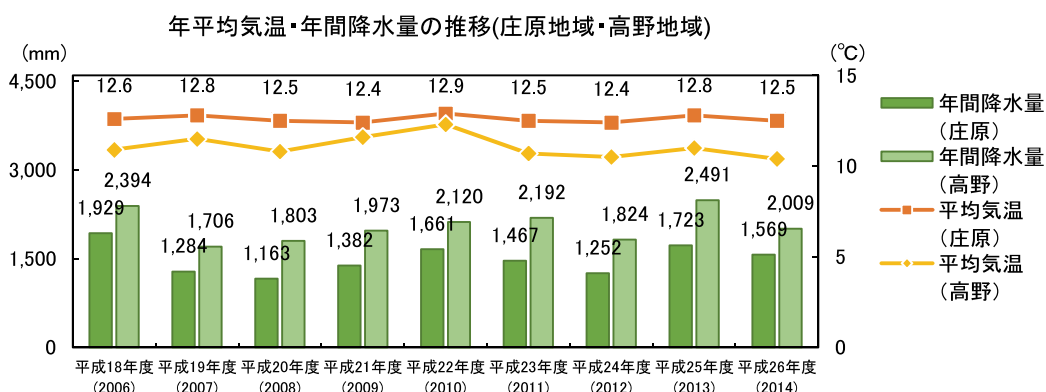


(3) 自然環境

本市の地形は、標高150～200mの盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成しています。北部の県境周辺部は、県内有数を誇る1,200m級の高峰と森林に囲まれ、この地の沢を源流域とした河川は、江の川水系と高梁川水系に分岐し、日本海、瀬戸内海に注いでいます。

こうした地理的環境は、水と緑に恵まれた豊かな自然環境をつくり、中山間地域ならではの心やすらぐ里山景観を生み出しています。

また、広大な区域面積や中国山地に囲まれた地理的状況から、北部と南部では気象条件が異なり、特に気温、降水量、積雪量の多寡などにおいて違いがあります。



資料：広島地方気象台 広島気象年報

2 歴史・文化

(1) 歴史

【神話・伝説】

比婆道後帝釈国定公園(昭和38[1963]年指定)に属する比婆山連峰は、日本神話に関する伝説地として知られ、特に比婆山御陵は、古事記にイザナミノミコトを葬ったと記された「比婆之山」に比定する説が古くからあり、信仰の対象となっていたほか、明治以来の比婆郡の郡名も、それによります。

また、吾妻山は、イザナギノミコトが、この山から妻が眠る比婆山を見て「ああ、吾が妻よ」と哀惜の言葉を発したことから山名を生じたと伝えられています。

【原始・古代】

世界三大天然橋のひとつとされる雄橋や神龍湖で親しまれる名勝帝釈峡は、寄倉岩陰遺跡(国史跡)、馬渡岩陰遺跡(県史跡)に代表される縄文時代の帝釈峡遺跡群をはじめ、植物や地質など自然の宝庫として知られています。

また、弥生時代の四隅突出型墳丘墓である佐田峠・佐田谷墳墓群や、古墳時代の大迫山古墳群、旧寺古墳群、唐櫃古墳(いずれも県史跡)など、全長40mを超える大型の前方後円墳が集中する地域として注目されています。

古墳時代から奈良時代にかけての製鉄や鍛冶遺跡も数多く発見されており、奈良時代にこの地から調(税)として鉄を納めていたことを示す文献(類聚三代格)があるほか、天平18(746)年の木簡(調を送った際の荷札)が平城京址で出土しています。

【中世】

鎌倉時代には、地毘^{じび}荘、信敷^{しのう}荘、泉田荘、永江荘、奴可^{ぬか}東条、泉荘、田総^{たぶさ}荘などの荘園があり、領主は京都蓮華王院、比叡山延暦寺、源頼朝の妹や九条家などでした。

室町・戦国時代には、西城・東城の久代宮氏、口和の湯木氏など、多くの武士団がこれらの荘園をめぐる争いをしました。中でも地毘^{じび}荘の地頭から成長した山内首藤^{やまのうちのとう}氏は、延徳4(1492)年、備後国守護代になるなど、安芸の毛利氏と並び勢力となりましたが、天文22(1553)年に毛利氏に服しました。市内には、甲山城^{こうやま}跡、部山城^{しとみ}跡、大富山城跡、黒岩城跡など多くの山城跡が残っています。

【近世・近代】

江戸時代には、鉄の一大産地として全国に知られ、特に西城、東城は集散地として栄えました。明治に入り^{たたら}鋸製鉄は衰退しますが、日清戦争後、木炭^{たたら}鋸製鉄業が起り、高品質の銑鉄生産が行われています。

駄送馬の飼育は牛にかわり、和牛生産が盛んになります。江戸時代、すでに比和の岩倉六右衛門が品種改良に成果をあげていたほどの土地柄であり、明治33(1900)年には、全国初の国営種牛牧場設置場所のひとつに七塚原が選定されました。

牛の飼育は農家の重要な副収入源となり、昭和2(1927)年の大正天皇の葬儀^{ししゃ}で轎車(靈柩車)を引いた名牛^{はちまん}・八幡号は小奴可^{しとみ}で飼育されたものです。

主要な産業として農業、林業のほか、帝釈地域などに広がる石灰岩、勝光山から産出する口ウ石など、鉱業を中心とした産業も発達しました。

近代教育にも特色があり、明治17(1884)年には、原敬日記にもある庄原英学校が開校し、教育への情熱は、明治30(1897)年、小田源吉の格致学院(現・庄原格致高校)を生み、明治41(1908)年には、農業技術普及のため比婆郡立実業高校(現・庄原実業高校)が設立されました。

地元各分野で活躍する豊富な人材は、明治以来の教育熱が生み出したものといえ、文豪・倉田^{ひやくぞう}百三もこの地で育っています。



▲ 県史跡 比婆山伝説地(比婆山御陵)



▲ 天然記念物 雄橋

(2) 文化

【里山文化】

本市では、内陸特有の気候と中国山地の雄大な自然の恵みを背景に、稲作や薪炭生産、和牛飼育などを営み、自然や動物、家族・近隣者との共存・共生の暮らしの中で、時代を生き抜くための知恵や経験、助け合いの心を醸成し、この地域ならではの“里山文化”を育んできました。

【文化財】

本市の文化財として、特別天然記念物オオサンショウウオをはじめ、円通寺本堂 附 厨子、赤系威鎧(兜・大袖付)、塩原の大山供養田植、比婆荒神神楽、寄倉岩陰遺跡、帝釈川の谷(帝釈峡)、雄橋、比婆山のブナ純林など13件が国指定文化財として保護されているほか、県、市指定の史跡・名勝・天然記念物、民俗文化財、国登録有形文化財など、現在249件が指定されています。

■ 指定文化財

区 分		国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	重要文化財	4	12	71	87
無形文化財	技術	—	—	1	1
民俗文化財	無形民俗文化財	2	4	9	15
	有形民俗文化財	—	—	3	3
記念物	史跡	1	16	22	39
	名勝	1	—	—	1
	特別天然記念物	1	—	—	1
	天然記念物	4	25	67	96
計		13	57	173	243

資料：市生涯学習課調べ(平成27年4月1日現在)

■ 登録文化財

区 分	計
登録有形文化財	6

資料：市生涯学習課調べ(平成27年4月1日現在)



▲ 重要文化財 荒木家住宅

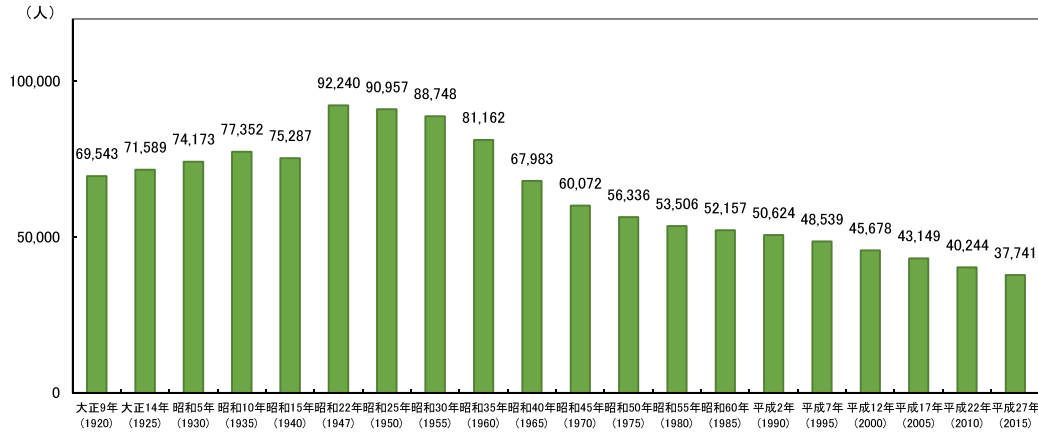


▲ 無形民俗文化財 塩原の大山供養田植

3 人口・世帯数

(1) 人口の推移 1 (大正9年～平成27年)

本市の長期的な人口推移をみると、戦後間もない昭和22(1947)年の92,240人をピークに減少が始まり、高度経済成長期(昭和29[1954]年～昭和48[1973]年)の加速化を経て、以後も減少が続いています。



資料：国勢調査(平成27年は住民基本台帳10月1日現在)

(2) 人口の推移 2 (平成18年～平成27年 地域別・自治振興区の区域別)

地域別の人口は、各地域とも減少しており、減少率は比和地域で20%を超えています。

なお、自治振興区の区域別人口は、敷信区域のみ増加となっていますが、主な要因として、大型商業施設の立地や道路環境に応じた民間賃貸住宅の整備、分譲宅地の造成が進んでいることが考えられます。

■ 地域別人口

(単位：人・%)

地域/年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	人口増減	増減率(%)
庄原地域	20,269	20,045	19,758	19,599	19,439	19,169	19,185	19,000	18,841	18,648	▲ 1,621	▲ 8.0
西城地域	4,618	4,529	4,423	4,333	4,256	4,159	4,052	3,937	3,846	3,718	▲ 900	▲ 19.5
東城地域	9,838	9,713	9,511	9,373	9,213	8,988	8,939	8,737	8,575	8,354	▲ 1,484	▲ 15.1
口和地域	2,529	2,466	2,399	2,357	2,341	2,286	2,271	2,221	2,182	2,146	▲ 383	▲ 15.1
高野地域	2,333	2,308	2,237	2,186	2,152	2,113	2,057	2,002	1,955	1,919	▲ 414	▲ 17.7
比和地域	1,911	1,843	1,799	1,752	1,719	1,666	1,630	1,589	1,551	1,506	▲ 405	▲ 21.2
総領地域	1,794	1,748	1,725	1,683	1,636	1,602	1,571	1,527	1,494	1,450	▲ 344	▲ 19.2
合計	43,292	42,652	41,852	41,283	40,756	39,983	39,705	39,013	38,444	37,741	▲ 5,551	▲ 12.8

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

※人口増減および増減率は、平成18年と平成27年との比較による。

■ 自治振興区の区域別人口

(単位：人・%)

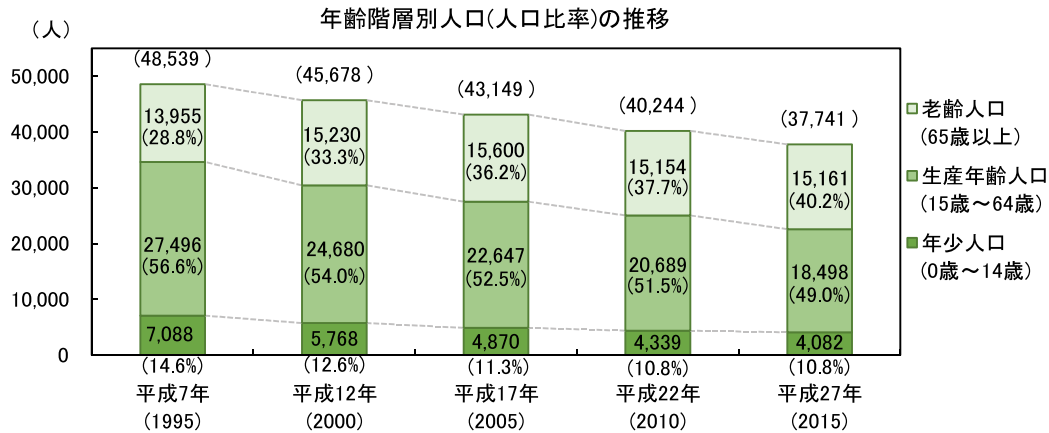
振興区/年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	人口増減	増減率(%)
庄原	6,696	6,582	6,455	6,471	6,477	6,358	6,316	6,189	6,157	6,132	▲ 564	▲ 8.4
高	1,509	1,496	1,462	1,438	1,424	1,399	1,386	1,376	1,377	1,371	▲ 138	▲ 9.1
本村	821	796	787	776	740	723	718	707	691	672	▲ 149	▲ 18.1
峰田	791	789	774	756	739	723	714	708	698	671	▲ 120	▲ 15.2
敷信	2,487	2,495	2,544	2,548	2,509	2,565	2,669	2,707	2,777	2,788	301	12.1
東	4,252	4,187	4,119	4,070	4,068	4,012	4,044	4,031	3,942	3,883	▲ 369	▲ 8.7
山内	2,008	2,005	1,950	1,927	1,912	1,863	1,853	1,809	1,749	1,731	▲ 277	▲ 13.8
北	1,705	1,695	1,667	1,613	1,570	1,526	1,485	1,473	1,450	1,400	▲ 305	▲ 17.9
西城	3,825	3,761	3,692	3,625	3,570	3,509	3,427	3,338	3,265	3,162	▲ 663	▲ 17.3
八銚	793	768	731	708	686	650	625	599	581	556	▲ 237	▲ 29.9
東城	4,837	4,756	4,680	4,630	4,590	4,496	4,465	4,387	4,339	4,253	▲ 584	▲ 12.1
田森	888	895	861	830	805	770	782	780	761	741	▲ 147	▲ 16.6
小奴可の里	1,511	1,486	1,449	1,430	1,399	1,359	1,343	1,314	1,272	1,224	▲ 287	▲ 18.9
八幡	1,098	1,075	1,055	1,034	1,009	1,007	985	949	935	905	▲ 193	▲ 17.6
帝釈	622	618	612	604	593	571	569	547	538	523	▲ 99	▲ 15.9
新坂	291	289	282	277	261	258	263	253	239	233	▲ 58	▲ 19.9
久代	591	594	572	568	556	527	532	507	491	475	▲ 116	▲ 19.6
口和	2,529	2,466	2,399	2,357	2,341	2,286	2,271	2,221	2,182	2,146	▲ 383	▲ 15.1
上高	1,531	1,519	1,472	1,426	1,408	1,393	1,361	1,324	1,302	1,267	▲ 264	▲ 17.2
下高	802	789	765	760	744	720	696	678	653	652	▲ 150	▲ 18.7
比和	1,911	1,843	1,799	1,752	1,719	1,666	1,630	1,589	1,551	1,506	▲ 405	▲ 21.2
総領	1,794	1,748	1,725	1,683	1,636	1,602	1,571	1,527	1,494	1,450	▲ 344	▲ 19.2
合計	43,292	42,652	41,852	41,283	40,756	39,983	39,705	39,013	38,444	37,741	▲ 5,551	▲ 12.8

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

※人口増減および増減率は、平成18年と平成27年との比較による。

(3) 年齢階層別人口の推移(平成7年～平成27年)

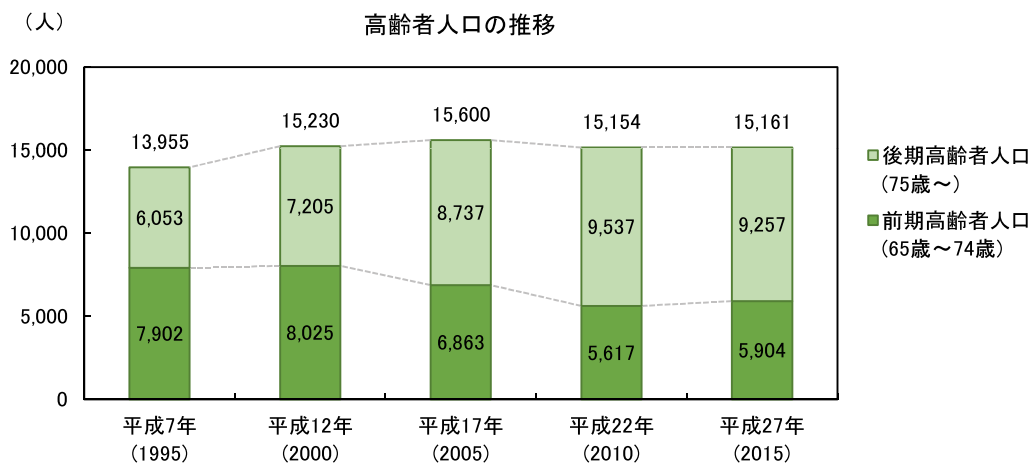
本市の人口(平成27年10月1日住民基本台帳)は、平成7(1995)年の国勢調査時に比べ約2割減少し、年齢階層別の人口比率では、年少人口比率および生産年齢人口比率がともに低下しています。一方、高齢人口比率(高齢化率)は年々上昇しており、中山間地域の特徴的な傾向となっています。



資料：国勢調査(平成27年は住民基本台帳10月1日現在)
 ※平成17年および平成22年は、年齢不詳人口があるため、年齢階層別人口の合計と総人口は一致しない。

(4) 高齢者人口の推移(平成7年～平成27年)

本市の高齢者人口は、おおむね横ばいで推移していますが、前期高齢者人口が減少傾向にある一方で、後期高齢者人口は増加傾向にあります。

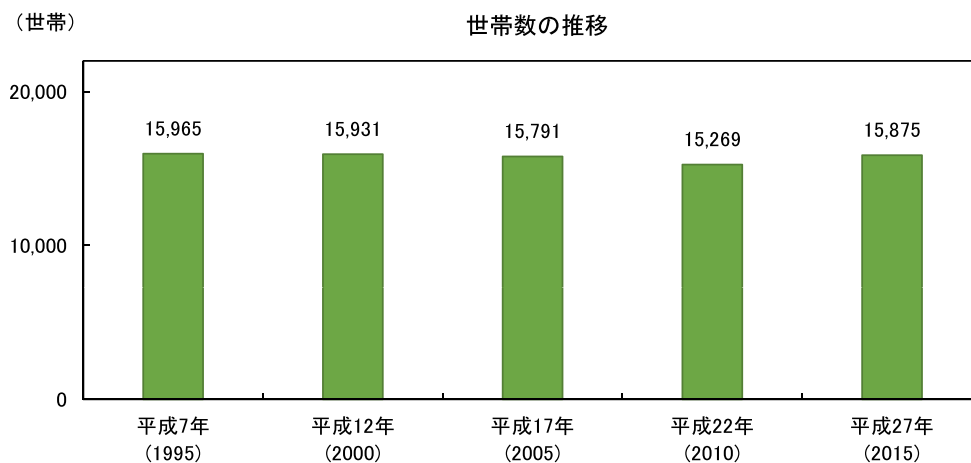


資料：国勢調査(平成27年は住民基本台帳10月1日現在)

第1章 基本事項 第3節 本市の姿
 第2章 基本構想
 第3章 基本計画
 第4章 資料編

(5) 世帯数の推移(平成7年～平成27年)

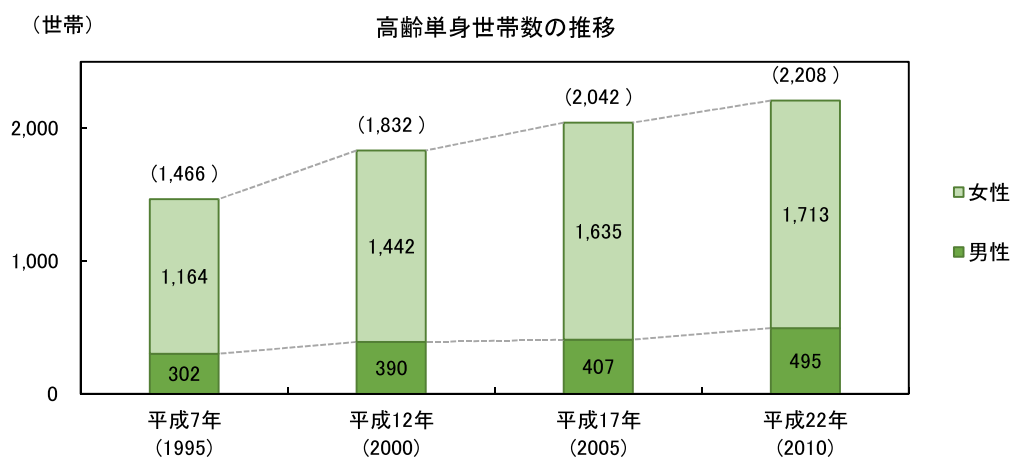
本市の人口が20年間で約2割減少しているのに対し、世帯数は二世帯住宅を含めた核家族化の進行に伴い、おおむね横ばいで推移しています。



資料：国勢調査(平成27年は住民基本台帳10月1日現在)

(6) 高齢単身世帯数の推移(平成7年～平成22年)

本市の高齢者ひとり暮らし世帯は増加しています。なお、男女別では、女性が多いのが特徴となっています。



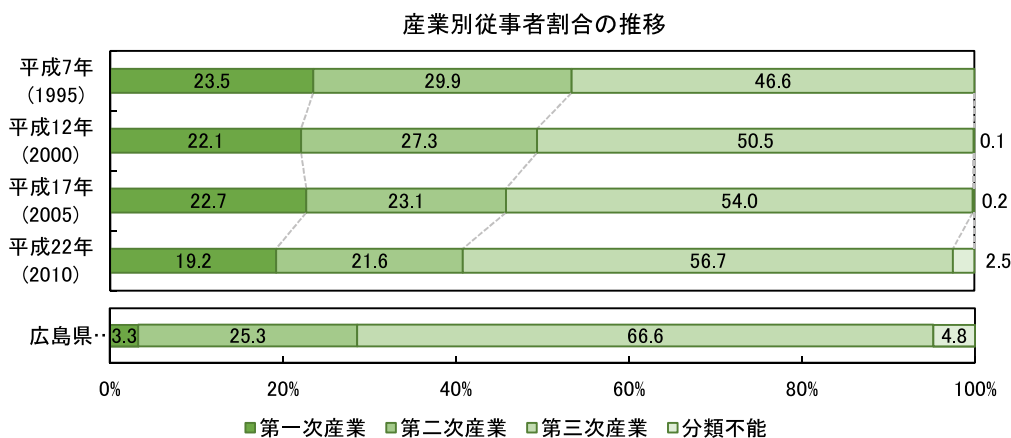
資料：国勢調査

4 産業

(1) 産業別人口

本市の産業別人口の割合をみると、第一次産業(農林漁業)の従事者割合が低下傾向にあり、平成22(2010)年では19.2%となっています。しかし、広島県全体の割合が3.3%(平成22年)という状況を踏まえれば、依然として第一次産業が本市の主要な産業であることに変わりはありません。

第二次産業(製造業・建設業等)の従事者割合も低下に転じており、本市における産業の中心は第三次産業(小売業・サービス業等)へと移行しています。



資料：国勢調査

(2) 農業

本市の農業は、古くから基幹産業として受け継がれており、米・野菜・花き・果樹などの農作物、和牛・乳牛・豚・鶏の飼養など、多種多様な内容で構成されています。

しかし、総農家数は減少を続け、平成22(2010)年では5,449戸と、平成7(1995)年からの15年間で1,584戸(22.5%)減少しています。一方、広島県全体に占める本市の農家割合は、やや上昇し8.2%となっています。

農業就業人口も減少傾向にあり、平成7(1995)年と平成22(2010)年との比較では、36.1%減の4,970人となっています。

また、平成22(2010)年の年齢別農業就業人口では、65歳以上が74.9%を占めており、高齢者が本市の農業を支えている構造となっています。

■ 主要農産物の販売量および県全体に占める割合(JA出荷)

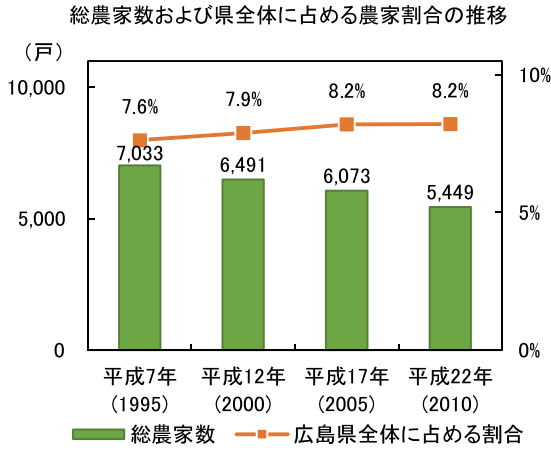
品目	販売量	JAにおける販売量全体に占める割合
トマト	317 t	9.0%
ほうれんそう	240 t	19.5%
青ねぎ	227 t	9.3%
アスパラガス	39 t	8.4%
だいこん	1,295 t	60.6%
いちご	35 t	36.1%

■ 牛・豚・鶏の保有頭数

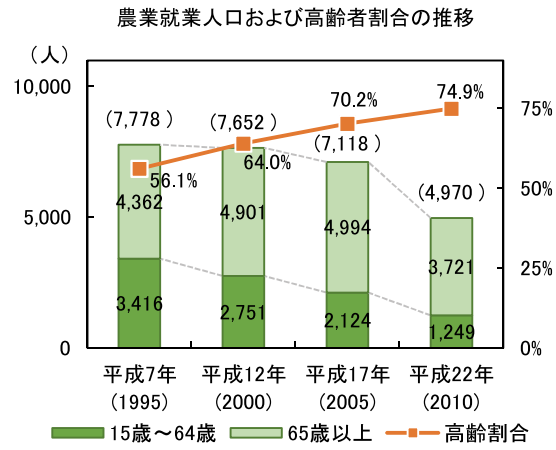
種別	保有頭(羽)数	
乳用牛	1,807頭	
肉用牛	繁殖牛	1,633頭
	肥育牛	725頭
豚	30,602頭	
採卵鶏	3,186,511羽	

資料：野菜振興推進計画
※販売量は平成26年

資料：市農業振興課調べ(平成27年2月1日現在)



資料：農林業センサス

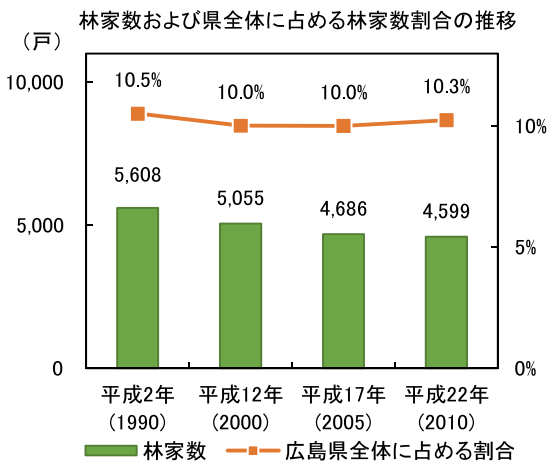


資料：農林業センサス

(3) 林業

本市の林業は、木材・林産物の生産を中心に、薪の利用やきのこの採取など、集落生活に密着した循環型の資源利用が行われてきました。

一方で、昭和30年代から40年代を中心に植栽されたスギやヒノキの人工林が主伐時期を迎えています。昭和50年代半ばからの長期的な木材価格の低迷により、木材生産量の低下が続いています。また、森林を保有している林家数も減少を続け、平成2(1990)年から平成22(2010)年までの20年間で1,009戸(18.0%)減少しています。

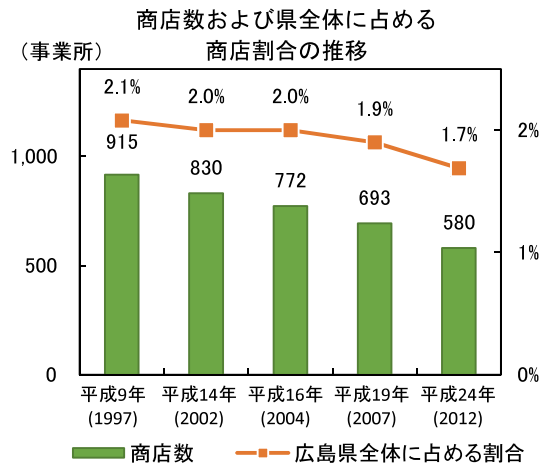


資料：農林業センサス

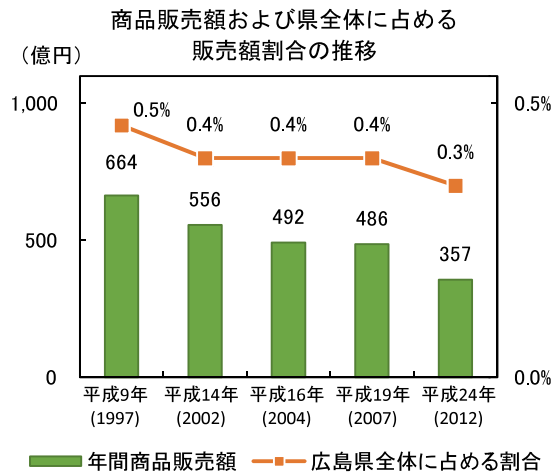
(4) 商業

本市の商業は、郊外大型店や大手チェーン店などの台頭、高速交通網の充実に伴う大都市圏への消費者流出、人口減少による消費低迷などが影響し、商店数(事業所数)、商業従事者数、年間販売額ともに減少し続けています。

特に商店数(事業所数)は、平成9(1997)年から平成24(2012)年までの15年間で335事業所(36.6%)が減少し、年間商品販売額も約307億円(46.2%)の減少となっています。



資料：商業統計調査・経済センサス



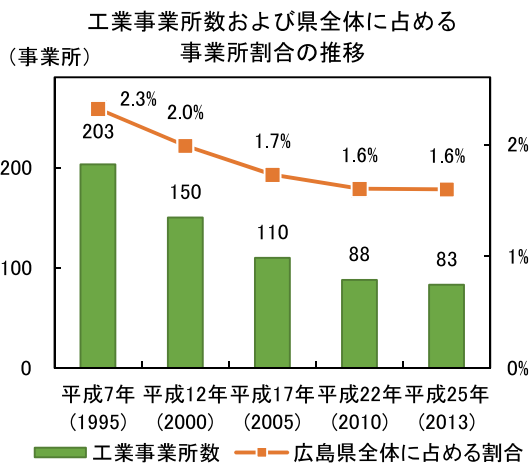
資料：商業統計調査・経済センサス

(5) 鉱工業

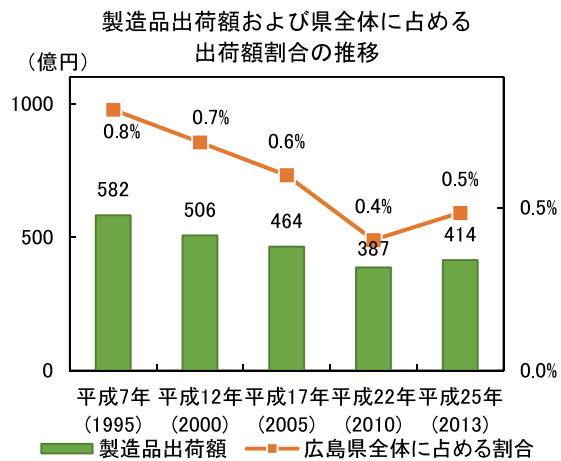
本市の工業は、機械器具、窯業、電子部品、食料品をはじめとする製造業や建設業が中心となっています。

工業事業所数は、平成25(2013)年で83事業所となり、平成7(1995)年と比較して半減しています。また、製造品出荷額も同様に低迷しており、平成25(2013)年の出荷額は約414億円となっています。

本市の鉱業は、ろう石、カオリナイト、炭酸カルシウムに代表される白色鉱物を中心にしており、その産出は全国有数となっています。



資料：工業統計調査・経済センサス



資料：工業統計調査・経済センサス

第1章 基本事項 第3節 本市の姿
第2章 基本構想
第3章 基本計画
第4章 資料編

(6) 観光

本市は、比婆道後帝釈国定公園をはじめ、中国山地の豊かな自然環境に恵まれ、トレッキングやスキー、キャンプなど、豊富なアウトドアメニューを楽しむことができます。

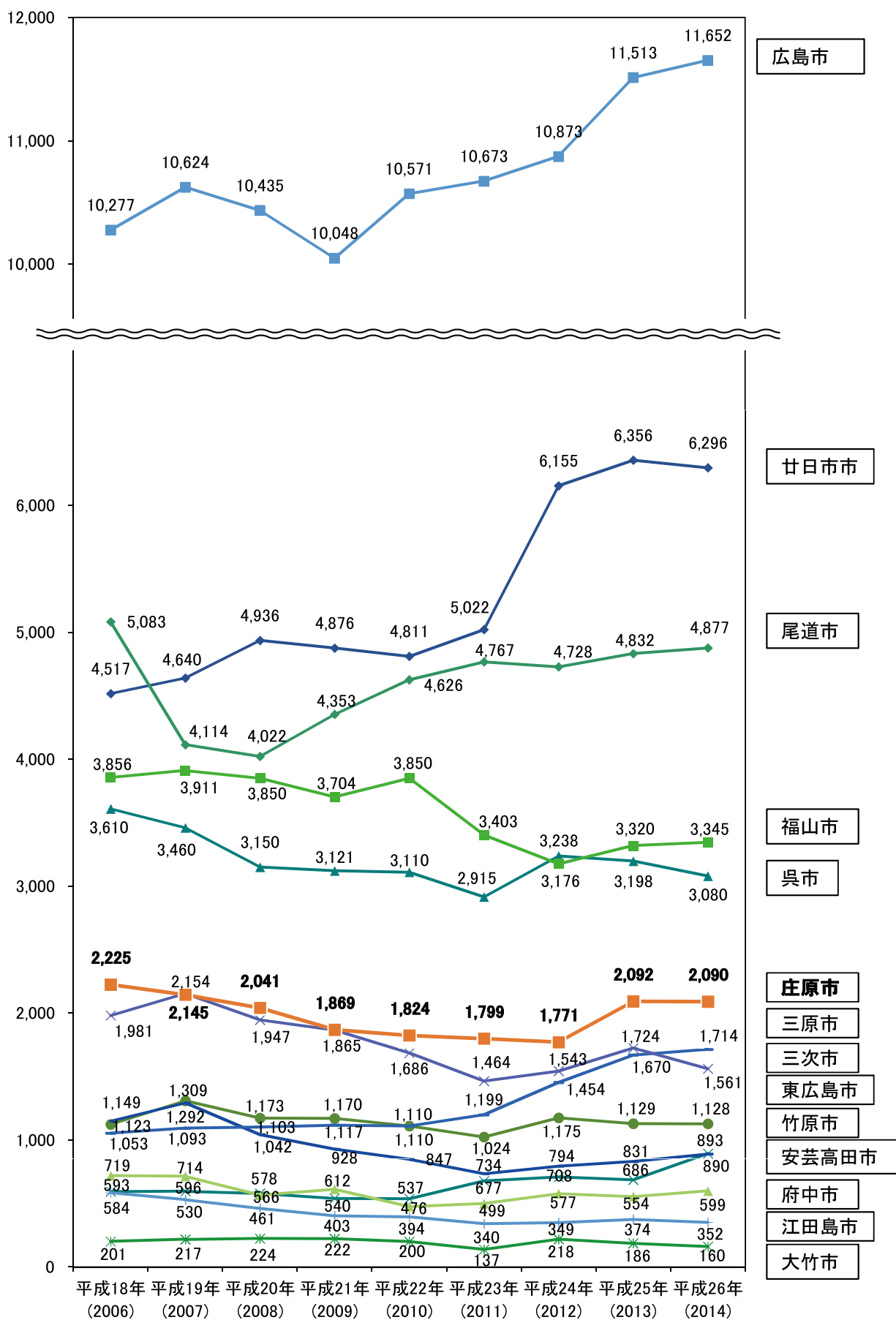
また、近年は広大な花畑を有する国営備北丘陵公園や、自邸の庭を公開するオープンガーデン、節分草などの山野草の保存・公開など、「花と緑」をテーマとした交流が盛んに行われています。

本市の入込観光客数は、平成18(2006)年の222万人以降、減少傾向で推移していましたが、松江自動車道開通を契機として増加に転じ、平成26(2014)年では209万人となっています。

■ 市内の主な観光地・観光施設



■ 本市と県内他市の入込観光客の推移



資料：広島県観光客数の動向

5 土地利用

(1) 土地利用

市域の84%は森林が占めており、平坦な土地が比較的少ないことから、宅地などの利用は河川流域や盆地などに限られています。

用途別土地利用の割合は、都市計画区域が6.1%(76.13km²)、農業振興区域が87.9%(1,096.39km²)となっており、農林業を中心とした土地利用となっています。

■ 森林面積の内訳

(単位：km²・%)

	森林面積						森林面積 以外	合 計
	民有林				国有林	計		
	人工林	天然林	竹林	無立木地				
面 積	436.28	518.45	2.14	20.83	69.84	1,047.54	198.95	1,246.49
構成割合	35.0	41.6	0.2	1.6	5.6	84.0	16.0	100.0

資料：広島県林務関係行政資料

■ 用途別土地利用の状況

(単位：km²・%)

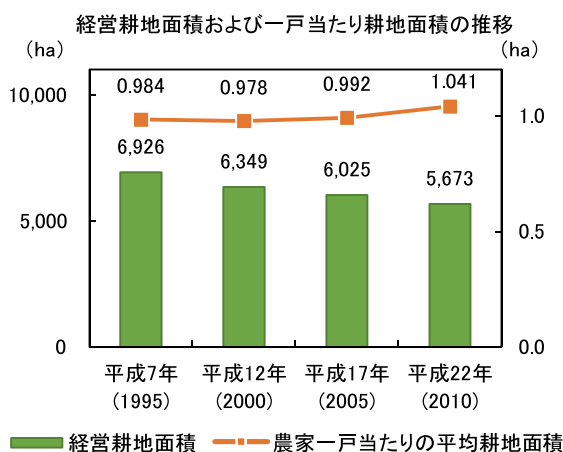
	都市計画 区域	農業振興地域				その他	合 計
		農用地	山林原野	その他	計		
面 積	76.13	83.95	935.40	77.04	1,096.39	73.97	1,246.49
構成割合	6.1	6.7	75.0	6.2	87.9	6.0	100.0

資料：広島県の都市計画・庄原農業振興地域整備計画

(2) 農地利用

本市の経営耕地面積は年々減少し、平成22(2010)年では5,673haとなっています。

また、ほ場整備の全体整備率は93.6%となっており、計画区域における整備はおおむね完了しています。



■ 経営耕地面積 ■■■ 農家一戸当たりの平均耕地面積

資料：農林業センサス

■ ほ場整備の状況

地 域	要整備面積(ha)	整備済面積(ha)	整備率(%)
庄 原	2,054	1,959	95.4
西 城	441	437	99.1
東 城	1,082	948	87.6
口 和	465	437	94.0
高 野	529	486	91.9
比 和	345	337	97.7
総 領	111	99	89.2
合 計	5,027	4,703	93.6

資料：県農業基盤課調べ(平成26年3月末日現在)

6 社会基盤

(1) 道路網

本市の道路網は、昭和53(1978)年に開通した中国縦貫自動車道の2つのインターチェンジ(庄原IC・東城IC)を中心として東西・南北に国道・県道が整備され、市内の各地域を結んでいるほか、市道や農道・林道が生活道路として利用されています。

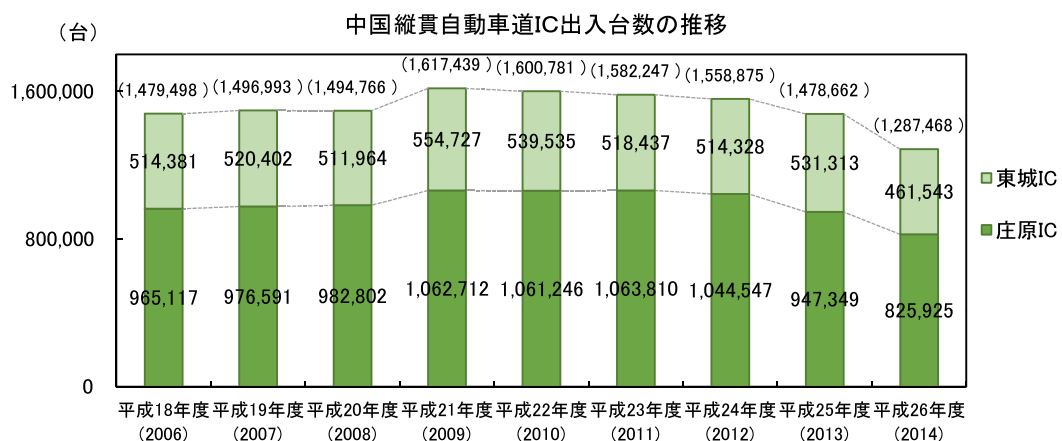
加えて、平成27(2015)年3月に中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)が全線開通し、整備中の地域高規格道路(江府三次道路)を含めて広域的な交通条件は向上しています。

なお、2つのインターチェンジの出入台数は、平成21(2009)年度以降、減少傾向で推移しています。

■ 市内道路の状況

種別	路線数	総延長	改良率	備考
高速道路	2路線	74km	100%	平成26年4月1日現在
国道	4路線	154km	99.7%	平成26年4月1日現在
主要地方道	11路線	164km	82.7%	平成26年4月1日現在
県道	33路線	224km	61.4%	平成26年4月1日現在
市道	2,169路線	1,597km	69.2%	平成27年3月末日現在
農道	3,621路線	595km	—	平成27年3月末日現在
林道	239路線	264km	—	平成27年3月末日現在
合計	6,079路線	3,072km	82.6%(平均)	

資料：県道路河川課・市建設課・市農村整備課調べ



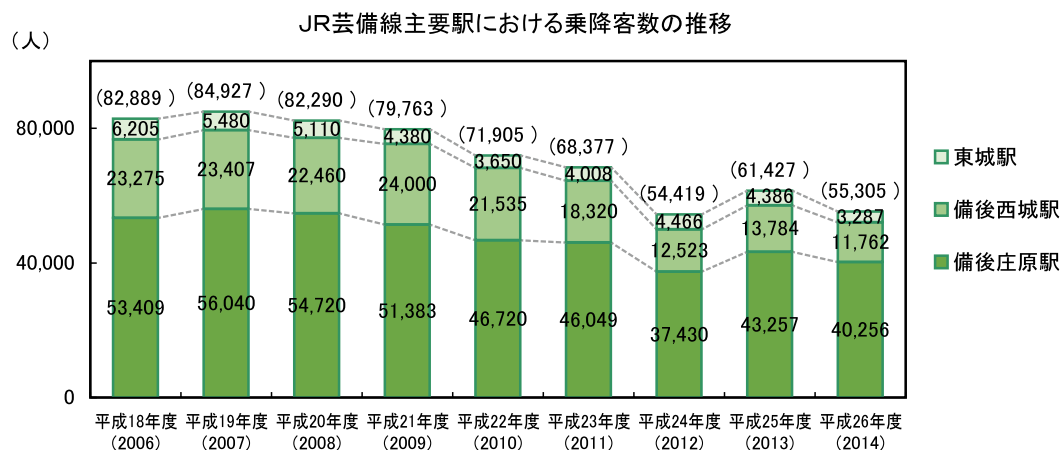
資料：西日本高速道路(株)調べ

(2) 鉄道・生活交通

鉄道はJR芸備線・木次線を、バスは高速道路を介して、広島市や山陰、京阪神を結ぶ都市間交通に位置付けられています。

鉄道利用者は減少傾向で推移し、市内3駅の乗降客数を平成18(2006)年度と平成26(2014)年度で比較すると、約27,500人(33.3%)減少しています。

一方、高速バスは、毎日往復の大阪便が運行されているほか、本市と広島市を結ぶ主要な公共交通機関として、利用者のニーズや利便性に配慮した交通体系が維持されています。



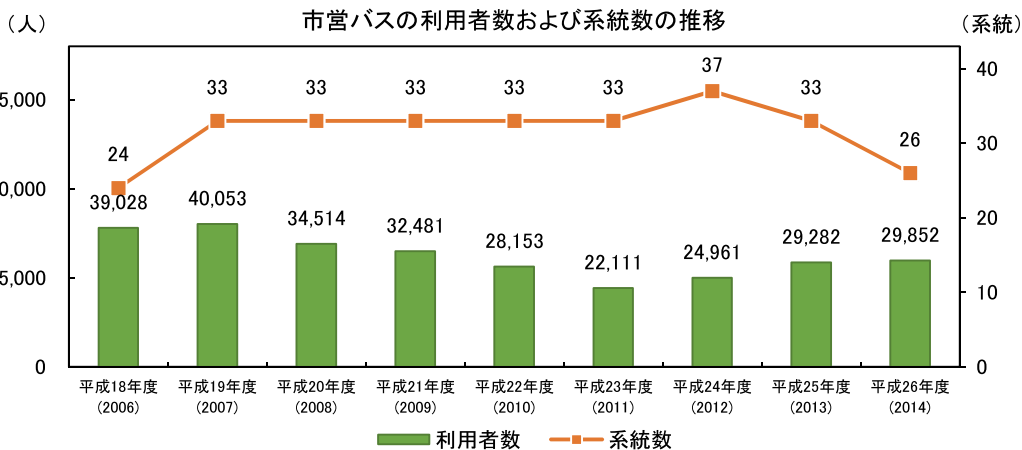
資料：JR西日本調べ

また、本市では、市民の居住区域やニーズ、道路や事業者の状況など、地域実情に応じた多様な形態での外出・移動手段を確保していますが、特に市営バスの運行においては、路線(系統数)の確保に応じた利用者数には至っていません。

■ 生活交通の状況

種別	事業主体	実施形態	実施地域						
			庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領
路線バス	事業者	補助	○	○	○	○	○	○	
廃止代替等バス	事業者	補助		○	○		○		
地域生活バス	事業者	補助	○		○				
市街地循環バス	事業者	補助	○		○				
市営バス	市	委託	○					○	○
予約乗合タクシー(定路線)	市	委託		○		○		○	
予約乗合タクシー(戸口)	市	委託				○	○		
市民タクシー	住民自治組織	補助	○	○	○				
過疎地有償運送	社会福祉法人	補助							○

資料：市市民生活課調べ(平成26年9月末日現在)



資料：市市民生活課調べ

(3) 情報通信基盤

超高速情報通信

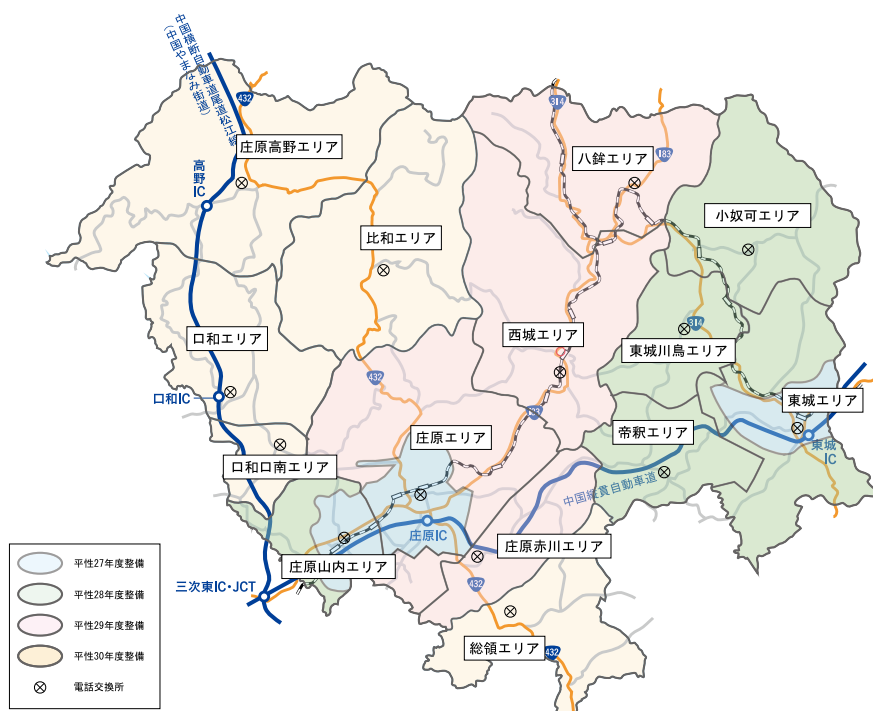
本市の区域面積は極めて広大であり、全域への超高速情報通信網(光ケーブル)の整備には至っていませんでしたが、平成26(2014)年度から民設民営方式による整備を順次進めており、平成30(2018)年度には、市内全域で超高速インターネットサービスの利用が可能となります。

住民告知システム

本市の住民告知は、合併前の旧町が整備した施設を利用(旧庄原市を除く)していますが、民間サービスの終了や施設の老朽化などの課題があります。

そのため、平成26(2014)年度から、超高速情報通信網に併せて住民告知システムの整備を進めています。

■ 超高速情報通信網整備エリア図

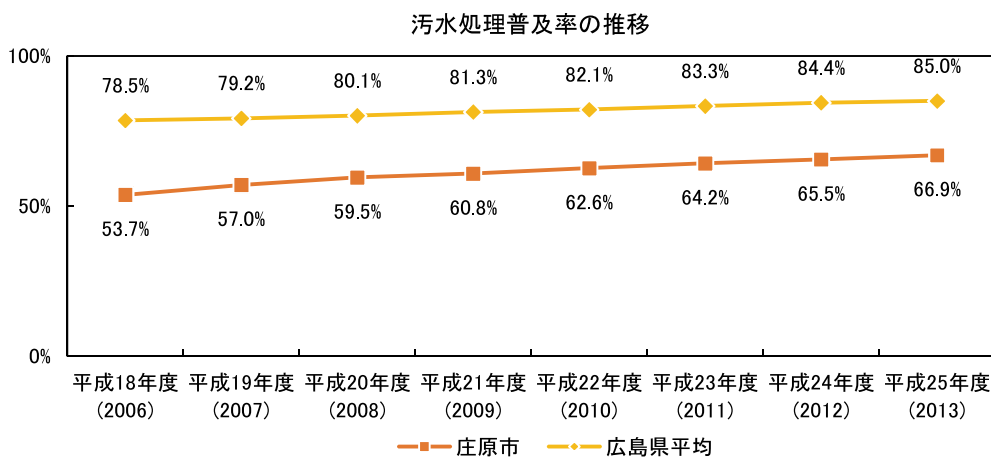
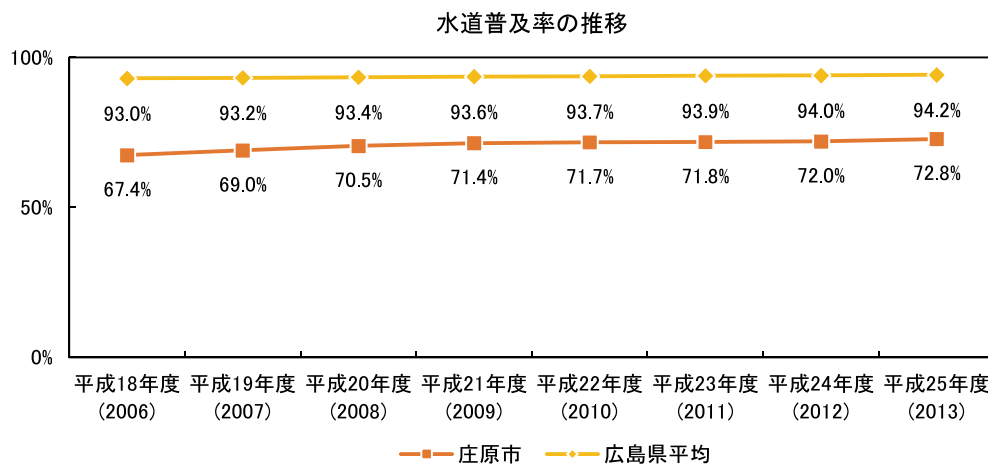


(4) 上下水道

本市では、上水道・簡易水道および井戸掘削などにより飲料水を確保しています。

平成26(2014)年3月末日における水道普及率は72.8%となっており、平成18(2006)年度以降上昇していますが、県内平均の94.2%を大きく下回っています。

一方、生活排水などの汚水は、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽を中心に処理していますが、平成26(2014)年3月末日における汚水処理普及率は66.9%となっており、県内平均の85.0%を大きく下回っています。

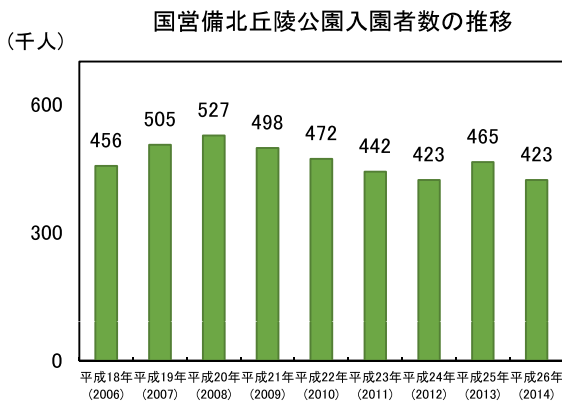


(5) 都市公園

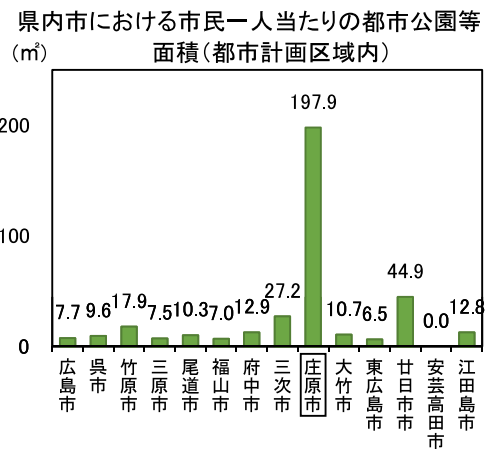
本市では、平成7(1995)年4月に、中国地方では初めてとなる国営の備北丘陵公園が一部開園し、平成24(2012)年4月には全園開園されています。

同公園は、昭和初期の暮らしを感じることでできるふるさと景観、コスモスやチューリップなどの花畑、大規模な野外コンサート広場、キャンプ場といった多様なレクリエーション環境が整っており、年間約40万人を超える入園者が訪れる本市観光の中核施設となっています。

なお、同公園のほか、市内には上野総合公園、庄原北公園、東城中央運動公園などの都市公園が所在しますが、広大な備北丘陵公園(178.3㎡/都市計画区域内1市民)を有していることから、都市計画区域内における市民1人当たりの公園等面積は、県内市の中でも突出しています。



資料：市商工観光課調べ



資料：県下水道公園課調べ(平成25年3月末日現在)

7 医療

本市の医療機関総数は、平成18(2006)年に比べて大きな変化はありませんが、医師の高齢化や医師・看護師の不足が懸念されています。

とりわけ、平成17(2005)年4月以降、産科医療の休止状態が続いており、1日も早く市内での出産を可能とすることが、喫緊の課題となっています。

■ 市内の医療機関

地域/年・種別	病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成18年	平成27年	平成18年	平成27年	平成18年	平成27年
庄原	3	3	12	13	6	8
西城	1	1	2	1	1	1
東城	2	2	7	6	6	5
口和	—	—	2	2	1	1
高野	—	—	1	3	1	1
比和	—	—	2	2	1	1
総領	—	—	1	1	1	1
合計	6	6	27	28	17	18

資料：市保健医療課調べ(各年4月1日現在)

第1章 基本事項 第3節 本市の姿
第2章 基本構想
第3章 基本計画
第4章 資料編

8 福祉

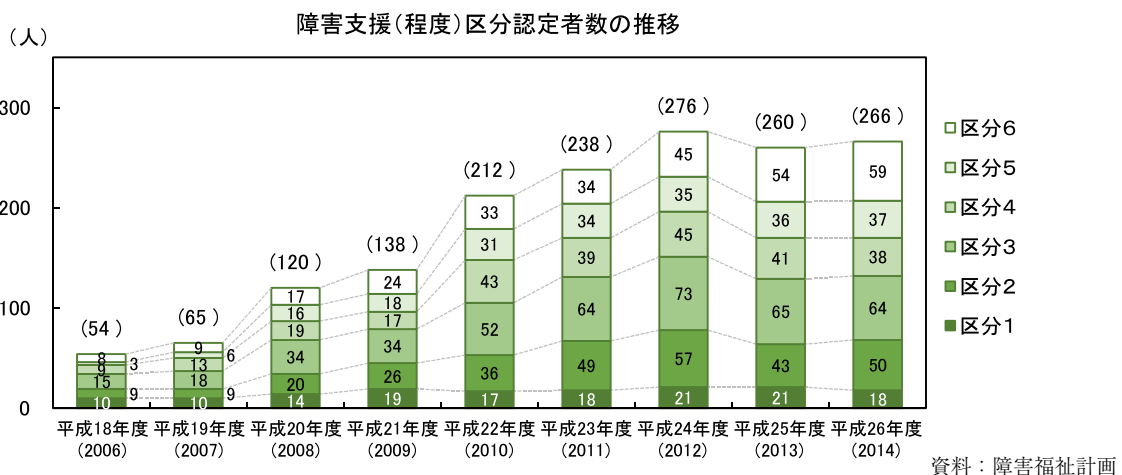
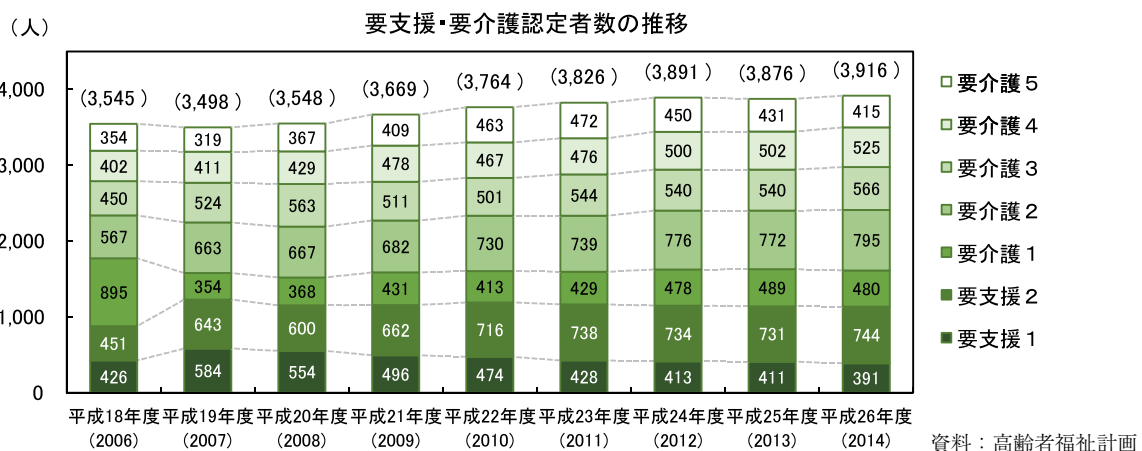
本市では、児童、障害者、高齢者を対象とした福祉サービスの提供施設が各地域に所在し、身近な場所で多様なニーズに対応しています。

介護サービスの利用に必要な要支援・要介護の認定者数は微増傾向で推移し、障害福祉サービスの利用に必要な障害支援(程度)区分の認定者数は、制度の定着以後、横ばいで推移しています。

■ 市内の福祉施設および事業所

地域/年・種別	保育所		子育て支援センター		障害福祉サービス提供事業所		介護サービス提供事業所	
	平成18年	平成27年	平成18年	平成27年	平成18年	平成27年	平成18年	平成27年
庄原	10	9	2	4	12	34	40	59
西城	1	1	1	1	2	3	13	15
東城	5	4	2	3	2	4	16	21
口和	2	2	1	1	2	4	9	7
高野	2	1	1	1	1	4	7	7
比和	1	1	1	1	2	4	11	8
総領	1	1	1	1	3	7	6	5
合計	22	19	9	12	24	60	102	122

資料：市児童福祉課・市社会福祉課・市高齢者福祉課調べ



9 教育

(1) 学校教育

本市では、合併前後に旧市町単位で策定した小中学校適正配置計画に基づく適正配置に取り組み、現在、小学校19校、中学校7校(休校を除く)となっています。

また、市内には県立高等学校4校、特別支援学校、県立大学、農業者技術大学校が各1校、私立幼稚園が1園あります。

■ 市内の学校数(休校を除く)

年/種別	幼稚園	小学校	中学校	高等学校 (分校を含む)	特別支援学校	大学	大学校
平成18年	1	31	8	5	1	1	1
平成27年	1	19	7	4	1	1	1

資料：市教育総務課調べ(各年4月1日現在)

■ 市内の学校児童生徒数および教職員数

年/種別	小学校 児童数	中学校 児童数	小学校 教職員数	中学校 教職員数
平成18年	2,004	1,071	347	186
平成27年	1,673	862	290	156

資料：市教育総務課調べ(各年5月1日現在)

(2) 社会教育

主な社会教育施設として、庄原市民会館、東城文化ホールのほか、図書館(分館を含む)が7施設、博物館・郷土資料館が5施設あります。また、平成26(2014)年度までに、すべての公民館を自治振興センターに移行しています。

主な社会体育施設として、体育館・屋内体育施設7施設、総合運動公園・屋外体育施設13施設、水泳プール(学校プールを除く)4施設などを設置しています。

■ 市内の社会教育施設数

年/種別	(公民館) 自治振興センター	市民会館 文化会館	図書館 (分館を含む)	博物館 郷土資料館	集会所	その他の施設
平成18年	34	5	7	10	21	8
平成27年	22	2	7	5	17	9

資料：市生涯学習課調べ(各年4月1日現在)

■ 市内の社会体育施設数

年/種別	体育館 屋内体育施設	総合運動公園	屋外体育施設	水泳プール	その他 体育施設
平成18年	9	2	14	5	4
平成27年	7	2	11	4	4

資料：市生涯学習課調べ(各年4月1日現在)

10 財政(普通会計)

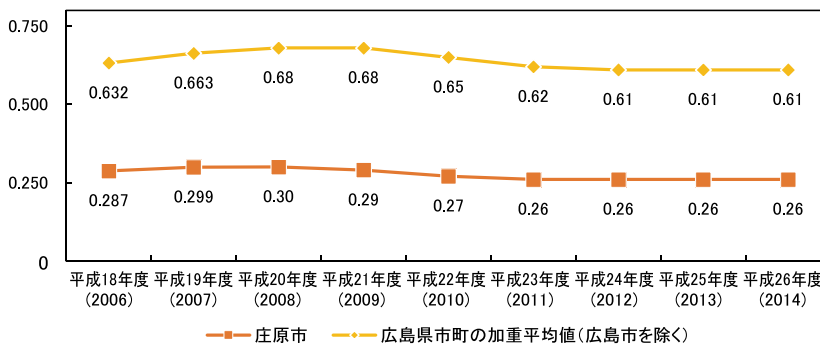
(1) 本市財政の特徴

本市は、歳入全体に占める地方税の割合が11.9%(平成26[2014]年度決算)と自主的財源に乏しく、国への依存度が高い状況にあります。

財政力指数は、平成18(2006)年度から平成26(2014)年度までの8年間で、0.027ポイント減少し、0.26と極めて低く、県内市町(広島市を除く)の加重平均値を大きく下回っています。また、経常収支比率は同年比較で2.8%改善し、94.7%となっていますが、依然として非常に高い水準で推移しています。

市債(借金)残高は、公債費負担適正化計画に基づく計画的な市債発行により、確実に減少していますが、市民1人当たりの額は県内で最も高くなっています。

財政力指数の推移



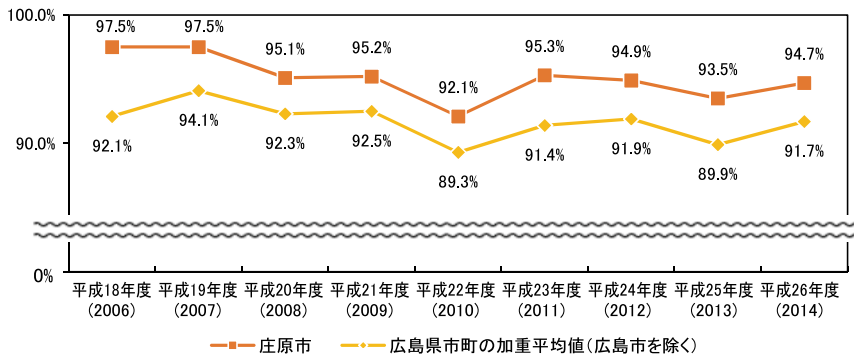
※財政力指数

一般財源必要額に対して、市税等の一般財源がどの程度確保されているかを示す財政力の強弱指標のことです。

1に近いほど財政的に余裕がある自治体といえます。

資料：広島県市町村財政関係指標
※平成20年度から小数点第2位までの表記

経常収支比率の推移



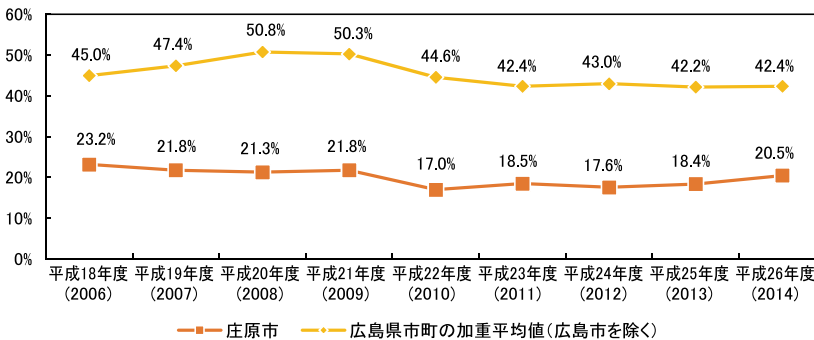
※経常収支比率

歳出のうち人件費や公債費など経常的な支出に対し、市税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す財政構造の弾力性を判断する指標のことです。

80%を超えると財政的弾力性が失われつつある状況といえます。

資料：広島県市町村財政関係指標

自主財源比率の推移

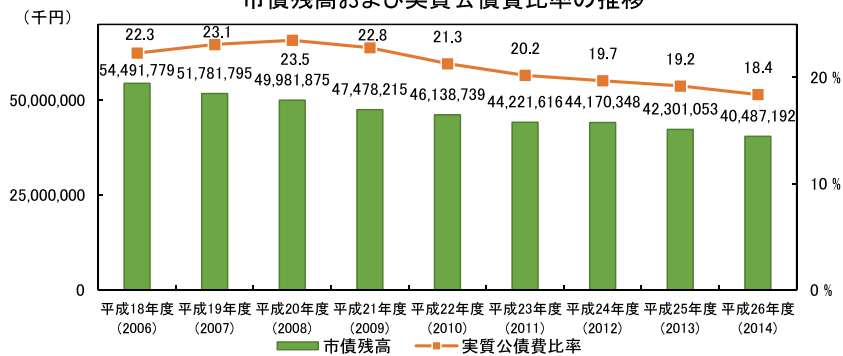


※自主財源比率

地方公共団体が自主的に収入できる財源の歳入総額に占める割合のことです。自主財源の多寡は、行政活動の自主性と安定性を図る尺度となるため、できる限り自主財源の確保に努めることが望ましいといえます。

資料：広島県市町村財政関係指標

市債残高および実質公債費比率の推移



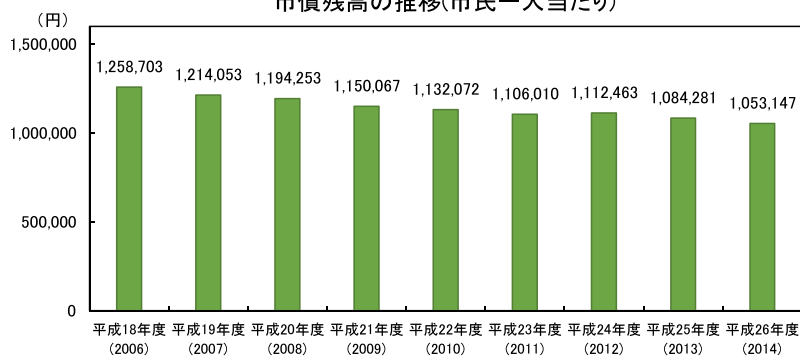
※実質公債費比率

地方自治体における、一般財源の規模に対する公債費の割合のことで、実質的な財政の不健全性を示す指標として用いられます。

18%以上になると、地方債の発行に際して国や都道府県の許可が必要となり、25%以上になると地方債の発行が制限されます。

資料：広島県市町村財政関係指標

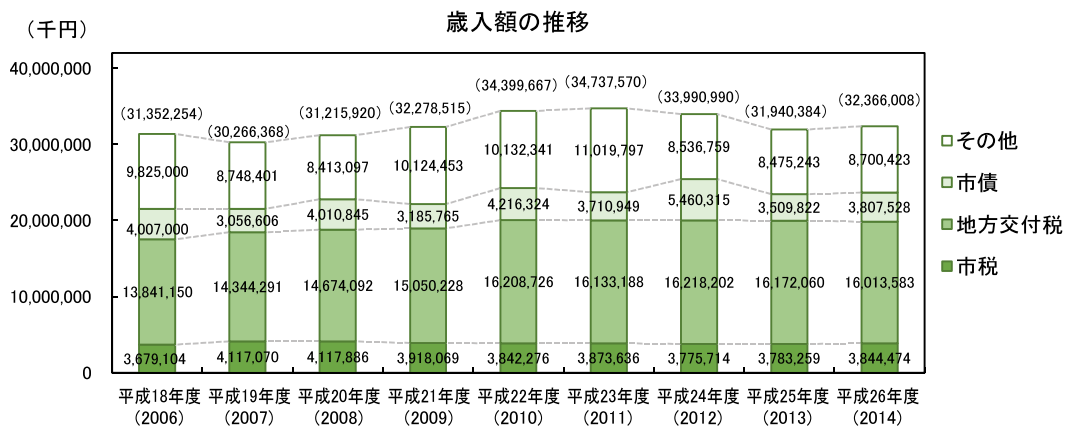
市債残高の推移(市民一人当たり)



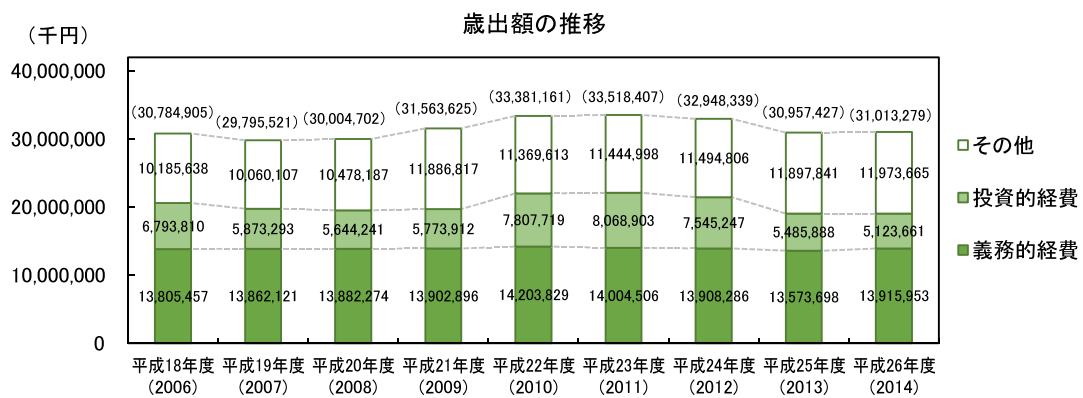
※住民基本台帳(各年10月1日現在)に基づき算出

(2) 歳入歳出決算

本市の財政規模は、歳入・歳出ともに、およそ300億円から350億円で推移しています。



資料：市財政課調べ



資料：市財政課調べ

11 市民の声(住民アンケート)

市政やまちづくりに対する市民の認識や意見、ニーズを把握し、まちづくりの方向性や政策・施策に反映させるとともに、本市の将来を担う若者(中高生)が、まちづくりに主体的に関わるきっかけとなることを期待して、住民アンケートを実施しました。

■ 市民アンケート

	第1期計画	第2期計画
対象期間	平成17年11月11日 ～11月24日	平成26年11月26日 ～12月17日
対象年齢	18歳以上	18歳以上
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
配布票数	5,600人	6,500人
回収票数	2,771人	2,797人
回収率	49.5%	43.0%
未配達票数	20	31

■ 中高生アンケート

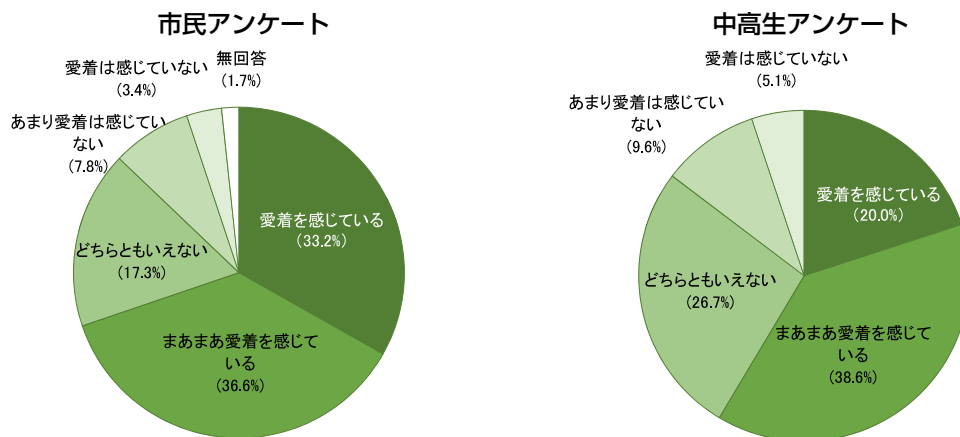
	第1期計画	第2期計画
対象期間	平成17年11月11日 ～11月24日	平成26年11月26日 ～12月17日
対象学年	中2・高2	中2・高2
抽出方法	対象学年の全生徒	対象学年の全生徒
配布票数	766人	565人
回収票数	705人	565人
回収率	92.0%	100.0%

(1) 本市への愛着 ～市民の約70%・中高生の約59%が“愛着あり”と回答～

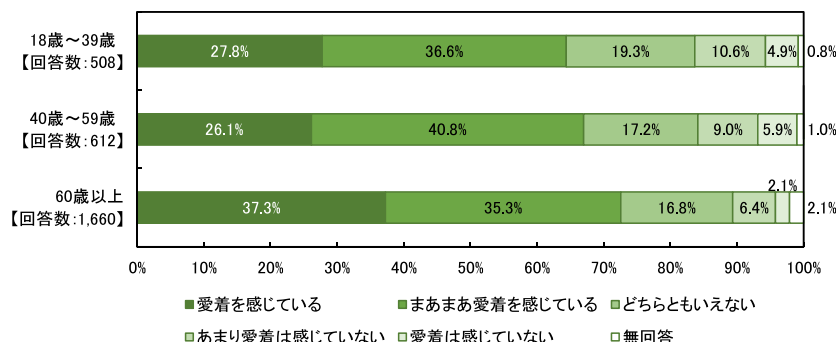
市民・中高生ともに、その多くが「本市に愛着を感じる」と回答しており、「ふるさとを愛する心」が維持・醸成されています。

しかし、中高生の約4割は、愛着ありと回答しておらず、市外からの通学者(13.8%)を含んでいる点を考慮しても、将来における定住・帰郷への懸念要因のひとつと捉えることができます。

問：本市に愛着を感じていますか？



年代別回答 (市民アンケート)

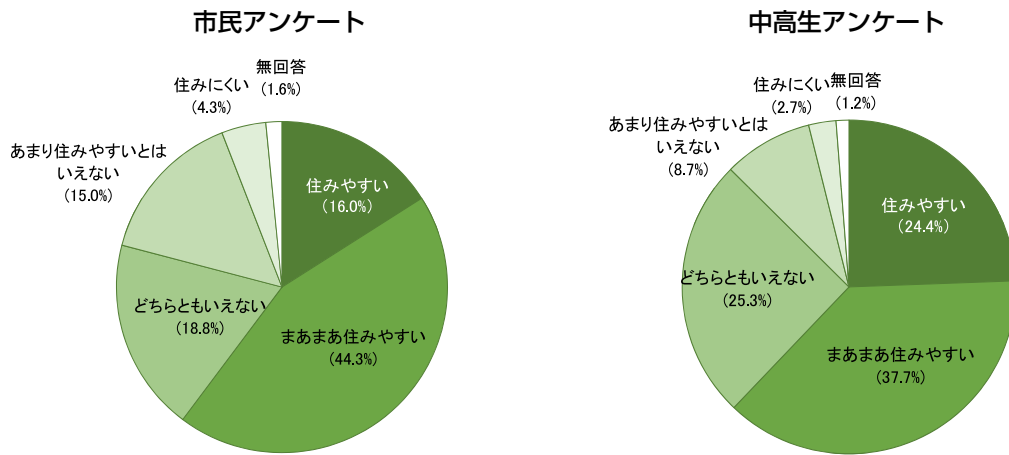


(2) 暮らしの環境 ～市民・中高生ともに60%以上が“住みやすい”と回答～

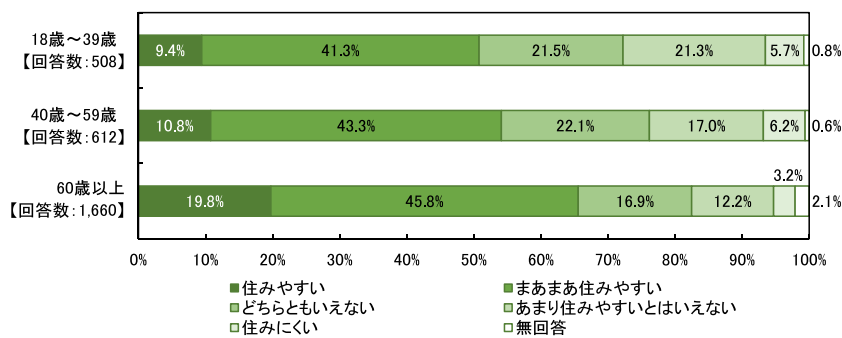
市民・中高生ともに、約6割が「住みやすい」と回答しており、自然環境や生活環境をはじめ総合的な暮らしの環境は、一定の満足感・充足感が得られています。

一方で、約4割は、住みやすいと回答しておらず、引き続き住民ニーズの把握と対応に努める必要があります。

問：本市は“住みやすいまち”ですか？



年代別回答（市民アンケート）



(3) 今の暮らし ～安心・満足が約40%、不安・不満が約36%とほぼ同率の回答～

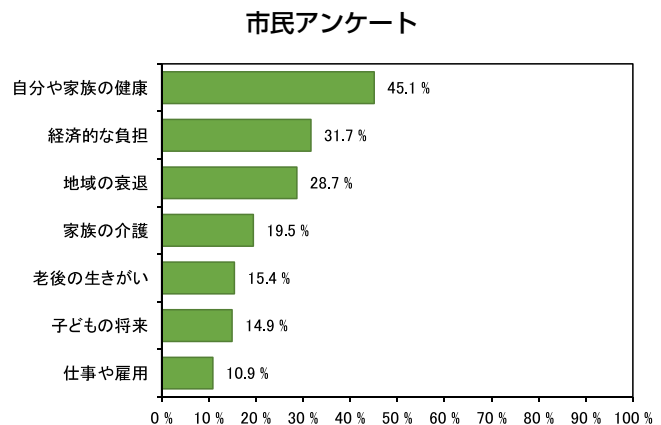
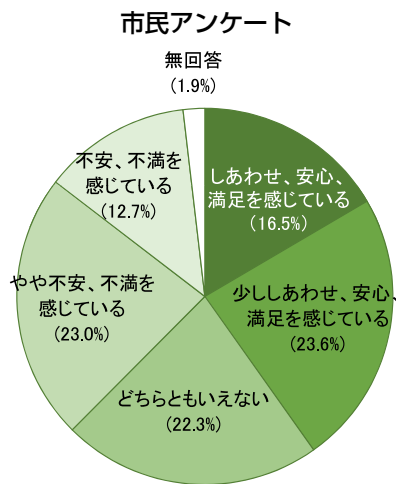
「しあわせ・安心・満足感あり」の回答が40.1%であるのに対し、「不安・不満感あり」の回答が35.7%となっています。

また、不安を感じる内容として、「健康」「経済的負担」「介護」など、個人や家族に関する項目に加え、地域の衰退という地域課題も生活不安の要因となっています。

年代別では、18歳～39歳の若年層における満足の回答割合が50%を超えています。

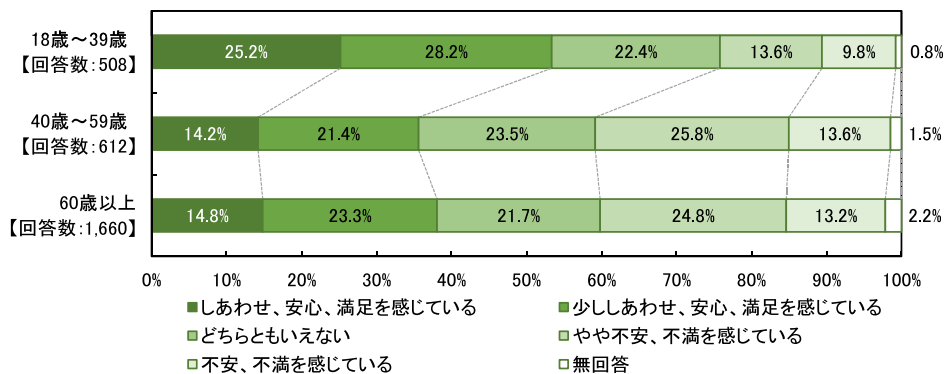
問：今の暮らしをどう感じていますか？

問：現在または将来、どんなことが不安ですか？（複数回答・上位7項目）



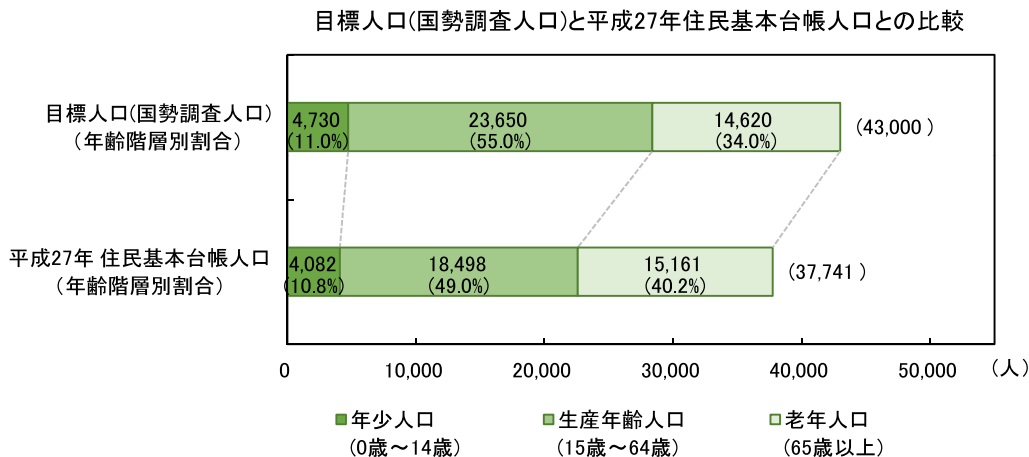
年代別回答（市民アンケート）

問：今の暮らしをどう感じていますか？



第4節 第1期長期総合計画の検証

1 目標人口と実績 ～目標人口には約5,000人届かず～



※住民基本台帳人口は10月1日現在

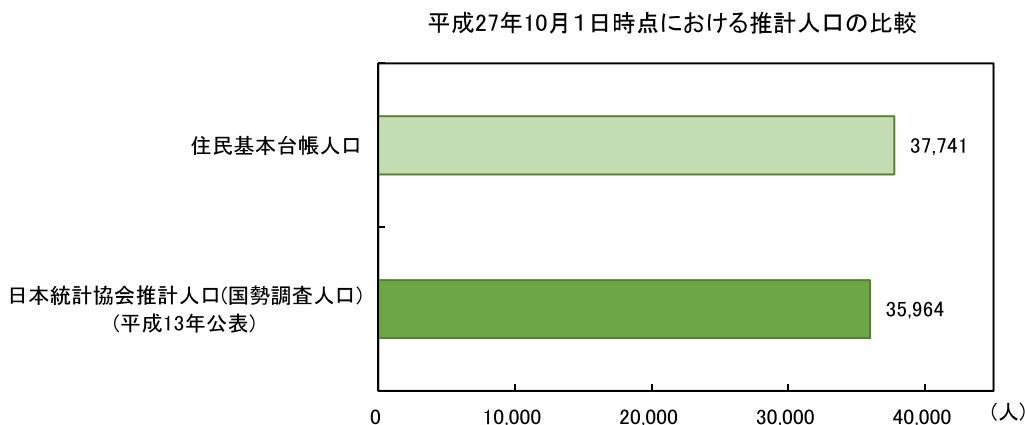
第1期長期総合計画における平成27(2015)年10月1日の目標人口は、平成17(2005)年とほぼ同数の43,000人(国勢調査人口)と設定し、その実現に向けた個別目標も掲げていましたが、結果は次のとおりです。

なお、年齢階級別人口割合においても、目標数値を下回る結果となっています。

	目標	結果	備考
出生数	340人程度/年	平均 259人/年	平成18年以降9年間
社会増減	+50人程度/年	平均▲199人/年	平成18年以降9年間
老年人口	維持	+541人	平成27年10月1日現在
総人口	43,000人	▲5,259人	平成27年10月1日現在

※結果は住民基本台帳人口で算出

ただし、平成27(2015)年10月1日現在の住民基本台帳人口は、第1期長期総合計画で使用した財団法人日本統計協会の推計数値(平成13[2001]年公表・国勢調査人口)と比較し、1,777人(4.9%)上回っています。



2 基本政策別・基本施策別の検証

長期総合計画における基本政策は「将来像を実現するための基本的な活動方針」であり、第1期長期総合計画では、分野別に5つの基本政策を設定しています。

また、基本施策は「政策を実現するための基本的な方策・取り組み」であり、基本政策ごとに複数の項目を設けています。

ここでは、基本政策別・基本施策別の主な取り組みと成果、課題を整理するとともに、実績数値や目標指標の達成状況などにより検証を行います。

なお、基本政策や基本施策は、実績数値だけでは評価できないため、市では、市民の皆さんの満足度を、満足(やや満足を含む)・普通・不満(やや不満を含む)から選択するアンケート調査を実施しています。

この満足度アンケートでは、すべて目標数値を下回る結果となっていますが、設問によって回答者の関心などが異なるため、普通(どちらともいえない)の回答割合が高くなっています。

このため、満足の回答割合と同様に、不満の回答割合に着目した自己評価としています。

基本政策1 協働の力で 笑顔が輝くまち(自治・協働)

■ 政策の趣旨

新しいまちづくりや地域づくり、持続的な自治体運営に向けては、これまで培われてきた「市民・地域が支え合う」という意識の高揚と、行政・市民が協働する姿勢、協働できるシステムが重要となります。

「同じ市の市民」という一体感の醸成のみならず「自らの地域は、自らが守り、自らが創る」という意識・意欲を喚起し、実践活動へ展開することで協働のまちづくりを進めます。

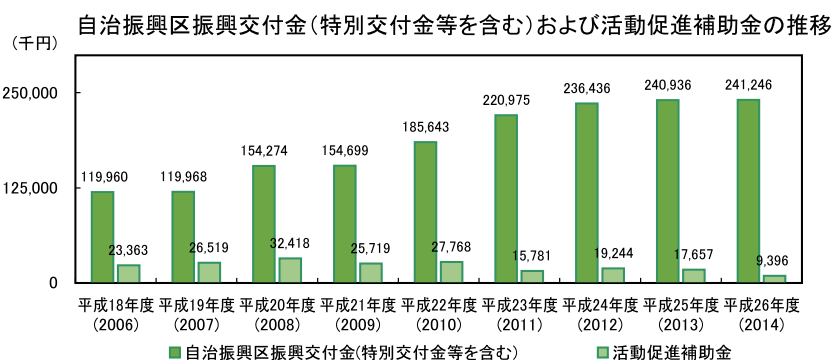
また、「財政の安定と市民のしあわせづくり」を目的とし、自治体経営の視点を持った行財政改革に取り組みます。

(1) 協働のまちづくり

【主な取り組み】

まちづくりにおける最高規範としてまちづくり基本条例を制定するとともに、この条例を根拠規定とした新たな取り組みを始めており、また、自治振興センターの整備、自治振興区を対象とした地域活動・組織運営への支援、地域リーダーの育成なども進めています。

情報共有の面では、市長との対話機会の創設や市政懇談会、出前トークの充実、公式facebookの開設などを行っています。



資料：市自治定住課調べ

【成果】

合併直後に88の組織でスタートした自治振興区は、自主的な再編・見直しにより、現在、22の組織となっていますが、市民意識の醸成、諸活動の活発化が進む中で、いずれの自治振興区も充実・活性化が図られています。

【課題】

人口の減少や価値観の多様化などに起因し、自治振興区における役員の固定化や担い手不足が顕在化しています。

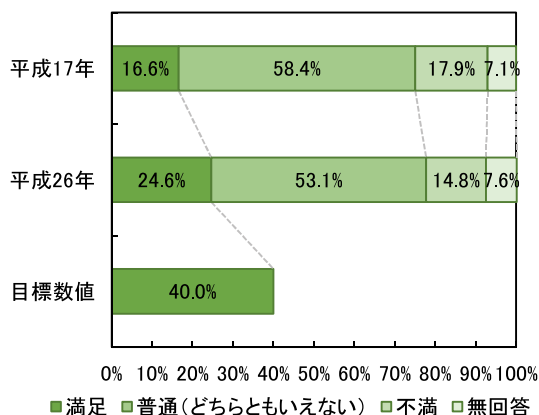
■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
地域振興計画の策定率	69.3%	100%	100%	計画を策定した自治振興区／自治振興区総数
出前トーク実施回数・参加人数	30回 592人	98回 2,541人	100回 2,000人	

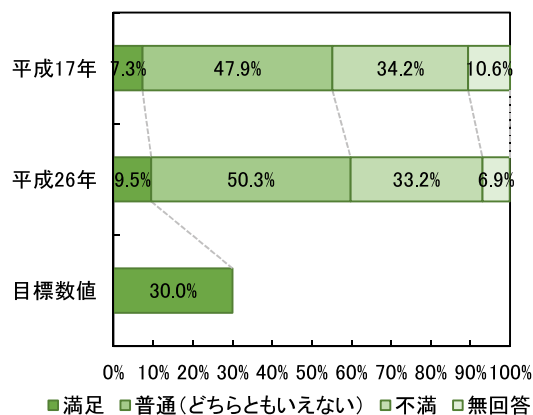
■ アンケートによる市民満足度

目標数値には達していないものの満足の回答割合が増加し、不満の回答割合が低下していることから、自治振興区への支援などについては、一定の評価が得られていると判断されます。

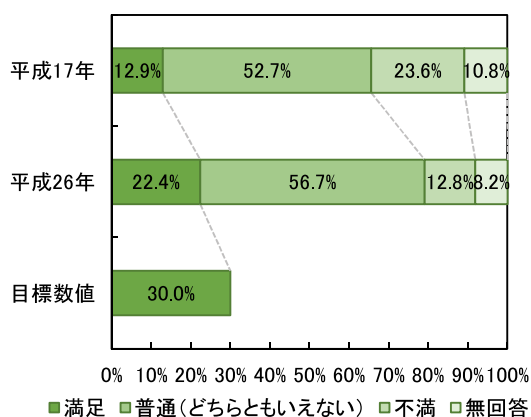
自治振興区の活動体制や活動状況に対する満足度



地域リーダーや人材の育成に対する満足度



情報公開の状況に対する満足度



(2) 人権尊重のまちづくり

【主な取り組み】

人権教育・啓発推進プランに基づいて講演会やセミナー等を開催し、市民の自己啓発を促すとともに、人権尊重意識の醸成に取り組んでいます。

【成果】

人権が尊重された地域社会の実現には相当な期間が必要ですが、人権講演会をはじめとする啓発・研修事業を繰り返すことで、市民の意識は確実に向上していると判断されます。

【課題】

啓発事業への参加者が固定化する状況にあります。また、近年、インターネットによる人権侵害など、新たな課題も生まれています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
人権啓発事業(講演会等)への市民参加率(年間)	62.9%	43.6%	75.0%	参加者数/目標参加者数(年間)

(3) 男女共同参画のまちづくり

【主な取り組み】

男女共同参画プランに基づいて、講演会やイベントなどを実施し、市民の自己啓発を促すとともに、男女共同参画意識の醸成に取り組んでいます。

また、市が設置する審議会等への女性の登用についても、同プランの基準に沿った対応に努めています。

【成果】

講演会やイベントへの参加率も上昇しており、男女共同参画意識が醸成されつつあると判断されます。

【課題】

一部においては、固定的な男女の役割意識や習慣が解消されておらず、また、DVなどの新たな課題も顕在化しています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
男女共同参画啓発事業(講演会等)への市民参加率	64.5%	100.6%	77.0%	参加者数/目標参加者数(年間)

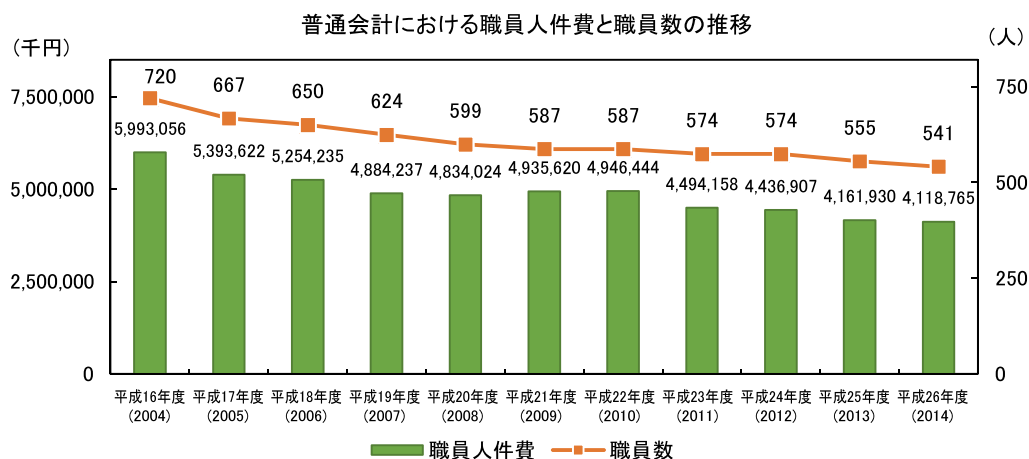
(4) 効果的・効率的な行政運営

【主な取り組み】

人材育成基本方針に基づく職員の育成と資質向上、行政経営改革大綱に基づく行政経費の削減や抑制、加えて財政運営プランに基づく財政の健全化など、社会環境の変化や新たな行政課題、多様化する住民ニーズに対応できる効果的・効率的な行政財政運営に取り組んでいます。

【成果】

職員数の適正化をはじめ、合併効果として期待の高かった行政経費の削減によって、財政状況は改善傾向にあります。



資料：定員マネジメントプラン・市総務課調べ

【課題】

財政状況は一時期に比べ改善していますが、普通交付税の合併算定替の特例が平成27(2015)年度から段階的に縮減されることから、さらなる行政財政運営の効率化が必要となっています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
市役所本庁舎の整備	—	平成20年度末完成	平成20年	
市税の収納率(現年分)	97.5%	97.7%	98.0%以上	収納額/調定額
経常収支比率	95.0%	94.7%	85.0%	経常的な支出額/経常的な収入額
財政力指数	0.272	0.256	0.300	基準となる収入額/基準となる支出額
総職員数	667人	541人	598人以下 (H22)	西城市民病院の技師職を除く
事務・権限の移譲件数	12件	88件	115件	事務移譲具体化プログラム

基本政策2 さとやま資源の活用で 地域が輝くまち(産業・交流)

■ 政策の趣旨

地域産業の振興・復活の鍵は、広大な市域の中に存在していると捉えています。

豊かな山々と広大な農地、蓄積された知識や技術、気候や地形など、あらゆる資源と地域力を活かした農業の再興をはじめ、国定公園、国営公園、温泉施設など、雄大な中国山地を背景に混在する個性的・魅力的な資源を活かした観光産業の推進、定住促進と訪問客の市街地誘導、市外への展開を含めた商業の振興、工業団地への企業誘致と側面支援による地場企業の活性化などに取り組み、地域経済への波及、市民の収入増加を目的とした諸施策を進めます。

また、農林業、商工業、サービス業といった分野にとらわれない産業の「複合化」「融合化」を進めることで、多様なニーズに応えることのできる“庄原の産業”を創造します。

(1) 農林水産業の振興

【主な取り組み】

農業では、生産基盤の整備、担い手の確保支援をはじめ、安定した生産環境や組織力の強化に努めているほか、地域産物のブランド化を推進し、農業所得の向上および地域の活性化に取り組んでいます。

林業では、森林施業の集約化による低コスト化の推進、境界の明確化事業や作業路の開設など、森林資源を利活用するための基盤づくりなどを進めています。

【成果】

新規就農者や認定農業者、集落法人等が管理する農用地の面積割合が増加しているほか、比婆牛の復活や品質が高く評価されたブランド米の確立など、特筆すべき成果も生まれています。

林業では、森林整備と地域活性化に寄与する木の駅プロジェクトという新たな取り組みも始動しています。

【課題】

農業では、流通のグローバル化を背景とした農産物の価格低下、農業就業者の減少や高齢化が課題となっています。

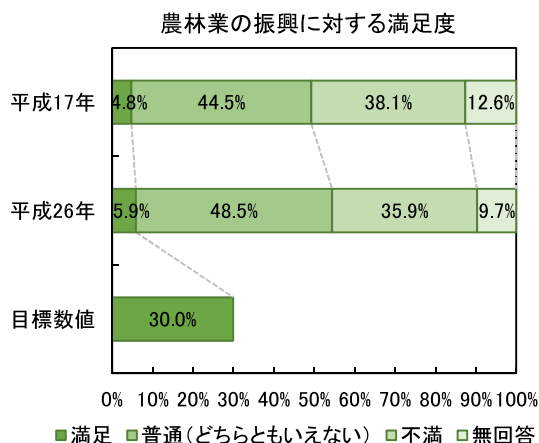
林業では、森林整備の遅れと木材の価格低迷が懸念されているほか、素材生産から流通に至る仕組みづくりが求められています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
新規就農者数(毎年)	10人	8人	10人	
認定農業者・集落法人等が管理する農用地の面積割合	19.6% (H18)	25.2%	40.0%	

■ アンケートによる市民満足度

本市の基幹産業である農林業においても、大変、厳しい評価となっています。



※平成17年は「農林業の担い手育成」と「農業生産基盤の整備」を併せた比率

(2) 商工業の活性化

【主な取り組み】

空き店舗活用への支援や既存店舗・最寄り店舗への改装費補助を行い、市街地のにぎわい再生に努めています。

また、工業団地への企業誘致、設備投資や雇用拡大を行う企業への助成など、働く場の確保・雇用の創出に取り組んでいます。

【成果】

空店舗活用事業の採択件数が目標数値を上回っているほか、庄原市営工業団地への企業立地は、過去10年間で5社となっています。

【課題】

人口減少に加え、コンビニエンスストアや大型店の進出、後継者の不在などにより、各地域の商店街は衰退が顕著となっています。

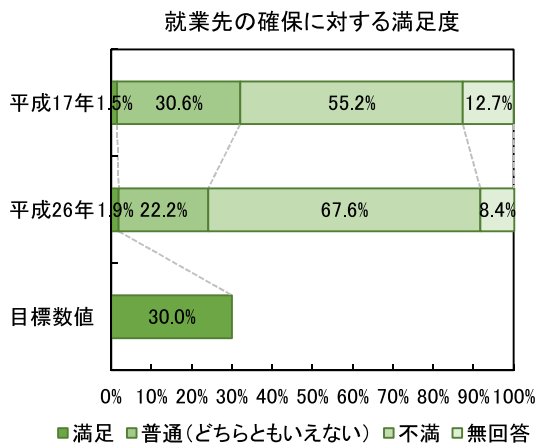
庄原市営工業団地への企業誘致は、新たな工場立地により一定の成果があったものの、完売には至っておらず、若者定住の促進に向けた就業先の確保が強く求められています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
空店舗活用事業の採択件数 (毎年)	2件	10件	2件	
庄原市営工業団地の分譲率	44.4%	76.6%	100%	分譲済み面積／全分譲面積
商品販売額(年間)	49,218百万円 (H16)	35,657百万円 (H24)	54,100百万円	
製造品出荷額(年間)	46,399百万円	41,366百万円 (H25)	51,000百万円	
商業従業者数(雇用主含む)	3,497人 (H16)	2,663人 (H24)	3,800人	
工業従業者数(雇用主含む)	2,650人	2,397人 (H25)	2,900人	

■ アンケートによる市民満足度

不満の回答割合が67.6%に達しており、極めて厳しい評価と判断されます。



(3) 観光産業の推進

【主な取り組み】

観光・交流イベントの充実を図るとともに、オープンガーデンなどの新たな事業を展開し、交流人口の拡大による地域経済の活性化に努めています。

また、各地域の観光協会の統合・庄原市観光協会の設立を支援し、観光情報の発信機能や窓口機能、観光プロモーションの強化を図っています。

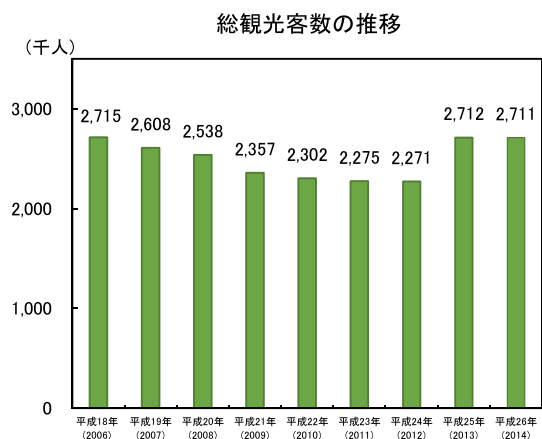
【成果】

総観光客数は、平成18(2006)年をピークに減少していましたが、松江自動車道の開通および「道の駅たかの」への集客によって著しい回復を見せています。平成27(2015)年3月には、中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)が全線開通し、さらなる交流人口の拡大と観光消費額の増加が期待されます。

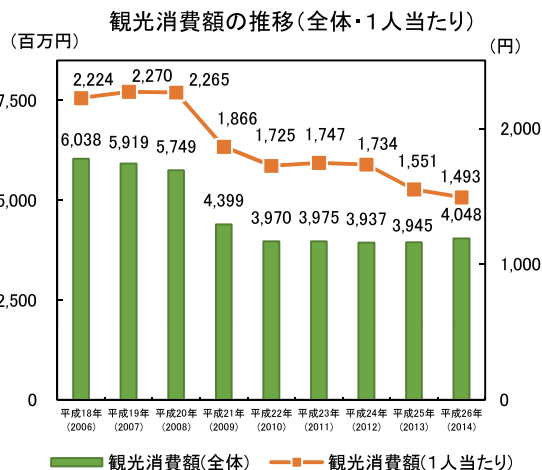
【課題】

総観光客数は、過去最大の水準まで回復していますが、1人当たりの観光消費額は減少傾向で推移しています。

今後は、周遊・宿泊型観光や体験型教育旅行、外国人旅行者の受け入れなど、新たな観光客の誘致に取り組む必要があります。



資料：広島県観光客数の動向



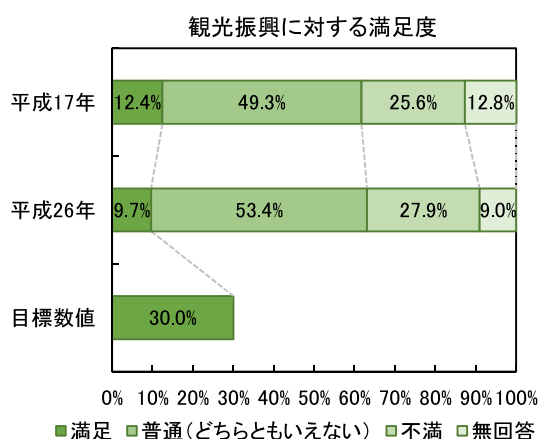
資料：広島県観光客数の動向

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
入込み観光客数(年間)	220万人	209万人	300万人	
宿泊観光客数(年間)	35万人	24万人	60万人	
観光客1人当たりの観光消費額(年間)	2,300円	1,493円	5,000円	

■ アンケートによる市民満足度

総観光客数は増加に転じているものの、観光消費額の伸び悩みもあり、厳しい評価となっています。



(4) 新たな地域産業の創出

【主な取り組み】

経営・財務・人材育成・販路開拓等の機関でネットワークを組織し、創業を支援しています。また、県立広島大学ほかの研究機関を活用し、新産業の創出および商品開発に取り組んでいます。

【成果】

創業支援の制度利用によって安定的な起業が可能となり、新規創業に至った事例があるほか、県立広島大学と連携した研究開発事業では、地域資源を活用した商品が生まれています。

【課題】

創業前後の支援を充実し、確実な成功へと結びつける必要があります。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
研究開発助成事業の商品化率	0%	38%	100%	県立広島大学研究開発助成事業

基本政策3 自然との共生で暮らしが輝くまち(環境・基盤・定住)

政策の趣旨

広大な市域において、同じ手法・同一形態での環境整備は困難なことから、その地域や場所に応じた対応を図ることで、一体的な地域発展に努めます。

特に、本市の魅力でもある自然環境を意識するほか、循環型社会の形成、情報化や時間的距離の短縮、さらには都市機能の充実に配慮し、誰もが「しあわせ」を感じ、「住み良いまち」と思える快適で便利な生活空間づくりを進めます。

また、田舎暮らし志向の高まりを定住に結びつける施策推進に努めるとともに、市外で暮らす子や孫への「帰郷して欲しい」との願いや「ふるさとに帰りたい」「今後も庄原で暮らしたい」との想いに応えるため、その環境づくりに取り組みます。

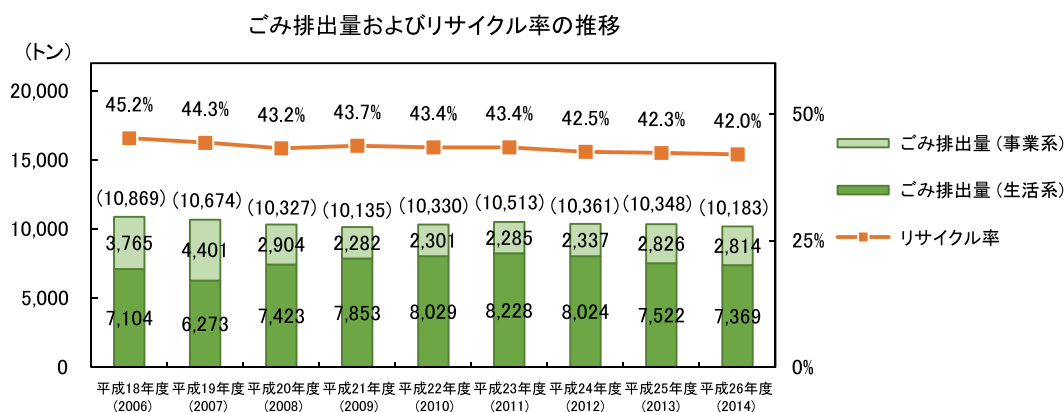
(1) 循環型社会の構築

【主な取り組み】

環境学習や啓発事業により自然環境の保全意識を喚起・醸成するとともに、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化と資源化、不法投棄の監視や道路・河川・公園の清掃活動などに取り組んでいます。

【成果】

廃棄物の3R(リデュース・抑制、リユース・再利用、リサイクル・再生利用)の推進により、ごみ処理量は緩やかに減少し、リサイクル率も目標値を上回る水準となっています。



資料：市環境政策課調べ

【課題】

ごみの分別不徹底や不法投棄が後を絶たず、取り組みを継続・強化する必要があります。また、エネルギーの地産地消と再生可能エネルギーの活用が求められています。

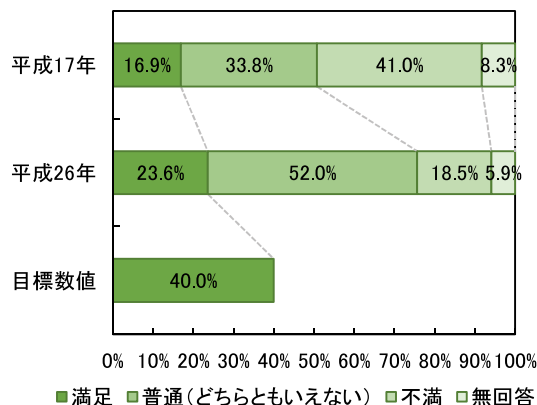
■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
ごみ処理量(年間)	12,091 t	10,183 t	11,400 t	
リサイクル率(全体)	36.0%	42.0%	41.0%	資源化量/ごみ処理量
耕作放棄地率	6.8%	2.8%	6.8%	

■ アンケートによる市民満足度

目標数値には達していないものの、改善の評価となっています。

ごみ対策やリサイクルの推進に対する満足度



(2) 都市環境の整備

【主な取り組み】

計画的な道路改良と上下水道の普及、地域実情に応じた外出・移動手段の確保、新たな市営住宅の取得など、快適な暮らしの基盤整備に努めるとともに、庄原駅前の区画整理など、都市空間の創出にも取り組んでいます。

また、市内全域で超高速なインターネット利用環境を実現するため、超高速情報通信網の整備を進めています。

【成果】

市道改良率および污水处理普及率はいずれも上昇し、遅れていた情報通信基盤の整備も着実に進捗しています。

【課題】

市道改良は、広大な区域面積であるため未改良区間も依然として多く、選択と集中による効果的な整備が必要となっています。

生活交通においては、過疎化や自家用車の普及が利用者の減少を招き、利用者の減少が利便性の低下を招くという悪循環で推移し、さらに経費は膨らむ状況となっています。

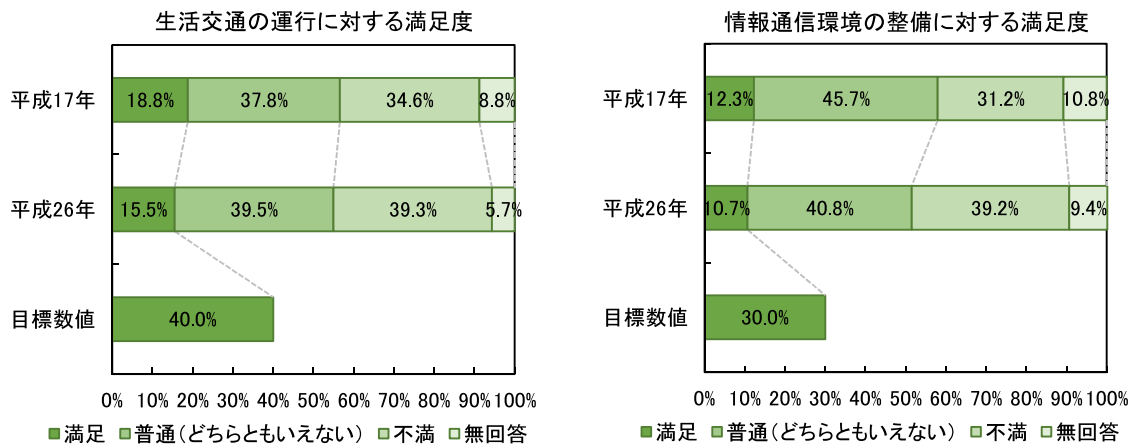
中心市街地においては、危険空き家や空き店舗の増加などが、にぎわいの喪失のみならず、安心・安全な生活環境の面からも課題となっています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
市道改良率	52.7%	69.2%	56.2%	市道改良済延長/市道総延長
污水处理普及率	56.9%	68.2%	63.0%	処理施設整備区域内人口/総人口

■ アンケートによる市民満足度

生活交通の運行は負のスパイラルが顕著であり、厳しい評価となっています。また、情報通信環境は厳しい評価となっているものの、今後、改善が見込まれると判断されます。



(3) 新たな定住促進

【主な取り組み】

専門部署や相談窓口の設置をはじめ、関係情報の発信、帰郷の呼びかけ、就職支援と起業支援、住宅の取得・改修支援、自治振興区との連携事業、定住アドバイザーの配置など、多様な視点をもって新規定住者の確保に取り組んでいます。

【成果】

市の事業を利用した新規定住者は、平成19(2007)年度から平成26(2014)年度までの8年間で、124世帯・260人となっています。

【課題】

過疎化・少子高齢化が続いており、人口の減少は、本市の最重要課題となっています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値(H27)	備考
総人口	43,149人	37,902人	43,000人	
年少人口(0歳~14歳)	4,870人	4,079人	4,730人	
生産年齢人口(15歳~64歳)	22,647人	18,658人	23,650人	
老年人口(65歳以上)	15,600人	15,178人	14,620人	

(4) 生活の安全確保

【主な取り組み】

近年、記録的な豪雨などの自然災害が多発していることを踏まえ、緊急時に迅速・適正に対応できる組織体制の構築に取り組んでいます。

また、高齢者を狙った巧妙な犯罪や高齢者が関与した交通事故が増加していることから、相談体制の充実や交通安全意識の醸成に努めています。

【成果】

近年、火災・犯罪・交通事故の発生件数は減少しています。

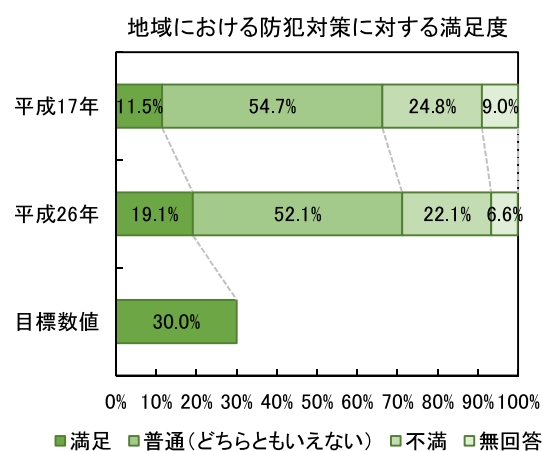
【課題】

全国的に自然災害が多発する中で、防災および災害対応への関心が高まりを見せており、自主防災組織の設立支援、消防団員の維持・確保などが求められています。

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
火災発生件数	34件	29件	27件	
犯罪発生件数	225件	132件	180件	
交通事故発生件数	1,001件	841件	751件	

■ アンケートによる市民満足度

目標数値には達していないものの、改善の評価となっています。



基本政策4 心と体の健康づくりで 命が輝くまち(保健・福祉・医療)

■ 政策の趣旨

生まれ、育ち、暮らし、そして生涯を終える。一生の過程において誰もが一番に願うのは、健康な体と心、そして“安心”を感じることのできる社会環境です。

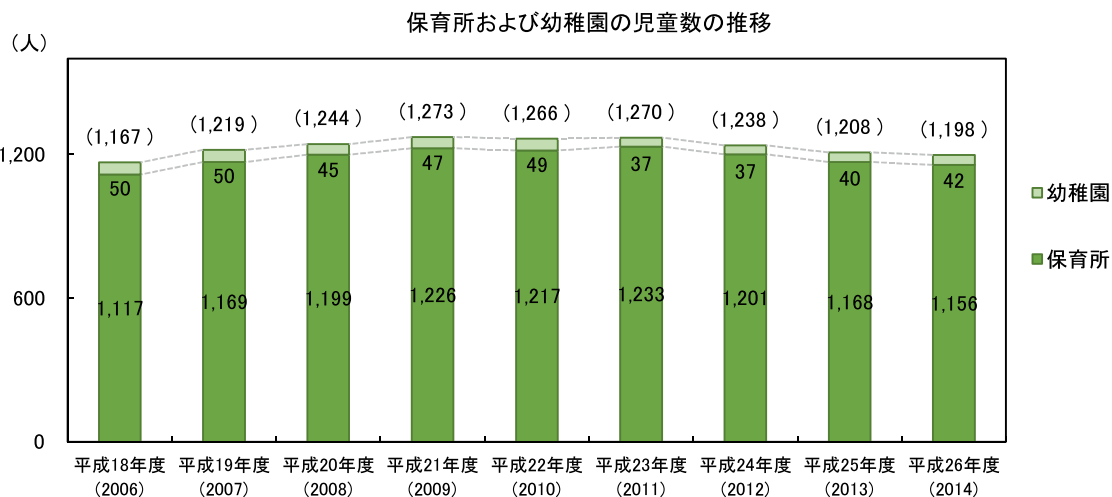
保健・福祉・医療分野の充実と連携、市民の理解と協力によって、やすらぎを実感し、安心して暮らすことのできるふるさとの形成に努めます。

(1) 児童福祉の充実

【主な取り組み】

保育所の計画的な整備・耐震改修を進めるとともに、低年齢児保育や延長保育、一時預かりなど、多様化する保育ニーズへの対応に取り組んでいます。

また、第3子以降の保育料無料化、乳幼児等医療費助成の対象者拡大、相談支援の充実による保護者の不安解消など、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めています。



資料：市児童福祉課・市教育総務調べ

【成果】

市立保育所の耐震改修は計画的に実施され、延長保育の実施保育所も増加しています。

【課題】

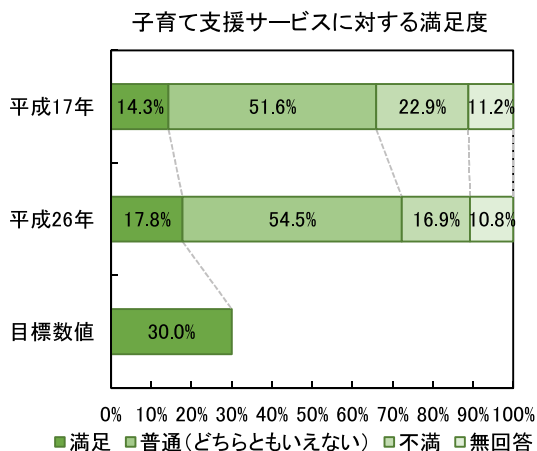
子ども・子育て関連3法が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の一層の充実の視点をもった対応が求められています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
希望保育所への入所率(年度末)	98.4%	99.5%	100%	入所児童数/入所申請児童数
延長保育(19:30まで)の実施保育所数	1施設	7施設	9施設	各地域に1所以上
病後児保育の実施保育所数	0施設	1施設	2施設	

■ アンケートによる市民満足度

目標数値には達していないものの、満足の回答割合が増加し、不満の回答割合が減少していることから、一定の評価が得られていると判断されます。



(2) 高齢者の自立支援

【主な取り組み】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者の健康保持増進をはじめ、生きがいをもって活躍できる仕組みづくりや場を提供するとともに、高齢者の身体状況等に応じた必要なサービスを提供するなど、在宅高齢者の支援をしています。

また、今後、高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、地域包括支援センターを中心とした地域とのネットワークをより一層強化するとともに、生活支援や認知症支援体制の充実など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりに努めています。

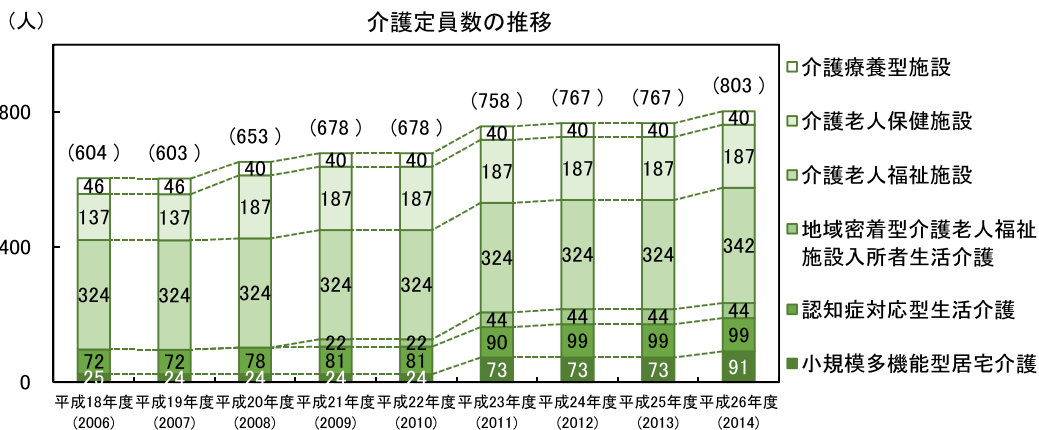
【成果】

在宅高齢者の自立と生活の質は、一定水準が確保されていると判断されます。

【課題】

社会環境や生活スタイルの変化などに伴い、高齢者世帯の抱える課題は多様化しており、従来の対応では解決が困難な事例も増加しています。

また、後期高齢者の増加が推測される中で、介護給付費の増大も見込まれることから、継続的・効果的な介護予防と、地域包括ケアの充実に取り組む必要があります。



資料：市高齢者福祉課調べ

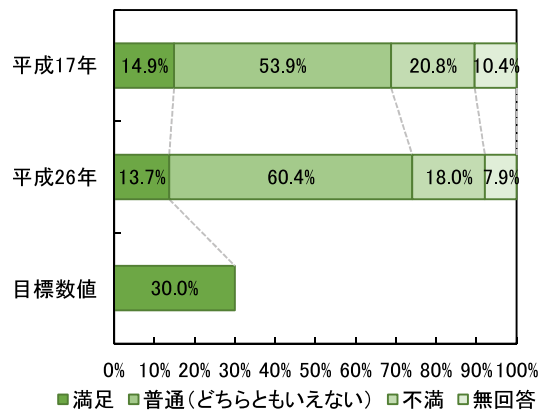
■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
元気な高齢者の割合	76.7%	74.8%	79.0%	介護認定を受けていない 老年人口／老年人口
シルバー人材センターの会員登録率	4.3%	2.6%	5.0%	シルバー人材センター会 員数／老年人口

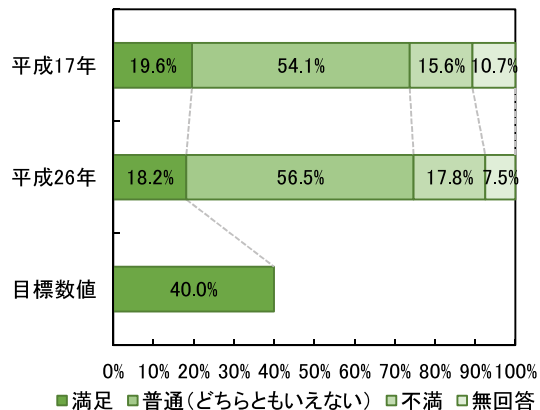
■ アンケートによる市民満足度

満足の回答割合の減少、不満の回答割合の増加から、厳しい評価と判断されます。

高齢者の生きがい活動や社会参画施策に対する満足度



高齢者の在宅介護サービスに対する満足度



(3) 障害者の自立支援

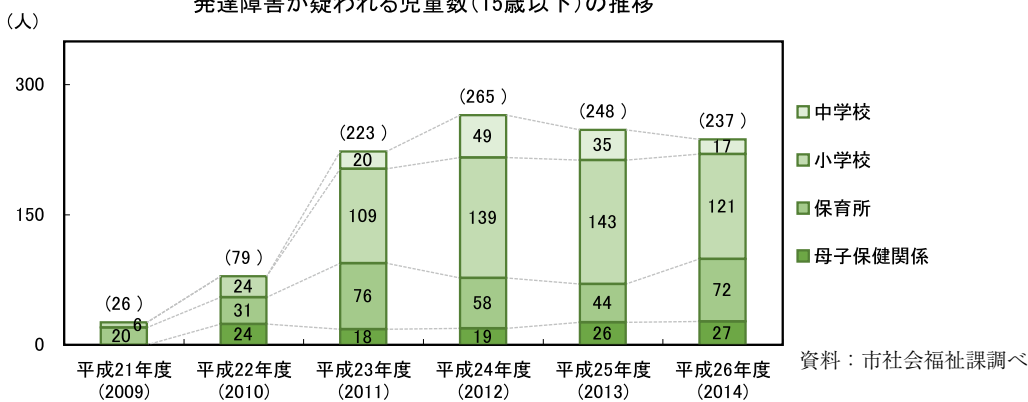
【主な取り組み】

障害者が自立した生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供するとともに、相談支援体制を充実し、個々の課題に応じた生活支援に取り組んでいます。

また、地域活動への参加や外出、適正や能力・希望に応じた就労を支援し、社会参加の促進にも努めています。

近年、増加傾向にある発達障害児への支援を強化するため、相談員や専門職の配置のほか、早期発見・適切な支援・支援の継続を基本に、関係部署による連携支援・継続支援に取り組んでいます。

発達障害が疑われる児童数(15歳以下)の推移



※平成23年度以降の著しい対象児童数の増加は、早期発見の支援を強化したことによる。

【成果】

法の規定に基づく福祉サービスと本市独自の取り組みを併用することで、障害者の自立が促進されています。

第1章 基本事項 第4節 第1期長期総合計画の検証 第2章 基本構想 第3章 基本計画 第4章 資料編

【課題】

相談件数は、年々、増加傾向にあることから、相談支援体制の拡充が求められています。

また、障害者の就職率は上昇していますが、早期に離職するケースも多く、関係機関と連携した就職後の支援を強化する必要があります。

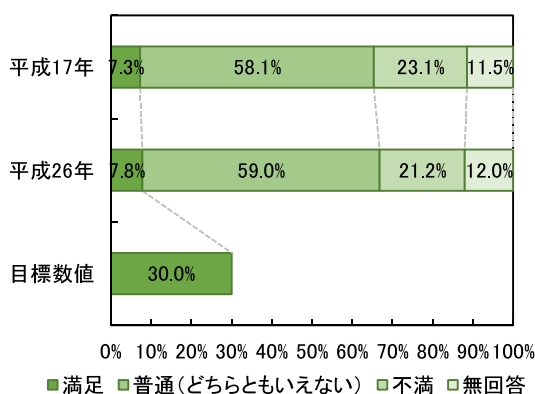
■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
障害者施設から地域生活への移行率	0%	16.2%	10.0%	地域生活へ移行した延人数／障害者施設入所者数
就職希望障害者の就業率	48.0%	52.7%	60.0%	就業者／(有効求職者+就業者+保留者)

■ アンケートによる市民満足度

満足の回答割合が微増、不満の回答割合が微減となっていますが、目標数値は大きく下回っており、厳しい評価と判断されます。

障害者の就労支援や外出支援に対する満足度



(4) 地域福祉の推進

【主な取り組み】

社会福祉協議会の機能強化と活動を支援するとともに、民生委員児童委員協議会、自治振興区、地域ボランティアなど、多様な主体と連携しながら、一体的な地域福祉の推進に努めています。

【成果】

福祉ボランティアの登録者数、住民グループの活動団体数が増加しており、市民意識の高揚が図られています。

加えて、高齢者や障害者の見守り、災害時における地域対応など、積極的な地域福祉活動が展開されています。

【課題】

地域福祉に関心を持ち、活動する人材の確保に努めるとともに、子育てや介護、虐待やひきこもりなど、新たな課題に対応していく必要があります。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
福祉活動を行う団体数	42団体	40団体	46団体	社会福祉協議会への登録数
福祉ボランティア登録者数	1,127人	1,927人	1,240人	社会福祉協議会への登録数
地域住民グループ活動(小地域サロン)運営団体数	95団体	150団体	105団体	

(5) 社会保障の充実

【主な取り組み】

生活保護の適正実施に努めるとともに、関係機関と連携した多面的な自立支援を行っています。

国民健康保険および介護保険においては、健康づくりや介護予防の事業実施を前提としつつ、適正な給付と公平な負担を基本に、健全かつ円滑な運営に努めています。

国民年金制度では、適切な情報提供と相談対応により、納付漏れ・給付漏れの防止を図っています。

【成果】

国民健康保険および介護保険においては、高齢化率の上昇に伴って給付費が過大となり、運営が厳しさを増していますが、制度そのものは適正に実施されています。

【課題】

国民健康保険・介護保険は、少子高齢化の進行に起因し、給付と負担の双方が、さらに増大することが指摘されており、これまで以上に安定的・持続的な運営が求められています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
国民健康保険税の収納率(現年分)	95.7%	96.6%	98.0%以上	収納額/調定額
介護保険料の収納率(現年分)	99.4%	99.6%	平成17年以上	収納額/調定額

(6) 健康づくりの推進

【主な取り組み】

講演会やイベントの開催などにより、健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、生活習慣病の予防と早期発見への取り組み、妊産婦や乳幼児を対象とした保健相談、うつ病患者の支援や自殺予防など、多様な保健事業を実施しています。

【成果】

健康づくりや生活習慣病の予防、健康寿命などへの関心が高まりを見せています。

【課題】

疾病の予防と早期発見に努めていますが、市民1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

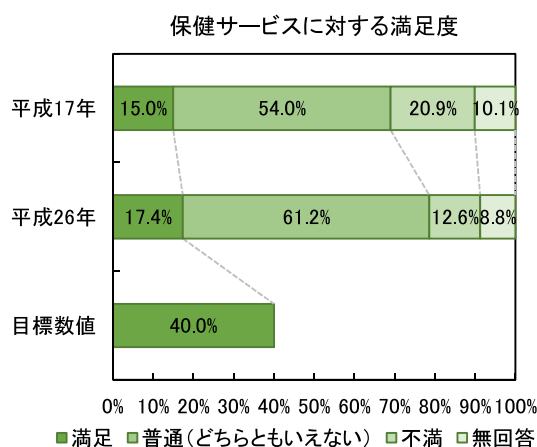
また、精神疾患の患者が増加しており、医師や関係機関と連携した対応強化が必要となっています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
市民1人当たりの国民健康保険医療費(年間)	326,164円	405,067円	H17以下	国民健康保険医療費(年間)／国民健康保険平均加入者数(年間)
集団検診・個別健診(人間ドック)の受診率(他で健診を受ける機会のある者を除く)	30.2%	20.1%	60.0%	受診者／受診対象者
高齢者のインフルエンザ予防接種率	66.1%	64.1%	80.0%	老年予防接種人口／老年人口

■ アンケートによる市民満足度

目標数値には達していないものの、満足の回答割合が増加し、不満の回答割合が減少していることから、一定の評価が得られていると判断されます。



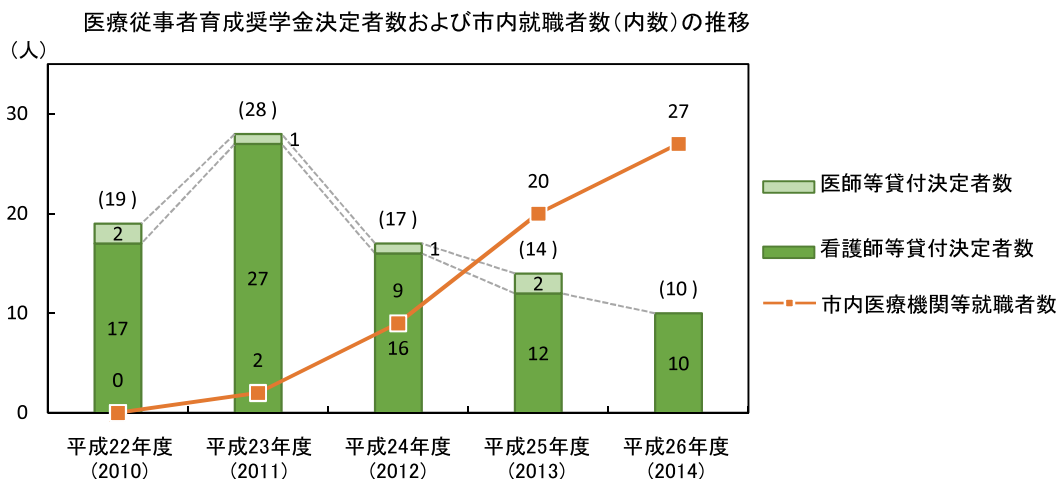
(7) 医療の充実

【主な取り組み】

庄原赤十字病院の整備支援、休日診療所の整備・運営など、医療施設の充実を図るとともに、医師・看護師不足に対応し、地域医療を守るため、本市独自の奨学金制度を創設しています。

【成果】

庄原赤十字病院の施設・医療機器の整備を支援することで、高度医療の拠点機能が強化され、また、医療従事者育成奨学金制度により、市内医療機関における看護師不足が改善傾向にあります。



資料：市保健医療課調べ

【課題】

本市においては、慢性的な医師・看護師の不足が続いており、無医集落も増加していることから、引き続き地域医療体制の整備に努める必要があります。

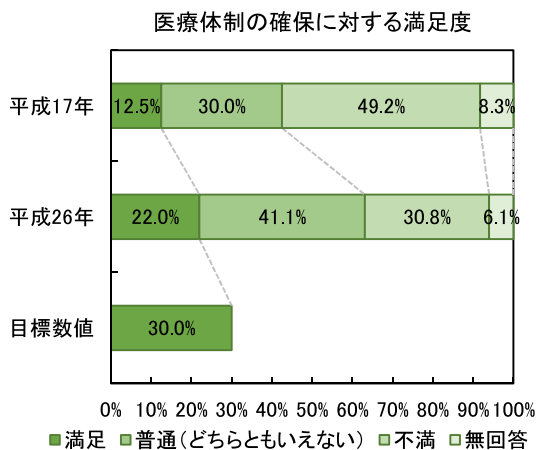
また、庄原赤十字病院での産科医療の再開が喫緊の課題となっており、本市で子どもを産み育てる環境を取り戻すため、早期実現が強く求められています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
医師1人当たりの人口	532人	500人(H24)	500人	総人口／医師数(歯科医師を除く)
かかりつけ医を決めている市民の割合	—	71.2%(H23)	80.0%	

■ アンケートによる市民満足度

目標数値には達していないものの、満足の回答割合が増加し、不満の回答割合が減少していることから、一定の評価が得られていると判断されます。



基本政策5 ふるさとを愛する心で 人が輝くまち(教育・文化)

政策の趣旨

地域の宝である子どもたちが、この地に生まれ、この地に育つことに誇りを持ち、たくましく成長できるよう、学校、家庭、地域が連携し、市民総ぐるみで良好な教育環境を構築します。

また、豊かな自然環境と生活が育んできた里山文化の保存と継承、自主的な学ぶ意欲を満たす環境づくりを推進し、市民がふるさとを知り、感じ、愛する心を培います。

(1) 新しい時代の学校教育の創造

【主な取り組み】

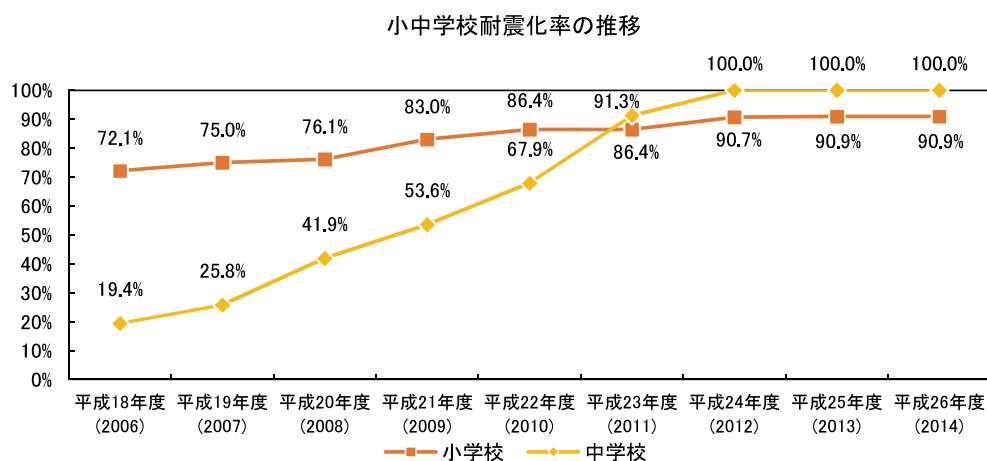
計画的な学校施設の改築・改修を実施するとともに、児童生徒の基礎学力の定着・向上、特別支援教育の充実、教職員の資質向上など、教育環境の充実を図っています。

また、積極的な学校開放や取り組み発表の機会を設定し、家庭や地域から信頼される学校づくりに努めています。

【成果】

児童生徒の学力について、各種学力調査の結果から、基礎的・基本的な学習内容はおおむね定着していますが、活用する力に課題があることがわかります。また、不登校児童生徒数はあまり変動がありませんが、いじめや暴力行為の件数は減少しています。さらに、体力・運動能力の全国平均以上の種目割合は少しずつ上昇しています。

小中学校の耐震化率は、現在改築中の小学校の完成により、100%を達成するほか、体育館やプールなどの施設においても、計画的な整備が進んでいます。



資料：市教育総務課調べ

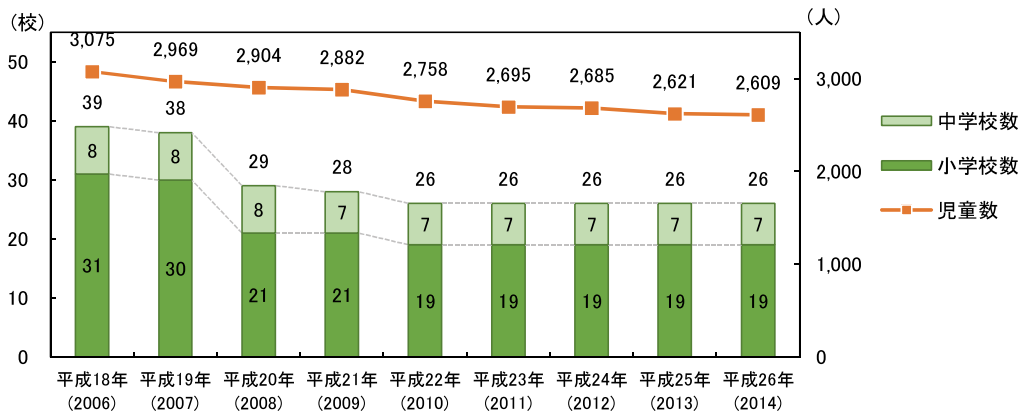
【課題】

グローバル化、情報通信技術、少子高齢化などの進展に伴い、激しく変動する社会の中で、児童生徒がより一層主体的に学ぶ教育活動を推進する必要があります。

また、児童生徒数が年々減少していく中、学校規模・配置のあり方が課題となっています。

さらに、昨今、家庭や地域における教育力の低下が指摘されており、伝統行事やボランティア活動などを通じて絆を深め、学校・家庭・地域が一緒になって取り組む教育が求められています。

市内小中学校数および児童生徒数の推移



資料：市教育総務課調べ(各年5月1日現在)

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
児童生徒の基礎学力調査の通過率	小学校 国語 81.2%	小学校 国語 74.4%	小学校 国語 85.0%	広島県「基礎・基本」定着状況調査
	小学校 算数 86.9%	小学校 算数 80.2%	小学校 算数 88.0%	
	中学校 国語 72.1%	中学校 国語 76.7%	中学校 国語 80.0%	
	中学校 数学 69.5%	中学校 数学 74.2%	中学校 数学 80.0%	
	中学校 英語 74.0%	中学校 英語 78.7%	中学校 英語 80.0%	
	児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目の割合	小学校 50.0% 中学校 43.8%	小学校 77.1% 中学校 47.9%	
小中学校施設の耐震化率	小学校 72.1% 中学校 19.4%	小学校 90.9% 中学校 100.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%	耐震基準を満たした棟数(校舎・屋内運動場)/年度末総棟数

(2) 生涯学習の充実

【主な取り組み】

公民館を自治振興センターに移行し、文化・スポーツをはじめ、一般教養講座、地域課題や生活課題への対応、家庭教育支援、世代間交流など、多様な生涯学習事業を展開しています。

【成果】

自治振興センターを拠点とした事業展開により、生涯学習事業に参加する市民の割合は上昇しており、自発的な学習意欲の醸成が図られています。

また、市立図書館の充実を図るとともに、子どもを中心に読書活動を推進し、市民1人当たりの図書貸出冊数は増加しています。

【課題】

市民の自発的な学習意識は高まっていますが、学んだことが必ずしも実践に結びついていないなどの課題もあり、学習の成果を地域に還元できる仕組みづくりが必要となっています。

第1章 基本事項 第4節 第1期長期総合計画の検証
第2章 基本構想
第3章 基本計画
第4章 資料編

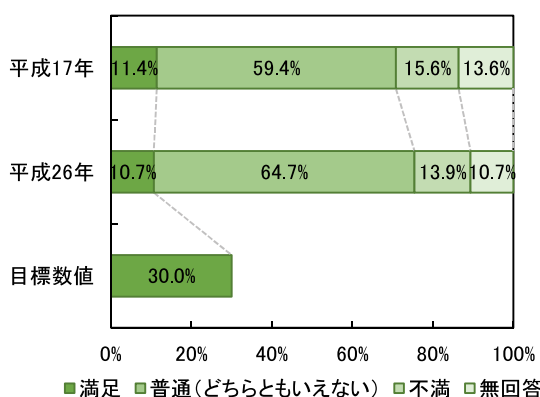
■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
生涯学習関連教室等への市民参加率(年間)	9.0%	12.3%	11.0%	参加者延数/総人口
市民講師の登録者数	191人	120人	250人	
市民1人当たりの図書貸出冊数	1.9冊	2.2冊	2.3冊	図書貸出冊数/総人口

■ アンケートによる市民満足度

厳しい評価となっていますが、不満の回答割合は微減し、また他の分野に比べ、普通(どちらともいえない)の回答割合が高くなっています。

生涯学習の機会提供と成果の活用に対する満足度



(3) 地域文化の振興と継承

【主な取り組み】

庄原市民会館、東城文化ホールを中心に各種コンサートや映画上映などの事業を実施し、市民に芸術・文化に触れる機会を提供することで、文化意識の高揚に努めています。

また、文化団体の活動を支援し、地域における芸術文化の振興・向上を図っています。

文化財は、歴史的な共有財産との認識をもって適切な管理・保護に努めるとともに、文化財ガイドの養成や伝統芸能の保存・継承に取り組んでいます。

【成果】

文化施設での事業に加え、それぞれの地域で行われている神楽や供養田植、民謡などの伝統芸能や、文芸大会や各芸能発表会などの芸術文化活動は、市民からも好評を得ています。

市内の文化財を広く周知し、地域資源・観光資源として有効な利活用が図られています。

【課題】

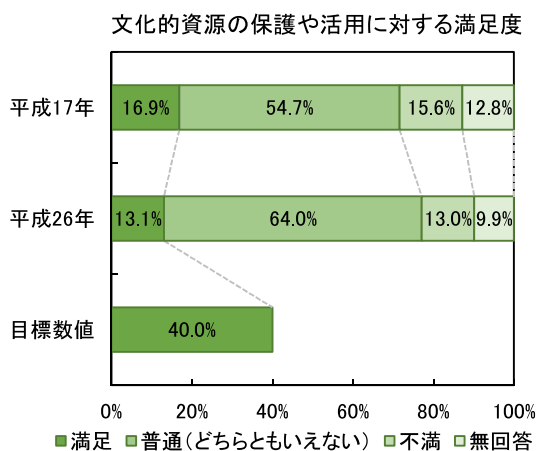
様々なグループや団体で学習や文化活動が行われているものの、人材に固定化がみられ、また高齢化も進んでいることから、市民の文化意識の醸成を図るとともに、指導者やリーダーなど後継者の育成・確保を図る必要があります。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
文化協会加盟団体の主催事業等への参加者数	4,600人	3,576人	5,000人	
博物館・歴史民族資料館への入館者数(年間)	92,279人	70,194人	101,000人	
ボランティアガイドの登録者数	15人	35人	70人	文化財等の知識・経験を有する人材

■ アンケートによる市民満足度

厳しい評価となっていますが、他の分野に比べ、普通(どちらともいえない)の回答割合が高くなっており、不満の回答割合は低くなっています。



(4) スポーツの振興

【主な取り組み】

スポーツを通じて健康や体力の保持増進、介護予防や地域コミュニティの推進のため、志向やレベルに応じたスポーツ大会、スポーツ教室を開催し、スポーツに親しめる環境づくりに努めています。

また、体育館やグラウンドなど、多様なスポーツ施設の適正管理と利用促進に取り組んでいます。

【成果】

体力づくりや健康づくりに対する市民意識が向上し、スポーツ教室への参加が増え、グラウンドゴルフ・スポーツ吹矢などのニュースポーツ・軽スポーツも浸透し、参加者同士の交流も深まっています。

また、総合体育館や西城温水プールなどでは、積極的な事業展開により、利用者も増加傾向で推移しています。

【課題】

運動不足や食生活などの乱れに起因する生活習慣病が増加傾向にあることから、健康維持や体力増進に有効なスポーツの重要性が高まっています。

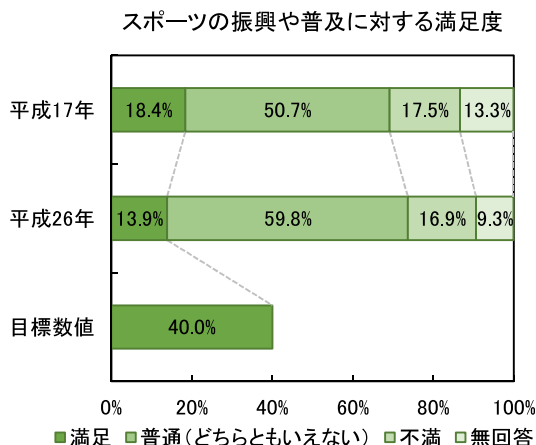
また、子どもの体力や運動能力の低下も懸念され、心身の健全育成と生涯にわたるスポーツ活動継続のためにも、幼少期からスポーツ活動への取り組みや習慣付けを行うことが必要となっています。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
スポーツ教室への参加率(年間)	6.0%	6.8%	8.0%	

■ アンケートによる市民満足度

厳しい評価となっていますが、他の分野に比べ、普通(どちらともいえない)の回答割合が高くなっています。



(5) 交流事業の推進

【主な取り組み】

経済技術友好協力協定を締結している中国四川省綿陽市との友好都市関係を維持し、人材育成を目的とした青少年の相互訪問などを行っています。

また、国際化の進展により、本市に居住する外国人も増加傾向で推移しており、言語・文化の違いから生じる課題への対応や交流事業などに取り組んでいます。

【成果】

綿陽市との青少年交流、英語圏への短期滞在事業などは、国際化に対応できる人づくりの一助となっています。

【課題】

外国籍市民を対象とした交流事業などへの参加者が固定化し、また、参加率も減少傾向にあることから、積極的な市民参加を促す必要があります。

■ 目標指標の達成状況

指標項目	H17	H26	目標数値 (H27)	備考
外国籍市民の交流事業への参加率(年間)	20.3%	9.0%	30.0%	参加者実数/外国籍市民総数
国際交流事業への参加率(年間) (しょうばら国際交流協会主催事業)	2.1%	1.8%	3.0%	参加者延数/総人口

3 重点戦略プロジェクトの検証

第1期長期総合計画では、本市の強み・強い分野である農村・農林業資源の活用を前提に、農林業と第二次、第三次産業が一体になった域内経済循環を作り出し、市民所得を向上させ、安定した、安心の暮らしを実現するための重点戦略プロジェクトを設定しています。

このプロジェクトは、失った、あるいは失いつつある農林業を中心とした経済の循環システムを取り戻すことで、安定した家計と美しい農村風景だけでなく、人々の会話や子どもたちの笑い声、市街地の賑わいや地域のつながりなど、心豊かな暮らしや培われてきた地域文化を復活・再生させ、多くの人をひきつける「住んで、訪れてよしの共生定住社会」を形成する戦略として位置づけています。

プロジェクト1 農業自立振興プロジェクト

■ プロジェクトの趣旨

“農業による定住社会の復活”を目標として、農業に関わる人・物・知恵を含めたすべての資源や力を活用するとともに、幅広い連携と協働によって、継続的・安定的な収入を得ることのできる農業の再構築に取り組みます。

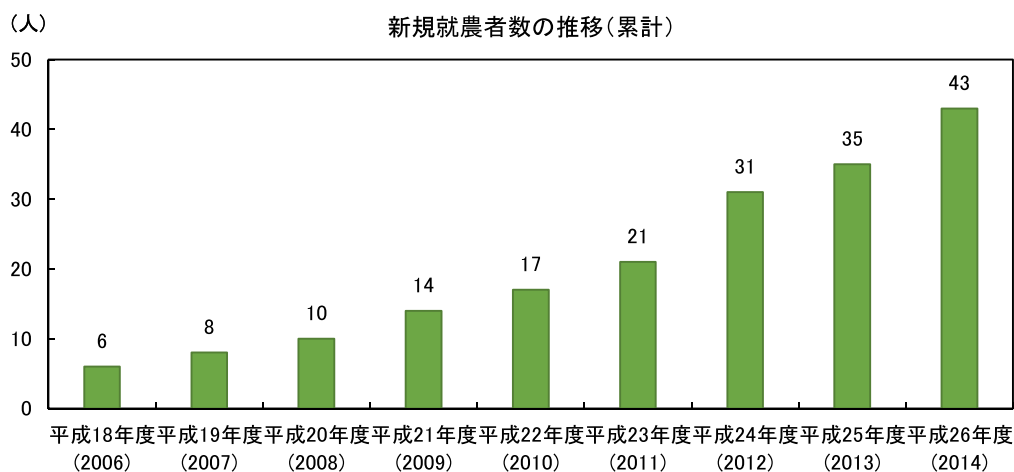
(1) 就農支援

【主な取り組み】

新規就農を志す者を対象に、関係機関と連携した総合的な支援を行っています。

【成果】

新規就農者は、年々、増加しています。



資料：市農業振興課調べ

【課題】

J A庄原との連携を強化し、農産物の生産から出荷販売へと確実に展開できる体制と仕組みを構築する必要があります。

また、新規就農者が途中で断念することなく、本市に定住する農業後継者として自立できるよう多面的かつ総合的な支援が必要です。

(2) 担い手育成

【主な取り組み】

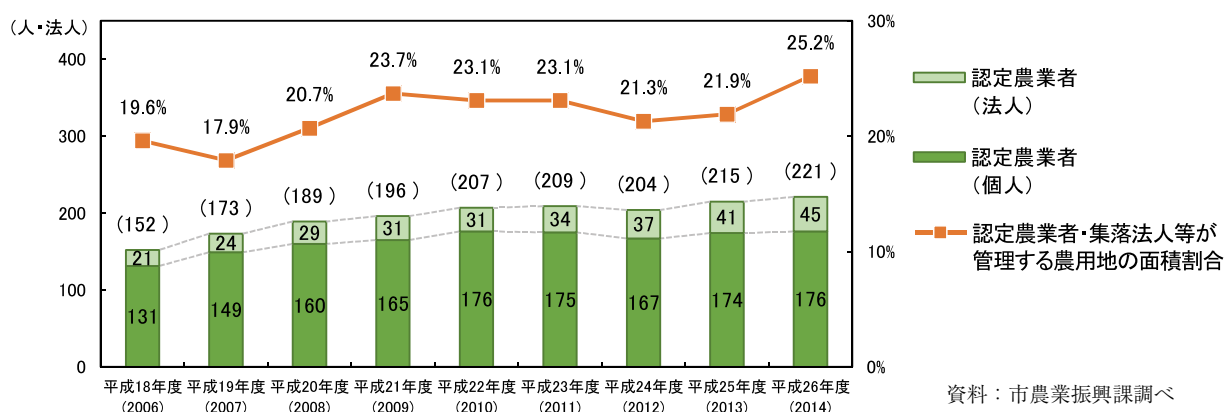
意欲ある農業経営者を認定農業者に誘導するとともに、農業経営の改善を支援し、担い手の確保・育成に努めています。

また、集落での営農組織法人化や組織活動を支援し、効率的・安定的な組織経営体を育成しています。

【成果】

個人・法人を合わせた認定農業者は221と拡大しており、それらが管理する農用地の面積割合も25%を超えています。

認定農業者数(個人・法人)の推移および認定農業者・集落法人等が管理する農用地の面積割合



【課題】

認定農業者の高齢化が進行し、認定更新を希望しない事例も生じるなど、対策が求められています。

(3) 食農教育モデル

【主な取り組み】

将来の農業後継候補者である小・中学生が、食と農業に理解・関心を深めることができるよう、地域における取り組みを支援し、農業・農村を愛する環境づくりを行っています。

【成果】

子どもたちの地域愛を醸成し、地域農業を知る一助となっています。

また、消費者を対象とした農業体験交流事業は、消費者と生産者の相互理解を育む機会となっています。

【課題】

食育は、すべての学校で取り組まれています。食農や農業体験学習は、学校規模や立地条件から一部に限定されており、多様な形態での推進を検討する必要があります。

(4) 地産地消の推進

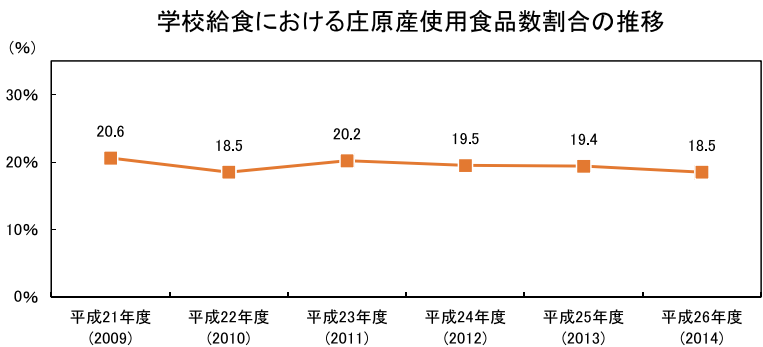
【主な取り組み】

庄原産農産物の産地育成や市内産直市等への出荷増、学校給食での使用拡大など、地域内での生産と消費に努めています。

【成果】

平成25(2013)年度の「道の駅たかの」のオープンにより、産直市における地域産物の売り上げは大幅に増加し、販売農家の生産意欲の高揚が図られています。

しかし、学校給食における地産野菜食品の使用割合は微減傾向にあり、平成26(2014)年度では18.5%となっています。



資料：市教育総務課調べ

【課題】

季節野菜等は、同一品目・同一時期の集中出荷、冬場の出荷量の激減など、出荷環境が不安定であり、施設園芸品目の栽培推進をはじめ、安定した出荷体制の確保が求められています。

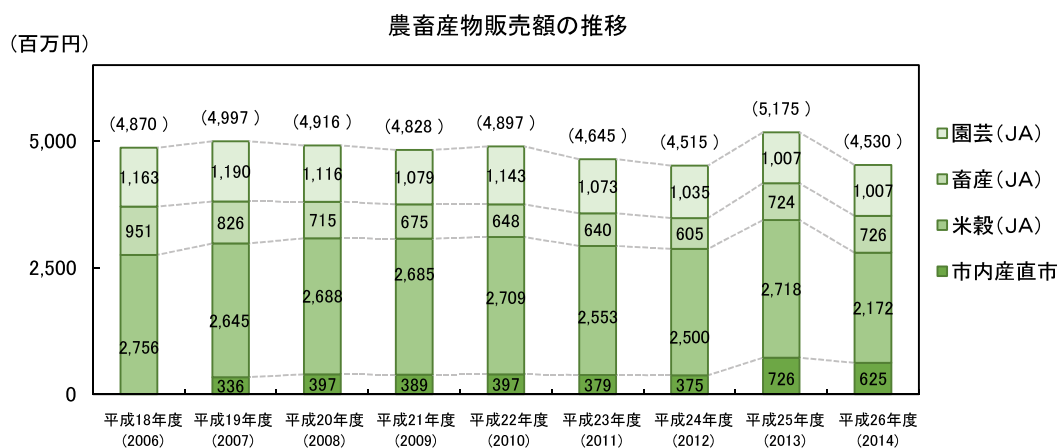
(5) 小規模農家への支援

【主な取り組み】

農産物の生産量や出荷販売量の増加に取り組む小規模農家を対象として、機械設備をはじめとする生産基盤の整備を支援しています。

【成果】

J Aの販売額が減少傾向にある中、市内産直市の販売額は「道の駅たかの」がオープンした平成25(2013)年度以降、大幅に増加し6億円を上回る状況となっています。



資料：市農業振興課調べ

※市内産直市：しょうばらゆめさくら朝どり市・東城きんさい市・口和モーモー物産館・比和特産市場・総領リストアステーション・(株)庄原市農林振興公社(八木店ほか)～H25・道の駅たかの(H25～)

【課題】

兼業農家では、高齢化の進行や後継者不足が顕著となっており、従来と同じ形態での農業維持が困難な事例も生じています。

(6) 米による所得向上**【主な取り組み】**

地域の特徴を生かしたこだわり米、低農薬・低化学肥料による特別栽培米など、消費者のニーズにあった安心・安全な庄原ブランド米の生産を支援するとともに、組織経営によるコスト削減に取り組んでいます。

【成果】

全国食味コンテストで連続して良質な米の認定を受け、独自の販売ルートを確立するなど、庄原のブランド米として大きく前進している事例も生まれています。

【課題】

TPP問題をはじめ、近年の米価下落により、水稻中心の農家・農業法人の多くは米穀販売額が低調で所得向上に至っておらず、新たな対策が必要となっています。

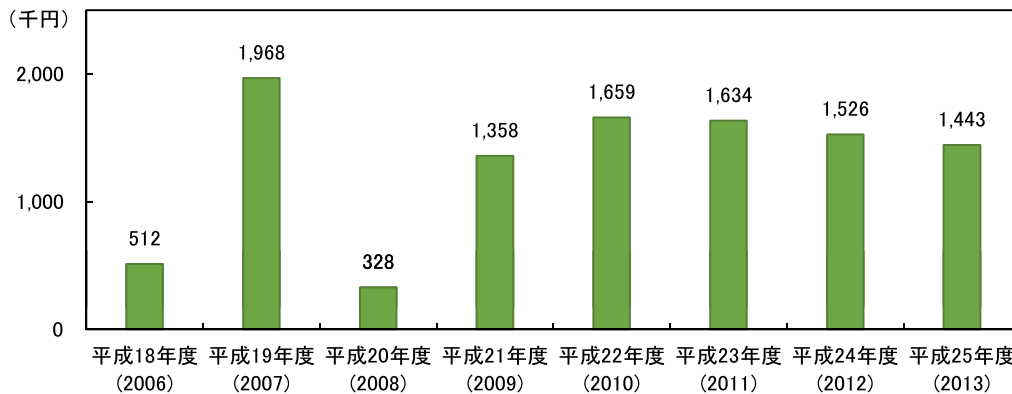
(7) 林産物の利用促進**【主な取り組み】**

山菜・つまものを豊富な地域資源として位置づけ、商品化するとともに、出荷者の確保、庄原産直市八木店等での販売を行いました。

【成果】

山菜・つまものの販売実績は、平成18(2006)～25(2013)年度の合計で10,428千円となっています。

山菜・つまもの販売額の推移



資料：市農業振興課調べ

【課題】

山菜・つまものは、山林原野に自生する植物であり、出荷量が少なく、生産者の確保も困難となっています。なお、(株)庄原市農林振興公社(第三セクター)が農産物販売業務から撤退し、当該事業は、平成25(2013)年度末をもって終了しています。

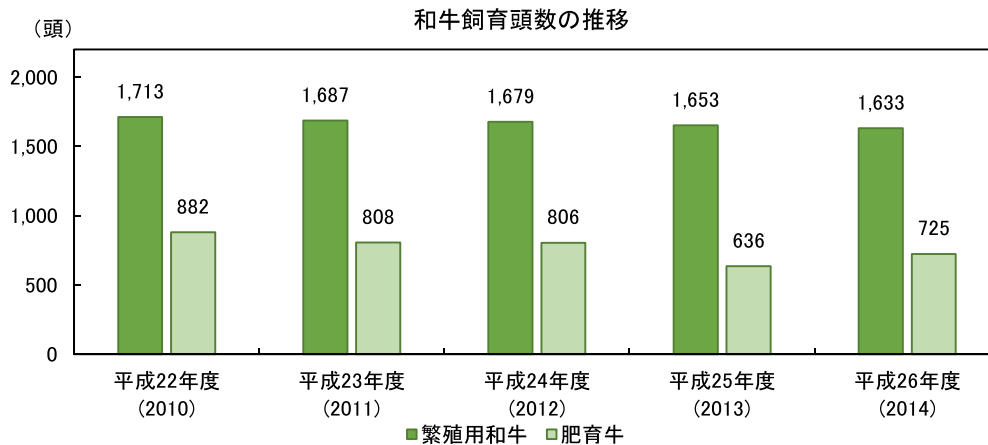
(8) 和牛の増頭

【主な取り組み】

集落法人を核とした担い手を確保し、広島牛の主産地として飼養戸数、飼養頭数の維持・拡大に努めるとともに、飼養農家の高齢化に対応した飼育の省力化や共同飼育等の取り組みを支援しています。

【成果】

市内の和牛飼養農家・頭数ともに減少が続く中で、優良繁殖和牛の産地・ブランドを維持しつつ、一定数の和牛飼養農家および頭数の確保が図られています。



資料：市農業振興課調べ

【課題】

優良繁殖和牛の産地である本市において、優れた繁殖技術や伝統・歴史を継承するとともに、和牛頭数の確保と後継者の育成が求められています。

(9) 耕畜連携による土づくり(循環型農業の実践)

【主な取り組み】

耕畜連携による家畜糞尿堆肥の利用を促進し、化学肥料の低減と低農薬栽培による安心・安全な農産物の生産、堆肥利用による地力増進など、環境にやさしい資源循環型農業を推進しています。

【成果】

良質な堆肥の生産・使用により、土づくりを基本とした農業の拡大、庄原産農産物が安心・安全である意識の定着につながっています。

【課題】

家畜糞尿を良質な堆肥にするための施設整備や製造指導、堆肥を利用しやすい散布システムの確立を図る必要があります。

(10) 庄原市農林振興公社への業務委託

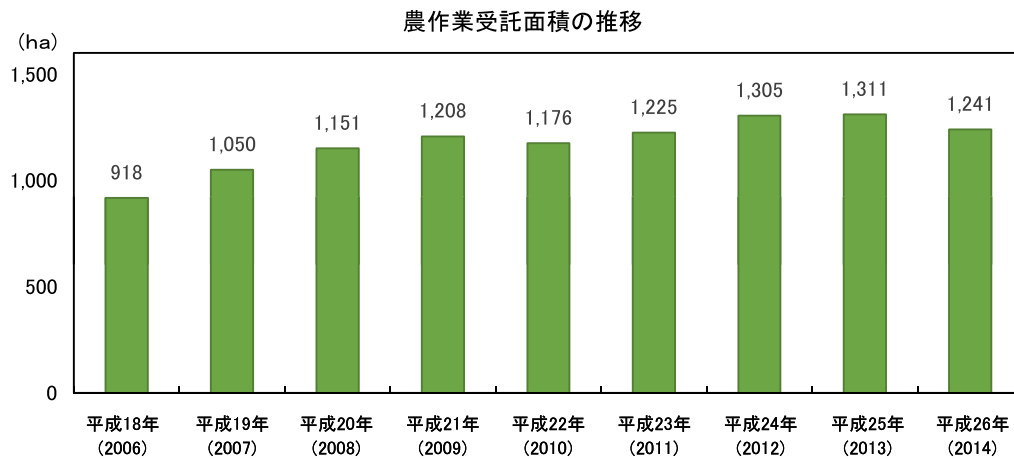
【主な取り組み】

(株)庄原市農林振興公社に、流通システムの確立と出荷体制の整備を含む農産物の販売業務、販売促進のためのイベント実施、高齢者農家の農作業などを委託し、農家所得の向上に努めています。

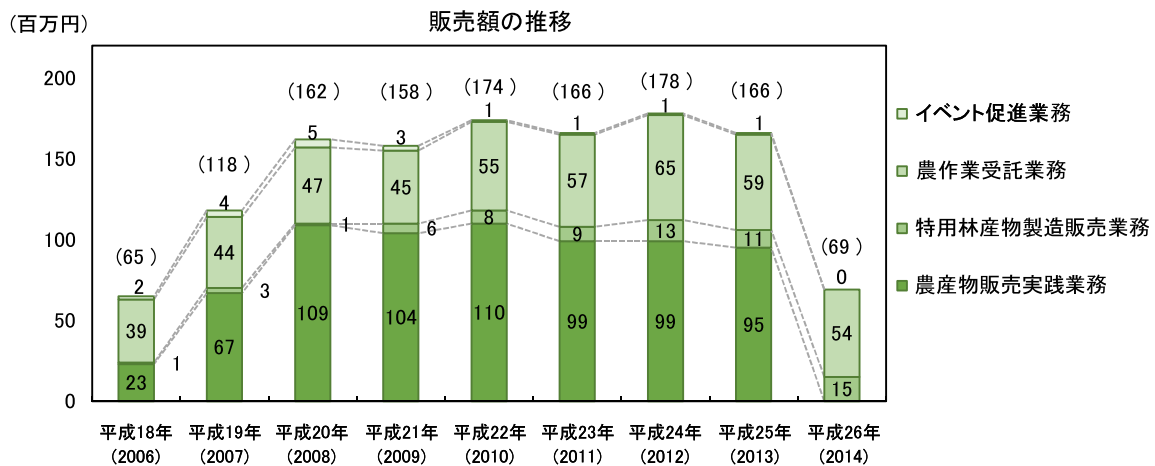
なお、庄原産直市八木店での農産物販売は、市内の産直市で販売する方向へ転換し、平成25(2013)年度末をもって終了しています。

【成果】

(株)庄原市農林振興公社が担う農作業の受託面積は増加傾向にあり、高齢者農家等の負担軽減が図られています。



資料：市農業振興課調べ



資料：市農業振興課調べ

【課題】

(株)庄原市農林振興公社の機能・役割を明確にする中で、独立採算に向けた事業のあり方を検討する必要があります。

プロジェクト2 木質バイオマス活用プロジェクト

■ プロジェクトの趣旨

かつて薪炭として利用された雑木・間伐材等の木質バイオマスは、現在カーボンニュートラルのエネルギー源として注目されており、加えて熱源利用のペレット加工やエタノールの製造など、付加価値を高める新たな技術も研究・開発が進んでいます。

本市においては、市域の8割を森林が占めているものの、里山の荒廃や林業の低迷が顕著になっており、木質バイオマス活用プロジェクトを設定し、新エネルギーへの活用を前提とした新産業の創出、優良な地域木材の需要拡大による林業の再生、さらには美しい里山環境の復活に取り組みます。

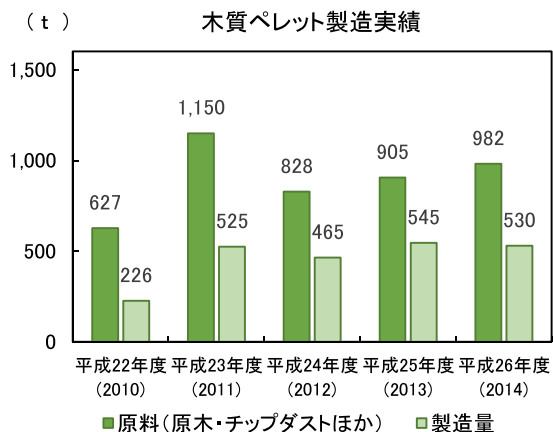
(1) 木質ペレットの製造

【主な取り組み】

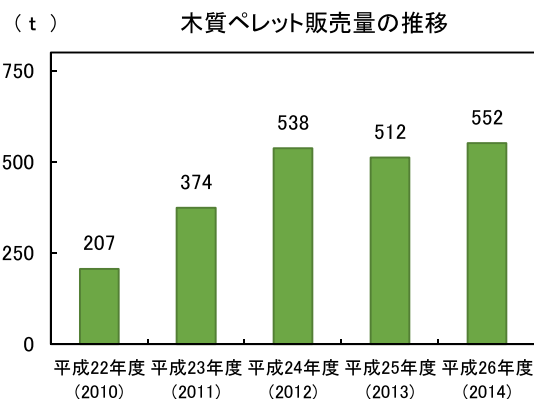
木質ペレット製造・販売を前提に、平成20(2008)年から事業性を含む調査研究に着手し、製造施設を整備するとともに、平成21(2009)年11月に庄原さとやまペレット株式会社(第三セクター)を設立。翌年4月から間伐材や林地残材を主原料とする庄原産ペレットの製造を開始しています。なお、当該ペレットは、主に市内公共施設で使用されています。

【成果】

ペレット製造に併せて、ペレットを使用するストーブの購入補助、公共施設へのボイラー導入を進め、バイオマスの有効活用のみならず、二酸化炭素排出量の削減にも貢献しています。



資料：市林業振興課調べ



資料：市林業振興課調べ

【課題】

木質ペレットの製造量・販売量は伸びているものの、間伐材や林地残材の利用割合は減少しており、山元への利益還元につながっていない状況にあります。

(2) 木質ペレットの利用促進

【主な取り組み】

公共施設へのペレットストーブ・ペレットボイラーの設置を進めるとともに、一般家庭や事業所を対象とした補助制度を創設し、ペレットストーブ等の導入促進に努めています。

【成果】

木質バイオマスの有効活用、二酸化炭素排出量の削減に貢献しています。

■補助制度の活用

ペレットストーブ45台(平成20[2008]～26[2014]年度)

薪ストーブ38台(平成23[2011]～26[2014]年度)

■公共施設への導入

ペレットストーブ85台 ペレットボイラー14施設

■ペレット使用によるCO₂削減量

累計2,886 t (一般家庭の年間CO₂排出量換算で約540世帯分)

【課題】

一般家庭へのペレットストーブ導入は、維持管理経費の割高感や住宅の形態により、設置が難しい場合があることから、製造者と連携したストーブの改良を検討する必要があります。

(3) バイオエタノールの製造実証事業

【主な取り組み】

民間事業者による木材を微粉碎して糖化発酵させ、バイオエタノールを製造する実証実験を支援しています。

【成果】

平成19(2007)年度から約3年間で、141ℓのバイオエタノールを製造しています。

【課題】

実証実験を行った民間事業者は、平成22(2010)年11月30日に操業を停止し、自己破産したため、バイオエタノールの活用には至っていません。

その後、市が当該施設・設備を取得して県立広島大学に貸付け、研究や実習で活用することとしています。

(4) 木質バイオマス利活用プラント事業の支援

【主な取り組み】

未利用木材を原料とする製品の生産プラント整備を支援しましたが、事業主体である民間事業者は、平成22(2010)年11月30日に操業を停止しました。その後、補助金の不正受給が発覚し、事業主体の代表者が有罪判決を受けるなどの状況に至っています。

以後、他の事業者によるプラント施設の活用も検討されましたが、平成26(2014)年12月5日に事業の中止を決定しています。

プロジェクト3 感動！観光振興プロジェクト・プロジェクト4 まっとるよ！庄原定住プロジェクト

■ プロジェクトの趣旨

美しい自然に囲まれ、生活文化に彩られた暮らしは、人々の羨望意識を刺激し、今後も、その地を訪れたい、その地に暮らしたいと思う人の増加が見込まれています。

観光振興・定住促進プロジェクトを設定し、現状と課題、その要因を詳細に分析する中で、産業として成立する観光事業、さらには定住人口の増加に取り組みます。

(1) 市民の起業支援

【主な取り組み】

空き店舗を活用した創業やギャラリーの設置、店舗の改装、活性化イベントの実施など、交流人口の拡大とにぎわい再生の取り組みを支援しています。

【成果】

市民による多様な活性化事業が生まれるなど、市街地のにぎわい再生と空洞化抑制に一定の効果が認められています。

【課題】

庄原市街地においては、空き店舗・空き家が増加傾向にあるなど、衰退が顕著となっています。

(2) 観光プロデュース

【主な取り組み】

各地域の観光関係団体の統合により設立された、一般社団法人庄原市観光協会を観光プロデュースの専門組織とし、多様な事業を委託することで総合的な観光振興を進めています。

【成果】

庄原市観光協会の設立によって、市内全域を対象にした事業展開が可能となり、新たな観光商品・体験メニューが生まれています。

また、市全体での総観光客数は、近年、著しい回復を見せています。

【課題】

新たな体験メニューにおいては、収益性や集客力に課題があり、継続的な受け入れが困難な事例も生じています。

また、総観光客数は増えているものの、観光消費額の増加には至っていない実情があります。

(3) 観光情報の発信

【主な取り組み】

ホームページの開設と更新、情報誌の作成・発行、デジタルサイネージの設置・運用など、庄原市観光協会が取り組む多様な観光情報の発信事業を支援しています。

【成果】

情報の共有化や集客力の向上など、一定の効果が認められています。

【課題】

観光実態調査では、観光地としての本市の知名度・認知度は低い結果となっており、魅力ある地域資源を知ってもらい、本市に来てもらう取り組みを強化する必要があります。

(4) 観光の舞台づくり

【主な取り組み】

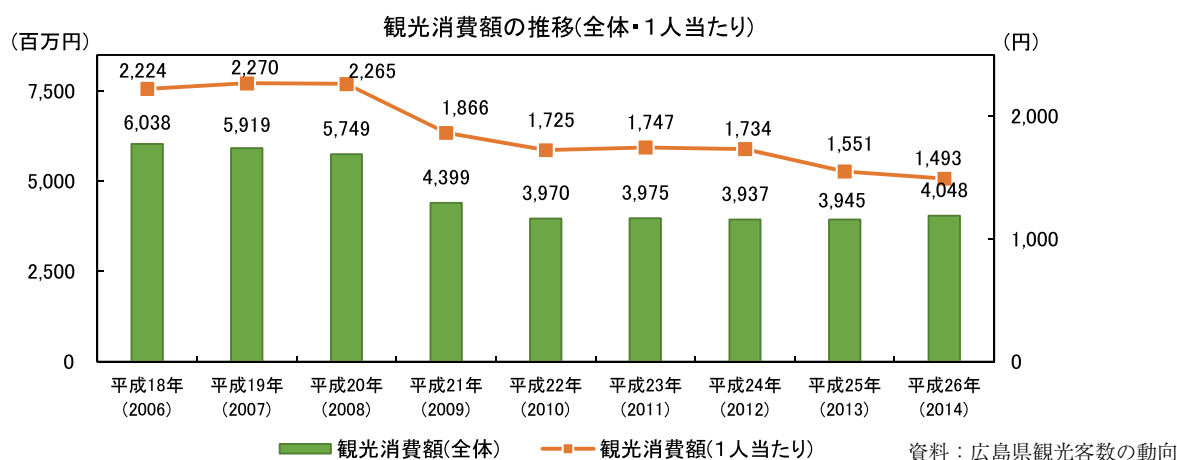
平成22(2010)年10月から翌年11月末日まで「庄原さとやま博」を、その後の3年間で「Next庄原さとやま博」を開催し、以後、体験型観光ビジネスの定着に努めています。

【成果】

「庄原さとやま博」の開催を契機に、地域資源の掘り起こしや体験メニューの開発・実施を含めた市民主体の着地型観光へと、新たな展開が生まれています。

【課題】

観光の形態は、団体での名所・旧跡めぐり型から、個人・家族での体験・ふれあい型へと移行しており、地域の特性や資源を活かした自然体験型観光の需要は、今後、増加が見込まれることから、的確な情報発信と明確な意図をもった観光振興策を進めることが求められています。



(5) 自治振興区による定住促進

【主な取り組み】

地元出身者への情報発信や帰郷の呼びかけ、新規転入者の積極的な受け入れなど、独自の定住促進活動を行う自治振興区の活動を支援しています。

【成果】

地域における定住促進の意識醸成が図られるとともに、定住活動の充実が図られています。

自治振興区による取り組み実績は7振興区・18件(平成20[2008]～26[2014]年度)、定住実績は20人(平成20[2008]～24[2013]年度)となっています。

【課題】

自治振興区において、人口減少や空き家対策などを地域課題とし、主体的な定住促進活動を行う機運が高まりつつあり、支援の継続を含め、多様な定住促進策に取り組む必要があります。

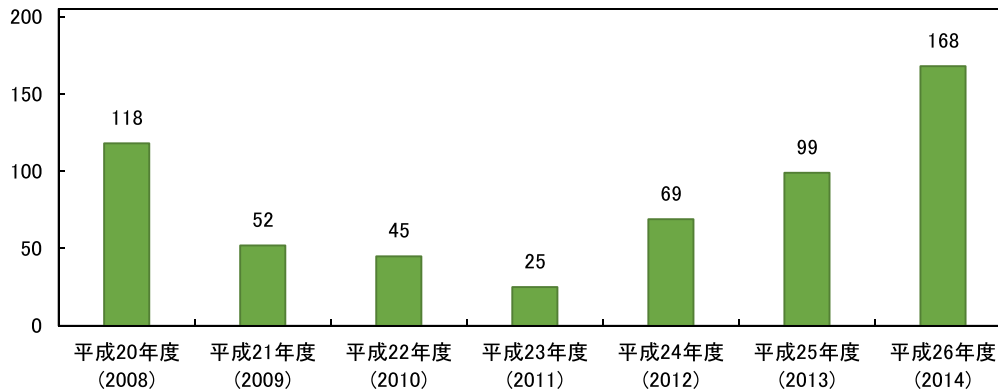
(6) 交流・体験・情報発信

【主な取り組み】

パンフレットの作成・配付、ホームページの活用などにより、都市部の移住希望者を対象とした積極的な情報発信に努めています。

また、都市部で開催される定住フェアへの参加をはじめ、定住相談の機会設定、内容充実および体制整備に取り組んでいます。

定住相談件数の推移



資料：市自治定住課調べ

【成果】

市の関係事業を活用した定住実績は、124世帯・260人(平成19[2007]～26[2014]年度)となっているほか、近年、定住相談は増加しています。

【課題】

都市部から農山村への移住を希望する田園回帰、また、ふるさとへの帰郷を望むふるさと回帰の志向が高まりを見せており、こうした意識変化を絶好の機会と捉え、効果的な情報発信と的確な相談対応によって転入定住を促進する必要があります。

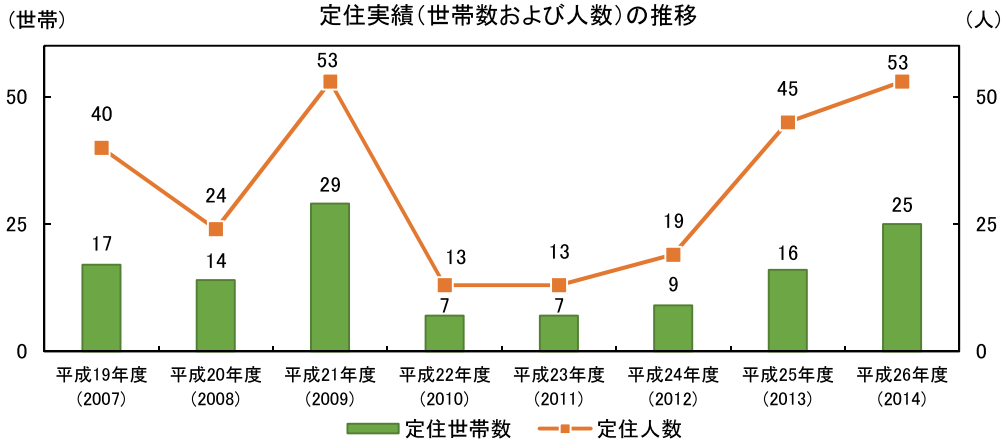
(7) 総合的な定住の促進

【主な取り組み】

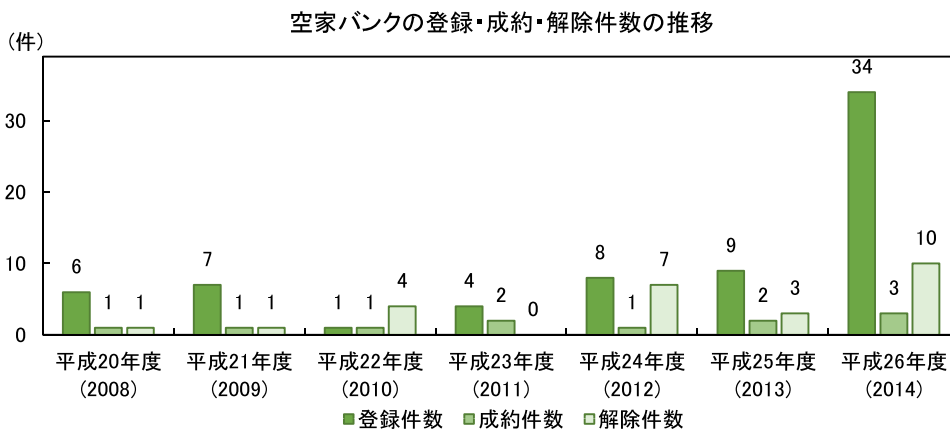
定住希望者の住宅の確保、空き家の活用、転入者の起業、新婚世帯の市内居住、遠距離通勤など、対象者のニーズに応じた多様な支援に取り組み、定住促進に努めています。

【成果】

空き家活用による転入定住24件(平成20[2008]～26[2014]年度)、転入者の起業11件(平成20[2008]～26[2014]年度)、新婚世帯の市内居住223件(平成21[2009]～26[2014]年度の補助金交付件数)などの実績があり、支援制度が定住促進の一助となっています。



資料：市自治定住課調べ



資料：市自治定住課調べ

【課題】

空き家の登録件数は増加傾向にあるものの、当該物件の賃借や取得は、所有者と定住者との取引となるため、成約件数は低位にとどまっており、双方のマッチングや調整を行うコーディネート役の設置が求められています。

人口の減少は、本市の最重要課題であるとの認識をもって、転出者の抑制、Iターン・Uターンの促進、さらには結婚、出産、子育てを希望する若者のニーズに沿った定住促進に取り組む必要があります。

4 深刻な問題の検証

(1) 第1期長期総合計画での整理

第1期長期総合計画においては、「人口の減少」「基幹産業(農林業)の衰退」「財政状況の悪化」の3項目を本市の深刻な問題に挙げ、

【人口の減少が、基幹産業の衰退・財政状況の悪化を招く】

【基幹産業の衰退が、人口の減少・財政状況の悪化を招く】

【財政状況の悪化が、基幹産業の衰退・人口の減少を招く】

という、負のスパイラル(悪循環の連鎖)を起こす相互関係にあり、これらの問題の拡大が地域活力の低下を招くと整理しています。

(2) 深刻な問題の現状

市民認識のみならず、実績や現状の数値からも、これら3項目は、従前同様に本市の問題であることに変わりはありません。

ただ、【基幹産業(農林業)】については、全国レベルで高い評価を受けた、こだわり米や比婆牛の復活に象徴されるブランド化の推進、新規就農者や認定農業者の増加、ゆめさくら・道の駅たかのを中心とした市内産直市での農畜産物の販売拡大など、一部では、改善・向上も認められています。

また、【財政状況】についても、職員定数の削減を含む行政経営改革の推進、持続可能な財政運営プランや財政計画に基づく歳入確保と歳出削減、公債費負担適正化計画に基づく計画的な市債発行などに取り組んだ結果、合併直後の危機的な状況は脱し、平成18(2006)年度と平成26(2014)年度の決算比較で、市債残高は約140億円(市民1人当たり約20万円)減少し、実質公債費比率も着実に低下しています。

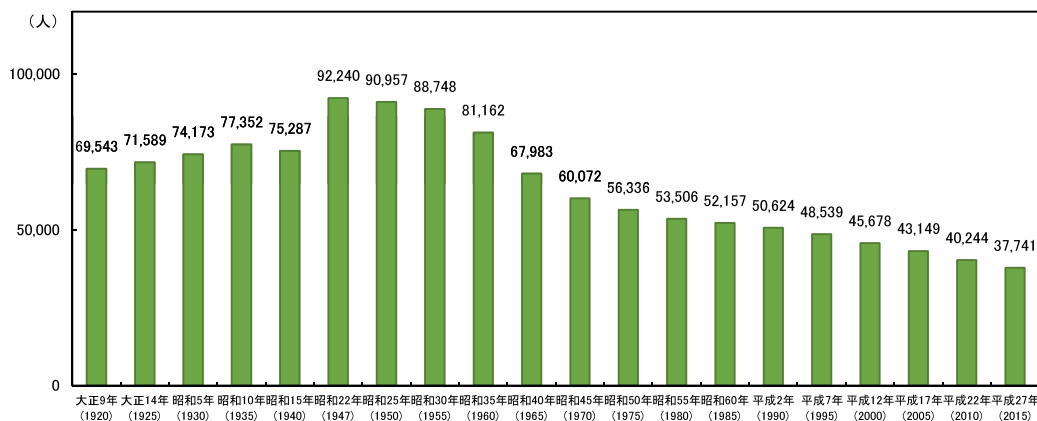
こうした中、【人口】については、市全体・地域別、さらには社会増減・自然増減のいずれも減少で推移し、平成18(2006)年と平成27(2015)年との比較(各年住民基本台帳10月1日現在)では、約5,500人減少しています。

また、高齢化率は既に40%を上回っており、人口減少と少子高齢化の進行が、地域活力の低下に強く作用しています。

第5節 本市の最重要課題 ～人口の減少～

昭和22(1947)年以降の推移からも明らかなように、人口の減少はさらなる人口減少を招く要因であり、地域全体を負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥らせることから、人口減少を本市の最も重要な課題と捉え、その抑制に向けた総合的な取り組みを継続・強化する必要があります。

■ 本市の人口推移(再掲)



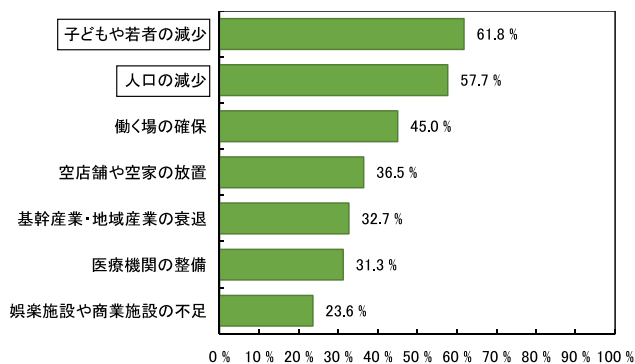
資料：国勢調査(平成27年は住民基本台帳10月1日現在)

■ 市民視点での重要課題

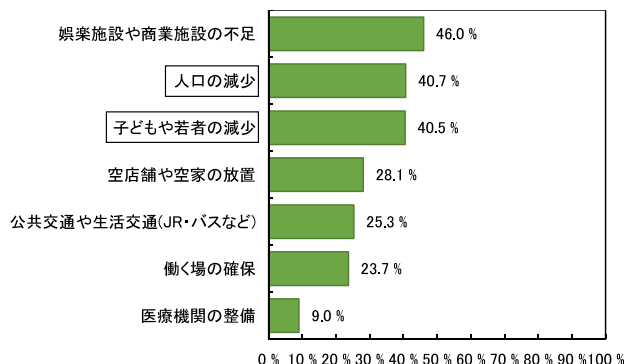
住民アンケートでも、市民・中高生ともに「人口の減少」「子ども・若者の減少」が本市の重要課題として強く認識されています。

問：本市の課題(嫌いなところ・対応の不足)はなんですか？(複数回答・上位7項目)

市民アンケート



中高生アンケート

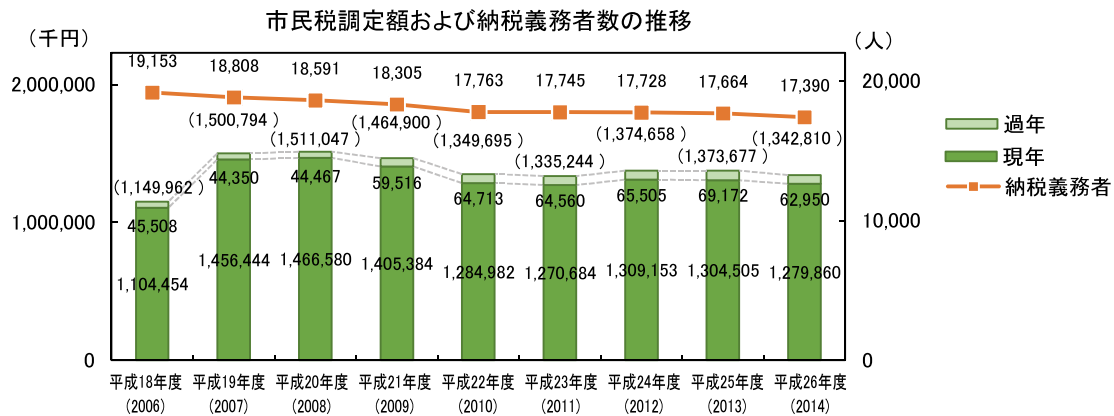


1 人口減少の影響

(1) 行政効率の低下

人口が減少すれば行政需要も縮小することになりますが、納税義務者の減少が市税の減収に直結することに加え、国勢調査人口に基づいて算定される地方交付税も減額となることが明らかです。

また、人口が減少しても、市道の維持管理をはじめ施設管理や行政サービスにおいては、一定の水準を維持する必要があることから、行政効率の低下が想定されます。



資料：市税務課調べ
※平成19年の税額増は税制改正による。

(2) 地域産業の衰退

消費量の減少による商店の廃業、後継者不足による基幹産業(農林業)の衰退、さらには特定業種における労働力不足など、地域産業の動向に大きな影響を及ぼすこととなります。

(3) 地域活力の減退

耕作放棄地や空き家の増加、保育所・学校の統廃合、公共交通機関の機能縮小など、生活環境が変化するほか、地域での共助(支え合い)機能が崩壊し、残された住民に心理的な不安感を与えるとともに、集落の形成が困難になるなど、地域の維持・活力にも悪影響を及ぼします。

(4) 生活不安の増大

現在においても、同居家族での助け合いは当然の行為として認識されていますが、子どもや孫が転出し、帰郷が望めない場合などには、十分な家族扶助が期待できないことから、日常生活や将来に向けて不安を招く要因となります。

■ 人口の増減に関係の深い主な指標

【人口の推移】

指標	傾向	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
総人口(人)	↘	43,292	41,852	40,756	39,705	38,444
年少人口(15歳未満)(人)	↘	4,791	4,627	4,411	4,246	4,120
生産年齢人口(15歳～64歳)(人)	↘	22,890	21,738	21,079	20,327	19,066
高齢人口(65歳以上)(人)	↘	15,611	15,487	15,266	15,132	15,258
若年人口(20歳～39歳)(人)	↘	7,414	7,046	6,760	6,667	6,261

【人口全体の増減が影響する指標】

指標	傾向	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
普通交付税(千円)	—	12,181,007	13,141,242	14,311,693	14,407,396	14,165,385
市民税(個人)調定額(千円)	—	1,149,961	1,511,048	1,349,695	1,374,658	1,342,810
空家数(戸)	↗	—	3,220	—	—	3,530 (平成25年)
空家率(%)	↗	—	17.7	—	—	18.6 (平成25年)
市営バス1人1乗車当たりの行政負担額(円)	↗	769	908	940	1,143	1,132
市内総生産額(百万円)	↘	150,345	131,334	125,172	124,437	—
商店数(店)	↘	—	693 (平成19年)	—	580	—
商品販売額(百万円)	↘	—	48,557 (平成19年)	—	35,657	—
農家数(戸)	↘	6,073 (平成17年)	—	5,449	—	—
農業就業人口(人)	↘	7,118 (平成17年)	—	4,970	—	—
農業出荷額(百万円)	↘	15,170 (平成17年)	—	14,680	—	—
経営耕地面積(ha)	↘	6,025 (平成17年)	—	5,673	—	—

【年少人口(0歳～14歳)の増減が影響する指標】

指標	傾向	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
保育所数(所)	↘	22	21	20	20	19
小学校数(校)	↘	31	21	19	19	19
中学校数(校)	↘	8	8	7	7	7

【生産年齢人口(15歳～64歳)の増減が影響する指標】

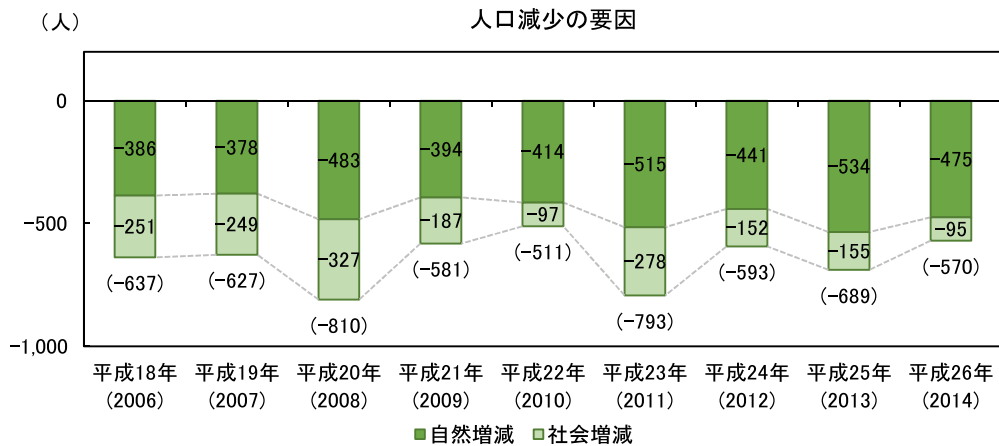
指標	傾向	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
出生数(人)	↘	284	286	235	255	231
商業従業者数(人)	↘	—	3,330 (平成19年)	—	2,663	—
工業事業所数(事業所)	↘	110 (平成17年)	—	88	85	83 (平成25年)
工業従業者数(人)	↘	2,650 (平成17年)	—	2,298	2,040	2,397 (平成25年)
製造品出荷額(百万円)	↘	46,399 (平成17年)	—	38,662	34,307	41,366 (平成25年)

【少子高齢化の進行(65歳未満人口の減少)が影響する指標】

指標	傾向	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
高齢化率(%)	↗	36.1	37.0	37.5	38.1	39.7
ひとり暮らし高齢者世帯数(世帯)	↗	—	2,692	2,772	2,885	3,088
要介護認定者数(人)	↗	3,545	3,548	3,764	3,891	3,916
介護施設数(入所)(施設)	↗	16	—	—	—	19 (平成27年)
介護保険給付費(全体)(千円)	↗	3,911,467	4,448,872	5,040,406	5,512,272	5,738,476
介護保険料月額(65歳以上基準額)(円)	↗	3,405	3,405	4,445	5,686	5,686
国民健康保険1人当たり医療費(円)	↗	—	343,492	377,222	381,583	405,067

2 人口減少の要因

人口減少の要因を大きな視点で見ると、自然増減(出生と死亡の差)と社会増減(転入と転出の差)に整理され、本市においては、自然増減、社会増減ともにマイナスとなっています。



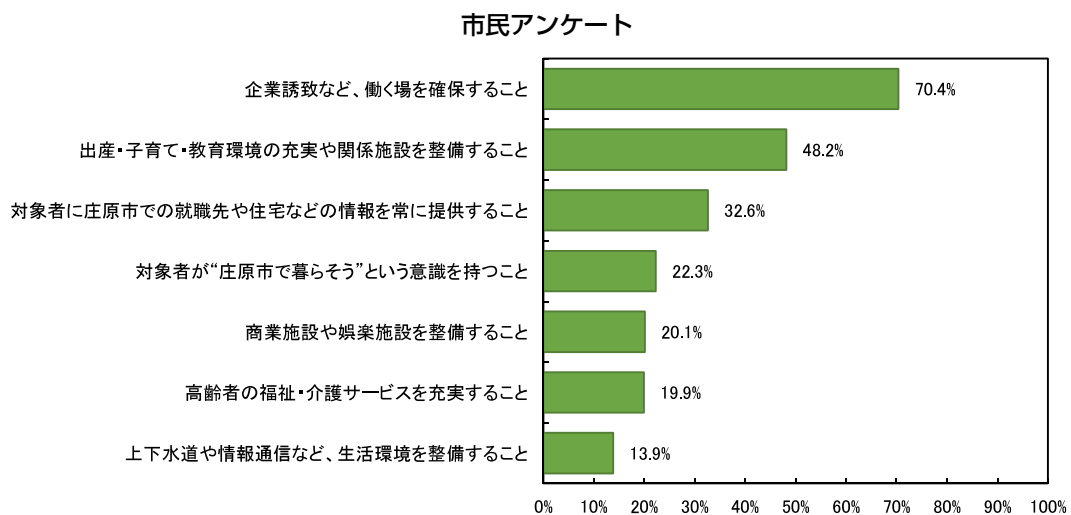
資料：広島県人口移動統計調査

■ 市民視点での人口減少の要因 ～働く場の不足、出産・子育て・教育環境などが不十分～

「子や孫をはじめ、若者が本市で暮らす(帰郷する)ためには、何が必要だと思いますか?」という住民アンケートの設問に対する回答結果は、下記のとおりです。

この結果から、「企業誘致など、働く場の確保」「出産・子育て・教育環境」「就職先や住宅などの情報提供」などが十分でないことが、市民視点での人口減少の要因と捉えることができます。

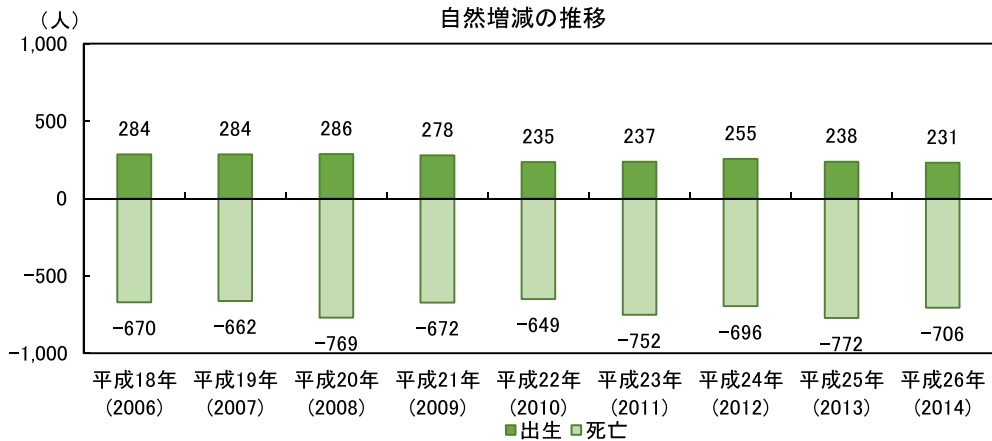
問：子や孫をはじめ、若者が本市で暮らす(帰郷する)ためには、何が必要だと思いますか?(複数回答・上位7項目)



(1) 自然減

自然減の要因は、出生数の低下と死亡者数の推移に整理されます。

本市においては、年間出生者数が約230人から290人であるのに対し、年間死亡者数が約650人から770人で推移しているため、自然減の状況が続いています。



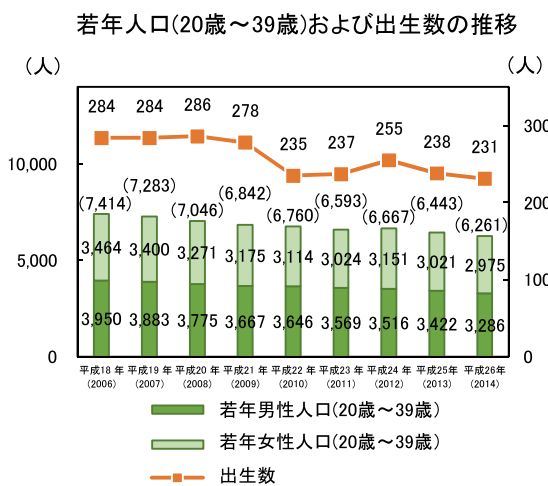
資料：広島県人口移動統計調査

① 出生数の低下要因 ～若年人口の減少 未婚・晩婚化の進行～

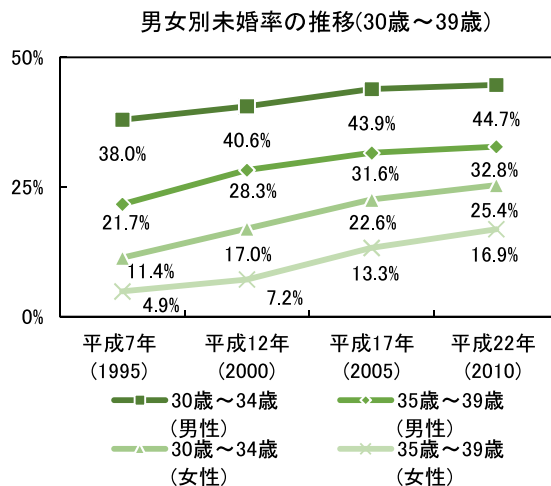
本市の若年人口(20歳～39歳)は、男性・女性ともに減少傾向にあります。

未婚・晩婚化も進んでおり、日本における出生児の98%以上が夫婦の嫡出子ちやくしゅつしであることを考えれば、出生数の低下に大きな影響を与えているといえます。

また、住民アンケートでは、「出産・子育て・教育環境や関係施設の整備が十分でない」との意見も少なくありません。



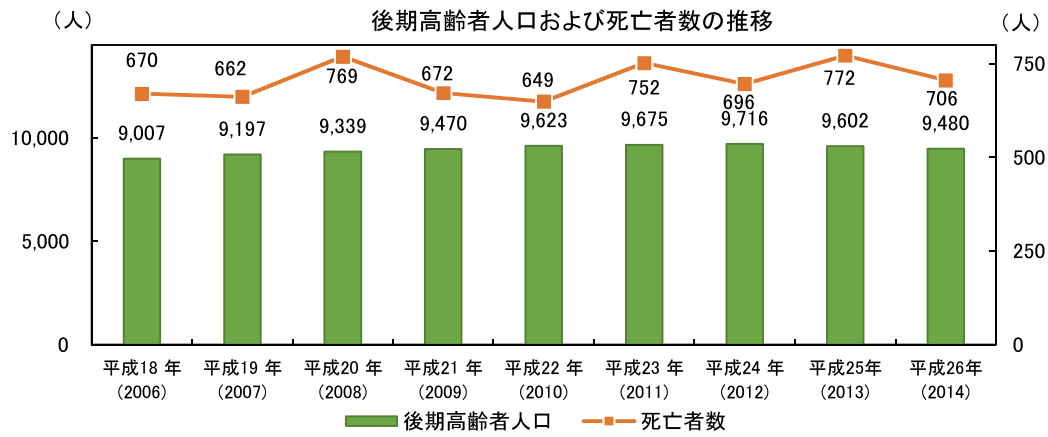
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)
資料：広島県人口移動統計調査



資料：国勢調査

② 死亡者数の推移 ～死亡者数は横ばいで推移～

年間約650人から770人と差があるものの、後期高齢者(75歳以上)の人口と同様におおむね横ばいで推移しています。

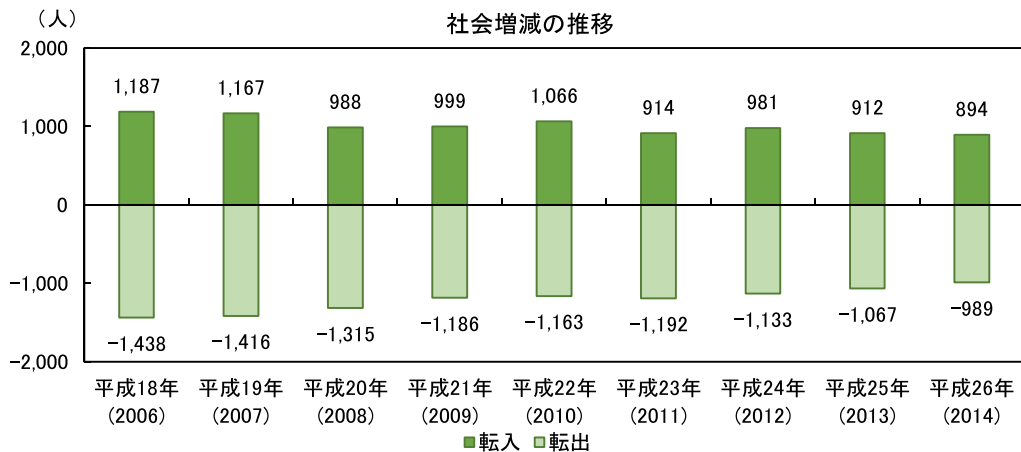


資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)
資料：広島県人口移動統計調査

(2) 社会減

社会減の要因は、多数の転出者と少数の転入者に整理されます。

本市においては、転入者が年間約900人から1,200人であるのに対し、転出者が年間約1,000人から1,500人ほどで推移しているため、社会減の状況が続いています。

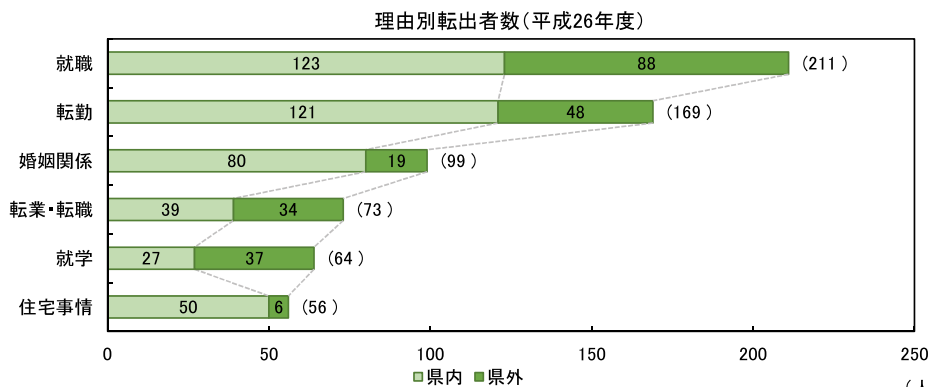


資料：広島県人口移動統計調査

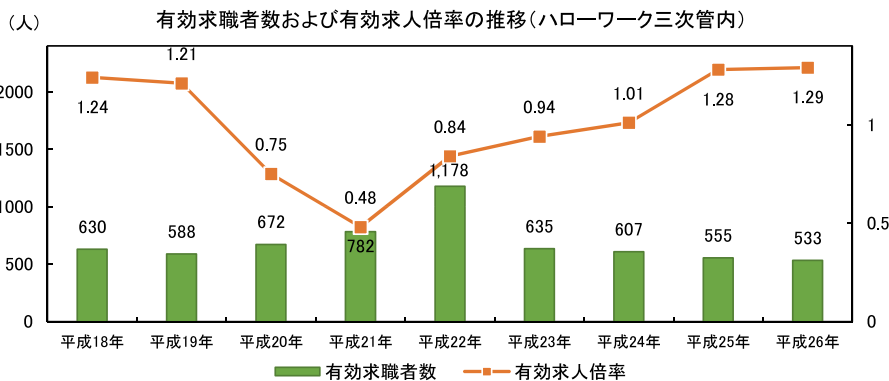
- ① 転出者の多数要因 ～求める人材と希望する職種の不一致 市外での就学・就職を優先～
 転出理由では、「就職」が最も多く、次に「転勤」「婚姻」となっています。

一方で、ハローワーク三次管内の有効求人倍率は、近年1.0を上回っており、仕事がないとは言いきれない状況から、業種が限定されるため希望する職業に就けない、希望する勤務先に自宅から通勤できないなどが主な要因と考えられます。

また、自宅から通うことのできない学校への就学や勤務先への就職の希望が、庄原で暮らしたいという願いを上回っていることも一因となっています。



(人) 資料：広島県統計課調べ ※その他・不詳を除く。



資料：ハローワーク調べ

② 転入者(帰郷転入)の少数要因 ～帰郷よりも現在の生活を優先～

転出理由と同様に、業種が限定されるため希望する職業に就けない、希望する勤務先に自宅から通勤できない、働く場所が少ないなどが主な要因として考えられます。

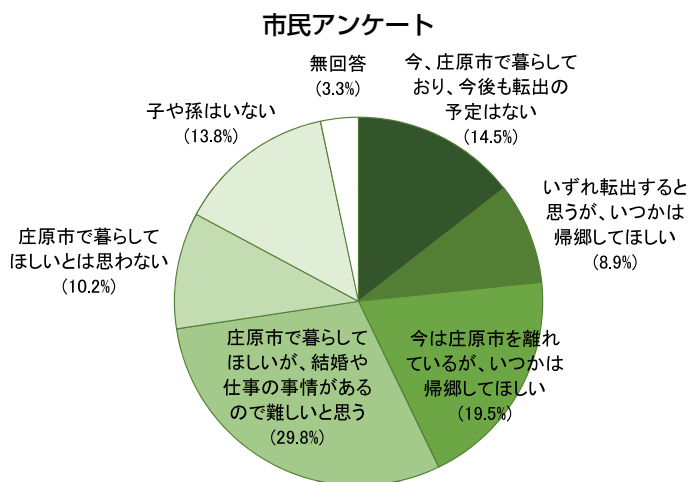
加えて、アンケート調査から「日常生活が不便」「商業施設や娯楽施設の不足」も要因と捉えることができます。

一方、ふるさとへの帰郷は、親の年齢や健康状態、管理すべき財産(住宅・田畑・山林ほか)など、実家の状況に応じて判断されるのが一般的ですが、アンケート調査から対象者の帰郷意識や家族の帰郷を望む意識が薄いことも一因と推測され、帰郷しよう・帰郷しなければならないという意識よりも、今の暮らしを続けたい・続けなければならないという意思・環境が優先しているものと考えられます。

■ 子や孫の定住・帰郷について ～約30%が「帰郷は難しい」、約10%が「帰郷を望まない」と回答～

「転出しても帰郷してほしい」「今は離れているが、いつかは帰郷してほしい」と、帰郷を望む回答が28.4%であるのに対し、「帰郷してほしいが難しい」という回答が29.8%、「帰郷を望まない」という回答が10.2%となっています。

問：子や孫に本市で暮らしてほしいと思いますか？

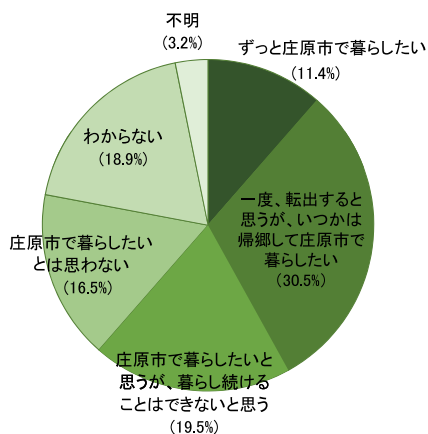


■ 中高生の定住(帰郷)意識 ～積極的な定住・帰郷の意向割合が約42%～

「ずっと庄原市で暮らしたい」「一度、転出すると思うが、いつかは帰郷したい」という積極的な定住・帰郷を望む回答が41.9%で、第1期計画策定時(23.7%)を上回っており、中高生の定住意識の高まりを感じることができます。

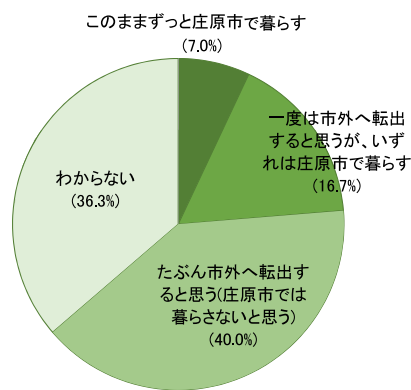
問：これからも本市で暮らしたいと思いませんか？

中生アンケート【第2期計画】 ※市外からの通学者を除く



問：今後も本市で暮らしたいと思いませんか？

中生アンケート【第1期計画】

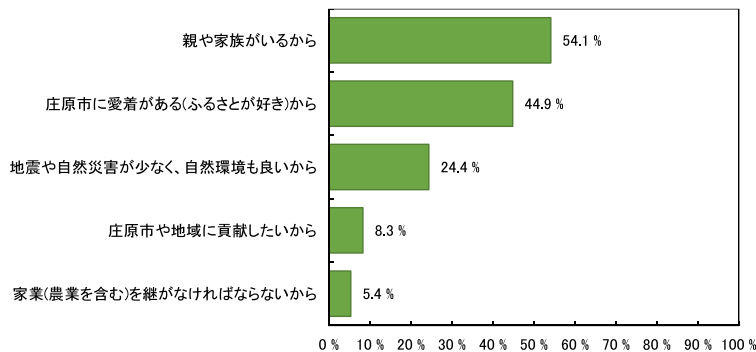


■ 中高生が定住を希望する理由 ～回答の上位は「家族がいる」「愛着がある」～

複数回答での割合として、「親や家族がいる」「愛着がある(ふるさとが好き)」「地震や自然災害が少なく、自然環境も良い」が上位となっています。

問：「ずっと庄原市で暮らしたい」「いつかは帰郷して暮らしたい」のはなぜですか？(複数回答・上位5項目)

中生アンケート

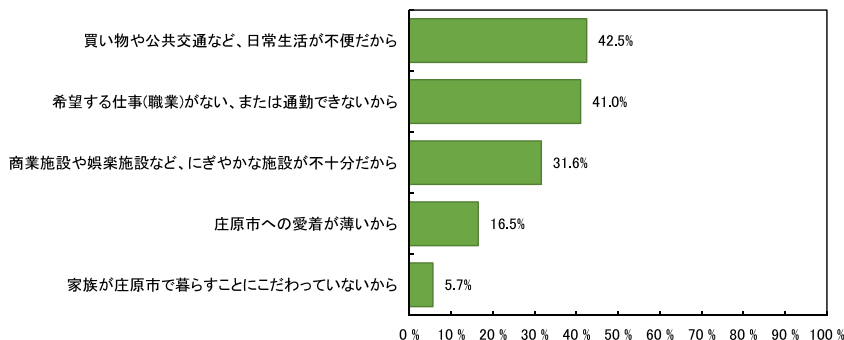


■ 中高生が定住を希望しない又はできない理由 ～「日常生活が不便」「希望する仕事がない」～

複数回答での割合として、「日常生活が不便」「希望する仕事がない、または通勤できない」「にぎやかな施設が不十分」が上位となっています。

問：「庄原市で暮らし続けることができない」「暮らしたいと思わない」のはなぜですか？(複数回答・上位5項目)

中生アンケート



第2章 基本構想

第2章 基本構想

第1節 はじめに ～推計数値および計画数値～

基本構想では、未来づくりの基本理念や本市の将来像、目標人口や長期ビジョンなどを設定しますが、その前提となる本市の人口および財政規模に関する推計数値・計画数値は次のとおりです。

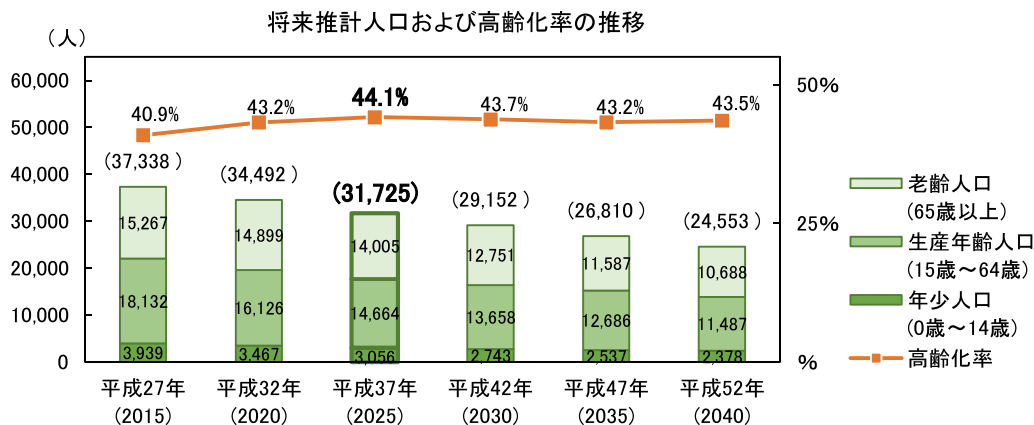
1 人口推計

(1) 全体 ～国勢調査人口～

平成25(2013)年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成37(2025)年の本市の推計人口は31,725人となっています。

その後も人口減少が見込まれており、25年後の平成52(2040)年では24,553人となっています。

また、同推計人口による高齢者数は、平成27(2015)年をピークに減少し、平成37(2025)年では14,005人となる一方で、高齢化率は引き続き上昇し、平成37(2025)年では44.1%になると推計されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所 推計人口
(平成25年3月発表)

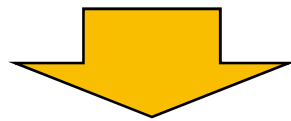
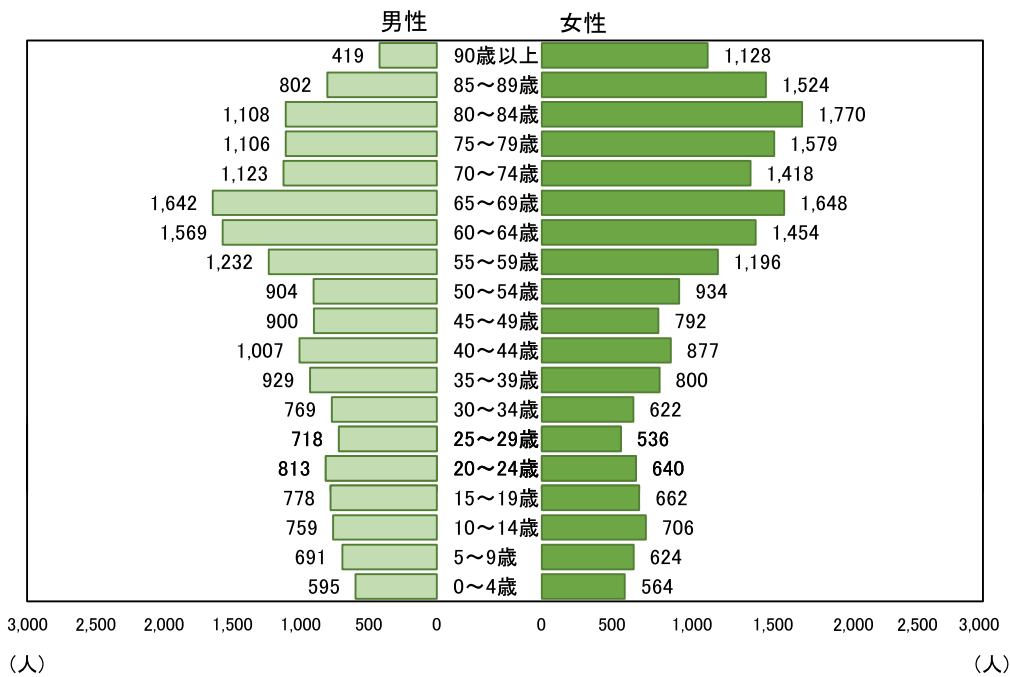
(2) 地域別 ～住民基本台帳人口～

平成27(2015)年に本市で算出した地域別(旧町別)の推計人口は、いずれの地域も減少となっています。

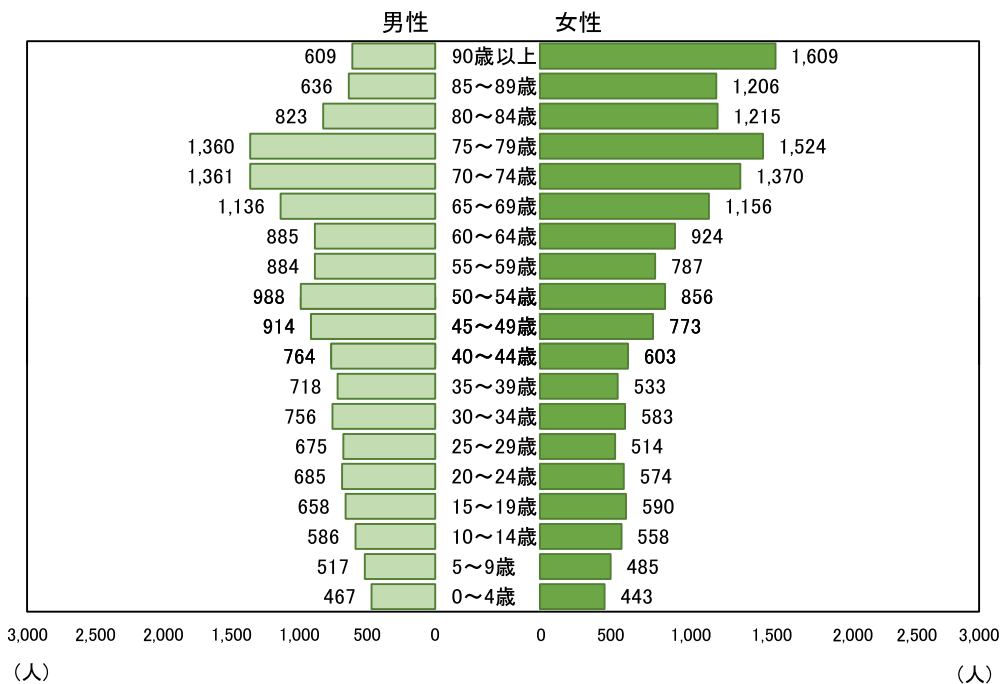
地域/年	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
庄原地域	18,648	17,551	16,504	15,487	14,492	13,484
西城地域	3,718	3,350	3,015	2,715	2,441	2,185
東城地域	8,354	7,655	6,992	6,392	5,831	5,301
口和地域	2,146	1,953	1,777	1,613	1,464	1,315
高野地域	1,919	1,742	1,574	1,426	1,293	1,170
比和地域	1,506	1,333	1,186	1,056	946	840
総領地域	1,450	1,324	1,210	1,108	1,025	941
合計	37,741	34,908	32,258	29,797	27,492	25,236

■ 年齢階層別人口の推移

【平成27(2015)年】



【平成37(2025)年】



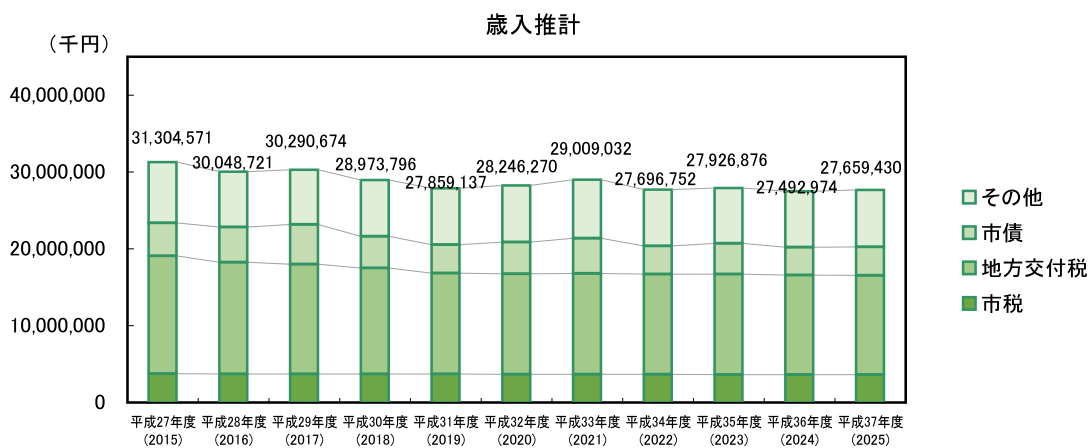
資料：国立社会保障・人口問題研究所 推計人口
(平成25年3月発表)

2 財政規模の推計(普通会計)

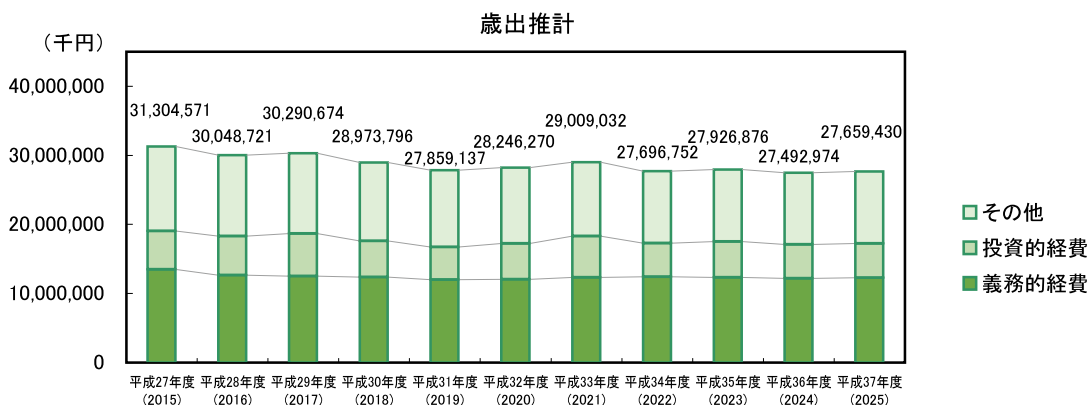
人口減少や長引く景気低迷の影響を受け、自主財源の根幹を成す税収は、減収での推移を見込んでいます。

また、本市歳入の約5割を占める普通交付税については、合併算定替特例措置(合併前の旧市町村の普通交付税額を保障する取り扱い)が平成27(2015)年度から段階的に縮減され、平成32(2020)年度に皆減となることから、大幅な減額が見込まれます。

そのため、本計画の最終年度である平成37(2025)年度の財政規模は、平成26(2014)年度に比べ約47億円(14.5%)減の約277億円になると推計しています。



資料：庄原市財政計画



資料：庄原市財政計画

第1章 基本事項
第2章 基本構想 第1節 はじめに「推計数値および計画数値」
第3章 基本計画
第4章 資料編

第2節 基本理念と将来像 ～10年後の姿を描く～

この計画は、対象期間を10年としています。

10年前の自分や家族、地域の状況などを思い起こして現在と比較し、その年月を感じながら10年先を思い浮かべるとき、誰もがどうなっているだろうか、こうなっていてほしいと想像し、また期待されると思います。

この節では、まちづくり基本条例や市民憲章をはじめ、本市を取り巻く環境や第1期長期総合計画、市民の声などを踏まえて、未来づくりの基本理念を定めるとともに、めざすべき“本市の将来像(10年後の姿)”を設定します。

1 基本理念

基本理念は、未来の庄原市を創造・実現するにあたっての**最も大切にすべき基本的な考え**を意味します。

(1) 第1期長期総合計画における基本理念

合併時に策定した新市建設計画の内容を尊重するとともに、市民の声や本市の特性、合併直後という事情などから“げんき”と“やすらぎ”のキーワードを導き、基本理念を【“げんき”と“やすらぎ”のまちづくり ～人・自然・文化を愛し、新しいふるさとづくりにチャレンジ～】としています。

(2) 第2期長期総合計画における基本理念構築の視点

第1期長期総合計画と同様に、多様な視点からキーワードを導き、それらのキーワードに込められた思いを表現する短文(フレーズ)をもって基本理念とします。

【視点1】まちづくり基本条例の尊重 ～市民が主役～

庄原市まちづくり基本条例(前文・抜粋)

私たちのまちは、平成17年3月に、7つの市町の合併により広域な新生庄原市として誕生しました。このまちの美しい里山と雄大で豊かな自然は、四季折々に彩りを変え、人々の暮らしに潤いと安らぎをもたらしてくれます。

私たちは、こうしたふるさとの景観やさつやま文化などを、庄原市の財産として次の世代に引き継ぐ使命を担っており、それぞれの地域の多様な個性を活かし、絆を大切に、市民誰もが「庄原大好き」と思えるふるさとを築いていかなければなりません。

ここに私たちは、これからの庄原市における「市民が主役のまちづくり」をさらに進めるために、庄原市まちづくり基本条例を制定します。

【視点2】市民憲章 ～ふるさと～

庄原市民憲章(抜粋)

わたしたちの庄原市は、比婆の山々に囲まれた雄大な自然と、先人の知恵と努力によって築き上げられた歴史と文化をもつまちです。こうしたふるさとを次の世代に引き継ぎ、元気で住みよい地域づくりをすすめるために、この市民憲章を定めます。

- 1 健康なからだと 豊かなところを 育みます。
- 1 ふるさとを愛し さとやまの自然を 守ります。
- 1 ふるさとの歴史と文化を学び 伝えていきます。
- 1 いのちとときずなを大切に 笑顔の輪を広げます。
- 1 働くことを喜びとし 活力あるまちをつくります。

【視点3】第1期長期総合計画に掲げた挑戦目標 ～里山の力・暮らしに誇り～

「^{うきぎ}兔追いし かの山 ^{こぶな}小鮒釣りし かの川 夢は今もめぐりて 忘れがたき ふるさと」。暮らす場所や環境、年齢や性別にかかわらず、日本人が思い描き、ときに憧れる“ふるさとの姿”は、まさに半世紀ほど前の本市の姿そのものではないでしょうか。

若年層を中心とした人口の流出は、過疎化の進行を加速させ、少子高齢化という将来に不安を抱く年齢構成を生み出す結果を招いています。

こうした現実直面する中で未来を築こうとする私たちは、「何もない」「何もできない」ではなく、地域を見つめ、人を見つめ、「何かある」「何かできる」という強い意志をもって“ふるさとづくり”に挑戦しなければなりません。

潜在的な地域の魅力、里山の力を結集し、誰もが^{うらや}羨む“ふるさと”を取り戻すとの思いを込め、“里山の力を結集し、暮らしに誇りあるふるさとづくり”という「挑戦目標」を設定します。

【視点4】東日本大震災からの教訓 ～家族の絆(自助)・地域の絆(共助)～

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が18,000人を超え、発生直後の避難者は40万人以上、現在でも18万人以上が避難生活という、まさに未曾有の自然災害として私たちの記憶に刻まれています。

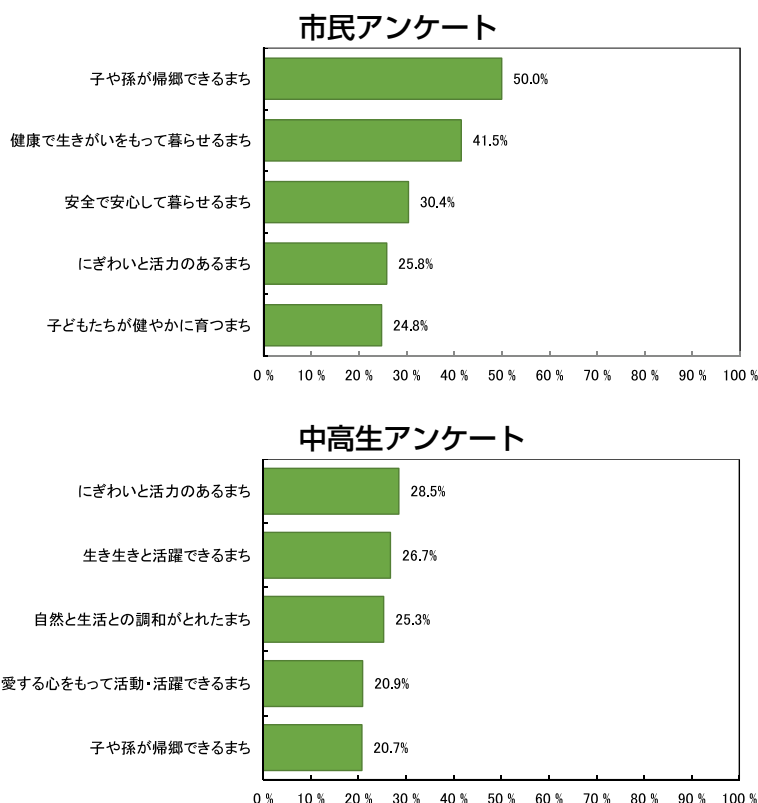
この大災害においては、深い悲しみとともに、人と人とのつながりの大切さが広く報じられ、家族の絆や近隣での助け合い活動で培われた相互扶助の精神が改めて注目を集めました。本市のような中山間地域では、家族間・親族間のつながりが都会と比較して強く、また、住み慣れた地域で暮らし続けることによって育まれた近隣住民とのつながりは、相互扶助の精神へと結びついています。

一方で、生活様式の多様化や個人意識の変化、核家族化の進行等に起因し、一定年齢までには結婚し、家を継ぎ、老親の面倒を見るという人生観は^{たす}選択されにくくなり、親族間の助け合いの希薄化も指摘されています。

こうした背景を踏まえ、家族での支え合いを基本とし、そこに地域の支え合いを加えた、自助・共助のまちづくりを重視して、“家族の絆・地域の絆”を視点のひとつとします。

【視点5】市民の声(住民アンケート) ～帰郷・にぎわい～

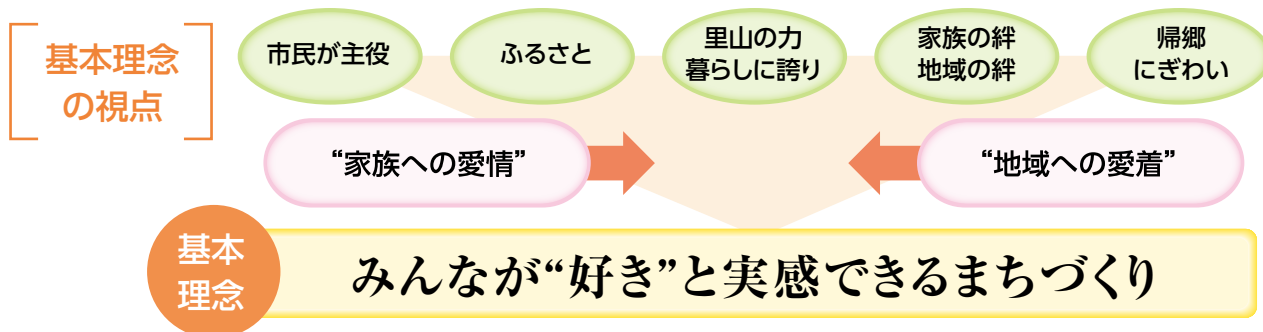
問：本市はどんな”まち”になると良いと思いますか？(複数回答・上位5項目)



私たちが生まれ・暮らし、多くの皆さんが訪れる庄原市の未来を考えると、大切にしなければならない視点は多様にあり、それらの視点は、時代背景などに応じて変化することもあります。

ひとつの短文(フレーズ)で、前記のキーワードに込められた思いのすべてを表現することはできませんが、それぞれの思いから導かれる普遍的なあるべきまちの姿は、“家族への愛情”と“地域への愛着”に支えられたものではないでしょうか。

こうした考えを念頭に「みんなが“好き”と実感できるまちづくり」を、未来づくりの基本理念とします。



2 将来像

将来像は、市民と行政が夢や課題を共有しながら創造する未来(10年後)の姿であり、長期総合計画で実現すべき目標です。

基本理念と同様に、多様な思いや願いを含め、短文(フレーズ)で設定します。

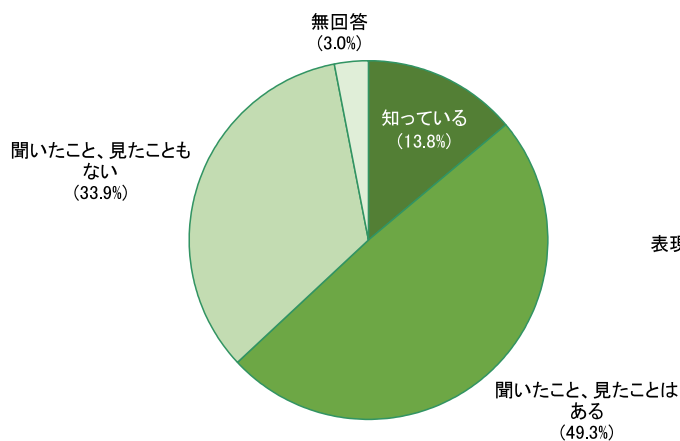
(1) 第1期長期総合計画における将来像

基本理念や新市建設計画との整合を前提に【“げんき”と“やすらぎ”のさとやま文化都市 ～人と地域が輝く、美しい日本のふるさと～】としています。

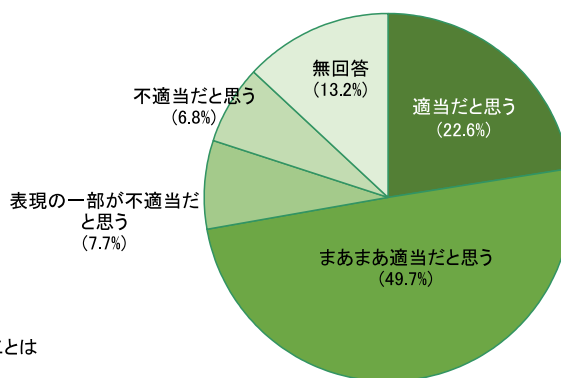
(2) 将来像に対する市民の声 ～将来像の認知割合は約63%・適切と思う割合は約72%～

第1期長期総合計画の将来像に対する市民の声(住民アンケートの結果)は、次のとおりです。

問：本市の将来像をご存知ですか？



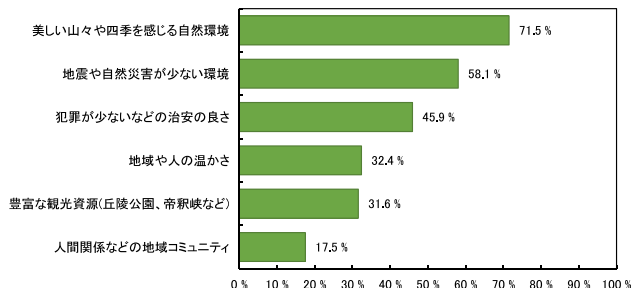
問：現在の将来像について、どう思いますか？



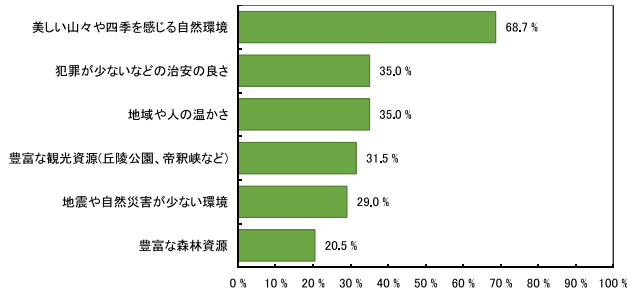
(3) 本市の魅力に関する市民の声

本市の魅力(好きなところ・自慢できるところ)に関する市民の声(アンケートの結果)は、次のとおりです。

市民アンケート(複数回答・上位6項目)



中高生アンケート(複数回答・上位6項目)



(4) 第2期長期総合計画における将来像の設定方針

- ① 誰もが覚えやすいように、可能な限り短いフレーズで設定します。
- ② 市民アンケートから、これまでの将来像(フレーズ)は、おおむね認知度や理解度が確保されているとともに、本市のいちばんの魅力は「美しい山々や四季を感じる自然環境」と認識されていることから、“里山”は、本市の魅力を象徴し、本市をイメージする表現として適当かつ定着していると考えられます。
また、自治体の規模から“都市”の表現が適当と判断されるため、“里山”と“都市”を組み合わせ設定します。
- ③ 基本理念を踏まえて設定します。

(5) 第2期長期総合計画における将来像

美しく輝く 里山共生都市

～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～

“美しく輝く”は、人口減少が続く中山間地域にあっても、地域づくりや暮らしをはじめ、環境、産業、福祉、教育などの各分野において、美しく輝こうとする力強さを表現しています。

“里山”は、本市最大の強みとして市民が感じている美しい山々や四季を感じる自然環境だけでなく、その中に所在する多様な資源、さらには磨き・培われてきた暮らし(文化)を表現しています。

“共生”は、豊かな自然や地域の魅力、先人が築いた里山の暮らしに改めて目を向け、ふるさとを守りながら発展し、次代に継承する・・・**里山と共に生きる**という意味を表現しています。

“都市”は、一定の利便性や快適性が確保され、心豊かに・安心して暮らすことのできる未来都市を表現しています。

また、基本理念を踏まえ、将来像をわかりやすく表現したサブフレーズを設定します。

第3節 目標人口

1 定住人口

(1) 庄原市人口ビジョン ～人口規模の将来展望～

市では、この計画とは別に、25年後の平成52(2040)年を展望した庄原市人口ビジョンを定めています。

その中では、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を基礎数値とし、合計特殊出生率の上昇、青年層の転入促進および本市出身者の帰郷促進による社会増減の改善を見込み、平成37(2025)年の将来人口(国勢調査人口)を32,717人(推計人口の3.13%増)と展望しています。

■庄原市人口ビジョンにおける各年の将来人口と推計人口との比較(国勢調査人口)

	平成 32(2020)年	平成 37(2025)年	平成 42(2030)年	平成 47(2035)年	平成 52(2040)年
将来人口	34,995 人	32,717 人	30,693 人	28,905 人	27,205 人
推計人口	34,492 人	31,725 人	29,152 人	26,810 人	24,553 人
差	503 人	992 人	1,541 人	2,095 人	2,652 人
比較	1.46 %増	3.13 %増	5.29 %増	7.81 %増	10.80 %増

(2) 目標人口(定住人口)の設定方針

- ① 庄原市人口ビジョンとの整合を図ります。
- ② 目標人口は、望む数値や望ましい数値ではなく、市民と行政が意識を共有しながら達成しようとする数値と捉え、実現性のある数値で設定します。

(3) 目標人口

設定方針に基づき、平成37(2025)年10月1日における本市の目標人口は、推計人口に約3%をプラスした32,700人以上と設定します。

※平成37年の推計人口・31,725人×1.0313=32,717人≒32,700人

目標人口(国勢調査人口)

32,700人以上

(4) 目標人口達成の要件(庄原市人口ビジョンにおける要件)

庄原市人口ビジョンでは、【青年層の定住継続】【青年層の転入促進】【青年層の結婚・出産の希望実現】【子どもの育成と子育て支援の充実】【本市出身者の帰郷促進】を重点事項に掲げ、関係事業を進めることとしています。

これらの取り組みを強化することで次の要件を満たし、目標人口の達成をめざします。

① 合計特殊出生率(15歳～49歳の女性1人あたりが出産した子どもの数)の上昇

合計特殊出生率が段階的に上昇し、平成42(2030)年に人口置換水準(2.07)に到達、以後同水準で推移すること。

		平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
国	長期ビジョンでの仮定	—	1.60	—	1.80	—	2.07
社人研	推計での仮定	1.69	1.65	1.62	1.63	1.63	1.63
庄原市	目標人口達成要件	1.81	1.90	1.98	2.07	2.07	2.07

※人口置換水準：人口が増減せず、親の世代と同数で推移する(置き換わる)とされる指標
 ※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

② 年齢階級別の社会増減の改善

平成28(2016)年以降、20歳～39歳と60歳～69歳の社会増減の合計が、出生率上昇後の推計値よりも、毎年約50人増加(該当の5年間で252人増)で推移すること。

	平成28年 ～ 平成32年	平成33年 ～ 平成37年	平成38年 ～ 平成42年	平成43年 ～ 平成47年	平成48年 ～ 平成52年
出生率上昇後の推計値	▲261人	▲227人	▲201人	▲177人	▲177人
目標人口達成要件	▲9人	25人	51人	75人	75人

③ 出生数および社会増減

上記の要件を含み、前期5年間に於いて、出生数推計1,011人に対し1,180人以上、社会増減は推計の244人減に対し7人以上の増、後期5年間に於いては、出生数推計910人に対し1,157人以上、社会増減は推計の188人減に対し62人以上の増で推移すること。

(単位：人)

		平成28年 ～ 平成32年	平成33年 ～ 平成37年	平成38年 ～ 平成42年	平成43年 ～ 平成47年	平成48年 ～ 平成52年
出生数 〔〕は単年平均	社人研推計値	1,011[202]	910[182]	843[169]	800[160]	750[150]
	人口ビジョン	1,180[236]	1,157[231]	1,155[231]	1,140[228]	1,117[223]
	差	169[34]	247[49]	312[62]	340[68]	367[73]
社会増減 〔〕は単年平均	社人研推計値	▲244[▲49]	▲188[▲38]	▲178[▲36]	▲135[▲27]	▲80[▲16]
	人口ビジョン	7[1]	62[12]	67[13]	100[20]	136[27]

2 本市における定住施策の考え方

定住施策は、今、本市で暮らす市民に住み続けてもらうことと、今は暮らしていない人に新たに住んでもらうことの総合施策であることから、施設整備や行政サービスをはじめ、市が取り組むさまざまな事業は、すべて定住施策と言っても過言ではありません。

定住者を対象とした施策は、住み続けてもらう(転出しない)取り組みと出生と死亡による自然減を抑制する取り組みに整理され、生活基盤の整備、子育て支援の強化、教育環境の充実、地域医療の確保などが求められます。

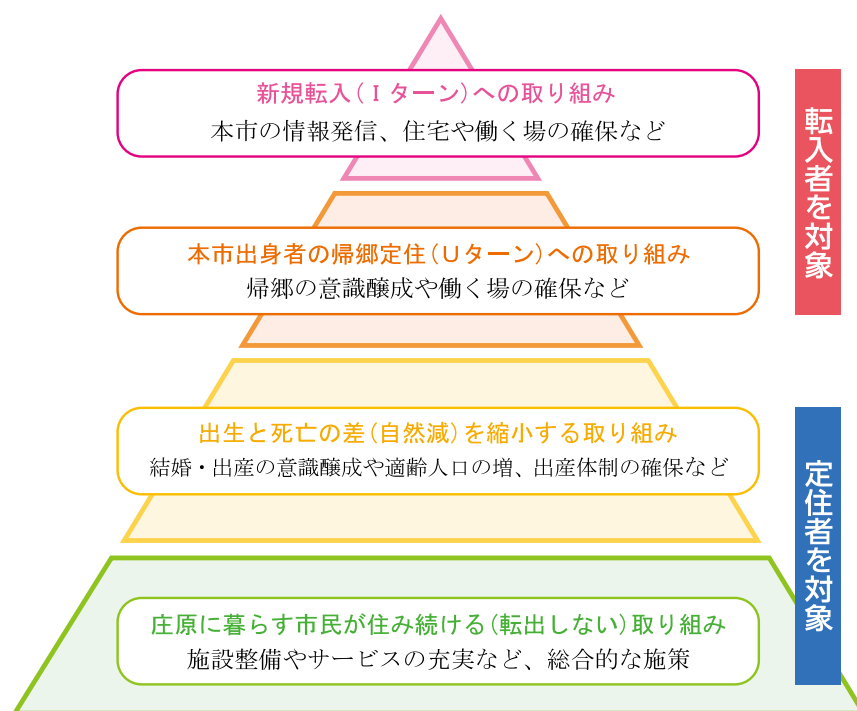
転入者を対象とした施策は、帰郷定住(Uターン)への取り組みと新規転入(Iターン)への取り組みに整理され、働く場所の確保や起業の支援、住宅の確保、帰郷定住の意識醸成などが必要となります。

ただ、暮らす場所や結婚・出産の判断は、いずれも個人の自由な選択、希望に委ねられていることから、家庭や地域、事業所や市民をはじめ、オール庄原で、「庄原に帰ろう」、「庄原で暮らそう」という機運を醸成することが大切となります。

なお、本市の人口は、昭和20年代にかけて増加し、その後は減少の一途をたどっていますが、市民の多くが農林業に携わっていた経緯等から、持ち家率は75%程度(平成22年国勢調査)と高く、さらに住民基本台帳人口37,741人に対し、本市に本籍を有する者は75,523人(いずれも平成27年10月1日現在)と約2倍となっています。

こうした本市の特性から、特に帰郷定住(Uターン)が有効かつ強化すべき取り組みと考えられます。

庄原市における定住施策の考え方



3 交流人口

交流人口とは、“その地域を訪れる人”のことで、通勤・通学、買い物、スポーツ、観光、レジャーなど、訪問の目的や内容、また、その地域が目的地か、通過場所かを問わない考え方が一般的です。

本市には、自然豊かな山や溪谷、人工的に形成された水辺などの美しい風景のみならず、暮らしの中で守り・育まれてきた、歴史・文化をはじめとする多種多様かつ貴重な資源があり、交通体系の面でも、JR芸備線のほか、横軸として中国縦貫自動車道が、縦軸として中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)が通過し、市内に4つのインターチェンジが所在する優位性を有しています。

こうした環境の中で、毎年、200万人を超える交流人口(総観光客数)があり、今後においても、魅力ある資源の有効活用を前提とした交流人口の拡大が求められています。

(1) 交流人口拡大への期待

① 経済効果

来訪者の消費活動が拡大することで、宿泊業、運輸業、飲食業をはじめ、幅広い分野での収入増や雇用の創出が見込まれ、地域経済への波及効果が期待されます。

② 市民意識効果

市民が多様な資源の存在や価値を再認識し、内外に発信するとともに、活用方策を考え実践し、来訪者との交流を深めることで、地域住民の意識高揚や広い視野の修得、地域文化の継承や連帯感の強化などが期待されます。

③ 広報効果

庄原市の知名度向上のみならず、来訪者に資源の価値や魅力、市民との交流や“もてなしの心”を感じてもらうことで、また来てもらう、本市の魅力を他に伝える使者になってもらうといった新たなネットワークの形成が期待されます。

④ 定住促進効果

交流の活発化は、来訪者が定住先として本市を選択する契機になるとともに、雇用の創出や本市の魅力・活力が高まることで、若者の流出抑制やUターンの促進が期待されます。

(2) 目標人口(交流人口)の設定方針

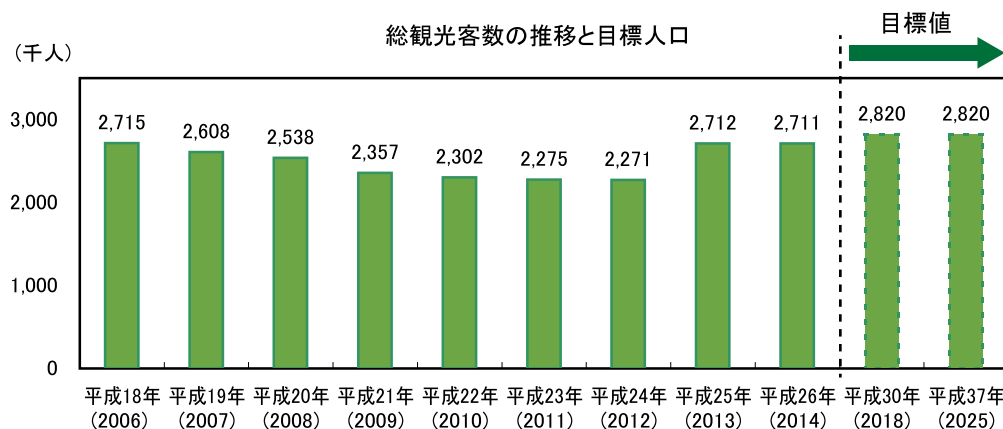
① 交流人口は、“その地域を訪れるすべての人”を意味しますが、計測方法がないため、「広島県観光客数の動向(広島県公表)」の総観光客数(庄原市民を含む観光客数)を対象とします。

② 目標人口は、平成37(2025)年の総観光客数で設定します。

③ 庄原市観光振興計画(平成25[2013]年度策定)に掲げた目標人口(平成30[2018]年282万人)との整合を図ります。

(3) 目標人口(交流人口)

設定方針を踏まえ、平成30(2018)年の282万人を経て、以後、平成37(2025)年までの交流人口(総観光客数)の目標を、**年間282万人以上の維持**と設定します。



資料：広島県観光客数の動向

第4節 長期ビジョン

長期ビジョンは、将来像を実現するための長期的な構想・方針となります。

この計画では、4つの長期ビジョンを掲げ、その考えも踏まえて基本政策や施策を設定します。

1 機能を有する拠点区域の形成

(1) 各地域の機能設定

地方都市の形態は、中心市街地から、地形や道路状況などに応じて居住区域が広がっているのが一般的です。

しかし、合併により誕生した本市にあっては、極めて広大な区域の中に各地域(旧市町)の市街地・集落が分散しているため、それぞれの特性に応じた拠点づくりが求められます。

【第1期長期総合計画での設定】

第1期長期総合計画のエリア別整備方針においては、庄原市街地を《都市機能の集積区域》に、東城市街地を《庄原市街地に準ずる都市機能の集積区域》に設定するとともに、他の地域の市街地を、一定の利便性が確保された《さとやま拠点区域》としています。

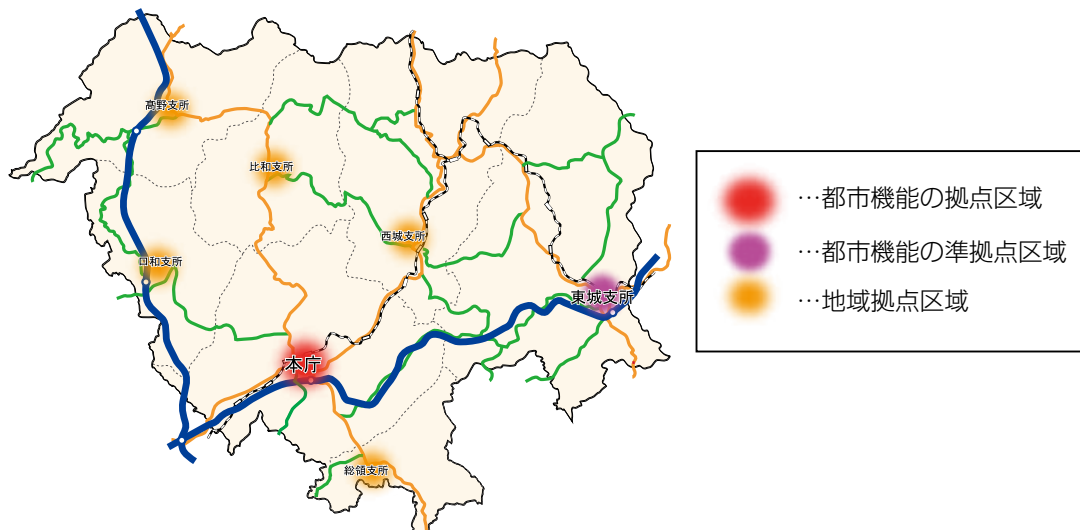
また、各地域の市街地周辺を《さとやま生活区域》とし、便利で快適な居住地域に位置づけています。

【第2期長期総合計画での設定】

各地域の人口構成をはじめ、交通、医療、教育文化、事業所、官公署など、各分野の施設や都市機能の配置状況から、庄原市街地を《都市機能の拠点区域》に、東城市街地を《都市機能の準拠点区域》に設定するとともに、他の地域の支所周辺を《地域拠点区域》とします。

加えて、庄原・東城の市街地および支所周辺以外の集落形成区域を、農山村風景と生活基盤が融合した《里山居住区域》に設定し、地域特性に即した機能分担とネットワークの確立に取り組みます。

■ 市街地および支所周辺の機能概念図



■ 各地域の人口および構成比率

	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
人口	18,648人	3,718人	8,354人	2,146人	1,919人	1,506人	1,450人	37,741人
構成比率	49.41%	9.85%	22.14%	5.69%	5.08%	3.99%	3.84%	100%

資料：住民基本台帳(平成27年10月1日現在)

■ 主な施設の地域別配置状況

分野	施設等	内 訳						
		庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領
交通	高速道路インターチェンジ	1	—	1	1	1	—	—
	鉄道駅	5	6	4	—	—	—	—
	バスセンター	1	—	—	—	—	—	—
医療	病院・休日診療センター	4	1	2	—	—	—	—
	一般診療所	13	1	6	2	3	2	1
福祉	保育所	9	1	4	2	1	1	1
	老人福祉施設(入所)	8	2	4	2	1	1	1
	障害者福祉施設(入所)	2	—	—	—	—	—	1
教育	大学・大学校	2	—	—	—	—	—	—
	高等学校・特別支援学校	3	1	1	—	—	—	—
	小・中学校(休校除く)	9	3	5	3	2	2	2
	幼稚園	1	—	—	—	—	—	—
文化	市民会館・文化会館	1	—	1	—	—	—	—
	図書館(分館)	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	博物館・郷土資料館	2	—	1	1	—	1	—
経済	商工団体登録会員数	625	131	312	79	79	54	46
行政機関	市役所	本庁	支所	支所	支所	支所	支所	支所
	消防	消防署	出張所	消防署	出張所	出張所	—	—
	県庁舎	1	—	—	—	—	—	—
	警察(警察署・交番)	警察署	交番	幹部交番	—	—	—	—
	公共職業安定所・税務署	2	—	—	—	—	—	—
自治拠点	自治振興センター	8	2	7	1	2	1	1

資料：市企画課調べ(平成27年4月1日現在)

(2) 拠点機能の維持・強化

【現状と課題】

本市の区域面積は、1,246平方キロメートルと近畿以西で最大です。

この広大な区域内にあって、各地域(旧市町)は、いずれも中心部から放射状に大小の道路が整備され、さらに小集落を経由して谷沿いに中小の道路が延びているため、一部の区域を除き、ほぼ全域に小集落や住居・農地が点在しています。

こうした形態は、市民の居住区域、行政の管理区域が全域に及んでいることを意味しますが、行政サービスの提供をはじめ、道路や上下水道、情報通信などの基盤整備・維持管理において、すべての区域に同じ対応を施すことは難しいと判断されます。

加えて、人口の減少・少子高齢化の進行が続く中、市街地や地域の中心部から離れた集落においては、その規模・機能の縮小に起因した課題が顕在化しており、地域特性に応じた拠点機能の維持・強化が求められています。

また、利便性や土地の流動化等に応じた市域内の移動(転居)も進んでおり、市民のニーズを踏まえた対応が必要となっています。

【基本認識】

本市のような市域形態にあって、庄原・東城の市街地《都市機能の拠点区域・準拠点区域》に商業、福祉、教育、医療、住宅などの都市機能を、他の支所周辺《地域拠点区域》に一定水準の生活機能をコンパクトに配置・集約し、拠点機能を維持・強化する発想は、有効かつ必要と考えられます。

また、高齢者を対象としたアンケートでは、現在の居住場所を離れることを前提とした利便性の高い地区への転居や一時的な移住のニーズも生まれており、暮らす場所の選択機会の提供にも留意する必要があります。

【取り組みの方向性】

《都市機能の拠点区域》

庄原市街地は本市の拠点区域であり、利便性と快適性の視点から、都市機能を可能な限り確保・集約するとともに、公共施設の再編・整備、危険空き家への対応などに取り組みます。

《都市機能の準拠点区域》

東城市街地は、広大な本市における東部の拠点区域であり、既存の都市機能を維持するとともに、歴史ある街並みの整備などに努めます。

《地域拠点区域》

庄原・東城以外の支所周辺は、支所の継続設置を前提としつつ、住民ニーズに応じた拠点機能の強化に取り組みます。

《里山居住区域》

他の集落形成区域については、住み慣れた地域での暮らしを支える自治振興センターの拠点機能強化を検討するとともに、同センターから離れた集落については、自治会の再編・連携を含めた新たな集落形成の支援に努めます。

2 一体感の醸成と一体的な発展

(1) 第1期長期総合計画での設定

第1期長期総合計画では、人口の減少や地域産業の衰退などが危惧される中であっても、地域を見つめ、人を見つめ、何かある・何かできるという強い意志をもって“ふるさとづくり”に挑戦する趣旨から、「里山の力を結集し、暮らしに誇りあるふるさとづくり」という挑戦目標を掲げました。

また、各地域(旧市町)の個性や特性を活かしつつ、それぞれの地域が人、情報、交通、道路などのネットワークで結ばれた都市像を想定した「クラスター(ぶどうの房)型の未来都市づくり」を設定しています。

合併後においては、こうした構想も踏まえ、「一体感の醸成と一体的な発展」を合言葉に新たなまちづくりに取り組んできました。

(2) 第2期長期総合計画での設定

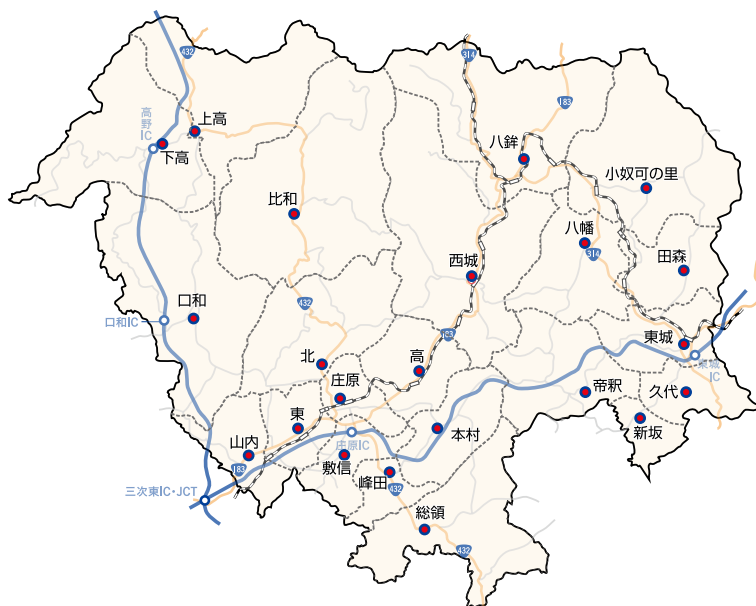
極めて広大な区域面積を本市の優位性と捉え、一体感の醸成と一体的な発展という基本姿勢を継承するとともに、引き続き、各地域が有する資源や魅力を生かしたまちづくりに取り組みます。

特に神話や伝説、歴史遺産や自然資源など、特筆すべき宝物でありながら、十分な活用に至っていない各地域の資源に着目し、輝きを与えてネットワークで結び、内外に情報発信することで多くの人を誘い、観光振興や農業振興、さらには定住促進への展開を図ります。

一方、庄原市まちづくり基本条例の制定や自治振興区の再編などを受け、住民自治組織による市民活動が活発化しており、多様な取り組みを旧市町単位のクラスター型で進めることが適当でない場面も生じています。

とりわけ地域づくりに関しては、その活動状況を踏まえ、自治振興区の区域を基本とした一体感の醸成と一体的な発展をめざします。

■ 自治振興区の区域および自治振興センターの位置



資料：市自治定住課

3 効果的な活用で輝く広大な区域

(1) 基本認識

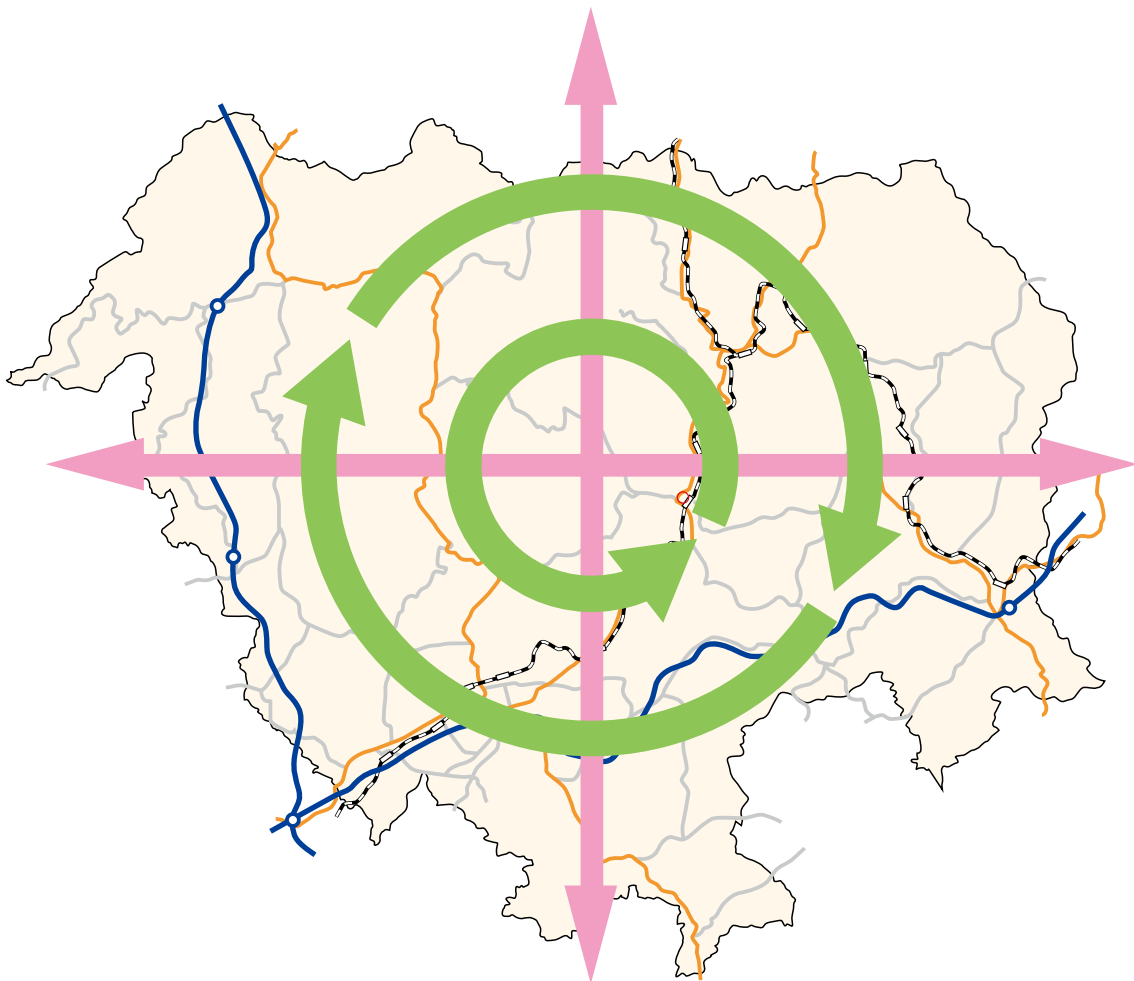
地域境界線のない本市の地図に、観光資源や文化財資源、市街地や集落、主要道路などを転記し、広大な区域の中に点在する地域資源の活用および各地域の一体的な発展を考えると、最も効果的・効率的な道路網は、域内を巡る環状道路と、横断・縦断する道路の併用であることが明らかとなります。

(2) 環状道路網への展開

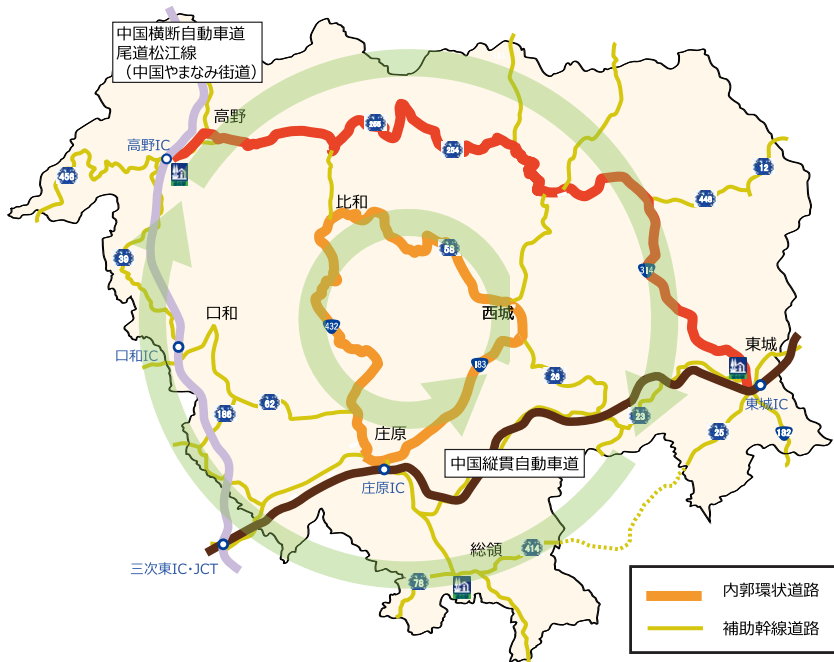
本市では、南部の横軸として中国縦貫自動車道が、西部の縦軸として中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)が整備されており、既存の国道・県道・市道を北部の横軸および東部の縦軸に位置づけることで、市内を周回する大規模な外郭環状道路が形成されることとなります。

加えて、地域と地域を結ぶ幹線を内郭環状道路・補助幹線とすることで、重層的な道路体系へと展開し、広大な区域の効果的な活用を進めます。

(3) 域内環状道路の概念図



(4) 対象路線



■ 外郭環状道路

番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
	中国縦貫自動車道	三次東 JCT ~ 東城 IC	255	(一)比婆山公園線	
	中国横断自動車道尾道松江線	高野 IC ~ 三次東 JCT	254	(一)比婆山公園森脇線	
314	(国)314号			市道後油木線	
432	(国)432号			市道油木熊野線	
39	(主)三次高野線			市道熊野神社線	

■ 内郭環状道路

番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
183	(国)183号	庄原~西城	58	(主)西城比和線	西城~比和
432	(国)432号	庄原~比和			

■ 補助幹線道路

番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
	中国横断自動車道尾道松江線	高野~松江	23	(主)庄原東城線	庄原~東城
182	(国)182号	東城~福山	25	(主)三原東城線	東城~三原
182	(国)182号	東城~岡山・新見	26	(主)新市七曲西城線	西城~東城
183	(国)183号	庄原~三次	26	(主)新市七曲西城線	東城~府中
183	(国)183号	西城~鳥取・米子	62	(主)庄原作木線	庄原~口和~三次
314	(国)314号	西城~島根・三刀屋	78	(主)三良坂総領線	総領~三良坂
432	(国)432号	比和~高野	414	(一)高光総領線	総領~神石
432	(国)432号	高野~島根・松江	448	(一)下千鳥小奴可(停)線	東城~東城
432	(国)432号	庄原~総領・竹原	456	(一)下門田泉吉田線	高野~三次
12	(主)足立東城線	東城~新見			

4 家族愛・地域愛・里山愛に支えられた未来

(1) 基本的視点

第2節の「基本理念と将来像」において、～普遍的なあるべきまちの姿は“家族への愛情”と“地域への愛着”に支えられたまち～ としていますが、オール庄原の意識をもって人口の減少という最重要課題に立ち向かうに当たり、今一度、私たちが守るべきものを確認しなければなりません。

(2) 半世紀前からの意識変化

50年前の昭和40(1965)年、本市の人口は約67,900人と記録されています。すでに高度経済成長期に突入し、人口減少は始まっていますが、当時はまだ、多くの皆さん、とりわけ多くの農家では、家を守る、家族を守る、農業を守る、田畑や山を守るため、後継者を定めて家を継ぐことを教え、また、対象者自身も家を継ぐことは普通のことと自覚していました。

しかし、その後の教育事情や社会経済環境、生活スタイルの変動などに伴い、集落維持・家族形成の礎であった普通のことという意識は薄れ、親は子に帰らなくてよい・心配しなくてよいと教え、子は親に帰らない・帰りたいけど帰れないと告げてふるさとを離れ、親と別に暮らす本市出身者は少なくありません。

一方では、平成元(1989)年の広島県立大学(現・県立広島大学庄原キャンパス)開学により、多くの学生・教職員が市内で生活しているほか、都市部の若者を中心とした田園回帰への意識変化が注目を集める中で、本市の里山環境を志向した新规定住も生まれています。

(3) 人口減少の最も身近な影響

人口の減少は、多様な要因が絡み合った結果ですが、農業を基幹産業とする本市にあっては、家を継がせる・家を継ぐという意識の希薄化が根底にあることは否定できず、親元に帰ることを選択しない・選択できない家族の未来を考えると、親は高齢者のみ世帯を経てひとり暮らしとなり、家は空き家に、農地は耕作放棄地になることも想定されます。

人口の減少は、行政運営や地場産業、生活環境や地域活力など、多方面への影響が指摘されますが、最も身近な影響は、守ってきた家や生まれ育った環境を失う危険性があることではないでしょうか。

(4) 大切にすべきこと

当然に、暮らす場所や職業の選択は自由であり、その選択には、個人や家族それぞれの意思・理由があることから、行政や教育機関が、ふるさとでの生活、ふるさとへの帰郷を誘導・教育することは適当ではありません。

ただ、家族を守ること・家族で支えあうことを教え、ふるさとを愛する心を培い・伝えることに問題はなく、時代や暮らす場所にかかわらず、私たちが常に持ち続けなければならない意識として、今でも広く認知されています。

また、アンケート調査では、市内に暮らす中高生の約59%が「本市に愛着がある」、約42%が「本市で暮らし続けたい・転出しても帰郷したい」と回答しています。

特に本市への定住意向は、10年前の約24%から大きく変化しており、今の思いを持ち続けながら希望が実現できるよう、家族・地域での応援、企業・行政での多様な支援が大切となっています。

(5) 未来を託す子どもたちへ

今、庄原で暮らす若者や子どもたち、これから生まれてくる子どもたちの“家族への愛情”と“地域への愛着”の意識を育むとともに、“第二のふるさと”として本市に暮らし、また、暮らそうとする若者に里山の魅力を感じてもらい、“新たな愛郷の心＝里山愛”を芽生えさせることで、今後、より多くの若者が庄原で暮らしたいと希望することを期待し、～**家族愛・地域愛・里山愛に支えられた未来**～を長期ビジョンのひとつとします。



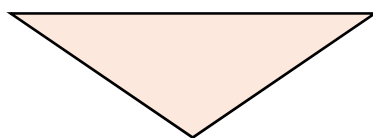
第5節 基本政策と基本施策

基本政策は、将来像を実現するための基本的な活動方針を意図し、この計画においては、分野別の短文(フレーズ)で設定します。

基本施策は、政策を実現するための基本的な方策・取り組みを意図し、各分野に属する複数の項目で設定します。

【将来像】

美しく輝く 里山共生都市
～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～



分野	基本政策
自治・協働・定住	“絆”が実感できるまち
産業・交流	“にぎわい”が実感できるまち
環境・基盤・交通・情報	“快適な暮らし”が実感できるまち
保健・福祉・医療・介護	“あんしん”が実感できるまち
教育・文化	“学びと誇り”が実感できるまち

1 “絆”が実感できるまち(自治・協働・定住)

(1) 政策の趣旨

今後も人口の減少や少子高齢化の進行が見込まれる中、市民と行政、住民組織や企業・団体など、多様な主体がオール庄原の意識をもって協働し、新たな時代のまちづくりを進めていかなければなりません。

特に自治振興区や自治会などの住民自治組織には、担う役割や活動内容から大きな期待が寄せられる一方で、地域における高齢化や担い手不足、区域内人口や世帯数、組織加入率の状況などにより、組織規模や活動内容に差異を生じている実態があることから、自立運営を基本とした支援を継続します。

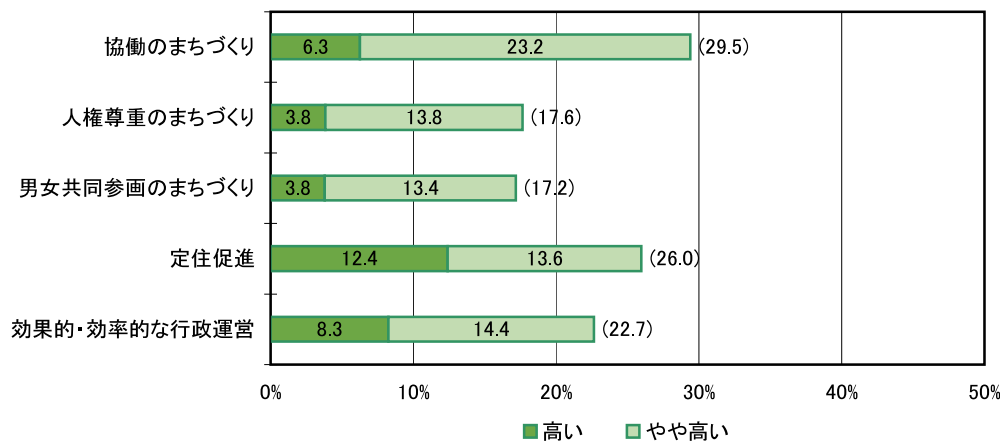
行政においては、市債残高や実質公債費比率など、一部の財政指標は改善傾向で推移していますが、財政力指数や経常収支比率などは、依然、県内でも低位に位置しており、引き続き慎重な財政運営と効果的・効率的な行政運営に努めます。

一定人口の維持・確保は、地域存続の視点からも強く要請されており、直接的な定住施策である帰郷定住(Uターン)・新規転入(Iターン)の促進に関し、家庭や地域、企業、行政など、オール庄原での取り組みを推進します。

(2) 基本施策

- ① 自治・協働の推進
- ② 人権尊重社会の実現
- ③ 男女共同参画社会の実現
- ④ 定住の促進
- ⑤ 効果的・効率的な行財政運営

■ 市民アンケートにおける施策重要度



2 “にぎわい”が実感できるまち(産業・交流)

(1) 政策の趣旨

地域産業は、市民生活の基盤であるとともに、にぎわい創出や経済循環の根幹を成す営みであり、安定的かつ時代に合わせた成長が求められます。

本市の基幹産業として認知される農林業は、従事者の高齢化や後継者不足のみならず、米を中心とした農林産物価格の低下・低迷が続いており、生活を維持する収入手段としての位置づけは、年々、厳しさを増しています。

農林業が生活の礎として成立していた時代、農と林による収入が、商を支え、商の活気が、地域のにぎわいを生み出すなど、農と林を起点とした経済循環が形成・維持されていました。

農林業の衰退は、単に農家の所得減だけでなく、地域経済の循環を変化させ、自家農業の廃業、耕作放棄地の増加による農村環境の悪化、さらには農家を継ぐという意識低下に伴う集落の人口減少など、地域づくりに大きな影響を及ぼすことから、安定的な収入が得られる農林業の再生に取り組みます。

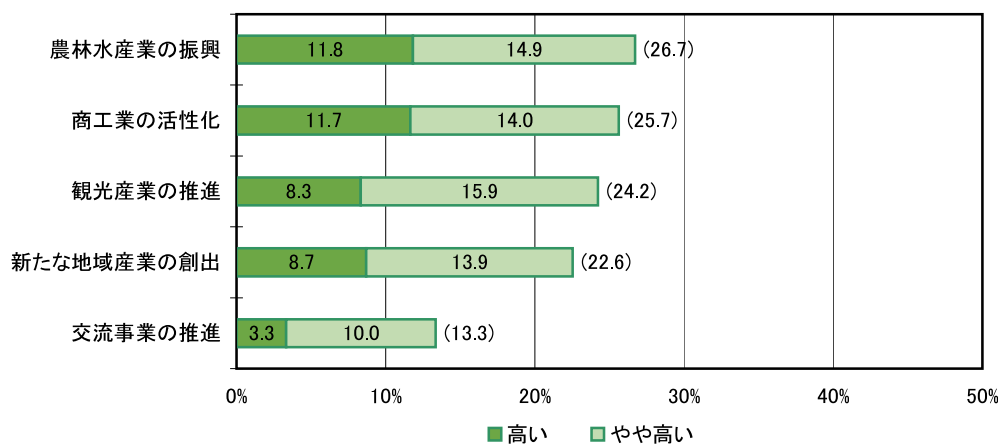
また、商工業においては、事業所数、従事者数、年間販売額ともに減少しており、就業先の縮減や市街地の活力低下が顕著となっています。

観光においても、観光客数に回復の兆しが見えるものの、観光消費額は伸び悩んでいることから、基幹産業である農林業と商工業、観光が融合・連携した新たな産業形態の構築に取り組みます。

(2) 基本施策

- ① 農林水産業の振興
- ② 商工業の振興
- ③ 観光交流の推進
- ④ 多文化交流の促進

■ 市民アンケートにおける施策重要度



3 “快適な暮らし”が実感できるまち(環境・基盤・交通・情報)

(1) 政策の趣旨

田園回帰志向の高まりを好機と捉え、この地を訪れ・この地に暮らす誰もが、住み良いまち・便利な田舎^{いなが}とすることができる生活基盤の整備に取り組みます。

ただ、市域面積が極めて广大で、市民の居住区域も広範囲に及んでいる実情から、同一方法・同一形態での基盤整備は困難または非効率と判断できることから、それぞれの地域や場所に応じた対応を図ります。

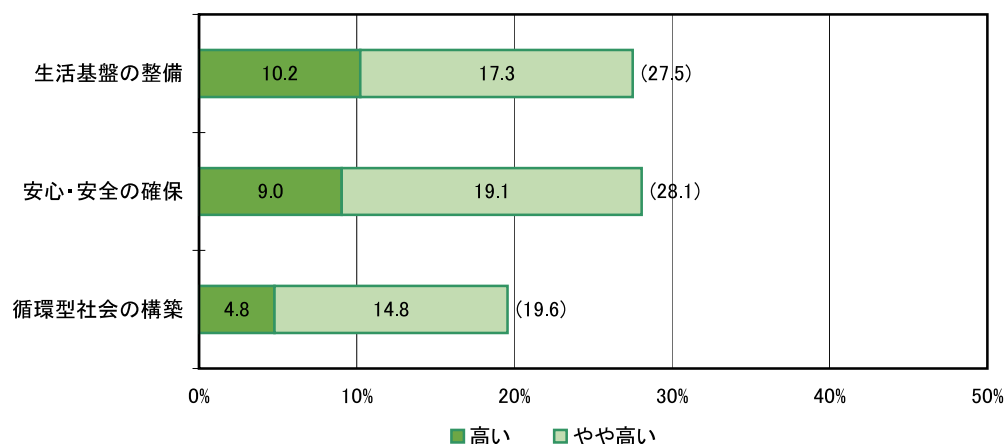
交通においては、高速道路の整備・拡充によって、広島市をはじめ山陰・山陽の各都市、関西圏域への時間的距離が短縮されるとともに、高速バスによる広域交通網の充足が図られている一方で、JRや市内公共バスの利用者減少が利便性の低下を招くという悪循環を生じており、利便性の確保を図りつつ、市内公共交通網の維持に努めます。

情報通信については、市内全域を対象とした超高速情報通信網(光ケーブル)の整備に着手し、都市部との情報格差の解消に取り組んでいることから、新たな企業誘致や地場産業の再生による雇用の創出、市民と行政の情報共有、安心して便利な暮らしへの応用、若者の定住促進など、多面的かつ多様な活用への展開を図ります。

(2) 基本施策

- ① 生活基盤の整備
- ② 生活環境の向上
- ③ 生活の安全確保
- ④ 環境衛生の充実

■ 市民アンケートにおける施策重要度



4 “あんしん”が実感できるまち(保健・福祉・医療・介護)

(1) 政策の趣旨

今後、本市の高齢者人口(65歳以上)は、微減傾向で推移する一方、高齢化率や後期高齢者人口(75歳以上)、高齢者のみ世帯は上昇・増加が見込まれ、社会保障費の負担増のみならず、地域社会で高齢者を支える環境は、一層厳しくなることが予想されます。

こうした中であっても、住みなれた地域で、安心としあわせを感じながら暮らしたいとの願いに応えるため、すべての市民を対象とした健康増進と介護予防の取り組みを強化するとともに、福祉・医療・介護の効果的な連携と市民協働の体制を構築します。

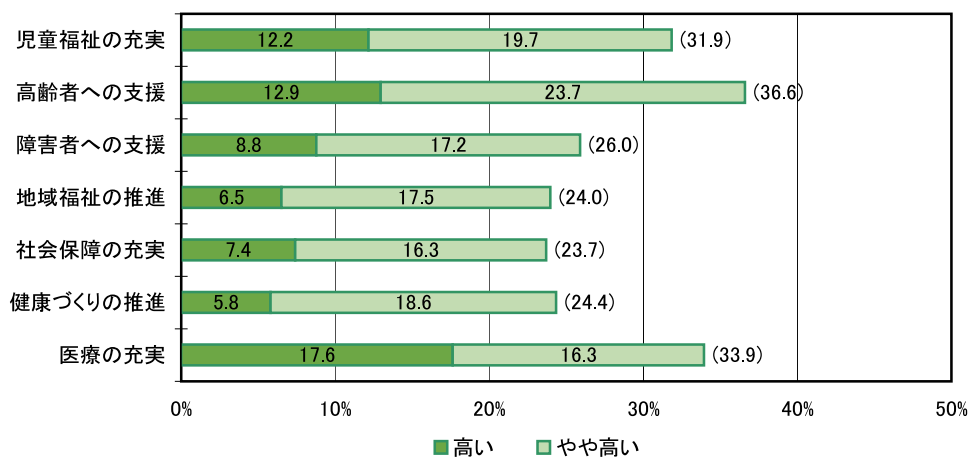
“子どもは地域の宝”と称されるように、子どもの笑顔は、家族の喜びだけでなく、地域に活力を生み、地域の未来に期待を抱かせる源でもあります。

結婚や出産は、個々の判断に委ねられた行為であり、行政の施策・誘導によって成就するものではありませんが、“子どもは地域の宝”であることを念頭に、時代の変化や対象者のニーズに対応した結婚支援や出産支援、さらには産科医療の早期再開など、多様な視点での子育て支援に取り組みます。

(2) 基本施策

- ① 子育て支援
- ② 高齢者の自立支援
- ③ 障害者の自立支援
- ④ 地域福祉の向上
- ⑤ 健康づくりの推進
- ⑥ 医療の充実
- ⑦ 社会保障制度の適正運営

■ 市民アンケートにおける施策重要度



5 “学びと誇り”が実感できるまち(教育・文化)

(1) 政策の趣旨

あらゆる分野での力の源泉は“人”です。

ふるさとを愛する心で、学びと誇りが実感できるまちを創る源も“人”であり、人材育成は欠かすことのできない最重要課題です。まさに教育の力が、ふるさと庄原を支え動かすエンジンの役割を担っており、一人ひとりの多様な個性・能力を開花させ、社会の発展を実現させる基盤となります。

特に、次代を担う子どもの育成に力を注ぎ、「知・徳・体」(生きる力)を向上させることはもちろんのこと、庄原で生まれ、学び、育つことに誇りが持て、家族やふるさとを愛することができるよう、庄原で学んで良かったと思える教育を、学校・家庭・地域・関係機関・行政が一緒になって創ります。

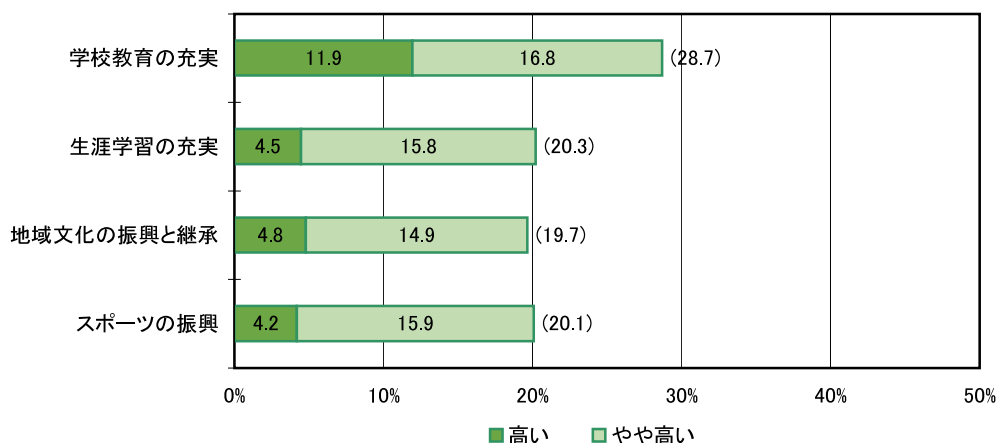
また、すべての市民が、生涯にわたり、主体的に学び続け、健康で生きがいを持って、心豊かな生活を営むために、多様な学習活動、文化・スポーツ活動などを推進するとともに、幅広い分野で自立活動ができるよう、その環境を充実します。

さらに、社会環境の変化や価値観が多様化する中で、すべての教育の出発点である家庭教育の重要性を改めて問い直し、家庭の教育力向上に取り組みます。

(2) 基本施策

- ① 学校教育の充実
- ② 生涯学習・社会教育の充実
- ③ 芸術・文化の推進
- ④ スポーツの推進
- ⑤ 家庭・地域の教育力の向上

■ 市民アンケートにおける施策重要度



本市の最重要課題と基本構想の構成

本市の最重要課題 ～人口の減少～

その影響

- (1) 行政効率の低下
- (2) 地域産業の衰退
- (3) 地域活力の減退
- (4) 生活不安の増大

第1期長期総合計画での検証

◆目標人口に対する実績(H27)

目標人口43,000人に対し、
実人口は37,741人
(平成27年10月1日現在 住民基本台帳人口)

◆深刻な問題の検証

- 人口の減少
 - 基幹産業(農林業)の衰退
 - 財政状況の悪化
- が相互に影響し引き起こされる負のスパイラル(悪循環の連鎖)を断ち切ることが、引き続き本市の命題となっている

基本理念 の視点

市民が主役

ふるさと

里山の力
暮らしに誇り

家族の絆
地域の絆

帰郷
にぎわい

家族への
愛情

地域への
愛着

基本 理念

みんなが『好き』と実感できるまちづくり

将来像

美しく輝く里山共生都市
みんなが『好き』と実感できる『しょうばら』

長期ビジョン

機能を有する
拠点区域の形成

一体感の醸成と
一体的な発展

効果的な活用で
輝く広大な区域

家族愛・地域愛・
里山愛に
支えられた未来

基本政策

“絆”が
実感できるまち
【自治・協働・定住】

“にぎわい”が
実感できるまち
【産業・交流】

“快適な暮らし”が
実感できるまち
【環境・基盤・交通・情報】

“あんしん”が
実感できるまち
【保健・福祉・医療・介護】

“学びと誇り”が
実感できるまち
【教育・文化】

基本施策

- (1) 自治・協働の推進
- (2) 人権尊重社会の実現
- (3) 男女共同参画社会の実現
- (4) 定住の促進
- (5) 効果的・効率的な行財政運営

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光交流の推進
- (4) 多文化交流の促進

- (1) 生活基盤の整備
- (2) 生活環境の向上
- (3) 生活の安全確保
- (4) 環境衛生の充実

- (1) 子育て支援
- (2) 高齢者の自立支援
- (3) 障害者の自立支援
- (4) 地域福祉の向上
- (5) 健康づくりの推進
- (6) 医療の充実
- (7) 社会保障制度の適正運営

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習・社会教育の充実
- (3) 芸術・文化の推進
- (4) スポーツの推進
- (5) 家庭・地域の教育力の向上

《目標人口》

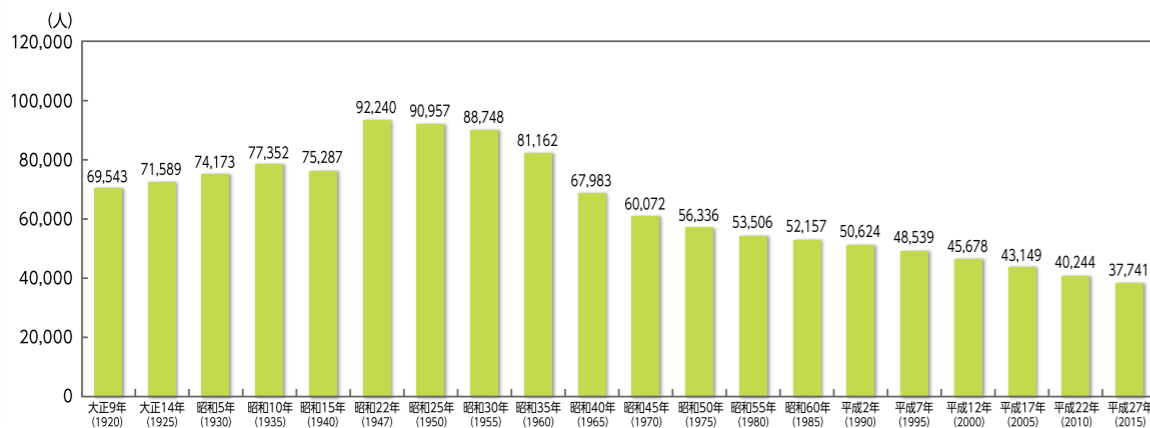
32,700人以上
(平成37年国勢調査人口)

- ◆合計特殊出生率の上昇
- ◆年齢階級別の社会増減の改善

《定住施策の考え方》

- 新規転入(イターン)への取り組み
- 本市出身者の帰郷定住(Uターン)への取り組み
- 出生と死亡の差(自然減)を縮小する取り組み
- 庄原に暮らす市民が住み続ける(転出しない)取り組み

◆庄原市の人口推移(大正9年～平成27年)



資料：国勢調査 ※平成27年は住民基本台帳10月1日現在

第3章 基本計画

第3章 基本計画

基本計画では、5つの基本政策を実現するための基本施策・施策の概要・目標数値などを整理しています。

なお、第2期長期総合計画における留意事項は、次のとおりです。

1 重点施策の取り扱い

第1期長期総合計画では、分野を横断する施策または重点的に取り組む施策を重点戦略プロジェクトとしていましたが、第2期長期総合計画では、こうした取り扱いは行っていません。

対象期間における重点施策は、基本構想に掲げた理念や将来像、長期ビジョンや基本政策のほか、当該基本計画に記載した施策に沿い、別途、対象期間を付した計画を策定し、重点的・優先的に取り組みます。

【重点施策を示した計画の例】

第2期庄原いちばん基本計画(平成27[2015]年度～平成28[2016]年度)

比婆いざなみ街道物語(北部資源活用計画・平成28[2016]年度～平成37[2025]年度)

2 計画行政の推進

第1期長期総合計画の対象期間中に策定した分野別の個別計画については、行政の継続性を踏まえ継承します。

また、本市においては、各施策の目的や方針、目標などを明示し、市民との意識共有を図るとともに、計画行政を推進する視点から長期総合計画を上位計画とする分野別個別計画の策定を基本とし、対象期間の終了時には、原則、更新計画を策定します。



第1節 “絆”が実感できるまち（自治・協働・定住）

1 自治・協働の推進

■ 施策の方向性

過疎化、少子・高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの機能低下や連帯意識の希薄化を含めた中山間地域の課題が顕在化する中、行政のみでは地域社会の維持、複雑化する市民ニーズへの対応は困難となっていることから、まちづくり基本条例に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりを推進します。

特に自治振興区においては、地域コミュニティの醸成や多様なまちづくり活動が実践・展開されており、引き続き自主的かつ自立した運営を支援します。

また、参画と協働のまちづくりには、行政と市民が情報を共有し、同じ意識をもって考え、行動する必要があることから、多様な広聴機会を設けて市民の声を聴くとともに、広報紙・ホームページ・告知放送などを介した即時性の高い情報発信に努めます。

(1) 住民自治活動の促進

① 住民自治組織との協働

まちづくり基本条例に示す役割と責務により、行政運営のパートナーである住民自治組織（自治振興区・自治会など）と、協働のまちづくりを進めます。

② 自治振興区への支援

組織運営をはじめ、地域課題の解決や地域づくり活動など、自治振興区の主体的な取り組みを支援します。

③ 地域リーダーの育成

地域のリーダーや人材の育成、地域活動の促進に向け、研修機会の確保・提供に努めます。

(2) 市民活動の促進

まちづくり団体、NPO、ボランティアなど、公益的な市民団体を育成するとともに、多様な主体によるまちづくり活動を支援します。

(3) 情報共有の推進

① 情報公開への適切な対応

市民の知る権利を保障するとともに、行政運営に対する理解と関心を高めるため、情報公開請求に適切かつ迅速に対応します。

② 個人情報の保護

市が保有する個人情報は、適正な取り扱いと厳格な保護に努めます。特に、特定個人情報については、番号利用法の規定に基づいた取り扱いを徹底します。

③ 多様な情報発信

主な情報発信の手段である広報紙・ホームページについては、常に内容の充実や構成・編集の見直しに努めます。

また、公式Facebookページや告知放送などは、リアルタイムの情報を提供するツールとして、活用・普及を推進します。

④ 告知放送の充実

市内の全世帯・全事業所への住民告知端末の設置を推進するとともに、計画的に告知放送を開始し、市民との情報共有を進めます。

⑤ 多様な広聴機会の設定

市政懇談会や出前トーク、まちづくりプランナー・モニターなど、多様な広聴機会を設けるとともに積極的な参加を呼びかけ、市民の意見聴取とニーズの把握に努めます。

(4) 関係団体との連携

自治振興区、NPO、ボランティア団体、産業団体、福祉団体、事業所など、市内の多様な団体はすべて行政運営のパートナーであると認識し、連携して協働のまちづくりを推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
1人当たりの自治振興センター利用回数	3.6回	3.8回	4.0回以上	自治振興センター利用者数／総人口
まちづくり団体登録数	15団体	20団体	25団体以上	市へ登録されたまちづくり団体数(累計)
出前トーク実施回数・参加者数	98回・2,541人	110回・2,600人	120回・2,800人以上	延べ実施回数・延べ参加者数
まちづくり・プランナー・モニター登録者数	75人	280人	280人以上	まちづくり・プランナー・モニターへの登録者数(累計)



2 人権尊重社会の実現

■ 施策の方向性

基本的人権は、日本国憲法において、侵すことのできない永久の権利として保障されていますが、歴史的、社会的な背景のもとで、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、特定疾病患者に対する偏見や同和問題など、今なお、差別や人権に関わる問題が存在し、インターネットによる人権侵害など、新たな課題も生まれています。

こうした状況を踏まえ、講演会やセミナーなどの事業を実施し、自己啓発と人権意識の高揚を図るとともに、人権問題に適切に対応できる相談体制の充実に努め、あらゆる差別と人権侵害のない地域社会の実現に取り組みます。

(1) 人権教育・啓発推進プランに基づく施策推進

人権教育・啓発推進プラン(平成18[2006]年度策定)に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重された社会の実現に向け、関係施策を推進します。

(2) 人権尊重の意識醸成

① 知識の習得

憲法をはじめ、人権に関する国内法令や国際条約、基本的な知識の習得機会を設定し、市民の自己啓発を推進します。

② 生命や個人の尊重

生命の尊厳や他者との共存の意義、異なる個性を認め合うことなど、生きること、暮らすこと、相互理解の必要性が実感できる機会を設定し、市民の自己啓発を推進します。

③ 相談体制の充実

市民の悩みや不安に適切に対応できる体制と相談環境づくりに努めます。

(3) 関係団体との連携

人権擁護委員や法務局、県、市民団体、企業人権啓発推進連絡協議会等との連携を図り、人権問題への対応や啓発・相談事業の充実に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
人権啓発事業(講演会等)への市民参加率	—	70.0%	70.0%以上	参加者数/目標参加者数

3 男女共同参画社会の実現

■ 施策の方向性

国際化・情報化が進展し、家族形態や地域環境、経済構造などが変容する現代社会においては、女性をはじめ、多様な人材がその能力を発揮し、活躍することが求められていますが、依然、旧来の固定的な性別による役割分担の意識や習慣が解消されていないことは否めません。

こうした状況を踏まえ、市民の自己啓発と男女共同参画の意識醸成に努め、誰もが自覚を持って社会に参画し、個性を発揮しながら自己実現できる男女共同参画社会の形成に取り組みます。

(1) 男女共同参画プランに基づく施策推進

男女共同参画プラン(平成24[2012]年度策定)に基づき、関係施策を推進します。

(2) 男女共同参画社会の形成

① 意識の醸成と教育の推進

講演会や講座などの機会を設けて自己啓発を支援するとともに、幼少期から男女平等の意識を培う教育・学習の充実を図ります。

② 多様な分野での男女共同参画の促進

行政における審議会・委員会への女性登用をはじめ、多様な分野における女性の社会参画を促進します。

③ 自立の支援と環境づくり

男女を問わず自立できる支援と環境づくりに努めます。

④ 男女平等の社会形成

男女が対等の立場であることを誰もが理解し、DV(ドメスティックバイオレンス)の防止と対応、女性の再雇用の促進をはじめ、相互の人権が擁護・尊重される社会の実現に取り組みます。

(3) 関係団体との連携

国、県、男女共同参画財団、市民団体、企業人権啓発推進連絡協議会や商工団体等との連携を図り、行政・市民が一体となった男女共同参画社会の推進体制を構築します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
男女共同参画事業(講演会等)への市民参加率	—	70.0%	70.0%以上	参加者数/目標参加者数
審議会等への女性委員登用率	28.6%(H27)	30.0%	30.0%以上	女性委員数/委員総数
家庭生活の中で男女が平等であると感じている市民の割合	31.1%(H23)	35.0%(H28)	40.0%以上(H33)	アンケート調査において、家庭生活の中で男女が平等と回答した市民の割合

4 定住の促進

■ 施策の方向性

本市の人口は、高度経済成長期における若年層の流出によって著しく減少し、以後、自然増減・社会増減ともに減少で推移しています。

特に生産年齢人口や年少人口の減少は、地域活力の低下に直接的な影響を及ぼすことから、定住施策を積極的に推進し、地域を担う人材を確保することが強く求められている一方で、大都市圏の若者を中心とした田園回帰や地方移住の志向が高まりを見せています。

そのため、帰郷や新規転入の希望者を対象に、実現に至っていない原因を把握・整理するとともに、ニーズに応じた支援を積極的に展開します。

また、本市で暮らしている若者の転出抑制の視点を持った若者支援に取り組みます。

(1) 転入定住(帰郷・新規転入)の促進

① 情報発信と相談対応の充実

転入定住の希望者に地域情報や庄原暮らしの魅力を発信するとともに、相談から定住実現まで、きめ細やかな対応に努めます。

② 帰郷定住推進組織の活用

本市出身者で組織する「帰ろうや倶楽部」の会員に、就職、住居、地域の様子などの情報を発信するとともに、ふるさとに帰ろうと継続的に呼びかけ、帰郷意識の保持と帰郷の実現を支援します。

③ 定住者の受け入れ支援

自治振興区による定住活動への支援や定住サポートを行う人材の配置、一時的な生活体験の場の設定など、安心して転入定住できる環境づくりに努めます。

④ 住宅の確保支援

転入定住者を対象とした住宅の確保支援として、空き家の登録と活用、住宅の取得・改修の整備助成などに取り組みます。

(2) 若者の定住支援

① 就業による自立支援

市内の若者を雇用した雇用主、起業した若者および家業の跡継ぎとなった若者を支援し、本市への定住継続を促進します。

② 就職支援

市内企業への就職を希望する若者に、企業概要や求職情報、合同面接会の開催情報などを提供し、多面的な就職支援に取り組みます。

③ 住宅の確保支援

若者を対象とした住宅の確保および取得・改修支援などを検討します。

④ 結婚支援

結婚を希望する若者を対象に、実現に至っていない原因を把握・整理するとともに、ニーズに応じた支援に取り組みます。

(3) 関係団体との連携

国・県、自治振興区、市民団体、事業所をはじめ、多様な団体と連携し、転入定住の促進、若者支援に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
定住世帯数	25世帯	150世帯	250世帯以上	定住促進事業を通じて本市に定住した世帯数(累計)
帰ろうや倶楽部会員 帰郷者数	3人	18人	35人以上	帰ろうや倶楽部会員のうち、本市へ帰郷した人数(累計)
空家バンク成約件数	3件	30件	55件以上	空家バンク制度を活用し、住居を確保した世帯数(累計)
若者定住率	57.3%(H22)	62.0%	67.0%以上	25歳～39歳人口／20年前の5歳～19歳人口



第1章 基本事項
第2章 基本構想
第3章 基本計画 第1節 絆が実感できるまち(自治・協働・定住)
第4章 資料編

5 効果的・効率的な行財政運営

■ 施策の方向性

本市においては、合併特例措置の段階的縮減により普通交付税が減額となる一方で、高齢化の進行に伴う扶助費の増額、老朽化が進む公共施設への対応など、財政運営が厳しさを増すことが見込まれていることから、より一層、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本とした効果的・効率的な行財政運営を行いつつ、市民サービスの維持・向上に努めます。

また、安定的かつ持続的な財政運営を行うため、市税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、公平性と適正な受益者負担の視点を踏まえ、納税者全体が納得できる使用料等の見直しに取り組みます。

(1) 自治体経営の最適化

① 行政経営改革大綱に基づく施策推進

庄原市行政経営改革大綱(平成26[2014]年度策定)に基づき、より効果的かつ効率的な自治体経営に向けた施策を推進します。

② 行政評価の実施

行政資源の最適な活用を図るため、マネジメントサイクルと市民の声を踏まえた事務事業の評価を行い、事業の見直しや予算編成に活用します。

③ 時代に応じた組織機構の構築

定員マネジメントプラン(平成25[2013]年度策定)に基づき、適正な職員数への是正を図るとともに、時代に応じた簡素で効率的な組織機構への見直しを行います。

④ 持続可能な財政運営

財政計画(平成27[2015]年度策定)では、平成30(2018)年度から歳入不足が予測されることから、新たな財政運営プランを策定し、歳入の確保と歳出の削減に取り組みます。また、公債費負担適正化計画を継続して策定し、健全な財政運営に取り組みます。

⑤ 財源の確保

公平性と適正な受益者負担の視点を踏まえ、使用料、手数料などの見直しに取り組むとともに、ふるさと応援寄附金の周知に努め、歳入の確保を図ります。

⑥ 市税等の収納率向上

市民の納税意識の高揚を図るとともに、納税事務の効率化および滞納対策を強化し、収納率の向上と適正かつ厳格な債権管理に取り組みます。

⑦ 公有財産の最適管理(ファシリティマネジメント)の推進

公共施設等総合管理計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、公共施設等の適正な配置、更新、統合・廃止および長寿命化に取り組みます。

併せて、効率的な管理運営により、市民サービスの向上と管理経費の削減に努めます。

(2) 職員の意識改革と人材育成

① 人材育成の推進

人材育成基本方針(平成19[2007]年度策定)に基づき、人材育成の視点を踏まえた研修や人事管理に努め、効率的な行政運営を進めます。

② 人事評価制度の確立

人事評価制度(平成27[2015]年度導入)については、毎年次の実施状況に応じて改善・確立を図るとともに、給与処遇への活用を段階的に進め、職員の意識改革や意欲喚起を促すことで、職員個々の能力や適性が最大限に発揮できる組織づくりを推進します。

(3) 関係団体との連携

国・県との連携に留意するとともに、共通課題を抱える県内外の市町等で構成する協議会へ参画し、広域的な視点を持った行財政運営を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
総職員数	535人(H27)	516人	513人以下	西城市民病院の技師職を除く
実質公債費比率	18.4%	17.0%	17.0%以下	地方債の元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3ヵ年の平均値
経常収支比率	94.7%	95.2%	95.9%以下	(歳入経常一般財源/歳出経常一般財源)×100
財政力指数	0.26	0.26	0.26以上	基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3ヵ年の平均値
市税の収納率(現年分) (市民税、固定資産税、 軽自動車税、たばこ税、 鉱産税、入湯税の合計)	97.7%	98.0%	98.0%以上	収納額/調定額

第2節 “にぎわい”が実感できるまち(産業・交流)

1 農林水産業の振興

■ 施策の方向性

本市の農業は、主要産物であるコメの価格低下やTPP問題などの社会背景に加え、担い手不足や高齢化が深刻化していることから、農地の集積化と多様な担い手の確保、農産物生産への支援、高付加価値化・ブランド化を推進し、農業の持続性を確保するとともに、農家所得の向上に努めます。

林業においては、国産材の需要減少や木材価格の低迷に起因し、適切な管理が施されない森林の増加、木材生産機能の低下なども懸念されており、循環サイクルを意識した森林の整備、機能保全に努めるとともに、路網整備や境界の明確化などに取り組み、次代につながる森づくりを推進します。

水産業においては、漁業協同組合と連携し、稚魚の放流や淡水魚の特産化など、河川漁業の振興に努めます。

(1) 農業の振興

① 農業振興計画に基づく施策推進

農業振興計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、継続的かつ安定的な収入が得られる農業の再生・復活に向けた施策を推進します。

② 担い手の確保・育成

農用地の有効利用・集積に併せ、認定農業者や集落営農組織、集落法人や参入企業など、多様な担い手の確保および組織強化を進めるとともに、新規就農者の育成に取り組みます。

③ 高付加価値化・ブランド化

消費者ニーズや市場原理に対応できる良質な農畜産物の生産のみならず、自然風土や培われた技術・経験、土づくりの研究・努力など、本市の生産環境や農家の力を活かし、地域産物の高付加価値化・ブランド化および6次産業化を推進します。

④ 販売システムの確立

市内産直市の機能充実に加え、JA庄原をはじめとする関係団体と連携し、市場の確保と拡大、流通機能の強化に努め、庄原産農畜産物の販売を促進します。

また、都市でのマーケティングや販売拠点の確保、ネット販売等への展開を検討します。

⑤ 畜産業の振興

畜産物の安全・安心な供給体制の維持、飼養数の拡大に向け、関係施設の整備支援や防疫対策、後継者の確保などに取り組みます。特に、比婆牛のブランド化と生産強化を図るため、飼養環境の整備、母牛となる繁殖和牛(あづま蔓)の増頭を促進します。

⑥ 耕畜連携の推進

畜産農家と耕種農家の連携を促進し、地力増進や土づくりをはじめ、資源循環型および環境保全型農業の確立に努めます。

⑦ 生産基盤の整備

ほ場や農道の整備、ため池・水路の改修のほか、園芸施設の整備支援、担い手への農地の集約化など、生産・経営基盤の整備を進めます。

⑧ 有害鳥獣による被害の防止

防除・捕獲(駆除)の両面から、有害鳥獣による農地・農作物等の被害防止に努めます。

⑨ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮

日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払・多面的機能支払・環境保全型農業直接支払)を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に取り組むとともに、協定地区の広域化などを検討します。

(2) 林業の振興

① 林業振興計画に基づく施策推進

林業振興計画(平成25[2013]年度策定)に基づき、本市の美しい自然・森林景観の継承、地域活力や域内経済循環の基底となる林業施策を推進します。

② 森林機能の発揮

保育・間伐・再造林の循環型整備と病虫害防除による適正管理を促進し、公益的機能が発揮される森林づくりに努めます。

③ 生産基盤の整備

路網整備や境界明確化による施業の集約化、森林経営計画に基づく搬出間伐の支援など、森林資源の利活用と素材生産の基盤づくりを推進します。

④ 森林資源の消費拡大

建築資材をはじめとする用材利用に加え、集成材技術の向上に応じた曲がり材の活用、木質燃料としての利用などを促進し、豊富な森林資源の消費拡大を図ります。

⑤ 市民参加の里山づくり

自伐林家や市民による森林整備、木の駅プロジェクトなど、地域密着型の林業活動の定着・拡大に向けた支援に取り組みます。

⑥ 推進体制の確立

林業事業者(森林組合や素材生産業者等)との連携強化に努め、林業施策の推進体制を確立します。

(3) 内水面漁業の振興

① 遊漁施策の推進

淡水魚の放流や鳥獣害の被害防止を支援し、市民・観光客を対象とした遊漁施策を推進します。

② 淡水魚の特産化

地域特性を活かし、アユ・ヤマメなど、淡水魚の特産化を進め、資源として活用します。

(4) 関係団体との連携

J A、森林組合、漁業組合、生産組合など、関係団体との連携を強化するとともに、各種協議組織へ参画し、協議内容を踏まえて対象施策に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
新規就農者数	43人	67人	83人以上	新たに農業経営を開始した農業者数(累計)
担い手が管理する農用地割合	25.2%	40.0%	50.0%以上	認定農業者・法人等が管理する農用地面積／総農用地面積
あづま蔓頭数・飼養割合	360頭・25.8%	470頭・28.8%	600頭・33.3%以上	あづま蔓飼養頭数／和牛飼養頭数
比婆牛認証頭数	49頭	250頭	380頭以上	比婆牛の年間認証頭数
民有林における森林経営計画認定面積の割合	5.4%	11.0%	16.0%以上	森林経営計画認定面積／民有林面積
木の駅プロジェクト実施団体数	1団体	3団体	4団体以上	木の駅プロジェクトを実施する団体数(累計)



2 商工業の振興

■ 施策の方向性

本市の商業は、商店数および商品販売額が減少で推移しており、また、地域商店街はいずれも衰退が顕著であることから、空き店舗を活用した創業や既存店舗での自営維持を支援し、市街地のにぎわい創出と地域商業の再生に取り組むとともに、時代のニーズに応じた新たな商業支援制度を検討します。

また、独自の助成金制度や高速道路に近接するなど、庄原工業団地の優位性を前面に出し、地域の雇用拡大と経済効果の視点を踏まえた企業誘致を加速します。

(1) 商業の振興

① 市街地のにぎわい再生

各地域の街並みや店舗の魅力向上、個性的な商品の開発助長、市民活動への支援などにより、拠点区域の観光資源化を促進し、市街地におけるにぎわい創出に取り組みます。

② 安定経営への支援

国制度の活用、資金融資などによって、中小企業(小規模事業者を含む)の安定経営と育成を支援します。

(2) 鉱工業の振興

① 企業誘致の推進

自然環境や高速道アクセス、安価な分譲価格、独自の助成制度、豊富な地域資源など、庄原工業団地の優位性および市内の遊休工場、遊休用地の情報を効果的に発信し、積極的な企業誘致に努めます。

② 地場産業の振興

制度・技術の情報提供や若者の就職支援などにより、地場産業の振興に取り組みます。

(3) 中小企業への支援

創業支援事業計画(平成27年[2015]年度策定)に基づき、商工団体、金融機関、その他支援機関と連携し、創業希望者への情報提供や的確な支援に努めるとともに、中小企業(小規模事業者を含む)への支援を拡充します。

(4) 雇用の確保

若者就労や雇用拡大を対象とした助成制度の活用、合同就職面接会の開催などにより、地域の人材を確保します。

(5) 関係団体との連携

商工会議所や商工会、企業、市民団体をはじめ、多様な団体と連携し、商工業の振興体制を強化・充実します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
新規創業者数	5人	10人	20人以上	市および商工団体等の制度を活用した新規創業者数(累計)
1人当たりの商品販売額	909千円(H24)	909千円	909千円以上	商品販売額/総人口
商業従業者率(雇用主を含む)	7.6%(H24)	7.6%	7.6%以上	商業従業者数/15歳以上人口
庄原工業団地の分譲率	76.6%	100%	100%	分譲済み面積/全分譲面積
1人当たりの製造品出荷額	1,071千円(H25)	1,071千円	1,071千円以上	製造品出荷額/総人口
工業従業者率(雇用主を含む)	7.0%(H25)	7.0%	7.0%以上	工業従業者数/15歳以上人口



3 観光交流の推進

■ 施策の方向性

本市には、帝釈峡や備北丘陵公園など、雄大な自然を活かした数多くの観光地が所在しており、平成25(2013)年の松江自動車道開通および「道の駅たかの」の開業によって観光客数が増加に転じた今を好機と捉え、自然や食材、伝統・文化などの資源を磨き上げ、市内全域を対象とした周遊観光を促進します。

また、観光プロモーションを強化して本市の魅力を発信し、体験型教育旅行や外国人旅行など、新たな観光客の誘致と観光交流による地域の持続的な発展に取り組みます。

(1) 観光振興計画に基づく施策推進

観光振興計画(平成25[2013]年度策定)に基づき、観光交流による市民生活の安定向上と地域経済の活性化に向けた施策を推進します。

(2) 特色を生かした観光地域づくり

① 山遊びの充実

豊かな自然と歴史を生かし、山遊びフィールドやアウトドアメニューの充実、雪山への誘客などに取り組みます。

② 花と緑のまちづくりの推進

市民参加による花と緑のまちづくりを進め、「花と緑のまち・庄原」のイメージ定着と周遊観光を促進します。

③ 体験型教育旅行の誘致

自然環境や農林業、伝統・文化などの地域資源を活かした滞在・体験プログラムの商品化と民泊登録家庭の確保に努め、体験型教育旅行の誘致に取り組みます。

④ 外国人旅行者の誘致

自然や農村、雪山での体験を希望する外国人を対象とした観光メニューを提案し、外国人旅行者を誘致します。

⑤ 逸品づくり事業の推進

地元産の食材を活かした特産品の開発および販売促進に取り組み、観光消費額の向上に努めます。

(3) 情報発信と周遊観光の強化

① 観光プロモーションの強化

ターゲットに応じた情報の選定、庄原ブランドのイメージ形成、本市の認知度や集客力の向上などを踏まえた観光プロモーションに取り組みます。

② 周遊観光の促進

多様な周遊ルートの提案や2次交通アクセスの充実に努め、市内全域を対象とした周遊観光を促進します。

(4) 関係団体との連携

庄原観光いちばん協議会や庄原市観光協会を軸とした観光プロデュースの機能強化、人材育成に取り組み、観光産業の振興に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
観光消費額	4,209,683千円 (H25)	4,504,000千円	4,504,000千円以上	市内観光施設における販売額
来訪者の満足度	53.0%	60.0%	60.0%以上	観光実態調査において「大変満足」「まあまあ満足」と回答した市民の割合



4 多文化交流の促進

■ 施策の方向性

少子高齢化が進行する中、活力ある地域を維持していくためには、国籍・民族を越えた多様な人々が地域社会へ参画することが重要であり、本市に居住する外国人も増加傾向にある実態を踏まえ、相互の生活習慣や文化を認め合うことができるよう多文化交流を促進します。

また、本市は、旧庄原市が平成2(1990)年9月に締結した経済技術友好協力協定に基づき、国際友好都市として中国四川省綿陽市と国際交流を継続し、行政・議会関係者や青少年などによる相互訪問を行っています。近年、国際情勢が影響し、安定的な交流事業に至っていない面があるものの、特に青少年交流は、国際化に対応できる人材育成・相互理解の重要性を認識する点で有意義であることから、継続実施に努めます。

(1) 各種交流の推進

① 国際交流・多文化共生の推進

国際交流協会や日中親善協会に参画する中で、広く交流機会や情報を提供することで交流活動の促進に努め、多文化共生を推進します。

② 友好都市交流の推進

国際友好都市(中国四川省綿陽市)との交流は、青少年・行政関係者の相互訪問を継続するとともに、多様な形態での市民交流を促進し、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。

(2) 関係団体との連携

国際交流協会や日中親善協会、市民団体、学校や企業など、多様な団体と連携し、国際化への対応と交流事業を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
青少年海外研修事業 募集人員に対する申 込率	80.0%	80.0%	80.0%以上	申込者数/募集定員

第3節 “快適な暮らし”が実感できるまち(環境・基盤・交通・情報)

1 生活基盤の整備

■ 施策の方向性

本市は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)の高速自動車国道2路線、国道4路線、県道44路線のほか、多数の市道・生活道で道路ネットワークを形成しています。

合併以来、国・県道の整備促進と市域内完結道路の改良に努めていますが、極めて広大な区域面積であり、幹線市道や生活密着道路においても未改良区間や交通安全施設の必要箇所は未だ多く、選択と集中を基本としつつ、計画的な道路整備に取り組みます。

情報通信基盤は、現在、市内全域を対象とした超高速情報通信網の整備および住民告知端末の設置を進めており、都市と地方の情報格差を解消するとともに、情報提供の新たな基盤を確立します。

上水道は、未普及区域への計画的な拡張と施設の適正な維持・管理、下水道については、管路による大型事業が終了したことから、合併処理浄化槽の普及と老朽施設の長寿命化および更新に取り組みます。

(1) 道路網の整備

① 高速道路網の整備促進

高速道路は地域活性化の基盤として期待も大きいことから、中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)においては付加車線の整備促進、地域高規格道路江府三次道路については、早期開通に向けた協力、要請活動などを展開します。

② 国県道の整備促進

広島県道路整備計画に掲載された中心市街地と各地域の拠点区域、隣接する拠点区域を有機的に結ぶ国県道(交通安全施設を含む)の整備を促進し、地域資源の活用や定住・交流環境の充実を図ります。

③ 都市計画道路の整備

市街地における円滑な自動車走行と安全な歩行の空間を確保するため、都市計画道路の整備に取り組みます。

④ 市道の整備

未改良市道の優先度を定めた道路整備基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、市道整備を推進します。また、除雪、草刈りをはじめ、道路の適正な維持・管理に努めます。

⑤ 道路構造物の維持・管理

道路構造物(橋梁、トンネルなど)の適正な維持・管理に努めるとともに、老朽化への対応として、定期点検および予防保全に取り組みます。

(2) 情報通信基盤の整備

市内全域を対象とした超高速情報通信網の整備および住民告知端末の設置を進め、都市部との情報格差の解消に努めます。

(3) 水道事業の推進

① 地域水道ビジョンに基づく施策推進

地域水道ビジョン(平成25[2013]年度策定)に基づき、安全かつ安定的な水の供給施策を推進するとともに、水道事業の運営強化に取り組みます。

② 未普及地域への拡張

給水区域内の上水道未普及地域を対象に、第7期および第8期拡張事業を推進し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に努めます。

③ 水道施設の改良と統廃合

水の供給経費を節減するため、浄水場の設備改良(高性能ろ過膜の導入)による水質管理の強化に加え、水道施設の統合・廃止に取り組みます。

(4) 下水道施設の維持・管理

公共下水道施設および農業集落排水処理施設の長寿命化に取り組むとともに、合併処理浄化槽の整備を推進します。

(5) 地籍調査の推進

計画的な地籍調査に取り組み、土地情報の明確化に努めます。

(6) 関係団体との連携

国・県、事業者などの関係団体と連携し、生活基盤の整備に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
市道改良率	69.2%	71.0%	72.3%以上	市道改良済延長/市道総延長
給水普及率	73.2%	74.1%	74.6%以上	給水人口/総人口
汚水処理普及率	68.2%	70.0%	71.2%以上	処理施設整備区域内人口/総人口
地籍調査実施率	17.8%	18.7%	19.4%以上	地籍調査実施面積+19条5項指定面積/調査対象面積

第1章 基本事項
第2章 基本構想
第3章 基本計画
第3節 快適な暮らし(環境・基盤・交通・情報)
第4章 資料編

2 生活環境の向上

■ 施策の方向性

本市の生活交通は、多様な形態によって維持・確保されていますが、利用者の減少がサービスの低下、行政負担の増加を招く要因となっていることから、実態に応じた効率的かつ経済的な運行体制への見直しに取り組みます。

また、多様なニーズに対応した住宅の確保、市街地におけるにぎわい創出、景観形成や公園の整備など、暮らしに満足を感じることのできる生活空間の充実に努めます。

(1) 生活交通の充実

① 生活交通ネットワーク再編計画に基づく施策推進

生活交通ネットワーク再編計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、多様な形態での生活交通施策を推進します。

② 交通弱者の移動手段の確保

児童生徒、高齢者、障害者など、自動車等を自ら運転できない市民の移動手段の確保に努めます。

③ 市民ニーズに応じた路線の確保

高速バスやJRとの接続を含め、市民の移動ニーズに対応した生活交通の路線確保に努めます。

④ JRの利用促進

JRの利用促進に努めるとともに、沿線自治体で構成する芸備線対策協議会において、利便性の向上に関する要望活動に取り組みます。

(2) 住宅施策の推進

① 住宅基本計画に基づく施策推進

住宅基本計画を策定し、市民の住環境の安定確保に向けた施策を推進します。

② 空家等対策計画に基づく施策推進

空家等対策計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、空き家の適切な管理施策を推進します。

③ 定住希望者への住宅供給

新規定住希望者の多様なニーズに対応した住宅の整備支援、賃貸住宅の供給促進に努めるとともに、空き家の有効活用に取り組みます。

④ 安心を感じる住まいづくり

バリアフリー化をはじめ、高齢者、障害者が安心して生活できる住宅の整備促進に取り組みます。

(3) 景観形成の推進

① 良好な景観の形成

景観法の趣旨を踏まえ、景観づくりの意識醸成をはじめ、美しい景観の形成・維持に取り組みます。

② 公園・緑地の整備

市民コミュニティや交流、憩いの場として活用される都市公園、広場・緑地などの整備と維持・管理に努めます。

(4) 市街地の活性化

① 都市計画マスタープランに基づく施策推進

都市計画マスタープラン(平成19[2007]年度策定)に基づき、市街地の活性化施策を推進します。

② 市街地の整備

市街地の魅力や機能の向上、快適な都市空間の創出に向け、道路・歩道・公園などの整備を推進するほか、公共施設の再配置を検討します。

③ にぎわいの創出

公共施設や空き店舗、商店・民家などを活用した市民活動を支援し、市街地におけるにぎわいの維持と創出に取り組みます。

④ 来訪者の誘導

本市への来訪者を市街地に誘導するため、地域の魅力発信、案内サイン・イルミネーションの設置、オープンガーデンなど、多様な市民活動を促進します。

(5) 関係団体との連携

国・県、商工会議所、商工会、観光協会、市民団体、事業者など、多様な関係団体と連携し、都市空間の創出と生活環境の充実に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
交通手段がないため外出できなかったことがよくある市民の割合	3.4%(H27)	3.0%	3.0%以下	アンケート調査において、交通手段がないため外出できなかったことがよくあると回答した市民の割合
市営住宅における狭小住宅率	7.2%	6.1%	5.9%以下	30㎡未満の住宅数／市営住宅総数

第1章 基本事項
第2章 基本構想
第3章 基本計画 第3節 快適な暮らし(環境・基盤・交通・情報)
第4章 資料編

3 生活の安全確保

■ 施策の方向性

近年、大規模な自然災害の発生が強く懸念されるとともに、発生時の迅速・適切な対応が求められていることから、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制および危機管理体制を強化するとともに、消防団員の確保・育成に取り組みます。

緊急時における市民への情報提供については、超高速情報通信網の基盤整備に併せ、市内全域への住民告知端末の設置を進めます。

犯罪は、複雑・多様化する社会背景を受けて巧妙化・広域化し、特に高齢者を狙った悪質商法や詐欺事件が増加していることから、相談体制の充実と注意喚起の強化、地域での支えあいを促進します。

交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者が関与した件数は増加しており、交通安全の意識醸成と事故を予防する交通環境の構築に取り組みます。

(1) 防災体制の充実

① 緊急情報の即時伝達

住民告知端末を活用し、緊急情報を即時に伝達することによって、市民の生命・財産の保護に努めます。

② 防災・危機管理体制の強化

地域防災計画(平成17[2005]年度策定)に基づき、総合的な防災体制と危機管理体制の強化に取り組みます。

③ 自主防災組織への支援

自主防災組織の結成、研修会や防災訓練の実施など、地域実情に応じた自主的な防災活動を支援します。

④ 消防施設の維持・管理

常備消防施設の計画的な更新に加え、消防ポンプ積載車、小型動力ポンプなどの非常備消防施設についても、年次に応じた更新と適正な管理に努めます。

⑤ 消防団員の確保・育成

市民の理解と意欲喚起を促し、消防団員の確保に努めるとともに、基礎知識や消防技術に関する訓練・研修により、団員の育成と出動時の安全確保に取り組みます。

(2) 生活安全の体制整備

① 消費生活センターの設置

消費者の利益と安全を保護する消費生活センターを設置し、専任の相談員を配置して専門的な助言・指導を行う体制を維持します。

② 相談体制の充実

生活安全の相談体制を維持するとともに、地域や事業所など、身近な場所での啓発事業や助言・指導の機会を充実します。

③ 安心・安全な地域づくり

積極的な情報提供と啓発活動によって市民の防犯意識を高めつつ、生活安全の環境整備と犯罪防止の地域づくりを推進します。

(3) 平和貢献・平和事業の推進

平和意識の高揚に併せ、セミナーやパネル展などの啓発事業に取り組み、恒久平和の次代継承に努めます。

(4) 交通安全施策の推進

① 交通安全計画に基づく施策推進

交通安全計画(平成22[2010]年度策定)に基づき、交通安全意識の高揚と交通事故の防止に関する施策を推進します。

② 交通安全施設の整備

交通安全施設(歩道やガードレールなど)の整備促進をはじめ、事故防止に取り組みます。

(5) 関係団体との連携

国・県、地域、警察、消防、JA、市民団体、企業など、関係団体との連携を強化し、生活安全の環境確保と安心な地域づくりに努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
住民告知端末の整備率	0%	80.0%	80.0%以上	住民告知端末設置世帯・事業所数／市内全世帯・全事業所数
自主防災組織の組織率	47.8%	65.0%	80.0%以上	自主防災組織加入世帯数／総世帯数
消防団員充足率	95.7%	95.7%	95.7%以上	消防団員数／消防団員定数
火災発生率	0.2%	0.2%	0.2%以下	火災発生件数／総世帯数
犯罪発生率	0.3%	0.3%	0.3%以下	犯罪発生件数／総人口
交通事故発生率	2.2%	2.2%	2.2%以下	交通事故件数／総人口

4 環境衛生の充実

■ 施策の方向性

本市は、市域の大部分が森林と農地であり、豊かな自然と美しい里山環境を有していますが、一部では荒廃が顕在化しているとともに、山林・河川への不法投棄も後を絶たないことから、環境学習や啓発事業を推進し、自然環境を継承する意識の喚起・醸成に努めます。

また、地球温暖化による生態系や気候への影響が懸念されており、省エネルギーの意識啓発、温室効果ガスの排出抑制、さらには木材をはじめとする再生可能エネルギーの有効活用に取り組みます。

(1) 環境基本計画に基づく施策推進

環境基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、里山環境の保全および循環型社会の実現に向けた施策を推進します。

(2) 自然環境の保全

① 環境学習・意識啓発の促進

自然環境の保全意識を喚起・醸成するため、環境学習や啓発事業などに取り組みます。

② 里山の保全

豊かな自然と先人の営みによって形成された里山環境を次代に継承するため、適切な管理を促すとともに、市民・団体・事業者と連携し、里山の保全に努めます。

(3) 環境施策の推進

① 一般廃棄物処理基本計画に基づく施策推進

一般廃棄物処理基本計画(平成26[2014]年度策定)に基づき、廃棄物の処理施策を推進します。

② 一般廃棄物処理方法の最適化

一般廃棄物処理施設は、長寿命化を含む適切な維持管理に努めるとともに、経費の節減と効率的な運営の視点から、処理方法の最適化に努めます。

特に備北クリーンセンターは、供用開始から相当の年数が経過し、地域との協定期間も満了を迎えることから、東城地域と他の地域のごみ処理体系を統合し、新焼却処理施設を整備します。

③ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

市民・事業者・行政が一体となって3Rの取り組みを推進するとともに、分別の指導・啓発を徹底し、ごみ排出量の抑制とリサイクル率の向上に努めます。

④ 不法投棄対策の強化

監視体制の充実と環境保全の意識醸成、関係団体との連携強化に取り組み、不法投棄の未然防止と適切な対応に努めます。

(4) 地球温暖化防止施策の推進

家庭や事業所における省エネルギーの意識啓発、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進します。

(5) 再生可能エネルギーの活用促進

森林資源をはじめとする再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、多様な資源の有効活用について、調査・研究を進めます。

(6) 斎場の再編整備

斎場再編整備計画(平成26[2014]年度策定)に基づき再編整備を行います。なお、最も古い庄原市斎場は、平成30(2018)年度の完成を目標に建替えを行います。

(7) 関係団体との連携

企業・地域・学校・市民団体・警察など、多様な関係団体と連携し、環境保全・美化活動を含めた循環型社会の構築を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
ごみ総排出量	10,361 t (H24)	9,300 t	8,785 t 以下	市内全域のごみ総排出量
リサイクル率	26.3%	28.0%	28.2%以上	リサイクル量/ごみ総排出量
温室効果ガス総排出量(事務事業)	19,650 t -CO ₂	18,674 t -CO ₂	17,898 t -CO ₂ 以下	省エネとごみの減量によるCO ₂ 削減効果
CO ₂ 削減率(事務事業)	—	-5.0%	-8.9%以上	
温室効果ガス総排出量(区域施策)	326,171 t -CO ₂ (H25)	295,208 t -CO ₂	269,452 t -CO ₂ 以下	人口や自動車保有台数などの変化と温暖化対策によるCO ₂ 削減効果
CO ₂ 削減率(区域施策)	—	-9.5%	-17.4%以上	



第1章 基本事項
第2章 基本構想
第3章 基本計画 第3節 快適な暮らし、が実感できるまち(環境・基盤・交通・情報)
第4章 資料編

第4節 “あんしん”が実感できるまち(保健・福祉・医療・介護)

1 子育て支援

■ 施策の方向性

子ども・子育て関連3法が制定され、支援の質と量のみならず、家庭、学校、地域、職場のほか、あらゆる場面での子育て環境の充実が求められていることから、安心して産み・育てることのできる相談体制や情報提供の確保、子どもの年齢段階に応じた支援に取り組みます。

また、保育サービスや見守り事業の拡充、子育てに関する職場の理解促進に努め、子育てと仕事の両立を支援します。

近年、児童虐待や発達障害など、支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携ネットワークを強化し、総合的な子育て支援を進めます。

(1) 計画に基づく施策推進

① 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策推進

子ども・子育て支援事業計画(みらい子どもプラン・平成26[2014]年度策定)に基づき、子どもを産み育てる希望の実現、子どもが健やかに成長できる環境構築に向けた支援施策を推進します。

② 市立保育所再編計画に基づく保育所再編

市立保育所再編計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、保育所の適正配置に取り組み、施設の効率的な運営に努めます。

(2) 子育て家庭への支援

① 乳幼児期の豊かな育ち

豊かな自然、地域の支え、伝統・文化など、本市の特性を活かし、乳幼児期における健やかな育ちを支援します。

② 子育て支援サービスの充実

子育て支援コーディネーターなどの専門職による相談対応や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動を支援します。

また、ファミリーサポート事業を活用した多様な保育ニーズへの対応など、地域における子育て環境の充実に努めます。

③ 経済的負担の軽減

保護者の経済的負担を軽減するため、出産祝い金の支給や子ども医療費の助成、多子世帯の保育料軽減などに取り組みます。

④ 相談体制と情報提供の充実

出産前からの相談対応や情報提供など、子どもを産み育てる不安の解消に努めます。

(3) 子育てと仕事の両立支援

① 施設サービスの充実

市立・私立の保育所や認可外保育所での通常保育に加え、延長保育や一時保育、病児病後児保育など、多様な保育ニーズに対応できるよう、施設サービスの充実に努めます。

② 見守り事業の拡充

放課後や学校休業期間において、見守りが必要なすべての児童の安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充に取り組みます。

③ ワーク・ライフ・バランスの理解促進

市民・事業者を対象に、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の必要性を啓発し、理解促進に努めます。

(4) 母子保健の推進

① 母子の健康保持

母子保健の啓発や妊産婦への助言・指導、小児医療の体制確保などに努め、健康保持の環境を維持します。

② 思春期における保健施策の推進

思春期の子どもが正しい知識を習得し、適切に対応できるよう、家庭・学校・地域と連携した啓発活動や環境づくりに努めます。

(5) 支援を要する子どもへの適切な対応

① 児童虐待防止対策の充実

保育所や学校、地域や近隣者などの協力を得て、虐待が疑われる家庭の把握、虐待の予防と早期発見に努めるとともに、虐待事案に対しては、関係機関と連携して適切に対応します。

② ひとり親家庭への支援

保育サービスや見守り事業への配慮をはじめ、家庭の実情に応じた支援に努めます。

③ 障害児への支援

保健、福祉、医療、教育分野の連携による障害の早期発見と適切な支援、支援の継続を基本とし、障害の種類と程度に応じた支援に努めます。

(6) 安心・安全な地域づくり

① 子育て家庭を支える地域社会の形成

“子どもは地域の宝”との市民意識を醸成するとともに、地域で子どもを育て、子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

② 事故・犯罪被害の防止

事故や犯罪から子どもを守るため、防犯対策協議会や地域の防犯活動を促進・支援するとともに、安心・安全な環境づくりに努めます。

(7) 関係団体との連携

国・県、地域、市民団体など、関係団体との連携を強化し、地域における子育て支援活動の充実に努めます。また、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校が連携し、発育段階に応じた適切な指導・対応ができる体制を構築します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
ファミリーサポート事業提供会員の登録率	1.6%	1.6%	1.6%以上	登録世帯数／総世帯数
保育所入所希望者の入所率(年度末)	100%	100%	100%	入所児童数／入所希望児童数
延長保育(19:30まで)の実施率	41.0%	58.0%	100%	実施保育所数／全保育所数
病児・病後児保育事業の実施事業所数	1所	3所	7所以上	病児・病後児保育を実施する事業所数



2 高齢者の自立支援

■ 施策の方向性

本市は、既に高齢化率が40%を超え、今後も75歳以上の後期高齢者、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、要介護高齢者の増加が見込まれていることから、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防や健康づくり、自助・共助・公助の原則を踏まえた保健・福祉・医療・介護の連携ネットワークの強化など、多様かつ総合的な高齢者支援に取り組みます。

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策推進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成26[2014]年度策定)に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立し、生きがいをもって暮らし続けることができるよう、関係施策を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの充実

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、多職種連携による医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適切な提供に努めます。

(3) 社会参加の促進

① 壮年期の健康づくり

健康づくり計画(平成24[2012]年度策定)および食育推進計画(平成25[2013]年度策定)に基づき、歯科保健事業、食生活の改善、特定健診の積極的受診、地域活動への参加など、壮年期の健康づくり施策を推進します。

② 介護予防事業の推進

高齢者自身による健康づくりを促進するとともに、住民同士が支え合いながら、継続して介護予防に取り組むことができる体制の充実を図ります。

③ 活躍の機会創出

高齢者が培ってきた知恵や技術を活かし、健康で生きがいを感じながら活躍できる機会の創出に努めます。

(4) 自立と安心を支える地域づくり

① 共助意識の醸成

“おたがいさま”の精神を醸成し、地域での見守り活動や緊急時の助け合い活動を促進します。

② 認知症への対応

認知症に対する理解促進や予防啓発のほか、家庭・地域・専門職が連携し、症状の早期発見と適切な対応に努めます。

③ 虐待防止と権利擁護の推進

地域や近隣者などの協力を得て、虐待が疑われる家庭の把握、虐待の予防と早期発見に努めるとともに、虐待事案に対しては、関係機関と連携して適切に対応します。

また、高齢者の判断能力に応じた権利の擁護に努めます。

④ 住環境への支援

住宅改修助成制度や高齢者専用住宅を活用し、ニーズに応じた住宅の整備支援と確保に努めます。

⑤ 高齢者向けコンパクトシティへの取り組み

降雪期などにおける生活不安を解消し、市域内での安心な暮らしを確保するため、高齢者の希望に応じ、利便性の高い地区への転居や一時的な移住に対応できる環境整備に取り組みます。

(5) 介護サービスの体制確保

① 体制整備への支援

適切かつ必要な介護サービスが提供できる体制整備と基盤づくりを支援します。

② 人材の確保支援

介護職員の人材不足が顕在化する中、持続的な介護サービスの提供体制を確保するため、国・県の制度活用や支援制度の創設を含め、効果的な取り組みを検討します。

(6) 関係団体との連携

国・県、社会福祉協議会、老人クラブ、自治振興区、シルバー人材センター、市民団体など、多様な団体と連携し、高齢者の自立支援に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
要介護認定率	25.2%	25.2%	25.2%以下	要介護認定者数／高齢者人口
シルバーリハビリ体操参加率	—	40.0%	57.0%以上	延べ参加者数／高齢者人口
シルバー人材センターの会員登録率	2.2%	2.2%	2.2%以上	シルバー人材センター会員数／60歳以上の高齢者人口
老人クラブ会員登録率	38.4%	38.4%	38.4%以上	老人クラブ会員数／60歳以上の高齢者人口
自治会内に集いの場(サロン・デイホーム)のある割合	71.1%	73.0%	76.0%以上	集いの場のある自治会数／全自治会数
認知症サポーター養成講座延べ受講者数	6,965人	8,500人	10,000人以上	認知症サポーター養成講座を受講した延べ人数(累計)

3 障害者の自立支援

■ 施策の方向性

本市の障害者手帳を所持する障害者数は、おおむね横ばいで推移していますが、手帳所持の有無に関わらず、加齢に伴う身体機能の低下や病後回復期における日常生活への不安、さらには障害に起因する引きこもりなど、生活課題や障害者ニーズも複雑・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、障害者や障害者福祉に対する市民理解を促進するとともに、多様な生活課題に応じた適切な指導や助言、福祉サービスの提供に努め、住み慣れた地域での社会活動や日常生活、能力に応じた就労を支援します。

(1) 障害者福祉計画に基づく施策推進

障害者福祉計画(平成24[2012]年度策定)に基づき、障害者の社会参加と自立生活の支援施策を推進します。

(2) 市民理解の促進

① 啓発と情報提供

障害者差別解消法の普及・啓発、福祉制度の情報提供などに努め、障害に対する市民理解を促進します。

② 支え合い活動への支援

障害者の意欲を醸成し、交流や社会参加を促進するため、ボランティア活動、関係団体の自主活動を支援します。

(3) 社会参加の促進

① 外出・移動への支援

公共交通機関が不足し、広大な市域の中に住居が点在する本市の事情を踏まえ、外出や通院を支援することで、自立と社会参加を促進します。

② 障害者の就労促進

本人・関係機関で個々の支援方針を協議し、対象者の適性や能力、希望に応じた一般就労や福祉的就労を促進します。

③ 交流活動の促進

スポーツや文化活動への参加を支援するとともに、地域における交流活動を促進し、生きがいや充実感が享受できる環境整備に取り組みます。

(4) 生活支援の充実

① 相談支援体制の強化

支援員や相談員の配置、相談支援事業所との連携などにより、相談機会の確保、多様な課題に適切に対応できる支援体制の強化に取り組みます。

② 日常生活への支援

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスおよび生活支援サービスを適切かつ適正に提供することで、障害者世帯の日常生活を支え、精神的・身体的・経済的な負担軽減を図ります。

(5) 関係団体との連携

国・県、社会福祉協議会、障害者福祉団体、自治振興区をはじめ、保健、福祉、医療、教育、産業など、多様な団体と連携し、障害者の自立と社会参加を支援します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
就職希望障害者の就業率	52.7%	55.0%	55.0%以上	就業者数／(有効求職者数＋就業者＋保留者)



4 地域福祉の向上

■ 施策の方向性

過疎化や少子高齢化の進行、生活様式の多様化や意識の変化などに伴い、地域力の減退や高齢者のみ世帯の増加、家族・地域における扶助意識の希薄化などが指摘され、また、虐待や引きこもり、災害発生時への対応など、新たな課題も生まれています。

行政のみでは解決困難なこれらの課題に対し、自助・共助・公助を基本とする協働のネットワークを構築するとともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりに取り組みます。

(1) 地域福祉計画に基づく施策推進

地域福祉計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくり施策を推進します。

(2) 地域ぐるみの活動促進

① 地域福祉の意識醸成

自己啓発の機会設定や行政施策の情報発信に努め、地域福祉への関心と気運の醸成を図りながら、多様な地域活動への市民参加を促します。

② 災害発生時における避難支援

災害時避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、地域の協力者と連携し、支援を要する市民の円滑・確実な避難に備えます。

(3) 関係団体との連携

自治振興区、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係団体と連携し、多様な地域福祉施策を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
福祉活動を行う団体数	40団体	40団体	40団体以上	社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体数
福祉ボランティア登録率	5.1%	5.1%	5.1%以上	社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録者/総人口

5 健康づくりの推進

■ 施策の方向性

社会環境の変化や価値観の多様化などに伴って生活習慣病の患者が増加し、医療費や介護保険給付費も増加傾向にあることから、疾病の予防と早期発見・早期治療を促進します。

食は生命の基本であり、健康づくりに果たす役割も大きいことから、食育に関する理解・関心を深め、健全な食生活への改善を図ることで、市民の心と体の健康維持に努めます。

近年、うつ病などの精神疾患を抱える患者が増加する中、本市における自殺率は、県内他市と比較して高い状況にあることから、対象疾患に関する正しい理解の促進と相談支援体制の充実に努め、こころの健康づくりを推進します。

(1) 計画的な施策推進

① 健康づくり計画に基づく施策推進

健康づくり計画(平成24[2012]年度策定)に基づき、健康意識の醸成や疾病予防を含む健康づくり施策を推進します。

② 食育推進計画に基づく施策推進

食育推進計画(平成25[2013]年度策定)に基づき、食の重要性を踏まえた豊かな人間性を育む施策を推進します。

(2) 食育の理解と地産地消の推進

食育の日の定着をはじめ、食育に対する市民理解の向上に努めるとともに、地産地消推進店の登録、地域における食文化の継承など、地産地消の機運醸成や活動促進に取り組みます。

(3) 歯科保健の推進

家庭、地域、保育所・学校と連携し、幼児期からの一貫した歯科保健活動に取り組むとともに、歯科衛生連絡協議会と連携し、8020運動(80歳以上で自分の歯を20本以上保つ運動)を推進します。

(4) 運動・身体活動の習慣化促進

自らの身体状況に応じた運動・身体活動の選択と習慣化を促し、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸に取り組みます。また、健康増進の情報提供に努め、市民の健康づくりを支援します。

(5) 生活習慣病の予防推進

特定健診・がん検診の受診率向上に併せ、高血圧、糖尿病、女性のがん予防の取り組みを強化します。また、幼児期からの生活習慣の改善をはじめ、生活習慣病に対する市民の自己啓発を促します。

(6) 健康づくり活動への支援

地域団体と協働し、当該地域における特徴的な健康面での課題や要因を整理するとともに、多様な健康づくり活動を支援します。

(7) メンタルヘルスへの対応

精神疾患に関し、専門機関の協力を得て、予防・早期発見・再発防止・社会復帰の段階に応じた適切な支援・取り組みを進めます。

(8) 感染症対策の強化**① 予防接種の推進**

乳幼児および高齢者を対象とした予防接種への理解を促進し、予防を基本とした健康づくりを推進します。

② 対応体制の強化

感染症が発症・発覚した場合を想定し、迅速な対応ができる体制確保と諸準備に取り組みます。

(9) 関係団体との連携

国・県、医師会・歯科医師会、栄養士会、社会福祉協議会、自治振興区など、関係団体と連携し、保健事業の推進と市民の健康づくりに努めます。

目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
地産地消推進店登録店舗数	52店	70店	70店以上	市に登録された地産地消推進店舗数(累計)
3歳児歯科健診受診率	83.1%	83.1%	83.1%以上	受診者数/対象者数
8020達成表彰者数	25人	150人	250人以上	満80歳で20本以上の歯を保持し、庄原市歯科衛生連絡協議会から表彰された高齢者数(累計)
1人当たりの国民健康保険医療費	405千円	405千円	405千円以下	医療費/年間平均被保険者数
健康寿命の延伸	男性：77.23歳 女性：83.27歳	男性：77.23歳 女性：83.27歳	男性：77.23歳以上 女性：83.27歳以上	日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間
特定健康診査の受診率	39.5%	60.0%	60.0%以上	40歳から74歳までの特定健診対象者の受診率
高齢者のインフルエンザ予防接種率	64.1%	70.0%	80.0%以上	高齢者予防接種人口/高齢者人口

6 医療の充実

■ 施策の方向性

高齢化の進行や社会背景に応じて本市の医療環境も変容し、無医集落の増加や開業医の高齢化、慢性的な医師・看護師の不足など、医療分野における課題が顕著となっていることから、医療機関の維持、地域医療に携わる人材の確保・育成に取り組み、市民が安心を実感できる医療環境の維持・充実に努めます。

とりわけ、平成17(2005)年4月から休止状態が続いている産科医療の再開は喫緊の課題であり、地域で子どもを産み育てる環境を取り戻すため、粘り強く取り組みます。

(1) 医療体制の充実

① 産科医療の体制整備

庄原赤十字病院での産科医療体制を確保するため、当該病院および関係機関と連携し、医師の派遣要望などに取り組みとともに、関連機器の導入を支援します。

② 高度医療の充実

総合病院における高度医療・専門医療の充実を図るため、医療システムの整備、各種機器の導入などを支援します。

③ 救急医療体制の維持

休日診療センターおよび在宅当番医による初期救急医療、庄原赤十字病院・西城市民病院での重症救急医療、庄原赤十字病院での小児救急医療の対応体制の維持に取り組みます。

④ 地域医療の確保

地域診療所の維持に努めるとともに、診療環境の充実に取り組みます。

⑤ 医師・看護師の確保

医療ニーズに対応できる医師・看護師を確保するため、独自の奨学金制度を継続するとともに、医療機関や養成機関との情報交換、関係先への要望に努めます。

⑥ 西城市民病院の機能強化

持続的かつ安定的な運営に留意しつつ、地域の包括ケア拠点施設として、医療・介護の提供機能および健診機能の強化に努めます。

(2) 関係団体との連携

国・県、庄原赤十字病院、医師会をはじめ、関係団体との連携を維持・強化し、医療体制の確保のみならず、保健・福祉・医療・介護の総合的なサービスの提供に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
医師1人当たりの人口	500人 (H24)	500人	500人以下	総人口/医師数(歯科医を除く)
卒業初年度における医療従事者育成奨学生の内市内医療機関就職率	90.9%	100%	100%	市内医療機関就職者数/当該年度における資格取得者数

7 社会保障制度の適正運営

■ 施策の方向性

社会保障制度は、誰もが安心を享受し、生活を維持するための礎であることから、安定的かつ持続的な運営が求められます。

生活保護・生活困窮者支援においては、世帯の実情に応じた適切な助言・指導と適正な実施を基本とし、対象者の生活環境や健康状態、生活歴や家族関係などに留意しながら、総合的な視点を持って自立助長に努めます。

国民健康保険制度では、被保険者の年齢構成や疾病構造の変化、医療の高度化などに起因し、給付費が増加していることから、健康づくりの推進と適正な給付に努めます。

介護保険制度においても、高齢化の進行や介護認定者の増加に伴って給付費が増大しており、介護予防を重視した事業への転換を図るとともに、適正な給付に努めます。

年金制度では、若年層を中心に未加入者や未納者が増加していることから、無年金者・低年金者の発生を防止するため、制度の周知と加入・納付の促進に努めます。

(1) 公的扶助による自立支援

① 生活保護の適正実施

法律の規定に基づき、生活に困窮する市民に必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。

② 生活困窮者への支援

法律の規定に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者の相談に応じ、就労、住宅の確保を含めた多面的な支援を行います。

(2) 国民健康保険制度の健全化

① 制度の持続的運営

保険税の適正賦課と収納率の向上に努めるとともに、制度改革の動向を注視しつつ、制度の安定的かつ持続的な運営を確保します。

② 保険給付の適正化

診療報酬明細書の点検強化や後発医薬品の普及促進などにより、適正な保険給付に努めます。

(3) 介護保険制度の健全化

① 制度の持続的運営

保険料の適正賦課と収納率の向上に努めるとともに、介護予防事業を推進し、制度の安定的かつ持続的な運営を確保します。

② 介護給付の適正化

給付費通知書の送付、ケアプランの適切な作成と点検強化などにより、適正な介護給付に努めます。

(4) 国民年金制度の理解促進

制度への加入と年金納付を促進し、市民の適正な年金受給権を確保するため、広報紙やホームページでの制度周知、相談機会の設定などに取り組みます。

(5) 関係団体との連携

国・県、社会福祉協議会、民生委員児童委員、医療機関、年金機構など、関係団体と連携し、社会保障制度の理解促進と適切な運用に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
国民健康保険税の収納率(現年分)	96.3%	96.3%	96.3%以上	収納額／調定額
介護保険料の収納率(現年分)	99.5%	99.5%	99.5%以上	収納額／調定額



第5節 “学びと誇り”が実感できるまち(教育・文化)

1 学校教育の充実

■ 施策の方向性

グローバル化や少子高齢化が進行し、急激に変化する社会の中であって、「ふるさとで学んだことに誇りをもち、活躍できる人材」「主体的に学び続け、協働しながら新しい価値を創造できる人材」の育成が学校教育に求められていることから、児童生徒が、基礎基本の知識・技能を確実に習得するとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、的確に問題を解決できる資質・能力を育成します。

また、人口が減少する中であって、児童生徒が、将来、地域の新たな担い手となって活躍することが強く求められており、地域特性を活かした魅力ある学校づくりに取り組み、家族や地域とのつながりを深め、地域や社会の期待に応えることのできる人材の育成に努めます。

(1) 教育振興基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、学校教育における児童生徒の育成施策を推進します。

(2) 確かな学力の定着・向上

① 主体的に学び考える教育の推進

教職員の指導力・授業力を高め、個に即した指導の充実と学習習慣の確立を図るとともに、児童生徒が主体的に学び、思考力・判断力・表現力の育成を図る授業づくりを推進します。

② ことばの教育の推進

単元を貫く言語活動を重視した授業改善を進めるなど、児童生徒のコミュニケーション能力や表現力の育成、言語活動の充実に努めます。

③ 読書活動の推進

図書担当と学校司書が連携し、学校図書館の活用を進めるとともに、ビブリオバトルやブックトークなどにより、読書好きの児童生徒を育み、自主的な読書活動を促進します。

④ 外国語教育(活動)の推進

中学校区で一貫した授業研究などに取り組み、外国語に対する児童生徒の学習意欲の向上、活用する力の育成に努め、使える外国語の習得を推進します。

(3) 豊かな人間性の育成

① 道徳教育の充実

児童生徒の郷土愛を育むとともに、志をもち、自らを律する道徳教育の充実に努めます。また、社会に貢献する責任感、他者への思いやりや人間関係を築く力の育成に取り組みます。

② 生徒指導の充実

いじめ問題などを未然に防止するため、児童生徒の指導・支援の充実に図るとともに、組織的な生徒指導・教育相談体制の確立に取り組みます。

③ 体験活動の充実

児童生徒の人間性・社会性を育むため、事前・事後の指導の充実に図りながら、発達段階に応じた体験活動を推進します。

④ 芸術教育の充実

合唱コンクールをはじめ、表現、創作、鑑賞する教育活動に取り組むとともに、わが国や郷土の伝統・文化にふれ、児童生徒の感性を高め豊かな情操を養う芸術教育を推進します。

(4) 健康・体力の保持・増進**① 心身の健康保持増進**

家庭と連携し、児童生徒のアウトメディアおよび歯予防などに取り組み、健康で活力ある生活習慣の確立を図ります。

② 安全教育の推進

登下校時や災害発生時において、児童生徒が習得した知識に基づいて危険を予測・回避し、的確に判断・行動できる総合的な安全教育を推進します。

③ 学校における食育の推進

学校給食や弁当の日を活用し、児童生徒の食への関心を高めるとともに、健全な食生活、望ましい食習慣を身につける力を育成します。

④ 体力づくりの充実

児童生徒の体力・運動能力の課題に応じた、体育科の授業および組織的な体育的活動を推進するとともに、縄跳びやサーキット運動などを通して、継続的な体力づくりに取り組みます。

(5) 今日的課題への対応**① グローバル化への対応**

これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の向上、自国および他国文化の理解促進をはじめ、グローバル化に対応した教育の充実に努めます。

② 情報化への対応

情報モラル教育の充実に努めるとともに、児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、ICT機器を効果的に活用した教育を推進します。

③ 社会的自立に向けた教育の推進

児童生徒が将来の生き方を自ら考えることができるよう、幼稚園・保育所から小学校、中学校に至る系統的なキャリア教育を充実します。

④ 特別支援教育の充実

障害児への指導体制を確立するなど、個に即した組織的な指導・支援の充実に努めます。また、進路を見通した教育相談を推進します。

⑤ 幼保小中連携の推進

幼児児童生徒の交流および教職員の研修の充実、学びの連続性を重視した教育活動に努め、学びに向かう力を育みます。

⑥ 県立学校との連携の推進

市内の県立高等学校・特別支援学校における魅力ある学校づくり、地域や小中学校との連携などを支援します。

(6) 教職員の資質向上

① 授業力の向上

児童生徒の状況に応じて適切に指導する力、授業を改善する力量を高める研修を充実し、教職員の授業力向上に努めます。

② 人材の育成

若年層教職員の育成および指導力向上のため、支援体制の充実を図るとともに、ベテラン層教職員の役割を明確にし、主任等を中心とした組織的な学校運営を推進します。

③ 服務管理の徹底

不祥事根絶のための行動計画に基づき、不祥事防止の研修を計画的に実施するなど、教職員の服務管理の徹底を図ります。

(7) 学校教育環境の充実

① 学校施設・設備の充実

学校施設の老朽化対策・長寿命化を計画的に進めるとともに、普通教室への冷房設備やICT機器の整備など、教育環境の充実・向上に取り組みます。

② 遠距離通学への支援

遠距離通学の児童生徒を対象に、交通手段の確保や公共交通の通学費助成などに取り組み、通学を支援します。

③ 学校給食の充実

学校給食調理場の再編・整備、地元産食材の積極的な使用など、学校給食を安全かつ効率的に提供するよう努めます。

④ 学校運営支援組織の充実

学校運営の改善を図る地域住民などからなる学校評議員、学校関係者評価委員の意見や評価を効果的に活用するなど、学校組織マネジメントの充実を図ります。

⑤ 就学への支援

就学援助費支給制度による児童生徒の就学支援のほか、幼稚園就園奨励事業や奨学金貸付制度により、幼稚園児や高校生、大学生などの就園・就学に伴う経済的な支援を行います。

⑥ 学校の適正規模・配置の検討

児童生徒数の減少による小規模校の課題に対応するため、学校再編に関する基本方針や基準など、学校の適正な規模・配置について検討を進めます。

また、廃校により不要となった学校備品の有効活用に取り組みます。

(8) 関係団体との連携

国・県、保育所、幼稚園、県立学校、地域など、関係機関と連携し、幼児教育から高等教育までの展望を踏まえた学校教育を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
全国学力・学習状況調査	小学校 国語A +2.4 中学校 国語A +3.9 小学校 国語B +4.0 中学校 国語B +4.0 小学校 算数A +4.2 中学校 数学A +3.8 小学校 算数B +0.2 中学校 数学B +4.4	各教科 +3 ポイント以上	各教科 +5 ポイント以上	教科毎に全国平均正答率を上回ったポイント
児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目の割合	小学校 男子 72.9% 小学校 女子 81.3% 中学校 男子 25.0% 中学校 女子 70.8%	小学校 男子75% 小学校 女子85% 中学校 男子50% 中学校 女子75%	小学校 男子75%以上 小学校 女子85%以上 中学校 男子75%以上 中学校 女子75%以上	小学校96種目、中学校54種目の内、市内の児童生徒の体力、運動能力が全国平均以上の種目の割合
英語検定3級以上の取得率	18.7%	30.0%	50.0%以上	全中学3年生の内、英語検定3級以上を取得した生徒の割合(卒業時)
1週間の内、家庭での読書時間が2時間以上と答えた児童生徒の割合	小学校:24.7% 中学校:15.9%	小学校:50.0% 中学校:30.0%	小学校:60.0%以上 中学校:40.0%以上	広島県「基礎・基本」定着状況調査



2 生涯学習・社会教育の充実

■ 施策の方向性

近年、生活様式の変化とともに、ワーク・ライフ・バランスを重視する考え方が拡大し、自己実現や生きがいづくりなどのニーズが多様化・高度化してきています。そのため、各地域の自治振興センターを拠点に、文化・スポーツ活動をはじめ、一般教養、生活課題への対応、家庭教育、世代間交流など、年代や性別を問わない多様な生涯学習事業を推進するとともに、習得した知識や技術などの成果を地域活動や人材育成に還元できるシステムの構築に取り組みます。

(1) 教育振興基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、生涯学習・社会教育の関係施策を推進します。

(2) 学習機会の提供

① 各種講座等の充実

市民・地域のニーズを踏まえた公開講座の開催や生涯学習地域事業などに取り組むとともに、成人式を挙行し、社会人としての責任・自覚を促し、ふるさとを愛する心の醸成に努めます。

② 人権教育の推進

人権尊重の意識を高め、相互に尊重し合い、誰もが生き生きと生活できる地域社会を実現するため、人権学習会や講演会の開催、啓発資料の提供などに努め、人権教育を推進します。

③ 放課後子ども教室の充実

地域の協力・参画を得て、放課後や学校の長期休業中における児童の体験・交流活動や学習活動の機会を提供します。

④ 地域課題への対応

市民活動を促進するとともに、地域課題への解決力を醸成するため、年齢層や課題の内容に応じた多様な学習機会を提供します。

(3) 学習活動の支援

① 自治振興区における生涯学習の推進

自治振興区に生涯学習事業を委託し、自治振興活動との一体的な推進を図るとともに、地域リーダーに研修会への参加を促し、人材育成に努めます。

② 関係団体の育成・支援

地域女性団体連絡協議会、PTA連合会、子ども会連合会など、社会教育団体の活動支援と育成に努めます。

③ 情報の収集と発信

生涯学習に関する優良事例や講師の情報を収集・整理し、自治振興区などに提供します。

(4) 読書環境の充実**① 子どもの読書活動推進計画に基づく施策推進**

子どもの読書活動推進計画(平成24[2012]年度策定)に基づき、読書環境の整備施策を推進します。

② 読書機会の提供

児童生徒の自主的な読書を促すため、読み聞かせグループや子育て支援団体と連携し、学校、家庭、地域、図書館など、身近な場所での読書機会の提供に努めます。

③ 図書館機能の充実

多様な資料や情報を収集、整理、保存、発信し、市民の主体的な学習を支援するとともに、図書館サービスの充実に努めます。

(5) 関係団体との連携

国・県や自治振興区、NPO、社会教育関係団体、県立広島大学など、多様な団体と連携し、社会教育活動の活性化と生涯学習の充実に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
生涯学習事業への市民参加率	12.3%	13.5%	15.0%以上	参加者数/総人口
生涯学習委託事業で社会の要請に基づく事業の実施回数割合	33.0%	35.0%	40.0%以上	社会の要請に基づく事業/全生涯学習事業
1人当たりの資料貸出冊数	2.2冊	3.5冊	5.0冊以上	資料貸出冊数/総人口
図書館の利用者登録率	25.9%	33.0%	40.0%以上	登録者数/総人口



3 芸術・文化の推進

■ 施策の方向性

芸術・文化活動は、創造性や感性を育み、自己実現の喜びや心にゆとりや安らぎ、活力を与え、人生を豊かにする取り組みであることから、市民の文化意識高揚を図るとともに、関係団体を育成・支援し、芸術・文化活動を推進します。

有形・無形の文化財は、市民の歴史的な共有財産であり、適切な保護・保存、後継者の育成を図るため、公開展示や保存活動を支援するとともに、地域資源としての価値を磨き、有効活用に努めます。

近年、博物館・資料館への来館者が減少傾向にあることから、市外からの来訪者のみならず、市民が郷土の歴史・文化を学習する場としての活用・活動に取り組みます。

(1) 教育振興基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、芸術・文化の振興施策を推進します。

(2) 芸術・文化活動の推進

① 芸術・文化意識の高揚

市美術展覧会や市役所ロビーコンサート、けんみん文化祭など、身近な場所で優れた芸術・文化に触れる機会を提供し、市民意識の高揚を図ります。

② 地域文化の振興

芸術・文化活動の中心的な役割を担っている文化協会をはじめ、市民の多様な文化活動を支援し、歴史ある伝統文化、地域文化の振興に努めます。

③ 文化施設の活用促進

文化施設は、市民が芸術・文化に接する場であり、ニーズに応じた効果的な活用と利用促進、適切な管理運営に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

① 文化財の保護・管理

天然記念物や史跡の環境整備、建造物の防災設備の点検など、文化財の適切な保護・管理に努めるとともに、価値が認められる史跡については、国指定の検討・調整を進めます。

② 文化財の活用推進

案内標識や解説板の設置、周辺環境整備、ボランティアガイドの養成や文化財資料の作成などに努め、文化財を活用した交流人口の拡大、地域の活性化に取り組みます。

③ 文化財の継承・啓発

民俗芸能の保存・継承活動を支援するとともに、市民が伝統芸能に接する機会の充実に努めます。また、地域の自然や歴史、文化を財産として、保存・活用するための啓発活動に取り組みます。

④ 埋蔵文化財への対応

開発行為により判明した埋蔵文化財は、適切に調査、記録、資料整理および公開し、後世への歴史継承に取り組みます。

(4) 博物館・資料館の活用

① 博物館・資料館の新たな在り方基本計画に基づく施策推進

博物館・資料館の新たな在り方基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、博物館・資料館の有効活用・機能向上に関する施策を推進します。

② 施設機能の充実

本市の自然、歴史、文化に関する多様な資料の収集・展示・研究施設として、機能の充実と適切な管理・運営に努め、市民の郷土愛を育み、生涯学習および文化振興を推進します。

③ 多様な事業の展開

収蔵資料の整理、情報発信や活用のほか、博物館と学校が連携・協力して取り組む教育活動や地域への学習機会の提供など、多様な事業の展開に努めます。

(5) 関係団体との連携

国・県、自治振興区、文化協会など、関係団体との連携を強化し、地域文化の振興に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
文化協会加盟団体等の主催事業への市民参加率	9.4%	10.5%	12.0%以上	参加者数／総人口
庄原市民会館および東城文化ホールの利用率	74.9%	77.5%	80.0%以上	利用者数／総人口
ボランティアガイドの登録者数	35人	50人	70人以上	文化財等の知識・経験を有するボランティアガイドの登録者数(累計)
博物館・資料館への入館者数	—	55,000人	110,000人以上	博物館資料館への入館者数(累計)

4 スポーツの推進

■ 施策の方向性

スポーツは、健康維持、体力増進、運動能力の向上など、心身の健全な発達に寄与し、豊かで活力に満ちた社会の形成につながることから、市民個々の志向に応じたスポーツ活動を奨励します。

また、生活様式や価値観の多様化、利便性が向上する中で、運動不足や食生活の乱れに起因する生活習慣病が増加傾向にあることから、「市民ひとり1スポーツ」を掲げ、気軽にスポーツができる環境を整備するとともに、家庭や学校、地域での活動を促進し、健康づくりを推進します。

さらに、近年、児童生徒の体力低下が懸念されており、スポーツ活動を通して、心身の健全育成に努めます。

(1) 計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)およびスポーツ振興基本計画(平成24[2012]年度改定)に基づき、スポーツの普及・振興施策を推進します。

(2) スポーツ活動の推進

① 地域スポーツの推進

スポーツ推進委員と連携し、気軽に取り組めるニュースポーツ・軽スポーツの普及に努め、地域におけるスポーツ活動を推進します。また、健康づくりを目的としたスポーツの習慣化に取り組めます。

② 関係団体の育成・支援

体育協会、スポーツ少年団など、関係団体の活動を支援するとともに、当該団体と連携し、スポーツ活動の充実、環境づくりに努めます。

③ 総合型地域スポーツクラブの展開

総合型地域スポーツクラブを各地域に設立し、自主的・継続的なスポーツ活動の促進、全域でのスポーツ振興を図ります。

④ 競技力の向上・ジュニアスポーツの推進

児童生徒や青少年の競技力向上やジュニアスポーツの活動を支援することにより、トップアスリートの育成に努めます。

⑤ 障害者スポーツへの支援

障害者も安心してスポーツを楽しむことができる環境を整備するとともに、指導者や支援員の育成に努めます。

(3) スポーツ環境の充実**① 社会体育施設の利用促進**

体育館やグラウンド、プールなど、スポーツ施設の適切な維持・管理に努めるとともに、サービスの向上と利用促進に取り組みます。

② 学校体育施設の活用

地域のスポーツ拠点である学校体育施設について、利用しやすい環境づくりに努め、市民の活用を促進します。

③ 家庭・地域・学校のネットワークづくり

家庭・地域・学校が連携し、児童生徒のスポーツ活動を支援する体制の構築に取り組みます。

(4) 関係団体との連携

国・県をはじめ、自治振興区、市民スポーツクラブ、体育協会やスポーツ少年団など、関係団体との連携を強化し、スポーツ活動の活性化とその環境づくりを推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
スポーツ教室への参加率	6.8%	8.0%	10.0%以上	スポーツ教室参加者数／総人口
小学生のスポーツ少年団加入率	34.7%	42.0%	50.0%以上	スポーツ少年団加入者数／小学校在校生数
総合型地域スポーツクラブ設立数	1件	5件	7件以上	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブ設立数(累計)
1人当たりの体育施設利用回数	6.6回	6.8回	7.0回以上	各体育施設利用者数／総人口



5 家庭・地域の教育力の向上

■ 施策の方向性

家庭は、子どもが健やかに成長するための基盤であり、教育の出発点です。また、自制心や自立心、思いやりや善悪の判断、社会的マナーなどの基礎を育む大切な役割を担っています。

近年、少子化や核家族化の進行とともに、生活スタイルや価値観の多様化、近隣者との関わり方など、子どもを育て、子どもが育つ環境が変容しており、家庭の意義や役割、教育力が改めて問われています。

こうした環境の変化によって、家庭と地域で子どもを育てるという意識や社会的な支えが失われ、不安や孤立感を抱えた家庭、子育ての自信を喪失した親がそれぞれの責任の中で育てる状況となっていることから、親や家庭のみならず、地域や学校、関係者など、子どもを取り巻くすべての市民に、子どもと向き合い、子どもに寄り添い、一緒に子どもを育てるという意識を醸成し、家庭・地域の教育力の向上に取り組みます。

(1) 教育振興基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、家庭・地域の教育力向上の施策を推進します。

(2) 教育風土の醸成

① 地域社会に貢献できる人材の育成

総合的な学習、職場体験学習など、地域・産業界と連携した教育活動を充実し、地域や社会に貢献、また期待に応えることのできる人材の育成を推進します。

② 地域理解を深める教育活動の推進

学校公開、教育フォーラム、地域とともに行う教育活動など、学校や地域での取り組みを発信する機会を設定し、本市の教育に関する地域理解の促進に努めます。

③ しょうばら教育の日の創設

すべての市民で次代を担う子どもを育成する意識を高めるとともに、教育推進の機運を醸成するため、しょうばら教育の日を創設します。

(3) 家庭・地域と取り組む教育活動

① 家庭の教育力の向上

講座や研修会などを開催し、家庭教育に関する自己啓発を促すとともに、家庭の教育力の向上に取り組みます。

② 地域の教育力の向上

家庭、地域、学校の連携を深め、自治振興センターを拠点とした地域の教育力の向上に取り組みます。

(4) 関係団体との連携

P T A 連合会や自治振興区をはじめ、関係団体と連携し、家庭・地域の教育力の向上に取り組めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
地域の教育力向上をめざした事業に取り組んだ自治振興区の割合	50.0%	60.0%	70.0%以上	家庭教育支援および世代間交流事業に年間2回以上取り組んだ自治振興区



第4章 資料編

第4章 資料編

第1節 諮問・答申

1 諮問

庄企第25号
平成26年11月10日

庄原市長期総合計画審議会 会長 様

庄原市長 木 山 耕 三

第2期庄原市長期総合計画の策定について(諮問)

本市のまちづくりの指針となる第2期庄原市長期総合計画を策定したいので、庄原市長期総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、その基本構想・基本計画について、調査審議を求めます。

2 答申

平成27年11月24日

庄原市長 木 山 耕 三 様

庄原市長期総合計画審議会
会 長 上水流 久 彦

第2期庄原市長期総合計画の策定について(答申)

平成26年11月10日付、庄企第25号で本審議会に諮問のありました「第2期庄原市長期総合計画」の基本構想(案)・基本計画(案)について、総勢25名の委員により、全体での審議を4回、専門部会を各4回開催し、市民視点や専門的見地をもって建設的かつ慎重な審議を重ねた結果を別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申を踏まえて「第2期庄原市長期総合計画」を策定され、計画の趣旨と内容を広く市民に周知いただくとともに、本市の課題と将来像をみんなで共有し、市民・議会・行政が手を携え、「美しく輝く 里山共生都市 ～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～」の実現に向けて努力されることを願います。

第2節 関係法令等

1 庄原市長期総合計画審議会設置条例

平成17年7月1日

条例第224号

(設置)

第1条 本市の長期総合計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、庄原市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 長期総合計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 庄原市長期総合計画審議会設置条例施行規則

平成17年7月1日

規則第178号

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市長期総合計画審議会設置条例(平成17年条例第224号)の規定に基づき、庄原市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は構成員
- (3) 各地区の地域審議会の委員
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数以上の出席をもって開くものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員により構成する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 庄原市政策企画会議設置要綱

平成20年3月28日

訓令第2号

(設置)

第1条 重要施策等の審議及び総合調整を行い、効果的な行政運営を推進するため、庄原市政策企画会議(以下「政策会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 政策会議は、市長から指示のあった次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政運営に係る基本的事項に関すること。
- (2) 重要施策に係る企画、立案、実施等に関すること。
- (3) 前2号に係る議案及び例規に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 政策会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 事務担当副市長
- (3) 事業担当副市長
- (4) 教育長
- (5) いちばんづくり政策監
- (6) 総務課長
- (7) 企画課長
- (8) 財政課長
- (9) 管財課長
- (10) 情報政策課長
- (11) 西城支所長
- (12) 東城支所長
- (13) 口和支所長
- (14) 高野支所長
- (15) 比和支所長
- (16) 総領支所長
- (17) その他市長が指名する課長

(会議)

第4条 会議は、市長が主宰し、事務担当副市長が進行する。ただし、事務担当副市長が不在のときは、事業担当副市長が代理する。

- 2 政策企画会議の定例会は、原則として第1及び第3火曜日の午前9時からとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長又は事務担当副市長が必要と認めるときは、会議を開くことができる。
- 4 協議内容の説明は、提案課(支所の室を含む。)が行うものとする。

5 構成員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、出席させるものとする。

6 市長は、政策検討会議の構成員を政策企画会議に出席させ、意見を求めることができる。
(政策検討会議)

第5条 政策会議に政策検討会議を置く。

2 政策検討会議は、政策会議に付議すべき事項の調整及び特定課題を処理する。

3 政策検討会議は、いちばんづくり政策監付職員、事務担当副市長が指名する係長及び専門員をもって組織する。

4 政策検討会議の定例会は、原則として第2及び第4火曜日の午後1時30分からとする。

5 前項の規定にかかわらず、事務担当副市長が必要と認めるときは、会議を開くことができる。

6 協議内容の説明は、提案課(支所の室を含む。)が行うものとする。

(政策ワーキング会議)

第6条 政策検討会議の下部組織として政策ワーキング会議を置くことができる。

2 政策ワーキング会議は、政策検討会議に付議すべき案件の基本的事項について検討を行う。

3 政策ワーキング会議は、事務担当副市長が指名する職員をもって組織する。

4 政策ワーキング会議の定例会は、原則として第1及び第3水曜日の午前9時30分からとする。

5 前項の規定にかかわらず、企画課長が必要と認めるときは、会議を開くことができる。

6 協議内容の説明は、提案課(支所の室を含む。)が行うものとする。

(提案議題の送付)

第7条 政策会議への提案議題は、政策ワーキング会議開催日の3日前までに企画課へ送付するものとする。ただし、急を要する事項については、この限りではない。

(庶務)

第8条 政策会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

4 庄原市長期総合計画分野別会議設置要領

平成26年8月29日

訓令第8号

(設置)

第1条 第2期庄原市長期総合計画(以下「第2期計画」という。)の策定にあたり、政策分野別事項の検討及び調整を行うため、庄原市長期総合計画分野別会議(以下「分野別会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分野別会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2期計画の策定における各分野の課題抽出及び調査研究に関すること。
- (2) 第2期計画の策定において、政策検討会議又は政策企画会議に付議すべき事項の調整に関すること。
- (3) その他第2期計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 分野別会議は、企画課長が主宰する。

2 構成員は、別表に掲げる職にある者とする。

3 企画課長に事故があるとき又は企画課長が欠けたときは、企画課長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて企画課長が招集する。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 企画課長は、会議を総理し、会議の議長となる。

4 企画課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 分野別会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

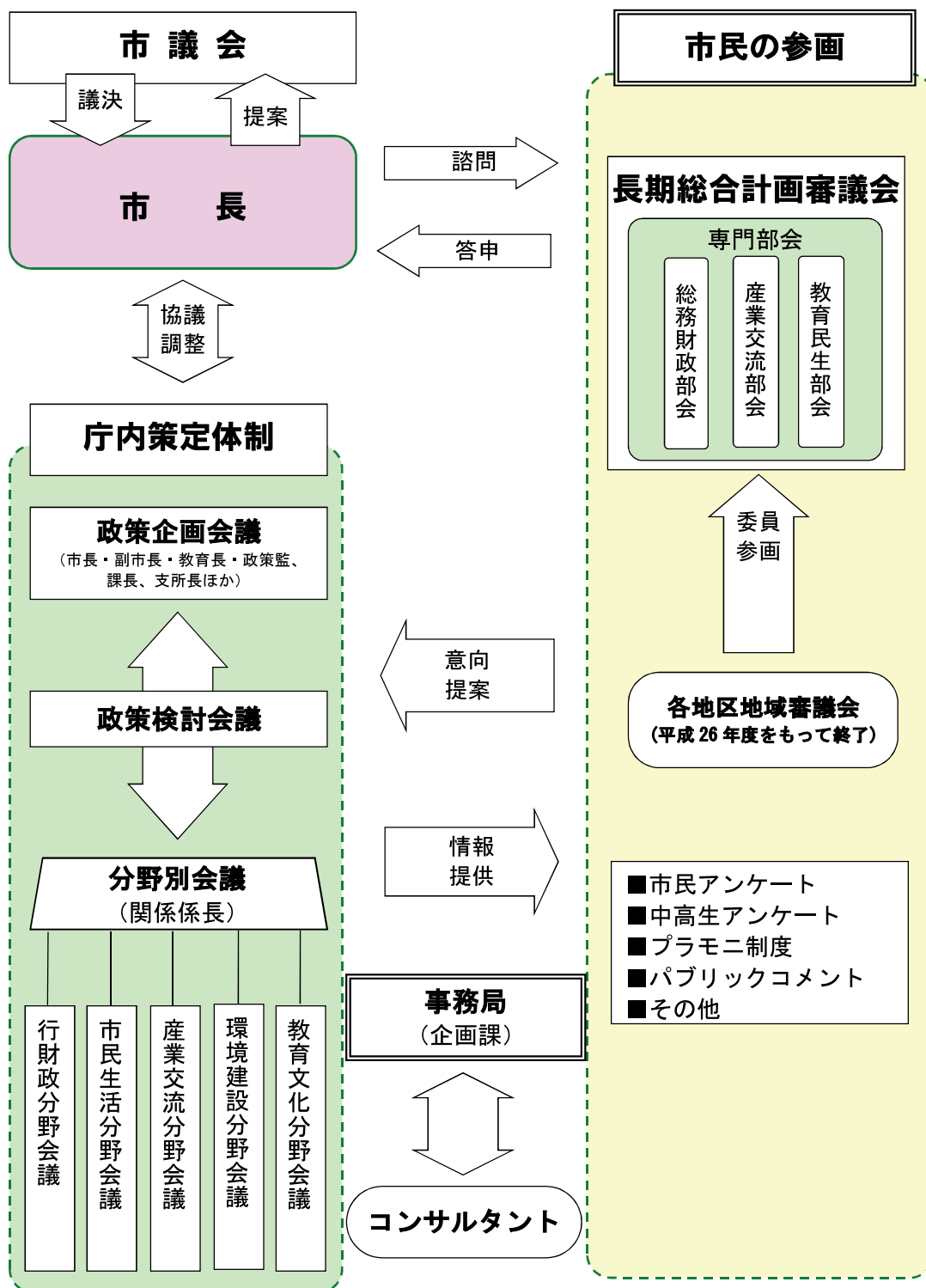
(施行期日)

1 この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

第3節 策定体制



第4節 審議会委員名簿

1 庄原市長期総合計画審議会委員名簿

No.	分野	団体所属等	氏名	役職	専門部会	
1	学識経験者	県立広島大学	かみづる ひまひこ 上水流 久彦	会長		
2	学識経験者	元庄原市議会議員	あきやま すなお 秋山 愿		総務財政	
3	学識経験者	元広島県職員	つみやま とよみち 積山 豊通		総務財政	
4	公共的団体の役員又は構成員	自治	ふじなだ よしひさ 藤谷 善久		総務財政	
5		農業	かたしま いっぺい 片島 一平		産業交流	
6		林業	いくま つよし 生熊 剛士		産業交流	
7		商業	いしかわ よしひで 石川 芳秀		産業交流	
8		観光	どい みきお 土井 幹雄		産業交流	
9		福祉	やまうち ふみお 山内 文雄		教育民生	
10		福祉	ふじもと えりこ 藤元 恵里子		産業交流	
11		医療	もうり あきお 毛利 昭生		教育民生	
12		青年	こばやし まもる 小林 護		総務財政	
13		女性	おかざき てるこ 岡崎 輝子		教育民生	
14		子ども	はやい ちなみ 早井 千波		総務財政	
15		老人	すみた てつや 住田 鉄也		教育民生	
16		文化	きよみつ やすこ 清光 康子		教育民生	
17		スポーツ	ひがし たいじ 東 泰治		教育民生	
18		地域審議会	庄原地区地域審議会	ほりえ まさる 堀江 勝		総務財政
19		地域審議会	西城地区地域審議会	みょうが まこと 明賀 誠		教育民生
20		地域審議会	東城地区地域審議会	きつかわ ゆきこ 吉川 由基子		教育民生
21	地域審議会	口和地区地域審議会	やまおか よしはる 山岡 芳晴		総務財政	
22	地域審議会	高野地区地域審議会	おおさか あきお 大坂 秋雄		産業交流	
23	地域審議会	比和地区地域審議会	まつなが ゆりこ 松長 百合子		産業交流	
24	地域審議会	総領地区地域審議会	てしま あき 手島 亜希		総務財政	
25	市長が必要と認める者	NSウエスト株式会社	よしおか しろう 吉岡 史郎	副会長	産業交流	

※敬称略、地域審議会は平成26年度末をもって終了

第5節 策定経過

1 市議会

No.	年月日	策定経過	備考
1	平成26年9月30日	・議員全員協議会	・策定における基本的事項および策定体制について
2	平成27年7月8日	・総務財政常任委員会	・基本構想(素案)について ・基本理念および将来像について
3	平成27年9月11日	・総務財政常任委員会	・基本構想(素案)について ・基本計画(素案)について
4	平成27年12月3日	・第1回 第2期庄原市長期 総合計画調査特別委員会	・正副委員長の互選について
5	平成27年12月8日	・第2回 第2期庄原市長期 総合計画調査特別委員会	・基本構想(案)について
6	平成27年12月18日	・第3回 第2期庄原市長期 総合計画調査特別委員会	・基本構想(案)について
7	平成27年12月24日	・第4回 第2期庄原市長期 総合計画調査特別委員会	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について
8	平成28年1月6日	・第5回 第2期庄原市長期 総合計画調査特別委員会	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について
9	平成28年1月20日	・第6回 第2期庄原市長期 総合計画調査特別委員会	・庄原市財政計画について ・前期実施計画(案)について ・基本構想(案)について ・基本計画(案)について
10	平成28年2月8日	・議員全員協議会	・基本構想および基本計画の概要について
11	平成28年2月25日	・第1回市議会定例会	・基本構想および基本計画を上程
12	平成28年2月29日	・第7回 第2期庄原市長期 総合計画調査特別委員会	・基本構想および基本計画の策定について(議案付託)
13	平成28年3月8日	・第8回 第2期庄原市長期 総合計画調査特別委員会	・基本構想および基本計画の策定について(議案付託)
14	平成28年3月17日	・第1回市議会定例会	・基本構想および基本計画の議決

2 長期総合計画審議会・専門部会

No.	年月日	策定経過	備考
1	平成26年11月10日	・第1回審議会	・委嘱状交付、会長および副会長選出 ・諮問 ・策定における基本的事項および策定体制について ・住民意向アンケート調査の実施について
2	平成27年2月23日	・第2回審議会	・住民意向アンケート調査の集計結果(速報)について ・基本構想(素案)について
3	平成27年3月30日	・第3回審議会	・住民意向アンケート調査における記述回答について ・専門部会への所属について ・基本構想(素案)に係る各地域審議会での意見について ・基本構想(素案)について
4	平成27年5月25日	・第1回総務財政部会	・基本構想(素案)について ・目標人口の設定について
5	平成27年5月27日	・第1回産業交流部会 ・第1回教育民生部会	
6	平成27年7月6日	・第2回総務財政部会 ・第2回産業交流部会	・基本構想(素案)について ・基本理念および将来像の設定について
7	平成27年7月7日	・第2回教育民生部会	
8	平成27年8月31日	・第3回総務財政部会	・基本構想(素案)について ・基本計画(素案)について ・将来像(案)について
9	平成27年9月2日	・第3回産業交流部会 ・第3回教育民生部会	
10	平成27年10月16日	・第4回産業交流部会 ・第4回教育民生部会	
11	平成27年10月19日	・第4回総務財政部会	・基本構想(素案)について ・基本計画(素案)について
12	平成27年11月16日	・第4回審議会	・基本構想(答申案)について ・基本計画(答申案)について
13	平成27年11月24日		基本構想(案)・基本計画(案) 答申

3 地域審議会

No.	年月日	策定経過	備考
1	平成27年3月23日～ 平成27年3月27日	・各地区地域審議会(7地区)	・基本構想(素案)について

4 庁内会議等

No.	年月日	策定経過	備考
1	平成26年8月19日	・政策企画会議	・策定における基本的事項および策定体制について
2	平成26年10月22日	・政策企画会議	・住民意向アンケート調査の実施について
3	平成26年11月4日	・政策企画会議	・住民意向アンケート調査の実施について
4	平成27年2月17日	・政策企画会議	・住民意向アンケート調査の集計結果(速報)について ・基本構想(素案)について
5	平成27年7月2日	・政策企画会議	・基本構想(素案)について
6	平成27年7月7日	・政策企画会議	・基本構想(素案)について ・基本理念および将来像の設定について
7	平成27年7月9日	・第1回行財政分野会議 ・第1回市民生活分野会議 ・第1回産業交流分野会議 ・第1回環境建設分野会議 ・第1回教育文化分野会議	・基本構想(素案)について ・基本計画の策定について ・住民意向アンケート調査の結果について
8	平成27年8月26日	・第2回市民生活分野会議 ・第2回産業交流分野会議	・基本計画(素案)について
9	平成27年8月27日	・第2回行財政分野会議 ・第2回環境建設分野会議 ・第2回教育文化分野会議	
10	平成27年9月1日	・政策企画会議	・基本構想(素案)について ・基本計画(素案)について ・将来像(案)について
11	平成27年9月29日	・第3回市民生活分野会議	・基本計画(素案)について
12	平成27年10月2日	・第3回行財政分野会議 ・第3回産業交流分野会議 ・第3回環境建設分野会議 ・第3回教育文化分野会議	
13	平成27年10月6日	・政策企画会議	
14	平成27年11月10日	・政策企画会議	・基本構想(答申案)について ・基本計画(答申案)について
15	平成27年12月1日	・政策企画会議	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について
16	平成28年2月2日	・政策企画会議	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について

5 住民意向アンケート調査

No.	年月日	策定経過	備考
1	平成26年11月26日～ 平成26年12月17日	・住民意向アンケート調査 (市民・中高生)	・一般市民6,500人 中高生565人を対象として実施 回収率(市民43.0% 中高生100%)

6 パブリックコメント・プランナーモニター

No.	年月日	策定経過	備考
1	平成27年11月12日～ 平成27年11月26日	・市民意見の聴取	・基本構想(素案) 基本計画(素案)について 意見提出者7人 意見25件 (市ホームページにおいて意見の回答を公開)

第6節 用語解説

	用語	解説
あ行	ICT機器	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。コンピューターやプロジェクター、デジタルカメラ等の情報機器のこと。
	Iターン	都市部で生まれ育った人が、地方へ転居・就職すること。
	アウトメディア	テレビやDVD、ゲーム、インターネットなどの電子メディアに触れないで過ごすこと。
	アベノミクス	安倍政権による日本経済の課題克服のためのデフレ脱却と富の拡大政策のこと。(3つの基本方針：大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略) ※デフレ…デフレーションの略。物価が継続的に下がり、貨幣価値が上がっていく状態のこと。
	入込観光客数	観光・保養目的、各種行事・催し物等に訪れる市外からの来訪観光客のこと。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。産業や生活の基盤となる施設の総称。
	う歯	虫歯のこと。
	NPO	Not Profit Organization(民間非営利団体)の略。自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のこと。
	オープンガーデン	個人の庭を一般公開するイベントのこと。
	温室効果ガス	地球の大気に含まれている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素(N ₂ O)、フロンガスなどの地球温暖化をもたらすガスのこと。
か行	カーボンニュートラル	植物のように光合成の過程で二酸化炭素を吸収するため、燃焼による二酸化炭素の新たな増加要因にならない性質のこと。
	カオリナイト	火山岩、長石、雲母などが風化してできる粘土鉱物のひとつ。
	合併算定替	合併市町村の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例のこと。
	木の駅プロジェクト	木材の集荷場所「木の駅」に間伐材や林地残材を運び込み、集荷された木材をチップ業者が買い取り、その量に応じて出荷者に地域通貨が交付される仕組み及びその取り組みのこと。
	供養田植	牛馬の安全、五穀豊穰、家内安全などを願う大規模な祭のことで、田植踊り、供養行事、しろかき、太鼓田植、お札納めの五つの行事からなる。
	クラスター	ぶどうの房のこと。
	グローバル化	国境を越え、世界的規模となる成り行きや過程のこと。
	合計特殊出生率	15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
	高度経済成長期	日本経済が飛躍的発展を遂げた昭和29(1954)年12月から昭和48(1973)年11月までの約19年間のこと。
	国立社会保障・人口問題研究所	人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関。
	子育て支援コーディネーター	地域の事情や人的、物質的、時間的資源を十分に把握し、子育て資源と地域に住む多様な家族をつなぎ合わせる役割を担う人材のこと。
	コミュニティ	社会において、共通の目標や役割、帰属意識を持つ地域や団体のこと。

	用語	解説
さ行	サーキット運動	有酸素運動と筋肉強化運動を同時に行ない、呼吸循環器系と筋系の両方に効果を求めるように考案された運動方法のこと。
	災害時避難行動要支援者	要配慮者(高齢者・障害者・乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものこと。
	資源循環型農業	堆肥による土づくりと化学肥料や化学農薬の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式で、家畜排せつ物の適正管理と有機性資源の循環利用の促進などによる環境と調和した農業のこと。
	住民告知端末	緊急情報や市からの情報など、光ファイバーを活用した告知放送を行う機器端末のこと。
	周遊・宿泊型観光	複数の観光地を移動し、宿泊地を変えていく旅行形態のこと。
	集落法人	集落をひとつの経営体とし、農地を効率的かつ安定的に経営する法人のこと。
	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環利用、排出物の適正処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会のこと。
	スパイラル	連鎖的に起こる悪循環のこと。
た行	第三セクター	国や地方公共団体と民間企業、団体との共同出資で設立される事業体のこと。
	地域包括ケアシステム	要介護高齢者となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
	地域包括支援センター	市役所本庁および各支所に設置された、高齢者の健康づくりや福祉の増進を包括的に支援するための拠点のこと。
	嫡出子	法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子のこと。
	着地型観光	旅行者を受け入れる側の地域(着地)が、その地域ならではの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光形態のこと。
	中山間地域	山間地およびその周辺、地勢等の地理的条件が悪い地域のこと。
	ツール	道具のこと。
	つまもの	料理を引き立てるために用いられる葉や枝花などの総称。
	TPP	Trans - Pacific Partnership(環太平洋パートナーシップ協定)の略。加盟国間で取引される全ての品目について、関税を撤廃しようとする枠組みのこと。
	DV	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者やパートナー等、親密な関係にある相手からの暴力のこと。
	デジタルサイネージ	映像表示装置とデジタル技術を用いた広告媒体のこと。屋外・店頭・公共施設などに、液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して広告や各種案内を表示するもの。
	トレッキング	健康やレクリエーションを目的とした山歩きや高山の山麓を徒歩で旅行すること。歩くスキーなどについてもいう。

	用語	解説
な行	日本型直接支払制度	多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の総称で、農業の持つ多面的機能(国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など)の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行う支援制度のこと。
	日本創成会議	日本全体の長期構想を描き、その実現に向けた戦略を策定するため、産業界労使や学識経験者などの有志が立ち上げた組織。
	認定農業者	自ら作成した農業経営改善計画が市町村に認定された農業者のこと。認定により、低利率の資金利用や税制特例などの支援が受けられる。
は行	バイオエタノール	燃料として使用される、サトウキビやトウモロコシ、木材や古紙などのバイオマスを発酵・蒸留させて作ったエタノールのこと。
	白色鉱物	鉄やマグネシウムを含まず、無色か白色をしている造岩鉱物のこと。
	バリアフリー	高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと。
	光ケーブル	石英ガラスまたは透明度の高いプラスチックを使用した通信ケーブルのこと。高速、長距離、大容量のデータ通信に向いている。
	ビブリオバトル	参加者同士で本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める催しのこと。
	ファシリティマネジメント	土地・建物・構築物・設備等を最適な状態で保有し、運営・維持するための総合的な管理手法のこと。
	ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人と、援助を受けたい人が会員として登録し、相互関係の中で子育てを支援する地域事業のこと。
	Facebook	登録した個人情報を利用して、関係者や同じ趣味を持つ人と交流することができるインターネットを利用したサービスのひとつ。
	普通交付税	地方団体が一定の水準を維持するために、一定の合理的な基準によって再配分された財源のこと。
	ブックトーク	あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を喚起させる活動のこと。
	プロデュース	様々な方法を用いて目的物の価値をあげること。
	プロモーション	目的を達成するために、対象に向かって行う広報・宣伝等の活動のこと。
ま行	まちづくりプランナー・モニター	事前登録した市民から、インターネットを利用して、まちづくりの事業提案や市の事業の評価などを意見聴取する取り組みのこと。
	マッチング	種類の異なったものを組み合わせること。
	マネジメントサイクル	Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Action(改善)のサイクルに沿って、計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうとする考え方。
	メンタルヘルス	心の健康のこと。
	木質バイオマス	木材から作られ、熱源や発電に利用される再生可能なエネルギー源のこと。
	木質ペレット	おがくずや木くずなどの製材廃材などに圧力を加えて固めた固形燃料のこと。

	用語	解説
や行	有効求人倍率	公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合のこと。
	Uターン	地方で生まれ育った人が、都市部などへ進学・就職した後、再び故郷へ戻ること。
ら行	リスク	ある行動に伴って(あるいは行動しないことによって)、危険に遭う可能性や損をする可能性のこと。
	6次産業化	農山漁村の地域資源を活用し、農林漁業(1次産業)と、製造業(2次産業)、小売業等(3次産業)との総合的かつ一体的な事業推進によって、新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を意味し、働きながら私生活も充実させられるよう、職場や社会環境を整えること。

第2期庄原市長期総合計画

発行 広島県庄原市

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

TEL 0824-73-1128 FAX : 0824-72-3322

URL <http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>

E-mail kikaku-chousei@city.shobara.lg.jp



庄原市